



12-13世紀イングランドの歴史叙述におけるユダヤ人

菊池, 智子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2009-03-25

(Date of Publication)

2017-04-06

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4811

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004811>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

2009年 3月 24日

12-13世紀イングランドの歴史叙述におけるユダヤ人

神戸大学大学院文化科学研究科（博士課程）

社会文化専攻

菊 池 智 子

目次：

0. 序論

0.0	はじめに	1
0.1	記憶・忘却と歴史の関係	4
0.2	研究史	7
①	19世紀-20世紀前半	7
②	1960年代以降	10
③	1990年代以降	13
④	結	15
0.3	問題の所在	17
①	ユダヤ史の問題	17
②	イングランド史の問題	20
0.4	手順と史料	22

1. 12世紀イングランドの歴史叙述にみるユダヤ人

1.0	はじめに	28
1.1	ノリッジの儀式殺人告発	32
①	聖ウィリアムの聖人伝	33
②	聖人伝の位置付け	38
③	結	43
1.2	少年殺害告発とユダヤ人虐殺	46
①	ベリ・セント・エドモンズの聖口バート	49
②	ウィンチェスタにおけるユダヤ人殺害告発	54
③	ニューバラのウィリアム	61
④	結	73
1.3	おわりに	76

2. 12世紀から13世紀へユダヤ人をめぐる言説の変容

2.0	はじめに	80
2.1	ジョン王時代の歴史叙述	91
①	Ralph of Coggeshallの年代記	92
②	Roger of Wendoverの年代記	96

③ 結	100
2.2 12世紀の記憶の取捨選択	
2.2-1 前世紀の受容	100
① ユダヤ人虐殺事件の短縮	101
② ノリッジの事件の加筆	108
③ 結	113
2.2-2 目撃証言	116
① 1255年リンカンの少年殺害告発	116
② シモン・ド・モンフォールの乱におけるユダヤ人虐殺	123
③ 結	128
2.3 おわりに	129
3. 1290年のユダヤ人追放再考	
3.0 はじめに	136
3.1 「ユダヤ人追放」の同時代叙述	140
3.2 「ユダヤ人追放」の現在	146
3.3 おわりに	147
4. 結論	148
5. 参考文献	152
付録： イングランドおよびウェールズ地図	
ユダヤ人共同体分布図	

0. 序論

0.0 はじめに

ユダヤ史の碩学シーセル・ロスは、中世イングランドとユダヤ民族のかかわりを、その代表的著作『ユダヤ人の歴史』のなかで次のように述べている：

中世が絶頂に達した頃、ユダヤ人追放にのりだした最初の国は、ユダヤ人の入国を一番最後に認めた国であった。（中略）歴史は、ユダヤ人追放が完全にできないことを示している。しかしその後数世紀、イギリスではユダヤ人定住社会の再建は不可能だった。パレスティナとメソポタミアから西ヨーロッパへとユダヤ人の生活の中心を移した振子は、今や容赦なく東に戻り始めた。¹

中世ヨーロッパのユダヤ史にとってブリテン島²は、ユダヤ民族の最後の移住地であり、それと同時に、中世後期にヨーロッパのユダヤ民族が虐殺を伴って徐々に東へ追われていく、その口火を切った場所でもあった³。つまり、ユダヤ史上において中世イングランドのユダヤ人の歴史は、中世ヨーロッパのユダヤ人共同体の分布が拡大から縮小へ転じた瞬間、ユダヤ人のヨーロッパ移住の活動をロスのように振子の運動になぞらえるならば、いわばその振子が振り切れた瞬間に位置している。

本論文では、上のように位置づけられてきた中世イングランドのユダヤ人について、考察の舞台を12-13世紀のイングランドの歴史叙述に限定し、「記憶と忘却」という視角から論じて行きたいと思う。以下では、問題の所在とそれに沿って設定される課題を明らかにして行くが、まずは考察の対象となる中世イングランド社会におけるユダヤ人あるいはユダヤ人共同体について、その概要を簡単に説明しておきたい。

イングランド史の画期でもある1066年のいわゆるノルマン征服は、ヨーロッパのユダヤ人社会にとっても重要な転換点となった。なぜなら、征服者ウィリアム一世らが北仏からイングランドに移住したとき、同地のユダヤ人もそれに伴って海を渡り、ブリテン島に入植したと考えられるからである⁴。中世イングランドに居住したユダヤ人はルーアン、あるいはノ

¹ シーセル・ロス『ユダヤ人の歴史』長谷川 眞 安曇 鋭二 訳 みすず書房 1966年 149-151頁。以下脚注では既出の二次文献は筆者名、出版年あるいは掲載年、頁のみの表示に留めたい。詳細は巻末の参考文献表を参照されたし。

² アイルランド、スコットランド、ウェールズではユダヤ人共同体の存在が確認されていない。

³ ユダヤ人の追放はこのあとフランス（1306年、1322年、1394年）、スペイン（1492年）、などでも行われた。シーセル・ロス 1966年 151-163頁。

⁴ C. Roth, *History of the Jews in England*, 1941, p. 4.

ルマンディ出身のユダヤ人であるとされ、さらにその移住には、ノルマン征服にほど近い時期に大陸で起こった第一回十字軍（1096年）に伴うラインラントでのユダヤ人大虐殺が、要因として働いたのではないかと推測されている⁵。ともあれ、大陸のユダヤ人は段階的にブリテン島へ移住したようである⁶。

ユダヤ人はまずロンドンに共同体を形成した。さらに12世紀の中頃からは、ロンドン以外の地域に共同体を拡大していった⁷。ブリテン島でのユダヤ人の主要な生業は、大陸と同様に「高利貸し」とも表現される金融業であった⁸。しかしユダヤ人すべてがそのような職についていたのではなく、むしろ金融業を大規模に営めるのは限られた富裕層であり、大部分のユダヤ人は貧困層であったと推測されている⁹。ユダヤ人はキリスト教社会では最下層に位置づけられていたが、共同体内部でも、有力な家系とそうではない者との階級差は存在していた。

12世紀中頃に国王ヘンリー一世は、ユダヤ人に対して特許状を発布し、後の王もそれを追認し続けた。それによりユダヤ人には、一般キリスト教徒とは異なるさまざまな権利が与えられた¹⁰。イングランド国王がそのようにユダヤ人を保護し金融活動を奨励する一方、ユダヤ人はそれに対して多額の納税で応えるという関係が出来上がって行く。しかし徐々に、国王はユダヤ人共同体からの徴税をより頻繁により厳しく行うようになる。それと同時に、教会

⁵ 佐藤唯行 「中世英国のユダヤ人金融」『西洋史学』1978年 43頁。

⁶ R. C. Stacey, 'Jews and Christians in Twelfth-Century England: some Dynamics of a Changing Relationship', in M. A. Signer and J. Van Engen eds. *Jews and Christians in Twelfth Century Europe*, 2001, pp. 342-343.

⁷ ユダヤ人共同体の分布図を参照。J. Hillaby, 'A magnate among the marchers: Hamo of Hereford, his family and clients 1218-1253', *Jewish Historical Studies*, 1990 a, p. 24.

⁸ キリスト教は基本的に利子が生じることを認めていなかった。したがって、利子がどれほど些少でもそれを受け取るものは「高利貸し」と呼ばれた。ジャック・ル・ゴフ 『中世の高利貸し一金も命も一』 1989年 29頁。

⁹ V.D. Lipmanの1220-40年のノリッジ共同体についての試算では三分の一が貧困層であるとされた。V.D. Lipman, *The Jews of Medieval Norwich*, The Jewish Historical Society of England, 1967, pp. 41-45. 他の共同体でも資産のほとんどは少数の有力家系に属していたと推測されている。ロンドンについてはJ. Hillaby, 'London: the 13th-century Jewry revisited', *Jewish Historical Studies*, 1993 b, pp. 89-158, ヘレフォードについてはJ. Hillaby, 'The Hereford Jewry 1179-1290- Aaron le Blund and the last decades of Hereford Jewry 1253-1290', *Woolhope Naturalist Fields Club*, 1990 b, pp. 432-487, を参照。

¹⁰ ヘンリー一世による特許状は現存していない。ヘンリ二世やジョン王など後継者の追認からその存在が推測されている。そこにはユダヤ人の司法や自治などの特権が認められている。C. Roth, 1941, p. 6, P. Brand, 'Jews and the Law in England 1275-90', *English Historical Review*, 2000, p. 1138.

や国王により恥辱のバッジ着用が規定されるなど、ユダヤ人に対して宗教的に非寛容な姿勢も示され始めた。このように度重なる徴税と、宗教的不寛容による暴動や処刑、都市からの追放により、13世紀半ばからユダヤ人共同体は以前に比べて格段に縮小し貧困化していった¹¹。

そのような状況で1272年に即位した国王エドワード一世は、高利貸し禁止の制定法発布や大規模な逮捕・処刑など、ユダヤ人に対してその活動を抑圧するような措置を繰り返した。そしてついに1290年にユダヤ人追放は決定、実行された。イングランドにおけるユダヤ人の人口は、13世紀前半には4000-5000人以上であったのが、追放時の総人数は2500-3000人にまで減少していたと推測される¹²。以上が1066年以降に始まったイングランド入植から、1290年に追放されるまでの、ユダヤ人共同体史の概要である。追放の年である1290年から、17世紀にクロムウェルによるユダヤ人受け入れ政策が行われるまで、ブリテン島にユダヤ人共同体が形成されることはなかった¹³。ユダヤ人追放は、ほぼ成功したのである。

上記の説明は、中世イングランドのユダヤ史の一般的な理解であると言っても良いだろう。だが、ロスも述べているように、中世イングランドはヨーロッパでユダヤ人を最後に受け入れ、最初にまれにみる完璧さをもって追放した地域である。それはすなわち、他のヨーロッパ地域に比べて、中世イングランドはユダヤ民族との接触の期間が少ないことを意味している。それゆえに、ユダヤ史においてこの中世イングランドという地域は、定住地域の拡大から縮小の転換点である以上の意味は持たされてこなかった。しかしながら、近年になって強く認識され始めた、「記憶と忘却」と歴史の関係という新しい視点から検討するならば、このように意味が限定されてしまっているかに見える研究領域も、また新たな問題提起の場になりうるだろう。

以下の序論ではまず、近年になってこの「記憶と忘却」と歴史をめぐる考察が重要性を増している状況を示す(0.1)。次に、中世イングランドのユダヤ研究史の動向を述べ、この研究領域に記憶と忘却という視点を持ち込む意義を明らかにする(0.2)。最後に、本論で追求されるべき課題と、行われる分析の手順を説明したい(0.3-4)。

¹¹ C. Roth, 1941, pp. 38-67.

¹² イングランドの全人口比では0.25%、都市の人口比では1.25%と推測されている。P. R. Hyams, 'The Jewish Minority in Medieval England 1066-1290', *Journal of Jewish Studies*, 1974, p.271.

¹³ 1290年から1609年までのイングランドにユダヤ人共同体が存在しなかった期間についてのイングランドにおけるユダヤ人の研究は C. Roth, 1941, pp. 132-148, 以外は現在も皆無に近い。

0.1 記憶・忘却と歴史の関係

歴史研究の場では近年、「記憶」がますます自覚的に扱われている。歴史と記憶、あるいは歴史と忘却についての考察が、とくに1990年代以降に、急激に進められていった。いったいなにがそのような状況をもたらしたのだろうか。

そもそも記憶とは、あるいは忘却とは何なのだろう。まず「記憶」とは、かつてあったこと、過去に起きた出来事についてのものである。従って「記憶」は、かつては存在し、なおかつもはや存在しないものに関連するという性質を帯びている。さらに「記憶」は、そのかつては存在したがいまや不在のものが、自然に浮かび上がるにせよ、記憶術のような方法を使って人為的に想起するにせよ、ある一定の時間において、脳裏に回帰することまでを含意している。そして、「記憶」とは個人のみならず、集団あるいは集合的なものにも帰属可能なものであると考えられる。それに対して「忘却」とはすなわち欠落であり、記憶力の裏の部分に当たる¹⁴。

そのような「記憶」は、20世紀を通じて歴史家の関心が文化史から心性史へ、さらに表象史へと移るに至って、歴史学の対象と見なされるようになって行く。それは、記憶と歴史の間にある断絶が考察されることを意味していた。つまり、まず目撃証人の記憶は、他者に語られ、それが証言となる。次に、それは受託者を通して記録文書化される。この瞬間から、記憶と歴史には必然的に断絶が生じている。歴史叙述操作というものを、証言の獲得から記録文書の作成、それに対する説明・叙述という一連の作業までを含意すると定義した場合、そのように証言から叙述までに辿る道程で、「記憶」は必然的に阻まれ傷つけられることになるだろう。（ただし、ここで言う歴史叙述とは歴史書のみを指すのではなく、あらゆる「書きこまれたもの」を含意する）このような阻まれ傷つけられた「記憶」を対象とすることで歴史家は、現存する文書からさらに遡って、叙述操作全体の反省を迫られることになったのである¹⁵。

上記のような認識は、集合的記憶のより繊細な考察へと歴史研究を導いた。そのような認識に導かれた多数の研究成果のうちいくつかをここに挙げてみよう。まず、このような歴史と記憶をめぐる最近の動向を先駆けるように、M. T. Clanchyが行政史料の作成・保存システムの発展を跡づけるために、イングランドのノルマン征服からエドワード一世の治世の終

¹⁴ ポール・リクール『記憶・歴史・忘却』上 久米 博 訳 2004年 36-106頁。

¹⁵ ポール・リクール 2004年 21-6頁。

わりまでの200年余りのうちに記憶による口承、口頭が文書の作成と保存に取って代わられる様子を追うなかで、証人と記録文書との断絶とせめぎ合いの様子をわずかであるが示している¹⁶。だが、近年の「記憶」の考察におそらく最も強く影響を与えたのはP. J. Gearyが1994年に著わした中世フランスの修道院の記録文書を扱った研究であろう。従来想定されていた10-11世紀のフランスの社会的断絶が、歴史叙述の操作によって意図的に作り出されたものであることを示したこの研究においては、叙述内で記録文書が利用される様子、つまりは記録文書と叙述の間にある切れ目と、勝者の記憶化の裏にある忘却がありありと描き出されている¹⁷。このP. J. Gearyの考察をきっかけに、記録文書と記憶の役割は完全に逆転したと言える。つまり、記憶は記録文書に自然な手つかずのかたちで内蔵されているのではなく、記録文書によって記憶は創られるとの認識が強められたのである¹⁸。

そしてこのように歴史と記憶／忘却の関係が論じられる契機となったのは、ユダヤ人をめぐる問題なのである。カルロ・ギンズブルグは「ヨーロッパのユダヤ人虐殺の証人の最後の世代が肉体的に消えつつある」ことを、歴史と記憶と忘却の関係が論議されるようになった理由の一つに挙げている¹⁹。しかもそれは、単なる目撃者の消失のみならず、その極限の経験の証言を、受容する側が受け止めきれないという証言の限界の問題もまた孕んでいた²⁰。さらに、このとき問題となるのは20世紀前半、つまりホロコーストをめぐるユダヤ人問題に限ったことではない。それよりも以前のユダヤ人とヨーロッパ社会の関わりについてもま

¹⁶ M. T. Clanchy, *From memory to written record: England 1066-1307*, 1979, 2nd ed., 1993, Oxford. 例えば13世紀末の権限開示訴訟Quo Warrantにおいてウォレンヌ伯Earl Warenneが文書によってではなく剣でそれを証明した話にみられる。pp. 35-43.

¹⁷ P. J. Geary, *Phantoms of Remembrance*, 1994, Princeton.

¹⁸ P. J. Geary後の研究成果の例としては*Medieval Concepts of the Past: Ritual, Memory, Historiography*, ed. G. Althoff, J. Fried and P. J. Geary, Cambridge, 2002, 中村敦子 「バトル修道院年代記にみられる証書の利用」 『史林』 122-140頁 2003年。

¹⁹ カルロ・ギンズブルグ『ピノッキオの眼 距離についての九つの省察』竹山 博英 訳 2001年 282頁。他に理由として挙げられているのは、「アフリカ、アジア、ヨーロッパに新旧のナショナリズムが出現したこと。歴史への冷ややかな科学的態度に対する不満の増大」。「第七章 距離と眺望一二つの隠喩」 280-316頁。

²⁰ ポール・リクール 2004年 267-9頁。

た、再考の必要はあるだろう。なぜなら、過去のユダヤ人の問題は、現代へも続く問題となる可能性を内包しているからである²¹。このことについては、後に詳述することにした。

本論文では、このような記憶／忘却と歴史という観点から、中世イングランドのユダヤ人を見て行きたい。そこで次に、これまで為されたおもな中世イングランドのユダヤ史の研究成果を示し、それらがこれまでどのような問題意識で進められてきたのか、そこに上記のような記憶／忘却といった問題意識を持ち込む意義がどこにあるのかを確認して行きたいと思う。

0.2 研究史

以下では約一世紀にわたる研究の進捗状況を、①19世紀から20世紀前半、②20世紀後半、③1990年代以降、の三時期に分けて述べようと思う。それによって、近代以降に中世イングランドのユダヤ史が形作られた道筋、その発展と様々な限界、その打開となるある徴候、を示すことになる。

①19世紀-20世紀前半

19世紀のユダヤ史研究は、当時のイングランドで次々と編集、刊行されていたロールズ・シリーズRolls Seriesの修道院年代記などの記録をおもな史料として、中世のユダヤ人共同体を再現していた。しかし20世紀以降に、イングランドのユダヤ史は非常に有効な史料を発見することになる。それは、ユダヤ人財務府Exchequer of the Jewsの記録である。ユダヤ人財務府とは、12世紀末に従来あった財務府Exchequerとは別に、ユダヤ人を対象とした業務のために設置された機関である。1902年にJ. M. Riggが、未刊行のPlea Rolls of the Exchequer of the Jewsからいくつか主要と思われるものを抜粋して、史料集 *Select Pleas, Starrs and other Records from the Rolls of the Exchequer of the Jews A.D. 1220-1284*を編集した²²。このときか

²¹ 佐々木はドイツ14世紀のユダヤ人虐殺が黒死病の混乱で発生したという現代の認識が、修正された歴史像の結果であることを示した。佐々木博光「変容するペスト・ポグロムードミニコ修道士の世界年代記の場合―」『西洋史学』18-38頁 2006年。D. Nirenbergは第一回十字軍の虐殺のユダヤ史上の位置づけが近代以降に変化したとし、そのことと現在のイスラエル問題の結びつきを指摘した。D. Nirenberg, 'The Rhineland Massacres of Jews in the First Crusade: Memories Medieval and Modern', in *Medieval Concepts of the Past : Ritual, Memory, Historiography*, ed. G. Althoff, J. Fried, P. J. Geary, 2002, pp. 307-309.

²² J.M. Rigg, ed., *Select Pleas, Starrs and other Records from the Rolls of the Exchequer of the Jews A.D. 1220-1284*, London, 1902, p. lxi.

ら現在まで、ユダヤ人財務府の記録の刊行は段階的に続けられている²³。これまでおもに年代記などからの情報に頼っていたユダヤ史にとって、この文書の導入は画期的であった。J. M. Riggはその史料集の前文において、国王がユダヤ人を独占し、非常に過酷な徴税を行ったという国王とユダヤ人の相関関係を、Plea Rolls of the Exchequer of the Jewsの分析から史料的に立証した。さらにその国王とユダヤ人の関係に対峙させるかたちで、貴族がそのようなユダヤ人を国王の寵愛の的として認識し、結果ユダヤ人に対して憎悪を持ち、1260年代のシモン・ド・モンフォール派の軍勢がユダヤ人共同体を攻撃するに至った、という道筋をつけた²⁴。つまり、国王と貴族の二者の立場を、ユダヤ人とそれにまつわる金を介しての対立関係として捉えており、ユダヤ人はこの文脈においては、国王にとっては課税、つまりは搾取の対象であり、貴族にとっては憎悪、攻撃の対象として描き出されている。J. M. Riggの提示した構図においてユダヤ人は、国王と貴族という二者の間で翻弄される存在であると言える。同時にかれは、13世紀後半の国王によるユダヤ人を対象にした制定法を、史料集の巻頭にまとめたかたちで掲載したが、このことは「13世紀後半に発せられた一連の対ユダヤ人制限法」という構図がこの後に産み出される下地となった²⁵。

続いてP. Elmanは、経済学の立場から統計による分析方法を導入し、J. M. Riggの提供した構図をさらに補強した。かれは1937年に発表された論考で、国王のユダヤ人課税の金額をイングランドの国政において13世紀を分ける四つの時期（ヘンリー三世の摂政時代、ヘンリー三世実権時代、内乱期、エドワード一世時代）ごとに比較した結果、ユダヤ人の担税能力が年を追うごとに減少していることを証明した²⁶。この論考でP. Elmanは、反乱貴族のユダヤ人に対する憎悪の理由と、前述の一連の対ユダヤ人制限法の発布理由を、どちらもユダヤ人金融を媒介とした有力者の土地集積という事態に求めている。つまりP. Elmanはユダヤ人を、一般のキリスト教徒にとっては金融業者、国王にとっては収入源と位置づけ、国王のユダヤ人搾取が結果的にユダヤ金融の顧客である中小貴族層を圧迫し、1270年代以降の対ユダヤ制限法発布につながってゆくという構図を示しているのである。P. Elmanはさらに、イタ

²³ *Calendar of the Plea Rolls of the Exchequer of the Jews, I: 1218-1272*, ed. J. M. Rigg, London, 1905, *II: Edward I, 1273-5*, ed. J. M. Rigg, Edinburgh, 1910, *III: Edward I, 1275-77*, ed. H. Jenkinson, London, 1929, *IV: Henry III, 1272 and Edward I, 1275-7*, ed. H. G. Richardson, London, 1972, *V: Edward I, 1277-9*, ed. S. Cohen, rev. P. Brand, London, 1992.

²⁴ J. M. Rigg, 'The Jews of England in the Thirteenth Century', *Jewish Quarterly Review*, 1903 pp. 5-22.

²⁵ J. M. Rigg, ed., 1902, pp. xliv-lxi. ユダヤ人の金融活動になんらかの制限を課した1269年、1271年、1275年、1280年代の法は、連続した行為と見なされている。

²⁶ P. Elman, 'The Economic Causes of the Expulsion of the Jews in 1290', *Economic History Review*, 1937 pp. 146-147.

リア人銀行家から国王への貸付額とユダヤ人への課税額を比較し、イタリア人銀行家のイングランド参入を境に、ユダヤ人の存在が13世紀後半には税収源としても金融業者としても不要になっていたと推測した²⁷。すなわちP. Elmanは、ユダヤ人を介して国王とユダヤ金融の顧客層の利害が衝突したと考え、その利害関係のなかでユダヤ人に対する国王の施策を理解しようとしていたのである。また、彼が行ったような数の比較による立証のインパクトは非常に大きく、ユダヤ人の担税能力低下と追放令の因果論的な結びつきは長い間不動の事実とみなされることになった。

1941年に刊行されたC. Rothの『イングランドにおけるユダヤ人の歴史(*History of the Jews in England*)』は、当時のユダヤ人をめぐるヨーロッパ情勢を鑑みてのものであった。C. Rothはこの著作の序言で、これまで反セミティズム的なパンフレットの作成者の調査に基づく文献(Tovey, De Bloissiers, *Anglia Judaica*, Oxford, 1738²⁸)が近代のイングランドユダヤ史のおもな典拠とされていることを問題とし、それまでの反ユダヤ的な傾向の強いイングランドのユダヤ史観に対して、自分は新たに社会的な面を強調したニュートラルなユダヤ史を書いたと述べている²⁹。このC. Rothの著作は、ユダヤ人が社会においてどのような役割を担ったのかを丹念に確認しており、この後のイングランドのユダヤ史の基本になってゆく。そこでは、これまで強調されてきた国王と貴族の利害の対象としてのユダヤ人の存在に加えて、教会のユダヤ人への宗教的制限と国王の利害の衝突という構図も描き出された。さらに、ユダヤ人による儀式のためのキリスト教徒殺害(儀式殺人)の度重なる告発に、ユダヤ人に対する一般英国人の不調和の感情を見出し、そのことを為政者の寛容政策の転換と関連させているなど、各社階層のユダヤ人に対する姿勢が纏め上げられている³⁰。

以上から、20世紀前半までの先行研究において確立されたユダヤ人像が、はっきりと見えて来たであろう。それは、概して受動的な位置におかれ、国王など為政者の思惑をユダヤ人共同体が一方向的に受け止め、また為政者以外の者たちは、ユダヤ人に対してではなく、為政者との闘争を踏まえてユダヤ人への反応を決める。つまり、ユダヤ人の社会的な機能が、共同体の外部の動きを軸に考えられているのである。20世紀中葉の時点では、イングランド社

²⁷ P. Elman, 1937, p. 151.

²⁸ たとえばG. H. Leonardは*Anglia Judaica*を参考にしたが、その論調は反ユダヤ的思想を前面に出している。G. H. Leonard, 'The Expulsion of the Jews by Edward 1st- an essay in expulsion of the Exodus A.D. 1290', *Transactions of the Royal Historical Society*, 1891, pp. 103-146.

²⁹ C. Roth, 1941, pp. v-viii, p.131.

³⁰ C. Roth, 1941, pp.39-43, 53-59.

会におけるユダヤ人はおもに、キリスト教徒の有力者の間で揺れ動く担税能力を主体とした、経済的な存在であると認識されていた。しかしその後、中世イングランドのユダヤ史は大きく転換することになる。

② 1960年代以降

1960年代、H. G. RichardsonはC. Rothまでの研究の成果を踏まえて、ユダヤ人共同体がそれを取り巻く周辺社会へ与えた影響を、ユダヤ人財務府のPlea Roll以外の公文書史料なども駆使して具体的に示し、ユダヤ金融が土地移動の媒介物として機能したことを明らかにした。このことはP. Elmanによって既に指摘されていたことであるが、H. G. Richardsonは金融市場関係に特に焦点を絞って考察することで、さらにその探求を徹底したと言える。H. G. Richardsonは、ユダヤ人共同体が政府の大増税政策に伴って資金捻出のために所有する債権を処分する際に、その活動を通じてユダヤ金融の担保となった中小騎士層の封土が大土地所有者に集中した様子を描き出した。つまり、国王からユダヤ人共同体へは増税という圧力があり、そしてそれに対するユダヤ人側の債権の処分に伴う担保（土地）の所有権の移動がなされるというように、ユダヤ人共同体と周辺社会が双方向に影響し合う関係を提示しているのである³¹。こうして、各社会層の思惑の揺れの中でユダヤ人共同体を捉える視点から、ユダヤ人の行動そのものを捉えようという視点へのシフトが行われた。

かくてこの後、ユダヤ人の活動そのものに注目した研究がさらに進められてゆくのだが、その代表的な成果としてまず挙げられるのは、地方共同体の研究の活発化である。それによって、為政者の決定が共同体内部にどのような変化をもたらしたのかが、細かなところまで明らかにされている。例えばグロースターのユダヤ人共同体においては、グロースターからヘレフォードへの国防拠点の移転という政治決定が、ユダヤ人共同体の運営に影響を与えたことが認められる³²。そのヘレフォードでは逆に、国防拠点であるがゆえに、地元有力貴族とユダヤ金融業者の結びつきが強化されるという事例がみられた³³。またその延長線上で、個人のユダヤ人金融業者の足跡を調査する試みも多く為されるようになった。その結果、ユダヤ人は単なる異質な集団としてではなく、顔を持った個人として、その行動が認識されるようになったのである。

³¹ H.G. Richardson, *English Jewry under the Angevin Kings*, London, 1960.

³² J. Hillaby, 'Testimony from the margin: the Gloucester Jewry and its neighbours', c1159-1290', *Jewish Historical Studies*, 2002, pp. 41-112.

³³ J. Hillaby, 'Hereford gold: Irish, Welsh and English land. The Jewish community at Hereford and its clients, 1179-1253, Part 2', *Woolhope Naturalists Fields Club*, 1985, pp.193-270..

こうした認識に立ってC. Rothまでに為された研究の成果を再考してみれば、そこに新たな面を見出すことも出来る。たとえばR. C. Staceyは、既述のP. Elmanが重要視した国王による課税額の増加という現象が、ユダヤ人共同体の内部構造にもまた重大な影響を及ぼしたことを明らかにした。すなわち、1239—42年の大增税を境に課税方法が変更されたことによって、ユダヤ人共同体内のヒエラルキーが崩壊する様子を描き出したのである³⁴。さらにかれば、大徴税により大金がユダヤ人共同体から国庫に動いた社会的な影響を、ユダヤ人、一般キリスト教徒、教会の三者に関して考察し、この大規模な課税によって一般キリスト教徒の眼前にユダヤ人が明確な敵対者として立ち現れる様子を示そうと試みた³⁵。

また、R. Mundillは個人のユダヤ人金融業者の足跡を精査した結果、従来追放直前のユダヤ人共同体に付与されていた印象に疑問を呈することになった。すなわち、既に述べたが、1275年に国王エドワード一世はユダヤ人の高利貸しを全面禁止して、商業や農業への転換を促す制定法を発布した。それ以降、ユダヤ人財務府の記録に穀物や羊毛などの商品の取引内容の記録が激増したのだが、最近までこのような商取引の記録は高利貸しを隠蔽するための偽装であり、実際の商品取引は行われなかったのではないかとの見方が根強かった³⁶。それに対してR. Mundillは、数人のユダヤ人金融業者の行動を検討することで、高利貸し付けを偽装したのではない真性の商品取引が存在した可能性を示したのである。さらにその考察を発展させ、13世紀後半にはユダヤ人金融業者が羊毛などの輸出中間業へ参入していたとも推測している³⁷。

このようにして、中世イングランドにおけるユダヤ人の活動に対する研究者の認識は、国王や貴族など非ユダヤ人の社会の間で揺れ動く受動的なものから、自ら周辺社会に働きかける能動的なものへと変化していった。その結果現在でも、ユダヤ人共同体の内部のヒエラル

³⁴ R.C. Stacey, 'Royal taxation and the Social Structure of Medieval Anglo-Jewry: the tallages of 1239-1242', *Hebrew Union College Annual*, 1985, pp. 175-247.

³⁵ R. C. Stacey, '1240-1260: a watershed in Anglo-Jewish relations?', *Historical Research*, 1988, pp. 135-150.

³⁶ とくにV.D. Lipmanによるノリッジのユダヤ人共同体の試算が強い説得力を持っていた。V. D. Lipman, 1967, pp. 164-168.

³⁷ R.R. Mundill, *England's Jewish Solution: Experiment and Expulsion. 1262-1290*, Cambridge, 1998, pp. 209-248, 'Rabbi Elias Menahem: a late-13th-century English entrepreneur', *Jewish Historical Studies*, 1997, pp. 161-181, 'Lumbard and son: the businesses and debtors of two Jewish moneylenders in late thirteenth-century England', *Jewish Quarterly Review*, 1991, pp. 137-170, Brown, R. B. and McCartney, S., 'David of Oxford and Licoricia of Winchester: glimpses into a Jewish family in thirteenth-century England', *Jewish Historical Studies*, 2004, pp. 1-34.

キーや³⁸、共同体が存在していた地理的な位置と周辺社会との場の関係などについては³⁹、かなり詳しいところまで調査が進められている。ただ、関心がユダヤ人共同体そのものに集中すればするほど、共同体と周辺社会との結びつきを度外視する危険性が生じる。その一方で、以前のように周辺社会の利害の中でユダヤ人の存在を理解しようとする、ユダヤ人共同体の持ち得た力が軽視される恐れがある。すなわち中世イングランド社会にユダヤ人を位置づけようとする試みはこれからも、ユダヤ人共同体とイングランド社会という二つの社会の間で、どちらにも極端に偏ること無いように注意深くバランスをとりながら続けられなければならないだろう⁴⁰。

しかし、これまで概観したユダヤ史研究のあり方には、いくつかの限界が見られることを指摘しなければならない。まず、ユダヤ人共同体の存在意義はユダヤ人の経済活動と容易に置き換えられ、周辺社会と「ユダヤ人」との結びつきが、すなわち「ユダヤ人金融」との結びつきになっている例が多く見られる。この単純な置き換えは、ユダヤ人共同体の存在を一面的にしか捉えていないことになる。さらに、中世イングランドのユダヤ史研究にとって最大の文書史料であるPlea Rolls of the Exchequer of the Jewsを残したユダヤ人財務府は12世紀末に設置されたのだが、その文書が多く蓄積されるのは13世紀以降である。すなわち現存する史料の状態から、調査対象が13世紀中葉から後半に集中してしまう傾向が多くみられる。つまり、イングランドのユダヤ史研究の場は実質的に、13世紀中期から後期の経済的な場に限定されていると言えるのである。

ただ、これらはいずれも現実に共同体を営んでいたユダヤ人を考察した場合の話である。ユダヤ人にはもう一つ存在として無視できない側面がある。それは記憶としてのユダヤ人である。そして、記憶としてのユダヤ人を追うことは、これまで概観したユダヤ史研究が抱える様々な限界を超えることを可能にしているのである。

³⁸ 共同体内部のヒエラルキーについては地方ごとに明らかにされているが、よく参照されるのはノリッジのものである。V.D. Lipman, 1967, pp. 41-45.

³⁹ ユダヤ人は有事の際に保護され易いように、保護者である国王の城の近くに居住したとされてきたが、近年の研究ではむしろ市場に近い街の中心部に、キリスト教徒と混じるようなかたちで居住していたことが明らかになってきている。J. Hillaby, 1993 b, pp. 89-158.

⁴⁰ イングランドのユダヤ人について日本ではほとんど研究されてこなかった。現時点では佐藤による『英国ユダヤ人—共生を目指した流転の民の苦闘』講談社選書メチエ 1995年、が本邦で唯一の包括的なイングランドのユダヤ人共同体研究の成果である。

③ 1990年代以降

中世に発生したユダヤ人に対する儀式殺人告発が、近代まで強い力を持ち続けていたことは、よく知られている。その告発の記録が中世ヨーロッパで初めて現れるのは、イングランドにおいてであった。1144年にノリッジで起こったこの種の告発は、瞬く間にヨーロッパ全土に伝播し、いたるところで発生するようになった。この告発によって実際にユダヤ人が罪に問われたことも多々あったが、当時のローマ教皇ですら、ユダヤ人によってキリスト教徒の子供が殺害された事実は無いと公言し、告発の発生を抑えようとしている⁴¹。このことを考えても、この告発に登場するユダヤ人は、虚構のユダヤ人であると言える。

この虚構のユダヤ人については、ユダヤ史の研究者は長い間扱いかねてきた。告発されたユダヤ人の行動が事実でないとするれば、これまで概観して来たような国王、貴族、ユダヤ人共同体に関する研究は、関与する術が無いのである。従ってまず、この虚構のユダヤ人に関する研究は、虚構を創り上げた者を対象としてなされた。すなわち、1144年の告発の数年後に殉教者の奇跡についての書物を著した修道士トマス・オブ・モンマスや、1255年にリンカンの少年ヒューの事件を告発したとされている人物ジョン・オブ・レキシントンの調査がG. Langmuirなどによって行われている。そこで重視されたのは、その殺されたとされる少年殉教者を擁立した教会の利害である。つまり、巡礼者を多く惹き付けることができるという経済的な目論みや、近隣の教会との競争において優位に立つために聖人を獲得したいという欲望などを、このようなユダヤ人の儀式殺人告発を神話として創り上げる行為の裏に見出したのである⁴²。これらの考察で提示された構図における虚構のユダヤ人は、教会の人間の利害の中で揺れ動く存在であると言える⁴³。

教会人によって書かれた年代記や聖人伝においては、ユダヤ人による少年殺害の告発話は殺された少年が起こす様々な奇跡に彩られている。このことからしても、年代記史料には多分に誇張あるいは創作が含まれているとみなされる。19世紀のユダヤ史研究では歴史的事実の情報源として使用されていた教会史料、特に年代記記述は、20世紀以降の研究では副次的

⁴¹ 佐藤唯行 1995年 7頁。

⁴² G. Langmuir, 'The Knight's Tale of young Hugh of Lincoln', *Speculum*, 1972, pp. 459-482, J. Hillaby, 'The ritual child murder accusation: its dissemination and Harold of Gloucester', *Jewish Historical Studies*, 1994, pp. 69-106, J. McCulloh, 'Jewish Ritual Murder: William of Norwich, Thomas of Monmouth, and the Early Dissemination of the Myth', *Speculum*, 1997, pp. 698-740, 鈴木利章 「秘儀的少年殺害 (Ritual Murder) 信仰の成立とユダヤ人」 『神戸大学文学部紀要』1983年 75-110頁。

⁴³ 国王の利害による告発の利用も指摘されている。R.C. Stacey, 'Anti-semitism and the medieval English state', in Maddicott and Palliser eds., *The Medieval State: Essays presented to James Campbell*, London, 2000, pp. 163-177.

な立場に退き、時代状況を説明する補足的な役割しか負わせられなくなった。著者の反セミティズム的要素、あるいはユダヤ人のステレオタイプを読み取るときでなければ⁴⁴、教会年代記は主要な史料としての扱いを受けないのが常となったのである。

だが、年代記の記述に教会人の偏見の発露以外のなにかを見出そうと試みた者もいる。たとえばS. Menacheは国王による中央集権化の成功の度合いを、教会年代記のユダヤ人についての記述から測ろうとした⁴⁵。またR.C. Staceyは、前節でも扱った1239—42年のユダヤ人への課税が社会全体に及ぼした影響の大きさを、年代記記述の比較を用いて立証しようとした。R. C. Staceyは、13世紀半ばに成立したマシュー・パリスの大年代記と、それまでに作成された他の年代記には、虚構のユダヤ人の描写に新しい要素が加えられるなどの差異があることを示し、そこに1239—42年の税額増加の社会的な影響を見た。つまり、描かれる虚構のユダヤ人の姿が変質していることは、単なる著者個人の反ユダヤ的思想の反映ではなく、著者を取り巻く社会が変容したことの表象であるとみなしたのである⁴⁶。かれは課税の影響を、ユダヤ人共同体内のヒエラルキーの崩壊という実体的側面と、年代記記述上のユダヤ人像の悪質化という虚構的側面とに分けて捉えようとした。幾つかのこのような試みを経て1990年代以降、年代記記述に財務記録と同等の史料的価値を見いだす傾向が顕著になっているのである。

④ 結

研究史を振り返ってみると、中世イングランドのユダヤ人は、まずはかれらを取り巻く周辺社会の各社会層間の思惑の受け皿としての受動的な存在として捉えられ、その後自ら周辺社会に影響を及ぼす能動的な存在と認識されるようになって行く。しかし、彼らの活動が実証的に跡づけられるのは、13世紀中頃から後半という一時期の、それも経済的な分野に限られている。つまり、ユダヤ人財務府の記録に依拠して探求を進める限り、史料の現存状況とその内容によって、研究の範囲と内容とが限定されてしまう恐れがある。

しかし近年では、現実活動するユダヤ人だけではなく、虚構としてのユダヤ人にも注意が払われるようになってきている。それと同時に、年代記史料のような叙述史料にも再び光が当

⁴⁴ W. Johnson, 'Textual sources for the study of Jewish currency crimes in thirteenth-century England', *British Numismatic Journal*, 1997, pp. 21-32など。

⁴⁵ S. Menache, 'Matthew Pariss' attitude toward Anglo-Jewry', *Journal of Medieval History*, 1997, pp. 139-162, 'Faith myth and politics- the stereotype of the Jews and their Expulsion from England and France', *Jewish Quarterly Review*, 1985, pp. 351-374.

⁴⁶ R.C. Stacey, 1988, pp. 149- 150.

てられるようになった。さらには、追放によってユダヤ人がブリテン島から姿を消した後、テキストに残るユダヤ人の存在が注目されつつある。たとえば、14世紀後半に成立したチョーサーのカンタベリ物語にリンカンのヒューの話（後述）が言及されていることはよく指摘されており、13世紀までに成立した少年崇拜がユダヤ人不在のまま続いていた例証となっている⁴⁷。またP. Baleはユダヤ人がブリテン島に滞在していた時に成立したベリ・セント・エドモンズでのロバート少年崇拜が、ユダヤ人追放後にテキスト上に復活し、さらにはその崇拜が終結するまでを追う調査を行った。この調査は虚構のユダヤ人の痕跡を対象とすることで、これまで中世イングランドのユダヤ人を特徴づけていた1066—1290年という時間的な枠組みを超え、16世紀をも視野に入れてなされている⁴⁸。これらの考察は、たとえユダヤ人が実体として存在しなくても、その記憶としての存在は十分に考察の対象になることを示している。このP. Baleの論考は、中世イングランドのユダヤ史を、従来抱えていた限界を超えて考察する道を、わずかであるが開いた。つまり、12—13世紀間の史料蓄積量の偏在や、ユダヤ人追放後のイングランド社会とユダヤ人の断絶という問題は、叙述史料における「ユダヤ人の記憶」を対象とすることで乗り越えることが可能であり、記憶という新たな視点をこの研究領域に導入することで、さらなる展望が開けることが示唆されたのである。

最後に、中世イングランドのユダヤ史のユダヤ人側の史料についても述べておくべきだろう。中世のユダヤ民族はその歴史を主に典礼の詩などで表現したが、歴史書という形では残してこなかった⁴⁹。しかもイングランドの場合、追放令がほぼ完全に遂行されたこともあって、ユダヤ人共同体の所有していた文書は、ほとんど残っていない。しかしそれでも近年、ユダヤ人の残したわずかな痕跡を考察の対象としようとする試みがあらわれている。それらは、些少ではあるが残されたユダヤ人による手紙⁵⁰や詩など⁵¹の分析や、文字通りの痕跡す

⁴⁷ チョーサー 著 西脇順三郎 訳 「尼寺の長の話」『カンタベリ物語』下 ちくま文庫 1978年 103頁。

⁴⁸ A.P. Bale, 'House devil, town saint: antisemitism and hagiography in medieval Suffolk', in Sheila Delany ed., *Chaucer and the Jews: Sources, contexts, meanings*, New York, 2002, pp. 185-210.

⁴⁹ ユダヤ人と歴史書については、イェルシャルミ 著 木村光二 訳 『ユダヤ人の記憶 ユダヤ人の歴史』1996年を参照。

⁵⁰ C. Roth, *Anglo-Jewish Letters (1158-1917)*, London, 1938.

⁵¹ S. Einbinder, 'Meir b. Elijah of Norwich: persecution and poetry among medieval English Jews', *Journal of Medieval History*, 2000, pp. 145-154.

なわち住居跡などの発掘などによって為されつつある⁵²。しかし、これらユダヤ人側の史料は依然として絶対数が少なく、その分析も断片的にならざるをえない。そのため現時点では、これらの史料に対する考察は、非ユダヤ人社会の残した史料から得られた認識をなぞるようなものに留まっている。だが、このようなユダヤ人側からの史料が今後さらに発見されれば、これまでにない場にユダヤ人の存在が見出される可能性もあるだろう。

0.3 問題の所在

以上をふまえて、本論の問題の所在を明らかにして行こう。研究史の最後に「記憶／忘却」の視点の導入が、従来の中世イングランドのユダヤ史の限界を克服する可能性を示唆したが、本論考ではさしあたってこれまでの1066—1290年というユダヤ人のブリテン島滞在期間の枠組みの中で考察を行う。以下で本稿で問われるべきことを、イングランドに限らずユダヤ史全体に関する問題と、イングランド固有の問題との二つの側面からそれぞれ述べてみたい。

① ユダヤ史の問題

一般に、キリスト教社会にユダヤ人を内包しているという矛盾した状態は、ユダヤ人をキリスト教の勝利を示す証人として認めることでその共生が正当化されるという、逆転のロジックによって支えられたと考えられている。このロジックが機能したことにより中世初期のキリスト教社会はユダヤ人に対して寛容であったのだが、ある時期を境にして人々の中にユダヤ人への敵対感情が醸成されてゆき、中世後期の西ヨーロッパ諸国はユダヤ人に対して迫害や追放が行われる不寛容な社会になっていたと見なされている。つまりユダヤ人をめぐる中世ヨーロッパ社会は、寛容→何らかの転換→不寛容というスキームによって認識されていると言える⁵³。さらに不寛容が高じて、カタストロフ的出来事、たとえば大虐殺や追放に至るところまでをも、このスキームは内包することがある。

イングランドのユダヤ史もまた、このようなヨーロッパ大陸におけるユダヤ史の認識に沿っていると言える。中世イングランドのユダヤ史は、1066年の入植から始まり1290年の追放に終わるとされるが、実際には、ユダヤ人が大陸から移動して定住したと考えられる

⁵² I. Blair, J. Hillaby, I. Howell, R. Sermon and B. Watson, 'The discovery of two medieval mikva'ot in London and a reinterpretation of the Bristol mikveh', *Jewish Historical Studies*, 2002, pp. 15-39.

⁵³ *Medieval Religion New Approaches*, ed. C. H. Berman, 2005, pp. 317-320.

ウィリアム征服王（在位1066-1087）からヘンリ二世の治世（在位1154-1189）までの約一世紀は記録が乏しいため、ユダヤ人共同体の起源についての考察は皆無に近い。その一方で、1290年の追放というカタストロフ的出来事によってユダヤ人はブリテン島から姿を消す。結果、イングランドのユダヤ史では12世紀と13世紀が対立的に扱われ、12世紀のイングランドはユダヤ人にとって平和な、宗教的にも寛容の時代であったのに対し、13世紀になると悲劇的な抑圧の時代へ変貌し、追放というカタストロフによって終止符が打たれるとされる。そして追放のときまでに、イングランドの社会全体ではユダヤ人に対して徐々に敵意が強まっていったと考えられている⁵⁴。

このような寛容から不寛容へ、さらには追放や大虐殺などのカタストロフ的イベントという構図は、二つの側面を持っている。まずこのスキームが生まれたのは、近代ヨーロッパのユダヤ人に起こった悲劇のルーツを求めようとする運動の結果である。つまり、近代に見られた激しい反ユダヤ主義の萌芽を、中世ヨーロッパに求めた結果、戦後のユダヤ史研究は原因探しの意図に強く支配されてきたのである。この構図はいまでも広く受け入れられている⁵⁵。この場合問題は、この寛容から不寛容へというスキームそのものが重要なのであって、転換点をどこに設定しようが、この構図が機能すること自体が決して問題として前景化しないということにある。一般概論においては、1096年の第一回十字軍遠征に伴って起こったラインラントでのユダヤ人大虐殺が、転換点として重要視されている。イングランドにおいても同様に、リチャード一世の十字軍遠征をきっかけに1189年から1190年にかけて起こった全国的なユダヤ人虐殺を、転換点とみなす傾向が強い⁵⁶。他方、虐殺行為ではなくユダヤ人の

⁵⁴ 佐藤唯行 1995年 93頁 など。

⁵⁵ 例えばR. C. Staceyは、中世イングランドのユダヤ史は大陸のユダヤ史の原型を為しているとし、そこに中世イングランドのユダヤ史を研究する意義を見いだそうとしている。これもまた、大陸を中心に展開されている反ユダヤ主義の原因究明運動の中に中世イングランドのユダヤ史を位置づけようとする試みであると言えよう。 R. C. Stacey, 'Jews and Christians in Twelfth-Century England: some Dynamics of a Changing Relationship', in M. A. Signer and J. Van Engen eds. *Jews and Christians in Twelfth Century Europe*, 2001, pp. 340-354.

⁵⁶ シーセル・ロス 1966年 132頁。

イメージの変化を、転換点として重視する動きもある⁵⁷。しかしどこに転換点を求めるにしろ、11世紀から12世紀の西ヨーロッパは、ユダヤ人に対して寛容な社会からそうでない社会へ移り変わったと認識されていることを、ここでは確認しておきたい。

それと同時にこの構図が、近現代のユダヤ人をめぐる悲劇的な出来事を過去の出来事に投影するという機能をも持ち合わせていることも、指摘しておかなければならないだろう。たとえば、G. LangmuirやC. Richmondはヒトラーの行為と中世のユダヤ人虐殺や追放を重ねてみている⁵⁸。そのような投影に対して、D. Nirenbergは第一回十字軍の虐殺を記憶したテキストが重要視され始めたのが近代以降であることを立証し、それを現代にユダヤ人が受けた傷を過去において反復している現象とし、このような傷の反復がユダヤ人の集合的記憶の治癒にもなっていると論じた⁵⁹。すなわち、過去のカタストロフ的出来事に至る道を探ることが、ユダヤ史においては現代の傷の過去における反復になっていると指摘したのである。ここで適用されているのは、フロイトの反復強迫の理論である。それはフロイトが1914年の論文で提示し⁶⁰、みづから『モーセと一神教』などで個人から集団に拡大活用した病理学的理論である。D. Nirenbergは、過去のユダヤ人が受けた悲劇的な出来事をルーツ探しの目的で探求することは、現在の傷の記憶を過去に繰り返し送り込むことになる旨を指摘しているのである⁶¹。

⁵⁷ G. Langmuirは、12世紀以前に存在したユダヤ人に対する敵意をアンチ・ユダヤ主義であるとし、それに対して12世紀から14世紀にかけて西ヨーロッパを中心に広まっていった敵意がアンチ・セミティズムの祖型であるとしてその二者を区別している。かれは、12世紀以前と以後の敵意の質の差は、ユダヤ人に負わされたイメージの差によるものである、つまりそれまではユダヤ人＝神殺しの民であるという聖書的事実に由来する敵意でしかなかったものが、ユダヤ人＝殺人者という妄想的なファンタジーから発生した敵意へとその内容が変化した、と主張する。そのアンチ・セミティズムの最初の発生の時期と場所を12世紀のイングランドに求め、そこを転換点として重要視した。すなわち、1144年にイングランド・ノリッジでの少年殺害の告発で創造されたファンタジーが、さらに西ヨーロッパ中で聖体侮辱の疑惑、黒死病の時代には井戸に毒を入れた疑惑へ、そしてさらには近現代にみられたアンチ・セミティズムに繋がると考えたのである。G. Langmuir, *Toward the Definition of Antisemitism*, Oxford and Berkeley, 1990.

⁵⁸ G. Langmuirはこの12世紀に発生した異常な敵意が、ヒトラーのそれと同じものであると結論づけている。C. Richmondはユダヤ人を追放したエドワード一世をヒトラーと同質の者であるとしている。

⁵⁹ D. Nirenberg, 2002, pp. 279-309.

⁶⁰ ジークムント・フロイト「想起、反復、徹底操作」『フロイト著作集 第六巻』49-58頁 人文書院 1970年。

⁶¹ このような病理学的理論を集合的記憶に適用することの正当性はリクールによっても言われている。ポール・リクール 2004年 134-6頁。

②イングランド史の問題

その一方で、一般的なイングランド史に目を向けてみると、中世のユダヤ人への注目があまりに少ないことが分かるだろう。以下、中世イングランドにおいてユダヤ人の存在がどのように扱われてきたのかを見て行きたい。

まずC. Richmondが1992年に20世紀以降のイングランド史の代表的な歴史書に、中世のユダヤ人が言及されていない例を多数挙げ、中世イングランド史においてユダヤ人の存在は軽視されていると告発した。また、それらの歴史書においてはユダヤ人追放は人道的な行為であったとされているなど、イングランド史とユダヤ史におけるエドワード一世の評価の乖離を指摘している。その後2003年に『中世ブリテン島におけるユダヤ人—歴史的・文学・考古学的展望(Jews in Medieval Britain Historical, Literary and Archaeological Perspectives)』と題した論文集を編集したP. Skinnerは、「いまだにイングランド史に不可欠な一面というよりも、ユダヤ史としてより頻繁に研究されている」と、近年にいたってもユダヤ人の存在が中世英国史では重要視されておらず、ユダヤ史がマイノリティー研究の域をいまだ出ないことを嘆く⁶²。つまり、これまでユダヤ史が蓄積してきた研究成果が、ユダヤ人の存在は少なからず中世イングランド社会に影響を及ぼしていると幾度となく主張しても、イングランド史はそのことをほとんど顧みていないと批判しているのである⁶³。

大陸で起こった十字軍によるユダヤ人虐殺（ラインラント）や為政者によるユダヤ人追放（スペイン）は中世史研究者にも非常に注目されているのに対し、イングランドでは儀式殺人の告発の文書化も、一国単位での追放の実行も、ヨーロッパの中でも最も早く起こっており、またユダヤ人虐殺も何度か発生した形跡があるにもかかわらず、それらの出来事がイン

⁶² P. Skinner ed. *The Jews in Medieval Britain- Historical, Literary and Archaeological Perspectives*, London, 2003, p. 1.

⁶³ 以上の二者は厳密には中世のユダヤ人共同体についての研究者ではない。C. Richmondはイングランド中世史を概観した結果、またP. Skinnerはユダヤ史研究の成果を編集した結果、両者ともこの二つの研究領域が互いに歩み寄っていないという確信を得るに至った。ユダヤ史研究者もまた、ユダヤ人共同体の存在に関心を集中させる傾向があり、イングランド史の中にユダヤ史を位置づけようとする試みは積極的には為されていないことが多い。

グランド史において注目されることはほとんどない⁶⁴。一般に、社会全体でのユダヤ人の人口比が非常に少ないことや、宗教的な理由から彼らが独自の共同体を形成し、独特の生活サイクルを持っていたことなどを理由に、イングランド史においてはユダヤ人の及ぼした影響は大きくないと考えられている。しかし、C. Richmondが疑問に感じたように、まるでそれらのユダヤ人虐殺や追放が起こらなかったかのような印象を、イングランド史はわれわれに与えているのである。

以上、ユダヤ史の側面からと、イングランド史の側面からこの研究領域を捉えると、その認識が大きく乖離していることが分かる。さらにこの乖離現象を「記憶と忘却」の視点から考えてみよう。そうすると、ユダヤ史においては「現在の傷の記憶を過去に繰り返し送り込む」現象があり、これを「過剰な」記憶行為と言い換えることも出来る。また一方でイングランド史においては「過去の記憶を現在に、（ユダヤ史の研究成果を顧みないというやり方で）意図的に軽視する」現象があり、これは戦略的な忘却行為と看做すことが出来るだろう。忘却もまた「記憶しない」という積極的行為の結果なのである。この乖離現象は、どちらも「記憶力の濫用」という問題に帰属している⁶⁵。

以上の問題点をふまえ本論では、イングランドのユダヤ史を上記のスキームで理解しないために、12/13世紀を寛容/非寛容の時代で区分する見解の見直しと、イングランド史においてユダヤ人の忘却が行われる状況を追求するとともに、さらにはイングランド史とユダヤ史の間の断絶に多少なりとも架橋することを目指したいと考えている。

0.4 手順と史料

つぎに、本論文で扱う史料に関して説明しておこう。まず、ユダヤ人に対して寛容な12世紀と不寛容13世紀という時代区分のイングランドユダヤ史における認識が、現存史料の偏りによって支えられていることは明らかである。従ってこの認識の当否を検証するためには、

⁶⁴ 例えばP. Skinnerは2001年時点でJohn Hatcher and Mark Bailey, *Modelling the Middle Ages: the History and Theory of England's Economic Development*やBarbara Harvey, *The Short Oxford History of the British Isles: the Twelfth and Thirteenth Centuries*にユダヤ人の活動について十分に書かれていないことを指摘している。また英国中世史の古典的名著F. M. Powicke, *The Thirteenth Century 1216-1307*, 1962,やM.M. Postan, *The Medieval Economy and Society*, 1972でもユダヤ人への言及はほとんどない。

⁶⁵ ポール・リクール 2004年 122頁。

文書の多少に左右されることなく、入植から追放頃までのユダヤ人について、時代の各局面でどのように記憶され、あるいは忘却されて行ったのかを知らなければならない。これらのことを目的として本論では、ユダヤ人共同体がブリテン島に公的に存在した1066年から1290年までにブリテン島で書かれた歴史書を取り上げ、そこでユダヤ人がどのように描かれているのかを見て行く。その際、一般的に反ユダヤ的行為／言述とみなされる二つの事象、つまりユダヤ人虐殺と儀式的少年殺害でのユダヤ人告発を指標とする。この二つのユダヤ人をめぐる出来事は12-13世紀を通して繰り返し起こっている。従って、残存史料の偏りに左右されずに、経年比較が可能であると思われる。本論ではその叙述の変遷に特に注目したい。

また本論では、分析の対象を歴史叙述に限定したい。なぜなら、イングランドのユダヤ史においては、歴史叙述がつねに上に述べたユダヤ史の構図を支えるために使用されてきた。ゆえに、まずは反ユダヤ感情増加の証明になってきた歴史叙述上の表現の読み直しが必須であると考えた。また、当該時期の歴史叙述は相互関係が比較的他史料よりも明らかにされており、内容の伝達の様子を知るのに適している。つまり、とくに忘却の痕跡を探すときには、歴史書の歴史叙述の比較が非常に役立つと思われる⁶⁶。よって、本論文ではA. Gransdenの包括的な研究 *Historical Writing in England c550 to c1307*に依拠して、ノルマン征服以降にイングランドで編纂された歴史叙述の分析を行う。A. Gransdenは一連の著作で、中世イングランドの歴史叙述を網羅的に扱っている⁶⁷。とくに、本論文で対象とするユダヤ人の記録は、A. Gransdenが主流とみなした叙述群により多く見出される。また、記録伝達の系譜を検証するという目的にも、A. Gransdenの提供する情報は有益である。従って本論文では、かれが挙げた歴史書のほぼ全てを対象として、そこに現れたユダヤ人についての記録を検証する。

⁶⁶ 近年の「記憶」研究に至って、歴史的記憶は必ずしも歴史書のみには存在するわけではないという認識が強いことも指摘しておく必要がある。すなわち、ユダヤ人についての「記憶」を探求するのであれば、歴史書に限らず、劇や説話、説教や儀式にも、その痕跡は辿れることになる。昨今では、歴史書の歴史叙述以外のところにユダヤ人についての記憶を見出す研究が大きな成果を上げている。

⁶⁷ A. Gransden, *Historical Writing in England*, 1. c. 550 to c. 1307 ; 2. c. 1307 to the early sixteenth century, 1974-1982, London. 1307年までの時期を扱う第1巻では、歴史叙述の大部分は、イングランドの修道院で作成された年代記／年報で占められる。ただ、かれは歴史叙述を歴史的事実の情報源と捉えており、同時代記録の有無や多少で叙述の評価を行っている。そのため、国政についての記録が多い歴史文書を大きくとりあげ、対して地方の記録で占められるような歴史文書は補足的にしか扱っていない。しかしながら、当時の歴史叙述の大まかな流れを把握するためには、この研究が依然として有効であることは間違いない。

ただ、11世紀中の歴史叙述には同時代のユダヤ人の記録は見られないため、本論では12世紀以降にイングランドのブリテン島で作成された歴史叙述に限って取り上げた。また、A. Gransdenは聖人伝や伝記の類も歴史叙述に含めているが、本論ではその内容にユダヤ人の存在が大きく関与していない限り、考察の対象とはしていない。つまり本論で考察の対象としたのは、A. Gransdenが扱った歴史書の中でも、12世紀以降にイングランドで作成され、なおかつ同時代のユダヤ人に関する言及（古典時代のユダヤ民族に関する言及は含まない）が見られるものである。

次に本稿で扱う歴史書が互いにどのような関係にあるかを示すため、ノルマン征服から14世紀初期にかけてのイングランドの歴史叙述の大まかな流れをA. Gransdenの研究に依拠しつつまとめておく。

イングランドの歴史叙述はノルマン征服以降、大陸からの影響を強く受けるようになり、叙述の言語も徐々に古英語からラテン語へと変化していった。しかし、ノルマン征服以前に書かれたベーダやアングロサクソンのクロニクルなどの歴史書は、征服以降の歴史叙述にも強い影響を持ち続けた⁶⁸。

スティーブン王の時代（1135-54）になると、修道院に加えて、Henry of Huntingdonなど修道会に属さない在俗聖職者（Secular clerk）による歴史叙述が生まれる。在俗聖職者の歴史叙述は、執筆を依頼した者や作品の献上者への配慮に左右される。つまり、ただ出来事を記録するのではなく、特定の読み手を想定して書かれている。そのような目的を持つ歴史叙述には、時としてロマンス文学の形式が採用された。またこの頃には、ノルマン征服後に新しく設立された修道院（シトー派やアウグスティヌス派）でも、既存のベネディクト派の伝統を取り入れた歴史叙述が始まっている⁶⁹。

ヘンリ二世時代(1154-89)の後半から、歴史書は大幅に増加して行く。政府の司法改革の動きに合わせて、修道院などでも権利や所有を成文化する動きが高まったからである。在俗聖職者は国王の行動を記録し、修道院の年代記ではカーチュラリと歴史叙述が混在し、偽書も

⁶⁸ 毎年の出来事を短いスパンで記録するアングロサクソン期の歴史叙述の形式による記録も、征服以降の歴史叙述に受け継がれている。たとえば、12世紀前半にはカンタベリ、ダラム、ウースターなどで、アングロサクソンの歴史叙述の特徴を持つ歴史書が修道院によって編集されている。A. Gransden, 1974, p. 136.

⁶⁹ A. Gransden, 1974, pp. 186-8.

多く作られた⁷⁰。さらに、トマス・ベケットの壮絶な死が聖人伝などの伝記の作成の、リチャード一世によるイングランド初の十字軍遠征はロマンス文学や風刺文学の作成の刺激となった。このような社会の変動を背景に、ヘンリ二世の後半からリチャード一世(1189-99)、ジョン王(1199-1216)の時代にかけては、多くのまとまった歴史書が成立している。在俗聖職者の作者では'Benedict of Peterbough', Ralph of Diceto, Roger of Howdenなど、修道院の作者ではWilliam of Newbough, Richard of Devizes, Jocelin of Blakelond等によって歴史書が書かれている。一般的に前者は文学的作品としての傾向が強く、後者は記録としての性格が強いとされている⁷¹。

13世紀に入ると、イングランドでは先ず修道院の歴史叙述に変化がみられる。13世紀初期にはGervase of CanterburyやRalph of Coggeshallなどによる12世紀からの流れをくむ修道院年代記も作られたが、徐々にアングロサクソン期のような年報形式の叙述がより一般的な歴史叙述の形式として修道院では定着し始めた。中世ヨーロッパの修道院年代記／年報の多くが救済史的な枠組みに沿って叙述されたことはよく知られているが、時代を追うに従ってそのような構造は徐々に崩れて形骸化して行く。イングランドもまた例外ではない。イングランド各地の修道院の間では、宗派を問わずに所蔵の歴史書が貸し借りされ、コピーされた。修道院において歴史書は、もはや一人の作者によって書かれるものではなく、修道院の日常的な作業の一環として、何人もの人間によって数年あるいは数十年にわたって書き継がれて行くものになった。こうして修道院の歴史書は、所属修道院に関する事柄の記録を目的とした書き方が主流になって行ったのである。そのような修道院年代記あるいは年報の記述は、大河的な歴史叙述ではなくなり、クロノロジカルで簡潔である。修道院の歴史書には、修道院に関連のある文書などが年代記に完全な形で書き写されるなど、一種のアーカイブとしての役割が求められていったのである。13世紀後半になるとヘンリ三世(1216-72)の時代のシ

⁷⁰ カーチュラリあるいはカルチュレールとは「選択的あるいは網羅的になされた複製証書の集成全般である。これは証書史料の保管を徹底し、その参照を容易にするために、その保有者によってまたは保有者のために作成された」ものである。松尾佳代子「カルチュレールを読む—12世紀初におけるサン・メクサン修道院とリュージニャン城主—」『史林』2005年 115頁。中村敦子 2003 122-140頁。イングランドでは スティーブン王の混乱時代から、1135 Ramsey, 1164 Abingdon, 1169 Liber Eliensis, 1183 Battleなど、カーチュラリを中心に構成された地方の修道院の歴史書が多く見られるようになる。A. Gransden, 1974, pp. 271-286.

⁷¹ しかし、この在俗聖職者と修道士の作品の性質には明確な線引きは無い。たとえば修道士であるRichard of Devizesは修道院においてリチャード一世の十字軍遠征記とも呼べるような年代記をロマンス文学の手法を用いて描いているし、一方在俗聖職者Ralph of Dicetoは自作の年代記をロンドンのSt. Paul's修道院に献上している。A. Gransden, 1974, pp. 219-295.

モン・ド・モンフォールの乱、エドワード一世(1272-1307)の治世にはスコットランド、ウェールズ辺境での戦争や、教会への課税抗争などが歴史叙述へのモチベーションになり、かつてないほど数多く修道院の年報が編まれるようになった⁷²。13世紀には、こうした修道院による年報形式の歴史叙述が大勢を占めて行く。しかし、そのような実利的な目的を帯びていたとしても、やはり修道院の歴史書が想定している読者は、あくまで神であることに変わりはないことは念頭に置いておくべきだろう。

他方、13世紀にはこれまでにない新しい場所での歴史書編纂が始まっている。まず、13世紀中葉にイングランドに創設された托鉢修道会がいくつか歴史書を残している。かれらの書く歴史書は、教化の目的を明確に持つものが多かったが、Nicolas Trevetによる年代記のように既存の修道院年代記と同様の形式をとった歴史書も書かれている。また同じ頃から、ロンドンでは有力都市市民による都市の歴史叙述が始まって行く⁷³。14世紀に入ると修道院による歴史叙述は減って行き、再び12世紀と同様に在俗聖職者や、さらには俗人が歴史書を書くようになって行く⁷⁴。本論では14世紀のごく初期までに編纂された歴史書を主に扱う。

このように、本論文で扱う歴史書は、作成した人物やその経歴も、歴史書を叙述した目的や形式も様々である。本論では目的を、ユダヤ人に関する記憶が、どのようなかたちで歴史書に留められてきたのかを追跡することに限定している。個々の歴史書の持つ構造を重視し、記述内容をその歴史書固有の文脈で理解することも非常に有益ではあるが、それぞれの歴史書を個別に扱うよりも、全体を俯瞰して行くことにしたい。ユダヤ人に関する記述は媒体によって非常に長短の差が激しく、従って短い記述あるいは記述の欠落を無視しないためにも、歴史書群全体で共有されるユダヤ人認識の枠組みの中で、その姿を捉えるべきだろう。

それでは、これから行う分析の手順の説明をしよう。まず確認しておかなければならないのは、本論は叙述史料を分析することで出来事の再構成を目指しているのではなく、またその文章表現に筆者あるいは社会の反ユダヤ感情の有無を見出すことを目的としたものでもないということである。本稿では、歴史叙述においてユダヤ人をめぐる物語に与えられた役割を明らかにすることを試みている。本論は三章からなる。第一章では、これまであまり注目

⁷² Dunstable, Osney, Wykes, Guisborough, Langtoft, Burton, Tewkesbury, Worcester, Bury St Edmunds, Winchester, など。A. Gransden, 1974, pp. 318-486.

⁷³ 例えばAnnales Londoniensis, Chronica Maiorum et Vicecomitum Londoniarumなど。A. Gransden, 1974, pp. 508-517.

⁷⁴ A. Gransden, 1974, pp. 487-517.

されてこなかった12世紀イングランドのユダヤ人に関する描写を検討する。この章ではユダヤ人による少年殺害の告発とユダヤ人虐殺という二つの出来事の初期の叙述と、その情報の受容の様子を見ることで、「ユダヤ人虐殺と少年殺害の告発には関連性がある」という従来の認識を検証したい。この12世紀に作成された記述は13世紀の記述の土台となって行く。従って第二章では、第一章で検討した歴史書の叙述が13世紀以降に作成された歴史書に受け継がれる様子、さらに13世紀に発生している少年殺害の告発とユダヤ人虐殺の描写と、前世紀のそれを比較検討することで、「12世紀から13世紀にかけてイングランド社会はユダヤ人に寛容な社会から非寛容な社会へと変貌した」とされる認識を検証したい。最後に第三章で、1290年のユダヤ人追放について、その歴史叙述に視角を限定して再考したい。

なお、以下で「ユダヤ人」という場合は、ブリテン島に居住してユダヤ教を信仰し、共同体を形成していたユダヤ人を主に対象とする⁷⁵。ノルマン-アンジュー王朝は大陸にも領土を保持しており、そこにもユダヤ人の共同体は存在していた。エドワード一世はブリテン島からユダヤ人を追放する直前に、この大陸の領地ガスコーニュからもユダヤ人追放を命令しているが、このような大陸のユダヤ人は本研究の対象外とする。また、キリスト教に改宗したユダヤ人は、「改宗ユダヤ人」と表記して区別する。

⁷⁵ ユダヤ人の存在が認められる最北はノーサンバランドである。

1. 12世紀イングランドの歴史叙述にみるユダヤ人

1.0 はじめに

本章では、12世紀から13世紀初期にかけてイングランドで編纂された歴史書に焦点を当て、その歴史叙述においてユダヤ人をめぐる物語が果たした役割を考える。具体的な内容に入る前に、当該時期のイングランドにおける歴史書作成の状況を、ブリテン島に居住したユダヤ人共同体の実態と関連づけるかたちで確認しておきたい。

ノルマン征服以降にイングランドに居住していたユダヤ人についての最も古い証言は、英国王伝*Gesta Regum Anglorum*による、1096年にロンドンでユダヤ人と司教との間で行われた神学論争に関するものである⁷⁶。この英国王伝の記述内容からユダヤ史では一般的に、まず11世紀末の時点ですでにロンドンにユダヤ人が存在していた、さらには当時の国王ウィリアム二世がユダヤ人に対して寛容であった、と認識されている⁷⁷。ただし、英国王伝の著者マームズベリのウィリアムWilliam of Malmesburyがこの神学論争を記述したのは、早くても1120年以降であるとみられるため、このユダヤ人をめぐる記述は厳密に言えば11世紀のユ

⁷⁶ *Insolentiae in Deum Judaei suo tempore dedere indicium: semel apud Rothomagum, ut quosdam ab errore suo refugas ad Judaismum revocarent, muneribus inflectere conati; alia vice apud Londoniam, contra episcopos nostros in certamen animati, quia ille ludibundus, credo, dixisset, quod si vicissent Chroistianos, apertis argumentationibus confutatos, in eorum sectam transiret. Magno igitur timore episcoporum et clericorum res acta est, pia sollicitudine fidei Christianae timentium. Et de hoc quidem certamine nihil Judaei praeter confusionem retulerunt, quamvis multotiens jactarint se non ratione sed factione superatos.* (神に対してユダヤ人が尊大であるということがこの時期に明らかになった。一度はルーアンで、彼らは過ちから逃げたものを、贈物でユダヤ教に呼び戻そうとした。更にはロンドンで、彼らは我々の司教を相手に論争を行う決意をした。なぜなら彼(王)が冗談で、そうだと私は信じているが、もし公の論争でキリスト教徒を論駁したら彼らの宗派に改宗すると言ったからだ。ゆえに、キリスト教信仰への信心深い心配におののいた司教と聖職者がおおいに恐怖する中、論争が行われた。しかしこの論争からユダヤ人は狼狽以外のものを受け取らなかった。彼らは議論ではなく徒党によって打ち負かされたと繰り返し放言したのだが。) 著者ウィリアムの出生年は1095年頃であることから、この記述は目撃証言ではない。*Gesta Regum Anglorum*は1135-40年にかけて改訂されている。ルーアン云々の部分はEadmerからの引用と思われる。A. Gransden, 1974, pp.166-185, J.

Jacobs, *The Jews of Angevin England: Documents and Records from Latin and Hebrew Sources*, 1895, p.6, *Willelmi Malmesbiriensis Monachi de Gestis Regum Anglorum Libri Quinque*, ed. W. Stubbs, 1887-9, vol. 2, p. 371. 改定前の原本に由来するノルマンディーに存在した写本では、同じ箇所ではイングランドのユダヤ人がルーアン出自であることが説明されている。(Insolentiae uel potius inscientiae contra Deum hoc fuit signum. Iudei qui Lundoniae habitabant, quos pater e Rotomago illuc traduxerat, eum in quadam sollempnitate adierunt xenia offerentes. Quibus delinitus etiam ausus est animare ad conflictum contra Chrintianos, 'per uultum de Luca' pronuntians quod si unicissent in eorum sectam transiret.以下は上記と同文) *Gesta Regum Anglorum*, ed. and trans. R. A. B. Mynors and completed by R. M. Thomson and M. Winterbotton II, vol.1 p. 563.

⁷⁷ 佐藤唯行 1978年 53頁、鈴木利章 1983年 81頁。

ダヤ人に関する同時代史料ではない。ただ、そうであっても、この記録はたしかにノルマン征服以降のイングランドで最も古いユダヤ人についての記録の一つである。というのも、1066年のノルマン征服から12世紀中頃までの約一世紀間、ユダヤ人の姿はほとんどイングランドの歴史書には現れてこない。イングランドの歴史叙述においてユダヤ人の登場が頻繁になってゆくのは、ユダヤ人移住のきっかけとなったノルマン征服よりもずっと遅い、12世紀後半から13世紀にかけてなのである。それは次の二つの要因によるものと考えられる。

まず、ユダヤ人共同体の成立は段階的であった。12世紀イングランドに存在したユダヤ人共同体に関する行政史料はわずかにしか残っていないが、その断片的な史料からでも、12世紀を通じてユダヤ人共同体がブリテン島の各地方に徐々に拡散していった様子うかがえる。まず、1130-1年（ヘンリー一世時代）のパイプ・ロールPipe Rollの徴税記録では、ユダヤ人共同体の存在はロンドンにのみ確認できた⁷⁸。さらに、1155-60年（ヘンリー二世時代）のパイプ・ロールからは、ロンドン以外の10の都市にもユダヤ人共同体が存在していたことが分かる⁷⁹。

このヘンリー一世からヘンリー二世時代の間ユダヤ人共同体を地方都市に導いたのは主に国王自身、まれに地方の有力貴族であり、移住したユダヤ人にはそのような権力者およびその代理（州長官＝シェリフなど）による保護が約束されていたと推測される⁸⁰。たとえば、後年のジョン王による1201年の令状には、かつてヘンリー一世がユダヤ人に対して特許令状を出していたことが示唆されている⁸¹。残念ながらそのヘンリー一世の令状の内容や、あるいはそのような令状が本当に存在したか否かは現時点では分からない。しかし一方で、これもまたヘンリー一世時代に編纂されたと考えられているエドワード証聖王Edward the Confessorの法令集において、国王はユダヤ人に王国での居住を許可し保護を与える代わりに、かれらとその富は国王の支配下に置かれることが明言されている⁸²。また、ヘンリー一世に続く国王ヘン

⁷⁸ J. Jacobs, 1895, pp. 14-5.

⁷⁹ J. Jacobs, 1895, pp. 28-9. ロンドン以外の10都市はノリッジ、リンカン、ケンブリッジ、ウィンチェスタ、テトフォード、ノーザンプトン、パンゲイ、オクスフォード、グロスタ、ウースター。

⁸⁰ J. Hillaby, 'Jewish Colonisation in the Twelfth Century', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp., pp. 20-29.

⁸¹ J.M. Rigg, 1902, p. 1.

⁸² J. Hillaby, 2003, p. 18.

リ二世は、ユダヤ人に独自の墓場も許可した⁸³。これらのことは、12世紀のユダヤ人にある程度の自治権が与えられていたことを示している。

ヘンリ二世の治世(1154-1189年)が終わるまでに、13世紀に存在が確認されるおもなユダヤ人地方共同体は、ほぼ成立していたようである。ただ、後に述べる1190年の全国的なユダヤ人虐殺を経験するまで、すなわちその虐殺の結果ユダヤ人財務府が行政機関として整備され、ユダヤ人に関連する文書の保存がよりシステム化されるまで、ユダヤ人共同体についての情報は断片的で、その実態はおぼろげにしか掴めていない。しかしながら、ノルマン征服をきっかけに入植したユダヤ人が、12世紀中頃から後半にかけてブリテン島でその人口を増加させ、各地で活発な経済活動を行っていたことは確かである。その活動の拡大の結果ユダヤ人が、ブリテン島の、とくに都市の人々に、比較的新しい住民として認識されるようになって行ったことは想像に難くない。

ユダヤ人入植が展開する一方で、12世紀を通じてイングランド社会は記録システムの発展途上にあり、作成・保存される文書の総量が年々増加していた。T. Clanchyは、12世紀中頃以降のイングランドでは、おそらくスティーブン王時代(1135-1154年)の政治的混乱を契機に、行政機関で作成される文書量がそれ以前に比べ格段に増加し始めたことを指摘している⁸⁴。それと連動して修道院などでも、将来的な紛争等への対処を目的として、所属団体の権利などを文書に記録する動きが高まっていった。そのような動向のなかで、多くの歴史書もまた書き始められた。以下では、それらの歴史書についてさらに詳しい説明を重ねておきたい。

12世紀イングランドの歴史叙述のおもな担い手は、修道士と俗人聖職者である。当時の歴史書は、12世紀後期の歴史家カンタベリのジェルヴェイスGervase of Canterburyが1188年に書き始めた年代記Chronicaの冒頭において「歴史家は詳しく優雅に進める、対して年代記作家は簡潔に一步一步短く進める」と述べたように、大きく二つの傾向に分けられると言ってよい⁸⁵。つまり、歴史には物語性が、年代記には記録性が強調されている。しかし、その区別は曖昧である。たとえばイングランドでは13世紀の歴史叙述の主流を占めるのは後者の手

⁸³ *Gesta Regis Henrici Secundi Benedicti Abbatis, The Chronicle of the Reigns of Henry II and Richard I A.D. 1169-1192 known commonly under the name of Benedict of Peterborough*, ed. W. Stubbs, 1876, p.182.

⁸⁴ T. Clanchy., 1993, p. 100.

⁸⁵ *Forma tractandi varia, quia historicus diffuse et eleganter incedit, cronicus vero simpliciter graditur et breviter. Gervaseの取る立場は後者。The Historical Works of Gervase of Canterbury*, ed. W. Stubbs, 1879-80, vol. I, p.87.

法、いわゆる修道院年報と呼ばれるものによくみられる簡潔な記録であるが、12世紀では歴史叙述の形式が、とくにスティーブン王からリチャード一世の治世にかけては、伝記やロマンス文学的なもの、所属修道院あるいは国政の記録を目的としたもの、カーチュラリと一体になったもの、風刺文学的なものなど、多岐にわたっている⁸⁶。こうした歴史叙述の多様性は、当然そこで描かれるユダヤ人像にも反映することになる。

以上から、12世紀イングランドの歴史家がユダヤ人について記述する背景には、ユダヤ人共同体がイングランド地方都市へ拡散したことによりその存在が身近になっていった状況と、国政の混乱をきっかけとして起こった文書の作成と保存の活発化が歴史書作成の興隆に結びついた状況があると言える。これらの状況をふまえたうえで、以下では反ユダヤ的言説とみなされるユダヤ人による儀式殺人告発と、反ユダヤ的行為とみなされるユダヤ人虐殺という二つの反ユダヤ感情に結びつけられた出来事が、イングランドの歴史叙述において初めてあらわれる様子、さらにその後展開する様子を12世紀を中心に確認して行きたい。

具体的に本章では、「ユダヤ人虐殺とユダヤ人に対する少年殺害告発には関連性がある」という命題を、1144年にノリッジで起こったとされるユダヤ人による少年殺害事件、1189-1190年にイングランド中で勃発した一連のユダヤ人虐殺を中心に、以下の手順で検証する。まず第一節では、西ヨーロッパで最初に確認される儀式殺人の告発例、ノリッジの少年殺害告発についての議論を確認する。1144年にノリッジで、ユダヤ人がキリスト教徒の少年ウィリアムを殺害し、その少年が聖人として崇拜されるようになった事件については一冊の聖人伝が書かれたが、この書を巡る議論は本論に直接の関連は無くても、その後イングランド各地で13世紀までに発生したいくつかの儀式殺人を扱う際の前提となる。第二節では、12世紀末に勃発したユダヤ人を標的とした暴動についての歴史叙述を検討する。イングランドでのユダヤ人に対する大規模な虐殺は、1189年と1190年に連続して行われた。同時代の年代記の伝える事件の経緯は以下のとおりである。1189年のリチャード一世の即位式の当日、宮殿の入り口でユダヤ人と群衆との間で諍いが起こった。それをきっかけにロンドンでユダヤ人に対する暴動が起こり、多くのユダヤ人が虐殺された。翌1190年には、ロンドン以外のいくつかの都市で再び暴動が起こる。そのうちの一つ北方に位置する都市ヨークでは、塔に追いつめられたユダヤ人が集団で自殺するに至る。第二節ではこのユダヤ人虐殺事件の記録を、ユダヤ人に対する儀式殺人の告発との関連において考察し、これら二つのユダヤ人をめぐる出来事の歴史叙述における相対的な位置関係を示したい。

⁸⁶ A. Gransden, 1974, pp. 116-317.

また本章では、歴史叙述群を12世紀と13世紀で区切る目安をリチャード一世の没年（1199年）の前後とし、その頃までに歴史書の著者の自筆本が書かれたと推測される作品をおもに対象とした。

1.1 ノリッジの儀式殺人告発

中世イングランドではユダヤ人が居住していた約200年の間に、ユダヤ人がキリスト教徒の少年を誘拐し、ユダヤ教の儀式のなかで殺害したとの告発が繰り返された。そのなかでも最も古い事例が、1144年に地方都市ノリッジで為された告発である。この時にユダヤ人に殺されたとされる少年ウィリアムは聖人として崇められ、その聖人伝が当地の修道院で作成されたが、それは少年殺害の告発から聖人崇拜までの経緯を詳細に記録したものとしては、中世イングランドのみならず、中世ヨーロッパにおいても最も古いものとみなされる。このノリッジの事例以降近代に至るまで、ヨーロッパ各地では似たような少年殺害の告発がたびたび見られるようになる。ブリテン島内に限ってもこの種の告発の痕跡は、ユダヤ人が1290年に追放されるまでに、グロースター、ベリ・セント・エドモンズ、ウィンチェスター、ロンドン、リンカン、ノーザンプトンなど様々な場所で断続的に認められる。それゆえ中世ヨーロッパでのユダヤ人を対象とした儀式殺人告発、なかでも少年の殺害告発を扱うとき、このノリッジでの告発をどう位置づけるのかという問題は避けては通れないのである。ここで問題となるのは、ノリッジ以降の類似の殺害告発がノリッジの事例に触発されて起こったのか否かという論議である。

このノリッジでのユダヤ人告発を同時代に記録したとみなされる歴史書は二種類ある。先に述べたノリッジで書かれた聖人伝と、ピーターバラで書かれた年代記である。両者のうちとりわけ重要視されているのは聖人伝である。まずはその成立を概観し、内容を簡潔に紹介したい。続いてこの聖人伝の位置づけをめぐる、これまでの議論を確認しよう。最後に本論で採る立場を明らかにした上で、主題である歴史叙述の分析に移行したい。

① 聖ウィリアムの聖人伝

まずは1144年にノリッジでユダヤ人によって殺されたとされる少年ウィリアムの聖人伝の成立状況と、その内容を確認しておこう。1896年にM. R. Jamesは、ケンブリッジ大学図書館（Add. 3037）の写本群からある聖人伝の写本を発見し、A. Jessopとともに編集、翻訳して、『ノリッジの聖ウィリアムの生涯と奇跡（*The life and miracles of St William of*

Norwich)』として刊行した。その写本からの情報によると、この聖人伝の作者はモンマスのトマスThomas Monemutensisという名のノリッジにあったベネディクト派修道院の修道士であるという。聖人伝全体の構成は全7巻からなり、ユダヤ人による少年ウィリアムの殺害事件の経緯はおもに第1巻で述べられ、第2巻目以降はウィリアムの聖性についての議論や、その後起こった聖人の奇跡の報告で占められる。第7巻で最後に報告されている奇跡が1172年のものであることから、著者による直筆本全体の編纂が完了したのはおそらく1172-3年頃であろうと推測できる⁸⁷。だが1896年に発見された写本は、作者トマスの直筆本ではなく、オリジナルの完成の数年のち、おそらく1200年以前にノリッジで作成されたコピーと思われる。現時点でこの聖人伝の写本は、この一冊しか発見されていない。

著者であるモンマスのトマスが修道士としてノリッジに移住してきたのは、当地でユダヤ人による少年殺害事件が起こったとされる1144年よりももっと遅く、早く見積もっても1146年以降と思われる⁸⁸。つまり、厳密に言えばかれは事件が起こった時にはノリッジにおらず、ノリッジに移り住んでからこの事件の経緯について聞き知って、それをその後彼自身が直接に聞き知った少年ウィリアムによる奇跡の記録とともに聖人伝としてまとめたと考えられる。このような書かれ方をしたため、聖人伝の大部分はトマスのノリッジ在住の間に報告された聖人による奇跡の記録から成り、この少年聖人が近郊から遠方まで様々な巡礼者を惹き付けたという証言がメインのテーマとされている。

だが、本論で問題とするのは聖人ウィリアム崇拜についてではなく、ユダヤ人に対する殺害告発の内容であるので、議論の対象はユダヤ人告発の経緯を記録した第1巻におもに絞られることになる。ここではまず、後発の少年殺害告発の内容と比較するためにも、少々長くなるがトマスが語る殺害事件を、第1巻内で設定されている小節の順序に沿って見ておきたい。

物語は、少年ウィリアムの母が彼を懐妊したところから語られる。少年の両親はキリストと同様、低い身分の出身であった。少年の母は妊娠中に子供の聖性を知らせる幻視を見ている。二月二日の聖燭祭（聖母マリアの清めの日）に男の子が生まれ、ウィリアムと名付けら

⁸⁷ *The life and miracles of St William of Norwich* / by Thomas of Monmouth ; now first edited from the unique manuscript, with an introduction, translation, and notes by Augustus Jessopp and Montague Rhodes James. pp. I-iiiii. (以下*Life*と略記)

⁸⁸ G. Langmuir, 'Thomas of Monmouth: Detector of Ritual Murder', 1990, p. 216. (初出は*Speculum*, 1984だが本稿では論文集Langmuir, G., 1990に再録されたテキストを使用したため、以下では頁数、掲載年ともに論文集に従って表記する)

れた⁸⁹。作者トマスが事件後に少年の母や兄弟などから聞いたところによると、ウィリアムは乳離れの日に鉄の腕輪を壊したり、7歳の時に三日間の断食で施しをするなど偉業を成したという⁹⁰。ウィリアムは8歳になると毛皮商人の徒弟になって故郷からノリッジ市へ移り、そこで事件の起こる12歳までを過ごした。彼は有能な職人だったため、ノリッジのユダヤ人たちは彼を大いに気に入っていた。後にトマスがこの事件の後にキリスト教に改宗したあるユダヤ人たちから聞き知ったところでは、ユダヤ人たちは四旬節（復活祭前の40日間）の初めに、少年ウィリアムを彼らの殺害計画の被害者としてすでに選んでいたという。少年はそのような陰謀は知らずユダヤ人たちと交際していたが、叔父であるゴッドウィン司祭にとがめられ、ユダヤ人との交際を禁じられた。ユダヤ人たちは計画を阻まれたため、手助けをしてくれるある男を見つけた。トマスはその男がキリスト教徒なのかユダヤ人なのかは分からないとしている。ユダヤ人たちは過ぎ越の日の三日前、その男に少年を連れてくるように依頼した⁹¹。

聖棕櫚の聖日（復活祭直前の日曜日）の次の月曜日、ユダヤ人の使いのその男は、ノリッジ大司教の厨房の助手になるようにとウィリアムを騙して、連れ出そうとした。少年は故郷の母にその許可をもらおうとするが（父は既に没していた）、母は悪い予感がして反対した。ウィリアムの母はせめて復活祭の後まで出発を延期するように言うが、ユダヤ人の使いの男は三シリングを払うことで母を説得した。著者トマスはここで、この橋渡しをした男をキリストを裏切ったユダになぞらえている⁹²。次の日その裏切り者の男は少年とともにノリッジに戻り、少年の叔母の家に寄った。その時叔母が自分の娘に少年と男の後を付けるように言いつけたところ、その娘は二人があるユダヤ人の家に入って行くのを見たと告げた。次の日、すなわち過ぎ越の日、ユダヤ人の長たちがその少年が連れ込まれたユダヤ人の家に集まり、少年を突然捕まえ、頭を剃り、棘で刺すなど様々な恐ろしい仕打ちをしたため、その傷口からは血が流れた。ユダヤ人たちは主の受難を嘲るために、少年を十字架にかけ、互いに競って彼を死に追いやった。ユダヤ人たちは少年の死体から血が止まらないので、湯の

⁸⁹ *Life*, pp. 10-12. i. De materni sompnii presagio（母の夢での予言）

⁹⁰ *Life*, pp. 13-14. ii. De natiuitate eius et infantia.（かれの誕生と幼年時代）

⁹¹ *Life*, pp. 14-16.iii. Quod ad iudeos diuertere solitus et a suis super hoc increpatus se inde retraxerit.（どのように彼がユダヤ人たちのところへ行ったのか、そして家族にたしなめられて止めたか）

⁹² *Life*, pp. 16-19. iv. Qualiter a Judeorum nuntio seductus fuerit.（どのようにかれがユダヤ人の使いによって誤った方向に導かれたか）

なかに彼の体を放り込んだ。この事件の調査では、その家で少年がユダヤ人にされたことの痕跡がいくつか見つかったという。報告によれば、そのユダヤ人の家には十字架の代わりになるような柱があった。そして死体には縛られ刺され釘で礫た痕があったということである⁹³。

その後、ユダヤ人たちは相談して少年の死体を埋めてしまおうなどと考えるが、そこに神のはからいが介入してそのような措置を避けさせたので、結局彼らは死体を秘密の場所に注意深く安置することに決めた。しかしその日にではなく、次の日の夜明けにまた集まって死体を片付けることにした。後にそこに居合わせたというユダヤ人の一人から聞いたところによると、ユダヤ人たちのなかのある権威者が皆に死体処理のための助言の演説をしたということである⁹⁴。次の日、つまり聖金曜日に、ユダヤ人たちは祝福された殉教者ウィリアムの体を袋に入れて運び出したが、都市を出てソープの森に入ったところで一人の市民と会った。その市民は後にユダヤ人が告発される際の合法的な目撃証人となった。ユダヤ人たちは森に死体を置いて街に帰った⁹⁵。しかし不安になったユダヤ人たちは、シェリフ（州長官）に100マルクを渡して自身らの保護を約束させた。そのためシェリフはこの証人を口止めしたが、神は殉教者（少年）をたたえ、受難の記憶を後世に残すために、隠されたことを明らかにした。すなわち五年後にこの証人は死の床で、既に有名になりつつあった少年ウィリアムの幻視を見て、秘密を告白したのである。著者トマスはここで、自分はその証人から聞いて確かに真実だと思ったことを書いているのだと、念を押している⁹⁶。

死体が遺棄された日の夜、日の光が天から森に下りてきた。この光が梯子となり少年は天に昇り王になり栄光に包まれた⁹⁷。翌土曜日に光を見た修道女がその光を見て、森で少年を発見した⁹⁸。同日にまた別の人物も少年を発見し、傷の様子からユダヤ人の仕業と思い、司

⁹³ *Life*, pp. 19-23. v. Qualiter ad iudeos intrans captus sit, illusus sit et occisus. (どのように彼がユダヤ人のところへ行き嘲られ殺されたか)

⁹⁴ *Life*, pp. 23-26. vi. Quale consilium super eo occultando acceperunt.(どのようにユダヤ人が彼を隠すように助言されたか)

⁹⁵ *Life*, pp. 26-28. vii. Quomodo asportatus et in silua sit absconditus (どのように少年は運ばれ森に隠されたか)

⁹⁶ *Life*, pp. 28-30. viii. Quod datis centum marcis uicecomiti a timore liberati sunt. (どのようにユダヤ人らはシェリフに100マルクを渡し不安を取り除いたか)

⁹⁷ *Life*, pp. 31-32. ix. Qualiter super corpus eius lux de celo fulsit in modum ignee scale. (どのように少年の体に火の梯子のように天からの光がきらめいたか)

⁹⁸ *Life*, pp. 32-34. x. Quomodo et a quibus sit inuentus. (どのように誰によって少年は発見されたか)

祭にこのことを話した⁹⁹。噂は街まで広まり、ユダヤ人犯人説に賛否両論が起こった。信心深い者たちはユダヤ人を襲いに行ったが、シェリフを恐れて留まった¹⁰⁰。その後少年はその場に埋められたが、話を聞いた彼の叔父が確認のために掘り起こそうとすると、土が突然盛り上がり、死後数日経っているのに腐臭がせず良い香りがした¹⁰¹。それを聞いた少年の母は狂ったように泣き、女性の直感で犯人はユダヤ人と確信した。彼女はまるで見たかのように広場でユダヤ人が息子を殺したのだと叫び、人々はそれに心を動かされ、皆がユダヤ人はキリストの敵として殺されるべきだと叫んだ¹⁰²。司祭は司教にユダヤ人を告発し、ユダヤ人を召喚させた。ユダヤ人は一旦シェリフのもとに逃げて出頭を拒んだが、その後シェリフとともに出頭し、告発を否定した。シェリフはユダヤ人を城に隠した¹⁰³。

その後セント・パンクラスの修道院長が少年の体を貰い受けたいと申し出た。その院長が、もし入手できたら大切な宝として保存し、自分はその功績で名を高めて有名になるはずだ、と言ったことにノリッジの司教が心を動かされ、少年の遺体をノリッジのカテドラル教会に運んで修道士の墓に埋めることに決めた¹⁰⁴。そのために4月24日に死体を再び掘り出した時、そこでも奇跡的なことがいくつか起こり、大勢が集まるなかで少年の埋葬式が行われた¹⁰⁵。

以上が聖人伝第1巻のあらすじである。この聖人伝の物語部分をどう捉えるかによって、ユダヤ人をめぐる中世ヨーロッパ社会の認識は大きく変わらざるをえない。従って、続いてこれまでこの聖人伝をめぐってなされた議論を取りあげ、本論で採る立場を明らかにしたい。

⁹⁹ *Life*, pp. 34-35. xi. Item inuentio altera. (どのように少年は再度発見されたか)

¹⁰⁰ *Life*, pp. 35-37. xii. Qualiter in nemore sepultus sit. (どのように少年は森に埋葬されたか)

¹⁰¹ *Life*, pp. 38-39. xiii. Qualiter Godwinus presbiter an ipse sit scire studuerit. (どのように司祭ゴッドウィンが死体が少年かどうか知りたく思ったか)

¹⁰² *Life*, pp. 41-42. xv. De planctu matris. (母の悲嘆について)

¹⁰³ *Life*, pp. 43-49. xvi. Quomodo in sinodo presbiter Godwinus de iudeis conquestus est, eosque de morte Willelmi pueri reos esse per iudicium probare se optulit. (どのようにゴッドウィン司祭がユダヤ人を告発し、ユダヤ人が少年ウィリアムの死に有罪か神明裁判での証明を申し出たか)

¹⁰⁴ *Life*, pp. 49-50. xvii. Quomodo Aimarus prior sancti Pancratii corpus sancti martiris secum transf<er>endi licentiam petierit. (どのようにセント・パンクラスの修道院長アイマールが聖なる殉教者の体を持ち去ることを願ったか)

¹⁰⁵ *Life*, pp. 50-55. xviii. Quomodo allatus et lotus incorruptus inuentus sit. (どのように安置し洗った後に遺体が腐敗していなかったか)

② 聖人伝の位置付け

モンマスのトマスが書いたこの聖人伝の、とくに第1巻を巡っての歴史学的な評価は様々である。この聖人伝の孕む最大の問題は、第1巻に書かれた少年殺害の内容が後世に及ぼした影響を、各研究者がどの程度まで想定するのかにあると言って良い。知られる限りノリッジの本事件は、ヨーロッパで最も古い事例とみなされている。このことから、トマスがこの物語を書いたことで、ユダヤ人に対する社会の姿勢にある種の転換が引き起こされたのか否かという問題が、当然浮上する。その当否を判断する際、もう一つの聖人ウィリアムについての同時代記録であるAnglo-Saxon Chronicleの記述との関係を考えることは、ひとつの指標になるだろう。

Anglo-Saxon Chronicleとは、ノルマン征服以前のアルフレッド王の治世（在位871-899年）から古英語で書き継がれてきた年代記の写本群全体を指している。この写本群の始まりは、おそらくアルフレッド王の命令により書かれ890年頃に終了したひとつの年代記であった。その後このアルフレッド王時代の年代記は、イングランド各地でさかんにコピーされ、それを土台にさらに継続して記録が積み重ねられて行った。Anglo-Saxon Chronicle群として現存する写本は全部で七冊にのぼり、うち二冊がノルマン征服後までも書き続けられている¹⁰⁶。ノリッジのウィリアムの話はその二冊うちの一つ、ピーターバラ修道院で1154年まで続いた写本（一般的にテキスト(E)と呼ばれる）に書かれている。以下本論文でAnglo-Saxon Chronicleと表記する場合は、このテキスト(E)のみを指すことにする¹⁰⁷。このAnglo-Saxon Chronicleのなかでも、ノリッジのウィリアムの記述が含まれる1121年から1154年までの部

¹⁰⁶ 7つの写本はA-Fの記号が付けられている。そのうちD：The Worcester Chronicleが1079年まで、E：The Peterborough Chronicleが1154年まで書かれている。

¹⁰⁷ 通称をピーターバラ年代記とも言うが、13世紀に作成された同名の年代記と区別するため、本論ではAnglo-Saxon Chronicleと呼ぶ。このピーターバラ版のAnglo-Saxon Chronicle（テキスト(E)）は、すでにカンタベリで書かれていたAnglo-Saxon Chronicleの写本を土台として、1121年頃からピーターバラ修道院で書き始められている。A. Gransden, 1974, pp. 29-41. このピーターバラ版の写本は現在オックスフォード大学のBodleianライブラリ（MS. Laud 636）に所蔵されていて、ノルマン征服以降に書かれた歴史書にしては珍しく、ラテン語ではなく古英語で記述されている。ここでは古英語の原文を掲載しているTwo of the Saxon Chronicles Parallelと、D. Whitelockらによる訳本The Anglo-Saxon Chronicle、さらにテキスト(E)のみを編集した刊本The Peterborough Chronicleとを合わせて使用した。Two of the Saxon chronicles, parallel : with supplementary extracts from the others : a revised text, edited, with introd., notes, appendices, and glossary by Charles Plummer, on the basis of an edition by John Earle, 1892. The Anglo-Saxon Chronicle, a revised translation ed. D. Whitelock with D. C. Douglas and S. I. Tucker London 1961. The Peterborough Chronicle, 1070-1154, edited by Cecily Clark. 2nd ed.

分は、同時代に複数人の筆者によって書かれたようである。年代記全体の編纂はおそらく1155年頃だと考えられているが、作者や記述時期の正確な特定は出来ていない。つまり、ウィリアムについての記述が為された時期も、1121–1155年の間のいつであるのかは分からないのである。このことが、今後の考察に重要な意味を持って来る。

この年代記によるノリッジのウィリアムの記録の全文は以下の通りである：

さて、我々はスティーブン王の時代に起こったことをある程度まで描写したい。かれの時代に、ノリッジのユダヤ人がイースターの前にキリスト教徒の子供を買って、かれに主が苦しめられた責め苦をすべて拷問した。そして、聖金曜日にかれを我々の主のために十字架にかけ、それから彼を埋葬した。かれらはそれが隠されることを期待したが、我々の主は、かれが聖なる殉教者であることを明らかにし、修道士たちがかれを運んで儀式をおこなって修道院に埋葬した、そして主を通じてかれはすばらしいさまざまな奇跡を起こし、かれは聖ウィリアムと呼ばれている。¹⁰⁸

この記述は写本の1137年の箇所におかれているが、「スティーブン王の頃に起こったことを」と書かれているだけで、事件の起こった年が特定されていない。このことから一般的に、1144年の事件が、編纂時にたまたま1137年の場所に混入したものとみなされている。

以下ではモンマスのトマスの聖人伝を集中的に考察した、主に三名の研究者の論点を順を追って整理して行く。この聖人伝が後世に及ぼした影響力を判断するさい、上記のAnglo-Saxon Chronicleにあるウィリアムについての記録をトマスの筆の影響下に置くか否かが重要な鍵になっており、各人の聖人伝第1巻の評価とともに、上記のAnglo-Saxon Chronicleの記録についての見解もあわせて見ることにする。

1983年発表の論文「秘儀的少年殺害 (Ritual Murder)信仰の成立とユダヤ人」で鈴木は、トマスの聖人伝を主要な史料として、ノリッジでウィリアムの列聖化が行われた背景とその影響を考察した。かれの主張はおもに以下のようなものである。ウィリアムという聖人が作り上げられた背景には、当該時期のノリッジの社会状況から推測される反ユダヤ感情の醸成と、聖人伝作者の所属修道院が聖人を欲する政治的あるいは経済的事情があった。さらに著者であるトマスが列聖化の過程の一環として、ユダヤ人による儀式殺人の神話を創出し、ノリッジでのこの種の信仰の成立が、その後の類似のユダヤ人に対する告発の広がり、ひいては報復としてのユダヤ人虐殺を呼ぶことになった。鈴木は論考では、この聖人伝というテク

¹⁰⁸ *Anglo-Saxon Chronicle*, p. 200, *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, vol. 1, p. 265. (古英語のため原文掲載は見合わせた。英訳は史料集参照のこと。)

ストは、列聖にむけての修道士たちの行動を示してくれる記録であると同時に、著者トマスが「復活祭前の少年の変死体すなわちユダヤ人による殺人」という思考回路を創り、後世にそれを植え付けたものとしても評価されている。しかしながら、鈴木はもう一つの同時代記録であるAnglo-Saxon Chronicleとこの聖人伝との関係にあまり注意を払っていない。むしろAnglo-Saxon Chronicleの記述は、トマスが聖人伝に着手する以前にすでに地域住民の間にあった殉教者崇拜が口承で伝わるなどして、聖人伝とは別の経緯で成立した記録であり、事件そのものが確実に存在した傍証として扱われている¹⁰⁹。だが上に引用したAnglo-Saxon Chronicleの記述内容を見ると、トマスにより創られたと鈴木が想定している「ユダヤ人による復活祭前の子供の磔」という要素がそこにすでに存在することが分かるだろう。このことから、トマスが聖人伝において神話のどの部分を「創造した」のかが、曖昧にならざるをえない。もしも、Anglo-Saxon Chronicleの記録を儀式殺人告発が事実であることの傍証とするならば、トマスは鈴木のような神話の創造者というよりはむしろ、丁寧な記録者と見なすほうが妥当であろう。

上記の論考に遅れること一年、1984年に発表されたG. Langmuirの論文では、まさにそのトマスの創造の部分が特定されている。G. Langmuirはこの論文を発表した時点で、1255年にリンカンで起こったユダヤ人をめぐる儀式殺人告発については既に調査済みであり、前述の鈴木と同様にその殺人告発には聖人を必要とした修道院の利害が絡んでいたことを指摘していた¹¹⁰。だがG. Langmuirはこのノリッジの告発に関しては、そのような地域社会の利害関係よりは、時代のターニングポイントとしての働きを重要視した。つまりG. Langmuirは、トマスが彼の書によってノリッジでの殺害告発を神話までに発展させたと考え、この聖人伝が後世に及ぼした影響を非常に大きく見積もっているのである。その主張を詳しく見て行くと、まずG. Langmuirは1144年時点の告発者ではなく、遅れてノリッジにやってきた著者トマスこそが、少年をキリストになぞらえるために「ユダヤ人による磔」という虚構の部分を「創造した」張本人であると名指ししている。この聖人伝の第2巻が1154年以降に成立していることは内容から分かるのだが、第1巻については成立年代の手掛かりが全くない。従って、G. Langmuirは第1巻と第2巻の「王」を示す方法に時代による違いを読み取り

¹⁰⁹ 鈴木はトマスの聖人伝が1172年頃に完成したのに対し、Anglo-Saxon Chronicleは1154年に過去20年分がまとめて書かれたとし、その時間的なずれからもトマスの聖人伝のがAnglo-Saxon Chronicleの記録に直接の影響はないと考える。鈴木利章 1983年 75—110頁。

¹¹⁰ G. Langmuir, 1972, p. 481.

111、なおかつ第1巻が1150年に行われたウィリアムの墓の二度目の移動を促すために書かれたものだと考えた。その結果かれは、儀式殺人の内容が書かれた第1巻の成立を1150年頃と想定した。加えてG. Langmuirは、トマスが創造したと思われる「ユダヤ人による磔」という内容を含むAnglo-Saxon Chronicleの編纂時期が一般に1155年とされていることをもって、トマスの聖人伝の第1巻よりも遅れて記録されたものとみなし、Anglo-Saxon Chronicleの記録をトマスの聖人伝の内容が口承でノリッジの外に伝わった証拠と考えた¹¹²。その時、Anglo-Saxon Chronicleの内容が、聖人伝が書かれる目的の一つであり且つ本来伝えられるべき（と一般的に想定されている）聖人の英雄的な聖性ではなく、殺した者（ユダヤ人）あるいは殺した理由や方法（磔）が中心になってることを、トマスの創造が後世に与えた影響の一つと見なして重要視している。

G. Langmuirは論考の冒頭でこの聖人伝を「推理小説のような聖人伝」と評し、犯人＝ユダヤ人を特定するために論証が繰り広げられるつくりになっているとの見解を示したが、かれのこの論考こそが、このトマスその人が近代まで続くユダヤ人告発の創作者＝犯人であると告発し立証する、いわばトマスの聖人伝に倣った構造になっていると言える¹¹³。ただし、トマスは修道院の守護聖人を創る衝動に動かされただけであり、ユダヤ人に対する特別強い敵意を持ってそのような行為に及んだのではないとの弁護も付け加えられてはいるのだが。さらに後年に別の論考で、G. Langmuirはこのトマスによる「創造」を、ヨーロッパが反ユダヤ主義から反セム主義に転換したことを示す指標としている¹¹⁴。

このG. Langmuirの主張は強い影響力を持ち、今でも広く受け入れられているが、批判の試みも無いわけではない。1993年にはI. J. Yuvalが1147年のドイツでの事例を挙げて、トマスの発想が決して最初で独特のものではないと言っている¹¹⁵。また1997年発表の論考で、McCullohが、トマスの聖人伝のテキスト伝達と、地域の聖人崇拜そのものの広がりを厳密に分けて調査し、トマスの聖人伝の第1巻が書かれた時期を、第2巻(1154年10月以降に書か

¹¹¹ 第1巻では名前を明記せず「王」としか書いていないのに対し、第2巻では「スティーブン王」との名前の明記がある。このことからG. Langmuirは、第1巻を書いた時点では王すなわちスティーブンであったのが、ヘンリー世に代が替わってから書かれた第2巻以降では、混乱を避けるために明記する必要があった、すなわち即位の1154年10月25日より前に第1巻は成立していたとする。

¹¹² G. Langmuir, 1990, p.210.

¹¹³ G. Langmuir, 1990, p.234.

¹¹⁴ G. Langmuirはこの転換が起こった原因は、キリスト教に対してキリスト教徒の抱いた不信、不安の積み重ねがユダヤ人に転嫁されたことにあると述べている。G. Langmuir, 1990, p.17.

¹¹⁵ J. McCulloh, 1997, p. 699.

れた) よりもわずかに先行するだけであると推定した。加えて、トマスの聖人伝とAnglo-Saxon Chronicleの内容を比較すると、殺害の日付に相違があるなど細かい箇所での食い違いも見られるため、トマスの聖人伝を直接の情報源としてAnglo-Saxon Chronicleの記述が書かれたとは考えにくいとも主張している。トマスの聖人伝そのものにこの聖人伝が書かれる以前でも聖人に巡礼する者がいたと明記されていることから、Anglo-Saxon Chronicleのウィリアムについての記述はトマスの著書の内容を反映したのではなく、むしろ聖人伝が書かれる以前から存在した、地域で広まっていた聖人崇拜を掬い上げた記録であるとJ.

McCullohはみなしている。さらに大陸で記録された聖人ウィリアムの事例を調査したところ、ドイツで書かれた典礼用の殉教者伝の1146年の箇所にウィリアムの名前が記録されていることが分かった。これらの調査によって、正確な伝達経路はいまだ不明だが、いち地域に限定されていたはずの聖人の情報が、テキストによってではなく口承によって、イングランドよりはむしろ大陸で広く伝えられている状況が、おぼろげではあるが見えてきた¹¹⁶。結果的にJ. McCullohは、これまでトマスが聖人伝で作り上げ確定したと見られる部分を、大幅に縮小したのである。

③ 結

これらの諸論考を参考に、1144年ノリッジでの少年殺害をめぐる叙述について現段階で言えることは以下の通りである。

まず、G. LangmuirとJ. McCullohのどちらの推測が妥当であるかの判断は、聖人伝第1巻の成立年代推定の妥当性によるため、筆者の能力を超える問題である。現時点では、現存している聖人伝のテキストがコピーである以上筆跡などからの鑑定は不可能であり、内容にも成立年を示すような手掛かりがほとんどないことから、第1巻が書かれた時期については推測の域を出ないだろう。しかし、少なくともトマスの聖人伝テキストそのものが複写され流布したことによって、聖人ウィリアムについての情報が伝達したとは、想定しづらいと言える。なぜなら、第一にトマスの聖人伝の写本がノリッジ以外の場所に存在した痕跡がほぼ見られないこと、第二にノリッジ外で聖人ウィリアムを同時代に記録した他の媒体は、Anglo-Saxon Chronicleにしるドイツの殉教者伝にしる、細かい日付や年代が、トマスによる聖人伝のそれとは異なっている、という理由による。

¹¹⁶ J. McCulloh, 1997, pp. 698-740.

次に、トマスが少年の死体とユダヤ人犯人説を結びつけたとするG. Langmuirの見解についてであるが、これもまた再考の余地がある。I. J. Yuvalが指摘したように、1147年にはドイツで同様の告発が、少年ではなく成人男性についてではあるが、認められる（後述）¹¹⁷。加えて、トマスが聖人伝第1巻を書いたのはおそらく、彼のノリッジ移住時期から推定すると、早くても1149年以降と思われる。つまり、ユダヤ人をキリスト教徒殺害の犯人とし、殺されたキリスト教徒を殉教者として祀り上げるという行為自体は、対象を少年に限定しなければ、聖人伝の成立以前に既にドイツにみられたということになる。さらに、Anglo-Saxon Chronicleのウィリアムについての記述を、トマスの聖人伝の影響下に置かないとするならば、磔の行為についても、トマスの「創造」に関係なく伝えられていたということになる。以上のことから、トマス個人の想像力がこの種の告発の発生と伝播に果たした役割は、あまり大きく見積もるべきではないと言えよう。

それでは、これまで検討してきたノリッジの少年殺害告発を巡る議論は、本論のこれからの考察にとってどのような意味があるのだろうか。まず従来一般的に受け入れられている見解では、トマスの聖人伝をもって少年の遺体とユダヤ人の磔による殺人という物語あるいは「神話」が創られ、以後の同類の事例はその影響下にあるとされてきた。その結果、1144年以降にイングランド内外で認められた少年殺害告発は、トマスの聖人伝の内容を模倣したものであるとされ、またあるいは後世の歴史書にノリッジでの告発についての記録があれば、それはトマスの聖人伝の短縮であるとみなされてきた。それに対してJ. McCullohの論考は、トマスによる聖人伝執筆の以前から地域的な崇拜やその噂が存在し、トマスの聖人伝テキストが作られるのとは別の次元において、それらが聖人についての情報の伝播に強く働いてい

¹¹⁷ J. McCulloh, 1997, note 172.

た可能性を示唆してくれた。それによって我々は、ヨーロッパにおける儀式殺人告発の起源をめぐる行き詰まった議論から解放されようとしているのである¹¹⁸。

イングランドで書かれた歴史書にはこのノリッジの事件以降に起こったとされる類似の事件の記録に、トマスの聖人伝の直接の影響が明確に指摘できるものはほとんどない。よって、これから本論で行われる年代記分析では、ノリッジの聖人伝テキストの影響、もっと言うとトマスの「創造」の影響はそれほど考慮しなくても良いと思われる。

それでは、このノリッジでの出来事は、なぜ、どのような状況で、ピーターバラで年代記に記録されたのだろうか。先述のJ. McCullohの論考では、Anglo-Saxon Chronicleの聖人ウィリアムについての記録は、聖人伝の内容を縮小したものではなく、おそらく地域的な伝承という同じ土壌から生まれた個別の記録であると想定された。そして、Anglo-Saxon Chronicleはもともとは国家的な広い視野で記録されていたが、ピーターバラにテキストが移って以降(1121年～)は、非常にローカルな情報を中心に構成されるようになる¹¹⁹。ピーターバラはノリッジの近隣に位置しており、地域で共有されていた聖人崇拜がAnglo-Saxon Chronicleとトマスの聖人伝に記録されたと考えられる。また、このノリッジでの告発を発生当時に記録している歴史書は、トマスの聖人伝を除けばこのAnglo-Saxon Chronicleのみで、13世紀になるまでイングランドの歴史叙述では言及されることはない。これらのことか

¹¹⁸ 本論文では追求しないが、もしこのトマスの聖人伝をこれまでのような反ユダヤ的感情の表出という面からだけではなく、聖人伝テキストという枠組みで理解しようとするならば、トマスのオリジナルな部分というのはどれほど見出されることになるのだろうか。というのも、トマスの聖人伝には、たとえば聖職者や少年の母が見る幻視によって殉教者の聖性が伝えられるなど、その頃に書かれた聖人伝テキストに典型的な部分が多くみられる。中世初期においては聖人はその多くが高い身分の出身者であり、天と地の仲介者として機能していたが、11世紀以降の聖人にはキリストに倣うことが求められて行く。この変化によって低い身分からの聖人輩出も可能になり、12世紀には聖人の数がこれまでになく増加している。聖ウィリアム崇拜はその動きのまっただ中で生まれた物語なのである。であるなら、G. Langmuirが論考の中で本来伝えられるべきと前提した聖人の英雄的な聖性というものが、この少年のような「キリストのように」殉教した聖人にも求められていたのだろうかという疑問も浮かぶ。トマスがなぜこの少年を聖人伝の題材として選んだのか、その内容のどこまでが従来の聖人伝の枠組みで理解され、何が特筆すべき新奇さであるのか。このような問いに答えようとするならば、このトマスの聖人伝を単体で分析して漠然とした反ユダヤ的社会的風潮や思惑をその創作の源とするよりも、同時代の聖人伝テキストとの対比で考察する方が目覚ましい成果が得られるのではないと思われる。『中世の人間—ヨーロッパ人の精神構造と想像力』、ジャック・ル・ゴフ編、第9章「聖者」、アンドレ・ヴォシェ著、鎌田博夫訳 1999年 363-400頁。『死者と生きる中世—ヨーロッパ封建社会における死生観の変遷』 パトリック・ギアリ著 杉崎泰一郎訳 1999年。

¹¹⁹ A. Gransden,, 1974, pp.142-3.

ら、12世紀イングランドの歴史叙述においてはノリッジでの告発は、地域的な情報に留まっていたことも確認できるのである。

1.2 少年殺害告発とユダヤ人虐殺

前節で検討した儀式殺人告発についての論者たちの多くは、ユダヤ人に対する殺害告発とユダヤ人虐殺との関連を何らかのかたちで想定している。鈴木は聖ウィリアムの巡礼者の中にヨーク出身の者がいたことと、1190年にヨークで起こったユダヤ人虐殺との関連を暗示している¹²⁰。I. J. Yuvalは逆に、1096年の第一回十字軍に伴って行われたユダヤ人虐殺のさいに、追いつめられたユダヤ人が集団自殺したことによって、キリスト教徒の認識においてユダヤ人と子殺しが結びつき、少年殺害の疑惑を生むことになったと考えており、J. McCullohもその見解に同意している¹²¹。かれらは皆、イングランドにおいてにしろドイツにおいてしる、殺害告発と虐殺というユダヤ人を巡る二つの行為は、反ユダヤ感情という同一の根を持ち、因果関係にあると考えている。ただ、三者が想定しているのは、おもに一般的キリスト教徒の行動や発想における関係性である。それでは、歴史叙述においてはこの二つのユダヤ人をめぐる出来事はどのような関係をもちえたのだろうか。はたして、上に述べたと同様の関連は見られるのだろうか。本節では、12世紀後半から13世紀にかけてイングランドで作成された歴史書における、ノリッジでの告発以後の少年殺害告発とユダヤ人虐殺との関連を見て行くことにする。

しかし、ノリッジでの告発が他地域での記録に現れるのは、13世紀以降に作成された歴史書に偏っており¹²²、これと1189-90年のユダヤ人虐殺事件の関係を、直接に検証することは難しい。そこで、ここではウィリアム崇拝が成立した後の世代、すなわちユダヤ人虐殺の目撃世代によるユダヤ人虐殺の描写と、ノリッジの事例と類似した殺害告発との関係をみることにする。もちろんこのような試みで知ることが出来るのはあくまで叙述操作における両出来事の関係であり、それを社会全般の思惑や感情と安易に結びつけることは留保すべきだろう。

¹²⁰ 鈴木利章 1983年 94頁。

¹²¹ J. McCulloh, 1997, p. 699.

¹²² McCullohはイングランドの年代記におけるノリッジの記録の有無を確認している。J. McCulloh, 1997, p. 713 note 59, 60.

まず、ノリッジでの少年殺害告発以降に、イングランドで確認されうるユダヤ人に対する殺害告発について説明しておきたい。12世紀のイングランドでは、1144年にノリッジでユダヤ人の少年殺害告発が行われて以降、1168年にグロスタ、1181年にベリ・セント・エドモンズ、1183年にブリストル、1191年にはウィンチェスタで似たような告発が認められる。これらは大陸で時おり見られるような、成人男性の殺害や聖体の侮辱についての告発ではなく、いずれも少年の殺害を理由とした告発である。ただ、そのうちグロスタとブリストルの事例については、同時代史料からの情報はほとんど得られないと言ってよい。しかしグロスタでの事例については、12世紀後期に書かれたフランスのモン・サン・ミシェル修道院の修道士、トリニのロベールの年代記で言及されており、実際に当地でユダヤ人が少年殺害のかどで告発されていたことは確かであろう¹²³。イングランドでは、告発から二世紀ほど遅れて1382年から1412年にかけて編纂された歴史書*History of the monastery of St Peter's*によってのみ、グロスタの告発についての詳しい内容が初めて明らかになるのである¹²⁴。他方、1183年に告発があったとされるブリストルの事例であるが、それについての情報もまた、早くても13世紀の後半に作成されたテキストからしか得られ無い¹²⁵。これらのことから、グロスタとブリストルの事例については、12世紀中に告発や崇拝が行われていた可能性は無視できるものではないが、現時点では同時代のイングランドの歴史書からの情報が乏しいため、本論における調査の対象外としたい。その結果、ベリ・セント・エドモンズおよびウィンチェスタでの殺害告発が本節での主な調査対象となる。それらの告発の記録者たちはみな、自書の記録を12世紀末から13世紀初頭まで続け、おそらくその頃に没している人物で

¹²³ Chronique de Robert de Torigni, in *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, Richard I*, vol. 4, pp. 250-1. 1171年ブリアでの少年殺害告発についての記述の中でノリッジとともに言及している。Hoc etiam fecerunt de sancto Willelmo in Anglia apud Norwiz, tempore Stephani regis; quo sepulto in ecclesia episcopali, multa miracula fiunt ad sepulchrum ejus. Similiter factum est de alio apud Gloucestriam, tempore Henrici secundi regis.(しかしこれを、ユダヤ人はイングランドのノリッジでスティーブン王の時、聖ウィリアムに関して行った。かれは司教の教会に埋められ、その墓に多くの奇跡が生じた。同様のことが他の者に関してヘンリ二世の時、グロスタで起こった)

¹²⁴ そこで詳しく描写されているハロルドの事件は、トマスの聖人伝と非常に似通っており、そこからの剽窃であるとHillabyは考えている。J. Hillaby, 1994, p.75.

¹²⁵ このブリストルの聖人についてのテキストは、修道院が作成した聖人伝ではなく、おそらく小教区の教化テキストだったのではないかと推測される。テキストはC. Cluse, 'Fabula Ineptissima: Die Ritualmordlegende un Adam von Bristol nach der Handschrift London, British Library, Harley 957', *Aschkenas: Zeitschrift für Geschichte und Kultur der Juden*, 1995 pp. 293-330に収録されている。R.C. Stacey, 'From Ritual Crucifixion to Host Desecration: Jews and the Body of Christ', *Jewish History*. 1998 a, pp. 11-28.

ある。すなわちかれらは、モンマスのトマスなどノリッジ告発の同時代の記録者たちの次の世代、すなわち1189-90年の大規模なユダヤ人虐殺の目撃証人世代であると言えよう。

イングランドにおける最初のユダヤ人虐殺は1189年の国王の戴冠式の日に行われたが、そのとき即位した王リチャード一世は、イングランドで十字軍遠征に参加した初めての王であった。そのため、このユダヤ人虐殺は大陸の十字軍熱がブリテン島にも流入した現象、つまり1096年第一回十字軍に伴ってドイツのラインラントで起こったユダヤ人虐殺事件の再演であるとみなされている¹²⁶。翌1190年にも再びユダヤ人虐殺がイングランド各地で行われた。これらの虐殺は、イングランドで記録された最初にして最大のものだったようだが、その研究は大陸に比べて活発ではない。古くは19世紀にニューバラのウィリアムの年代記を編集したW. Stubbsが、年代記の記録内容の分析をもとに、1190年のヨークの虐殺には都市有力者の陰謀が働いていたと推測した。それに対して、ヨークのユダヤ人共同体研究を行ったR. B. Dobsonは、年代記記述に頼って事件を説明することにより、このときのユダヤ人虐殺がユダヤ金融の高利によって追いつめられた債務者の金銭目的の行為と捉えられ、その結果、社会の反ユダヤ感情を背景にした反ユダヤ的行為という側面が隠されてしまったことを危惧している¹²⁷。他方R. C. Staceyは、W. Stubbsと同じくニューバラのウィリアムの年代記を用いて、1189年と1190年の暴動における十字軍と反ユダヤ的暴力の関係を分析し、この暴力行為を直接の反ユダヤ感情の発露ではなく、市民の国王への不満によるものとして提示した¹²⁸。かれらの問題関心は、おもに年代記史料をもとに事件を再構成し、その原因を追究することにあると言える。

本論の目的は歴史叙述においてユダヤ人による少年殺害告発の物語がどのような意味を持ち得たのかを検証することにあるので、これまでこの虐殺研究の主な史料となってきたニューバラのウィリアムの年代記以外にも、ユダヤ人虐殺の目撃世代が作成した歴史書を広く取り扱うことにする。以下で、聖人の成立によって少年殺害告発が確認できるペリ・セント・エドモンズの事例、少年殺害告発の存在が聖人の成立によっては確認されないウィンチェスタの事例、そしてユダヤ人虐殺の叙述のただなかに聖人崇拜が現れるニューバラの事例、を順に見て行くことにしよう。

¹²⁶ シーセル・ロス 1966年 132頁。

¹²⁷ R. B. Dobson, 'The Medieval York Jewry Reconsidered', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, p. 147.

¹²⁸ R. C. Stacey, 'Crusades, Martyrdoms and the Jews of Northern England 1096-1190', in Haverkamp ed. *Juden und Christen zur Zeit der Kreuzzuege*, 1998 b, pp. 233-251.

① ベリ・セント・エドモンズの聖ロバート

ノリッジに続いてベリ・セント・エドモンズでも、1181年にユダヤ人によって殉教させられたとされる少年が、その後聖人として祀られ崇拜されている。ベリ・セント・エドモンズでの聖人口バート崇拜は13世紀初頭までには成立しており、その崇拜は16世紀頃までは続いたようである。崇拜成立の初期、つまり12世紀末頃には、聖人伝Life of St. Robertが書かれたようだが、この写本は残念ながら現存していない¹²⁹。現時点で、このベリ・セント・エドモンズでの少年殺害告発について、同時代の情報を提供してくれるのは、失われた聖人伝の著者でもあったブレイクロンドのジョスリンJocelin of Brakelondによるベリ・セント・エドモンズの修道院年代記と、カンタベリのジェルヴェイスGervase of Canterburyがクライストチャーチで作成した修道院年代記における、ほんの一、二行の記述しかない。それらの記述を検討する前にまず、この二冊の年代記について説明しておこう。

ジョスリンの年代記Cronicaの最も古い写本は、ベリ・セント・エドモンズ修道院内で見ついている¹³⁰。この写本が作成されたのは13世紀後半になってからであり、おそらく12世紀に書かれた著者の直筆本をコピーしたものと思われる。しかしここでは、おそらくオリジナルからの大幅な変更はされていないとみなして、話を進めることにしたい。著者であるジョスリンの生没年は不詳だが、1173年にベリ・セント・エドモンズのベネディクト派修道院の修道士になり、サムソンが同修道院の院長に就任して以降の六年間、院長付きの司祭として働いた人物であることが分かっている。かれの年代記は修道院史としてだけでなく、修道院院長サムソンの伝記としての性格も持ち合わせている。しかし、その内容には徐々に院長サムソンへの批判が現れ始め、後半部分では伝記としての体裁は崩れているため、厳密には伝記とは類型されていない。記録はサムソンの院長就任直前の1180年から始まって1202年に終了しており、著者ジョスリンによる直筆本はその終了年頃に編纂されたようである。本論ではH. E. Butlerによる英語対訳の付けられた*The chronicle of Jocelin of Brakelond*を刊本として使用した¹³¹。

カンタベリのクライストチャーチで書かれたジェルヴェイスの年代記*Chronica*もまた、著者の直筆本あるいは同時代のコピー写本は失われ、現存している写本はすべて13世紀後半に

¹²⁹ A.P. Bale, 2002, p.186.

¹³⁰ 現在は大英図書館に所蔵されている Harleian MS 1005.

¹³¹ *Chronicle of Jocelin of Brakelond Concerning the Acts of Samson Abbot of the Monastery of St. Edmund*, ed., with an English translation, H. E. Butler, 1949, pp. xi-xv.

作成されたものである。本論で使用したW. Stubbsが編集した刊本*The Historical Works of Gervase of Canterbury*は、カンタベリ大司教ボニファティウス（在位1245–1270年）時代の中頃に書かれた写本を典拠としている。この写本はもともとカンタベリの修道院写字室に収蔵されていたものである¹³²。ジェルヴェイスはおそらく1185年頃から執筆を開始し、リチャード一世の没年（1199年）で一旦筆を置いたと推測されている。ただし、この年代記に同時代の記述がみられるのは1188年の箇所以降に限られ、それまではたとえ著者ジェルヴェイスが目撃しえたはずの出来事でも、記述の内容は既存のテキストの記述を編集しているに過ぎない¹³³。つまり、ジェルヴェイスによる1181年のベリ・セント・エドモンズでの告発についての記録は、出来事と写本作成の時期がずれているうえに、目撃証言ですらないと言える。

それではこれら二つの修道院年代記について、ベリ・セント・エドモンズでの少年殺害告発と1189–90年のユダヤ人虐殺の関わりを考察して行きたい。ただ、これらの年代記作家は二人ともユダヤ人虐殺の目撃世代ではあるのだが、この事件を記録してはいない。その理由はいくつか考えられる。たとえば、ジェルヴェイスの住んでいたカンタベリは1189–90年のユダヤ人虐殺の舞台にはならなかった。またジョスリンの場合は、院長サムソンと修道院での出来事を興味を中心に据えて年代記を書いていることから、そのような年代記の構成上、所属修道院に直接に関係のない出来事は記録しなかったのかもしれない。

しかしながら、後述する他地域のいくつかの年代記は、1190年にベリ・セント・エドモンズでもユダヤ人が虐殺されたことを伝えており¹³⁴、修道士となって以来都市から出た形跡のないジョスリンは、その虐殺を間近で目撃した可能性が高いと言えよう。ジョスリンの年代記は、ユダヤ人による少年殺害告発を次のように記録している：

同じ時期、聖なる少年ロバートが殉教し、そして我々の教会に埋葬された。そしてそこでは多くの驚異と印が民衆の間で起こった、他の所で我々が書いたように¹³⁵

¹³²現在は大英図書館 Cotton MS. Vespasian B. 19に所蔵されている。

¹³³ *The Historical Works of Gervase of Canterbury* ed. W. Stubbs, 1879-80, Vol. 2, pp. vii-xvii.

¹³⁴ ロンドンのRalph of Dicetoなど（後述）。

¹³⁵ Eodem tempore fuit sanctus puer Robertus martirizatus, et in ecclesia nostra sepultus, et fiebant prodigia et signa multa in plebe, sicut alibi scripsimus. *The Chronicle of Jocelin of Brakelond*, p.16.

「他のところで我々が書いたようにsicut alibi scripsimus」が、失われたロバートの聖人伝 Life of St. Robertの内容を指しているのだとしたら¹³⁶、聖人伝はこの年代記に先駆けて存在していたことになるだろう。すなわちこの一文は、聖人伝の著者が、その内容を年代記に合わせて短縮した結果と看做しても良いのではないだろうか。

現在のわれわれには、失われた聖人伝に書かれていた内容について、全く何の手掛かりも残されていない。ただ、ノリッジとベリ・セント・エドモンズが地理的に近隣に位置していることを考慮すると、ベリ・セント・エドモンズでノリッジと類比される聖人が祀り上げられたことは、すでにノリッジで聖ウィリアム崇拜が成立していたことに準ずる、あるいは対抗する行動であった可能性が示唆されうる。ゆえに、ベリ・セント・エドモンズで書かれた聖人伝の内容は、おそらくノリッジで既に示された聖人成立の経緯を大きく逸脱してはいなかったのではないかと推測されている¹³⁷。失われたジョスリンの聖人伝がトマスのそれと類似した殉教物語を含んでいたと仮定するなら、おそらくそこでは殺害犯人がユダヤ人であると指摘され、その殺害方法は磔だと明言されていたであろう。だが、上記の引用文を一読する限り、ジョスリンが聖人伝を書くと同時に年代記にも同じ出来事を記録したとき特筆したのは、犯人および殺害方法ではなく、聖人口バートが埋葬され、そこで奇跡が起こったということであった。

一方でカンタベリのジェルヴェイスは、このベリ・セント・エドモンズで起きた少年殺害を、ジョスリンの年代記よりも詳しく記録している：

この年過ぎ越の祭りの日に聖エドモンドでユダヤ人によりロバートとかいいう名前の少年が殉教した。彼は近くの聖エドモンド教会に立派に埋葬され、噂によると、多くの奇跡で有名になった。¹³⁸

聖人口バートの情報が、ベリ・セント・エドモンズからカンタベリまで伝わった経緯は明らかではない。ノリッジとAnglo-Saxon Chronicleとの前例を考慮するならば、この場合もまた口承で伝わった話を年代記が掬い上げた可能性は大きい。ではなにゆえに、地理的に遠く離れたベリ・セント・エドモンズの少年聖人についての情報が、カンタベリの年代記で記録されているのだろうか。まず、カンタベリのカテドラル修道院はイングランドの中心的存在で

¹³⁶ Baleはこの年代記の編纂時期を1190年代中頃から1202年とし、聖人伝の作成も同時期と推測している。A.P. Bale, 2002, p.187.

¹³⁷A.P. Bale, 2002, pp. 186-7.

¹³⁸ Martyrizatus est hoc anno ad Pascha apud Sanctum Aedmundum a Judaeis puer quidam Robertus nomine, qui in proximo in ecclesia Sancti AEdmundi honorifice sepultus, multis, ut fama fuit, claruit miraculis. *The Historical Works of Gervase of Canterbury* ed. W. Stubbs 1879-80 Vol. 1 p. 296.

あり、全ての教会に関する情報のみならず、俗世の情報も集まってくる場所であった¹³⁹。この聖人口バートの情報もまた、そのようなルートでもたらされたと考えられる。そして、著者ジェルヴェイスの意図を正確に知ることは出来ないが、かれはローマで未来を予言した女の話の後にこの話を配置していることから、聖口バートの話も一種の奇跡譚として記録した可能性が指摘できる¹⁴⁰。

以上の短縮されたあるいは伝達された記録では、前節で述べたようなモンマスのトマスの聖人伝からAnglo-Saxon Chronicleへの聖ウィリアムの事件の伝達内容にG. Langmuirが見いだしたものの、すなわちユダヤ人が犯人であることやその殺害方法が強調されたという彼の主張、とは全く逆の現象が見られる。年報や年代記の記述は大抵短く、そのどこに力点が置かれたのかを判断するのは、非常に困難な作業である。しかし少なくともベリ・セント・エドモンズにおいては、聖人伝の作者が同時に年代記に簡略な記述を行う際、その殉教がユダヤ人による殺人であるという部分をとくには強調しなかったことは指摘できる。また、前出のAnglo-Saxon Chronicleの聖ウィリアムの記述と比較してみると、それらのユダヤ人の少年殺害告発の内容に共通しているのは、聖人の名前とそれが殉教したという事実、殉教した季節（復活祭頃）、そして聖人の証となる埋葬地での奇跡の事実である。このことから、この種の物語が叙述される意義は、やはり聖人の成立を伝えることにあったと考えてよいだろう。さらにその聖人成立の物語においてユダヤ人は、普通の少年を聖人たらしめるための、聖書の受難エピソードになぞらえる装置の一つとして機能していると言えよう。あくまで記述の軸は聖人の成立要件である。

その一方で、ベリ・セント・エドモンズの聖口バートの記録者たちはともにユダヤ人虐殺が行われたことを見知りながら、口を閉ざしている。ノリッジの少年殺害告発の目撃証人世代の記述者たちが持ちえなかった、ユダヤ人虐殺を目撃するという体験、あるいは記憶は、この聖人の記録にはたして影響を及ぼさなかったのだろうか。その検証に繋がるものとして次に、歴史叙述にユダヤ人虐殺と少年殺害告発が同時に見られるウィンチェスタでの例を取りあげる。

¹³⁹ *The Historical Works of Gervase of Canterbury* ed. W. Stubbs, Vol. 1, pp. ix-x.

¹⁴⁰ *The Historical Works of Gervase of Canterbury* ed. W. Stubbs, Vol. 1, p. 295.

② ウィンチェスタにおけるユダヤ人殺害告発

ここではRichard of Devizesの年代記*Cronicon de Tempore Regis Ricardi Primi*で描かれている、1191年にウィンチェスタで起こったとされるユダヤ人に対する少年殺害告発の事例に眼を向けてみたい。ただしこれまでに見てきた事例とは異なり、これから検討するウィンチェスタでの殺害告発では、殺されたとされる少年は、その名も明記されず、聖人として祀られてもおらず、また、当該事件はこの年代記以外の歴史書では記録されていない。

まず年代記の性質について説明しておこう。この年代記は、リチャード一世によるイングランドで初めての十字軍（第三回十字軍）の様子とイングランドの政治的な状況を主に扱う修道院年代記である。著者リチャードはウィンチェスタの北方に位置するDevizesの出身で、ウィンチェスタにあるベネディクト派修道院St Swithun'sの修道士であった。ただし十字軍の記録ではあるが、作者自身が十字軍に随行したわけではない。かれはイングランドに居ながらにして、同時に聖地の様子と国内の状況について執筆を行っていたのである。記録は1189年9月3日のリチャード一世の戴冠から始まり、1192年10月に王が聖地を去る準備をするところで終わる。遅くとも1198年以前には年代記全体の編纂が行われていたことは、判明している。現存する写本は二冊あり、そのうちケンブリッジ大学所蔵のもの(Corpus Christi College, Cambridge No. 339)が著者リチャードによる草稿であり、大英博物館所蔵のもの(Cotton Domitian A. XIII, British Museum)は別人物による前者のコピーだと思われる。本稿ではケンブリッジ写本をもとにJ. T. Applebyが1963年に編集、翻訳した刊本をおもに参照した¹⁴¹。

著者リチャードは修道士であるにもかかわらず、この年代記をロマンス文学的な手法を用いて執筆している。その点も含めて、この年代記は一般的な修道院年代記の定義に沿わない部分を多く含む。それ故、このテキストは非常に多角的な読みを許容する。なかでも、その歴史叙述におけるユダヤ人をめぐるエピソードの利用については、これまでにいくつかの解釈が示されている。以下ではそれらをふまえつつ、ユダヤ人虐殺とユダヤ人少年殺害告発との関連を考えて行きたい。

まずは、リチャードの語る少年殺害事件の内容を押えておこう。ウィンチェスタの少年殺害の話は、最初はイングランドではなくフランスを舞台に始まっている。あるフランス人の貧乏な徒弟の少年とその仲間の少年は二人で、一人のフランスのユダヤ人に勧められてイン

¹⁴¹*Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.3, pp. lxvii-lxxiv, *The Chronicle of Richard of Devizes of the Time of king Richard the First*, ed. with an English translation. J. T. Appleby, 1963, pp.xi-xxvi. どちらの写本も一続きの年報が付いている。

グランドに行くことになった。そのフランスのユダヤ人はイングランドを旅する際の注意事項を彼らに言い（この部分はイングランドについての一種の地誌になっている）、その後ウィンチェスタのユダヤ人への手紙を託した。少年たちはウィンチェスタまでやって来て、当地のユダヤ人の所で働くことになった。数日が経過したのち、事件は起こる。以下、長くなるが、ユダヤ人が告発されている部分を抜粋し、その内容を検証したい：

聖金曜日が祝われ、そしてその日少年はそのユダヤ人の店で働いていたが、現れなかった、しかし彼は放っておかれ続けた。それは確かに過ぎ越の祭りの日、つまりユダヤ人の祭日に最も近い日であった。彼と一緒に働く仲間は、その夜、懐みの心なく、少年が寝床にいないことに驚き、その夜眠りの中でひどく脅かされた。彼は不満に思ったが、数日間あらゆる街角で少年に出会わなかったので、単純さから、ユダヤ人を訪れ、仲間の少年をどこかにやったかどうか（聞いた）。ユダヤ人が昨日にはあれほど親切だったのが、彼に対して非常に苦々しく面会し、彼はユダヤ人の言葉と顔つきが変わっているのに気づいて、彼は鋭い声を持ち、驚くほど雄弁だったので、直ちに逆上し、仲間をどこかにやったことについて、大きな叫び声を上げながらユダヤ人に迫り、口論を شدした。「おまえは」と彼は言った「汚い娼婦の息子だ、おまえは泥棒だ、おまえは裏切り者だ、おまえは悪魔だ、おまえは僕の仲間を磔にした。神よ、なぜ今私には大人の力がないのだろうか？僕はおまえを私の手で（引き裂いてやる）」部屋で大声で叫んだ声は通りに聞こえ、ユダヤ人とキリスト教徒があちこちから駆け寄って来た。少年は攻め立て、いまや群衆を前にしてより頑固になり、その場にいる人々に近寄って臆面無く言葉をかけ、少年のために懇願し始めた。「ああ」と彼は言った「集まった人々よ、『私にくだされたような苦しみのような苦しみがあるだろうか』このユダヤ人は悪魔だ。この男は私の体の中から心を力ずくで取り去った。この男は私の唯一の仲間の喉を切って殺し、そして彼を食べたのだと思う。ある悪魔の息子であるフランスのユダヤ人が、僕は名前も知らないし聞いてもないが、そのユダヤ人が僕の仲間にこの男への致命的な手紙を与えた。彼はこの都市に導かれて、いやむしろおびき出されて来たのだ。彼はここでこのユダヤ人のためにしばしば働いた、そして彼が最後に目撃されたのはユダヤ人の家でなのだ。」仲間の少年はこれについて目撃証人に欠かなかった、すぐに教会法に反して家で何人かのユダヤ人の子供の世話をしていたキリスト教徒の女性が、少年がユダヤ人の食料庫に降りて行って帰ってこなかったのを見たと言ったからである。ユダヤ人はその話を否定した。ことは裁判に持ち込まれた。告発人たちは失敗した。仲間の少年は年齢が低かった。キリスト教徒の女性はユダヤ人に雇われていたので自分を不名誉

にした。ユダヤ人は悪い噂に関して自覚して、汚名を雪ぐことを申し出た。金が裁判官を喜ばせた。フィニアス（ピネハス）は宣告し、喜んで処理し、動乱は止んだ。¹⁴²

この話には、男女の証人がそれぞれ登場し、あるいは少年の関係者が広場でユダヤ人を犯人として名指しするなど、既に見たモンマスのトマスの聖人伝で少年が殉教者とされて行く経緯と類似した場面がいくつか含まれている。このことは、トマスの聖人伝を後発のユダヤ人儀式殺害告発のプロトタイプと看做す根拠のひとつとなってきた。しかし、トマスの聖人伝では称揚されていた人々が、このウィンチェスタの話ではことごとく不名誉な書かれ方をしている事に注目すべきである。まず最初に聖人の役割を担うべきフランス人の少年は、「孤児で、地位も低くとても貧乏Fuerat autem Francus genere, pupillus et orphanus, abiecte conditionis et paupertatis extreme」¹⁴³で、「靴屋の技術が生半可Puerum quendam Christianum artis sutorie sciolum」¹⁴⁴であったと説明されている。またその仲間の少年は、この殺人に荷担していると思われるイギリス行きを勧めたフランスのユダヤ人のことも「名前を知らないし聞いてもいないnec intelligo nec experior」ままに、彼らユダヤ人が共犯であると騒いでいる。そしてユダヤ人の家に少年が入るのを見たと言う目撃証人は「教会法に反してcontra canones」ユダヤ人の乳母をしており、もう一人の証人である仲間の少年は成人ではないため、かれら二人は証人として法的に認められず、それゆえにユダヤ人に対する殺人告発は不発に導かれている。加えて、この話では告発がされた時期が復活祭間近であった

¹⁴² Crucis adorate dies aduenerat, et puer ipso die apud Iudeum suum operans, quocumque modo de medio factus, non comparuit. Erat quippe proximum Pasca, dies festus Iudeorum. Socius illius uespere non reuertentis ad cubiculum miratus absentiam, plurimis ipsa nocte terretur in sompniis. Quesitum diebus aliquot per omnes urbis angulos cum non inuenisset, conuenit Iudeum simpliciter si suum quoquam misisset nutricium. Quem cum preter solitum de tam benigno pridie uehementer sensisset acerbum, uerborum etiam uultus uarietate notata, incanduit ilico, et ut erat uocis acute et mirabilis eloquentie, prorupit in iurgia, magnis eum de sublatione socii sui clamoribus urgens. 'Tu,' inquit, 'fili sordide meretricis, tu latro, tu traditor, tu diabole, tu crucifixisti socium meum. Hei michi, modo quare non habeo uires hominis? Ego te manibus meis.' Audiuntur in platea clamores uociferantis in ede; concurrunt undique Iudei et Christiani. Puerulus instat, et iam pro turba constantior, interpellatis presentibus cepit allegare pro socio. 'O uos,' ait, 'uiri qui conuenistis, "uidete si est dolor sicut dolor meus." Iste Iudeus diabolus est; iste cor meum de uentre meo rapuit; iste unicum sodalem meum iugulauit, presumo etiam quod manducauit. Filius quidam diaboli Iudeus Francigena, nec intelligo nec experior, Iudeus ille dedit sodali meo litteras mortis sue ad hominem istum. Ad hanc urbem uenit inductus immo seductus. Iudeo huic sepe seruiuit, et in domo eius nouissimo uisus est.' Non defuit illi testis ad aliqua, quoniam et femina Christiana que contra canones in eadem domo nutrierat Iudeulos constanter iurabat se uidisse puerum in penu Iudei descendere sine regressu. Iudeus infitiatur. Res refertur ad iudices. Deficiunt accusatores: puer quia infra etatem erat; femina quia infamem eam fecerat Iudeorum ministerium. Iudeus optulit purgationem conscientie propter infamiam. Iudicibus aurea pacuit. Dedit Phinees et placuit, et cessauit quassatio. *The chronicle of Richard of Devizes of the Time of King Richard the First*, pp.68-69.

¹⁴³ *The Chronicle of Richard of Devizes of the Time of king Richard the First*, p. 64.

¹⁴⁴ *The Chronicle of Richard of Devizes of the Time of king Richard the First*, p. 64.

ことは明示されているが、少年の名前や少年による奇跡などについては語られないし、少年の遺体すら存在しない。すなわち、リチャードの提供するこのウィンチェスタの話が、これまで見てきたような、聖人崇拜を促したり、聖人の記録を留めるための文脈では語られていないことは、明らかである。

このような、リチャードの語るウィンチェスタの告発事例における、前例ノリッジとの類似点と相違点、特に告発の貶めともとれる表現について、これまでCroniconを分析した研究者たちは、ある種共通の見解を抱いている。まず12世紀イングランドの歴史叙述研究者であるN. Partnerは、このウィンチェスタの話はモンマスのトマスの聖ウィリアム伝のパロディであると考えた¹⁴⁵。またA. P. Baleは、著者リチャードはユダヤ人の儀式殺人という事件はフィクションであると認識しながらも、国王を批判するためのレトリックとしてこの告発話を利用したのだと見ている。つまり、不発に終わった告発事件には、リチャード一世による十字軍遠征の失敗を揶揄する機能が与えられていると結論している¹⁴⁶。両者ともに、想定した対象は違えど、このユダヤ人殺害告発のエピソードが何かを嘲笑する意図のもとで書かれているという認識を共有している。確かに、修道院関係者がわざわざ聖人崇拜に至らないユダヤ人告発を拾い上げ、詳述した意図は判定し難い。それが既存の聖人伝をひっくり返したような内容であったことが、中世のカーニバルに見られるような笑いの手法を読みとることを可能にしているのであろう。だが本論ではそのような笑いのレトリックについての考察は控え、著者がユダヤ人虐殺とユダヤ人への殺害告発を関連させた方法をこの年代記から読み取り、ユダヤ人をめぐる二つの出来事に対する年代記作家の姿勢を知る一助にしたい。

まず、このリチャードの年代記内では、上記のユダヤ人への殺人告発の話は単独で存在しているのではなく、王の戴冠式に伴って起こったユダヤ人虐殺と関連して配置されている事実が指摘できる。最初に1189年のロンドンやその他都市でのユダヤ人虐殺について述べている箇所を見よう：

同じ即位の日、子が父に犠牲にされた荘厳ミサの頃に、彼らはロンドン市でユダヤ人をその父、悪魔に犠牲にし始めた。この儀式を執り行うのに多くの時間を要したため、かろうじてホロコースト（全燔祭）が完了したのは次の日だった。他の都市や州都市はロンドンの信仰をまねて、同様の熱心をもって彼らの蝨を血とともに地獄に送った。このことは、救い難い者たちに対して、どこでもというのではなかったが、当時王国中の至

¹⁴⁵ N. Partner, *Serious Entertainments: The Writing of History in Twelfth-century England*, 1977, pp. 177-8.

¹⁴⁶ A.P. Bale, 'Richard of Devizes and fictions of Judaism', *Jewish Culture and History*, 2001, pp. 64-5.

る所で続いた。ただウィンチェスタだけがその蛆虫を助命した。人々は聡明で先見の明があり、都市は常に文明的に振る舞った。彼らは決して軽率に行動せず、後悔することを恐れ、ことの始めよりもむしろ終わりを見た。彼らは、消化不良を迫られたとしても一部だけ無理矢理に吐き出すことを望まなかった。一度に全ての病んだものを吐き出せる治療の好機まで、その間に慎ましく（あるいは自然に）不快さを隠して、大腸にユダヤ人を入れておいた。¹⁴⁷

言うまでもなく、蛭や蛆虫、病んだものや嫌悪と言った表現はユダヤ人のことを指している。そして一度に病んだもの、つまりはユダヤ人を吐き出せるときまでユダヤ人に対して行動しなかったという結果は、後日にユダヤ人の排除が行われることを暗示している。順当に考えれば、それは時をまたいで行われたユダヤ人に対する少年殺害告発を暗示していることになる¹⁴⁸。

これに対して、1191年の殺害告発箇所の冒頭では1189年の出来事をこのように受けている：

（この本の冒頭で）以前に示されたように、ウィンチェスタはユダヤ人の平和を維持しているため、栄誉を奪われるべきではなかったのだ、ウィンチェスタのユダヤ人は、ユダヤ人のやり方で都市の栄誉を目指して、そのような行為は無かったにもかかわらず、自分たちがウィンチェスタで少年を殉教者にしたことについて、何度も吹聴することで、事件の噂を広めたのである。¹⁴⁹

¹⁴⁷ Eodem coronationis die circa illam solemnitatis horam qua Filius immolabatur Patri, inceptum est in ciuitate Londonie immolare Iudeos patri suo diabolo. Tantaque fuit huius celebris mora misterii ut uix altera die compleri potuerit holocaustum. Emulate sunt alie ciuitates regionis et urbes fidem Londoniensium et pari deuorione suos sanguisugas cum sanguine transmiserunt ad inferos. Aliquid sed inequaliter ea tempestate contra perditos patratum est ubique per regnum; sola tantum suis uermibus pepercit Wintonia. Populus prudens et prouidus ac ciuitas semper ciuilitate agens. Nichil unquam egit prepopere, nichil plus metuens quam penitere; rerum exitus estimat ante principia. Noluit indigierem qua premebatur imparata periculo sui per partes uiolenter euomere, cauitque uisceribus, dissimulans interim modeste (uel phisice) molestiam, donec oportuno medendi tempore totam liceat sibi morbi materiam simul et semel egerere. *The Chronicle of Richard of Devizes of the Time of king Richard the First*, pp. 3-4.

¹⁴⁸ しかしその告発は見た通り失敗に終わる。つまり、病は全く癒えていないことになる。虐殺が発端、告発が結末として配置されたとすると、前後が整合していないことが分かるだろう。Baleはこの繋がりを整合的に読むためにも、嘲笑の対象をトマスの聖人伝ではなく、リチャード一世と考えたのである。

¹⁴⁹ Quia Wintonia non debuit debita sibi mercede priuari pro seruata, ut (in capite libri) prepositum est, pace Iudeis, Wintonienses Iudei ciuitatis sue Iudaico more studentes honori, etsi factum forte defuerit, plurimis facti indicis celebrem sibi famam de martirizato a se in Wintonia puero confecerunt. *The Chronicle of Richard of Devizes of the Time of king Richard the First*, p. 64.

著者は両事件の因果関係を、1189年にウィンチェスタが虐殺に参加しなかったことが喜ばしいことであり、ユダヤ人がウィンチェスタの名をさらに高めようとして行ったことが少年殺害事件だった、と理解しようとしていることがわかる。つまり、1189—90年に虐殺されなかったという喜ばしいことに対する、ウィンチェスタに住むユダヤ人の、キリスト教徒には計り知れない論理で行った返答、それが少年殺害の噂という結果になったというのである。

しかし著者は、ユダヤ人が少年を殺害した、という断定はしていない。上記の引用文を詳しく見てみると、この説明の前半部分でユダヤ人による少年の殺害の「行為factum」については無かったとし、後半部分で少年を殉教させたという人々の「噂famam」で、ウィンチェスタのユダヤ人は人々に知られるようになったとしている。こうして、話は事件そのものの内容へと移って行く。そして既に見たように、続く物語ではその真偽を曖昧にしているのである。

リチャードはこの殺害告発を、聖人の殉教物語としてではなく、民衆の行動、それも噂に基づいた騒ぎとして捉えている。少年の殉教はリチャードら聖職者の認定によるものではなく、巷での「噂」にすぎないと言える。実際ウィンチェスタでは、教会がユダヤ人への告発に沿って聖人を擁立するような動きは見られない。リチャードが少年をイギリスに送り出すフランスのユダヤ人に「ウィンチェスタの人々は歩哨のように嘘をつく（と言おう）。実際天の下のどこでもそこほどに簡単には多くの間違った噂が作られないWentani mentiuntur ut uigiles. Nusquam enim sub celo de tam facili tot rumores falsi fabricantur ut ibi」¹⁵⁰と言わせたように、彼の語るユダヤ人告発は噂の域を出ていないのである。

それでは年代記の著者リチャードはユダヤ人虐殺とユダヤ人少年殺害告発をどのように関係させていたのだろうか。リチャードが年代記を執筆していた当時のウィンチェスタでは、ユダヤ人虐殺も起こらなかったし、ユダヤ人に対する告発から聖人が作られることも無かった。その点でリチャードは、現実の虐殺とも聖人崇拜ともある程度距離を置いてこの二つの出来事を書いていると言える。このリチャードの距離を保った口ぶりから、彼の示したユダヤ人虐殺とウィンチェスタでのユダヤ人殺害告発の因果関係の裏には、ロンドンで民衆がユダヤ人を虐殺したのに対し、ウィンチェスタで民衆はユダヤ人を告発した、という民衆の行動という次元での繋がりがあると言えるのではないだろうか。

¹⁵⁰ *The Chronicle of Richard of Devizes of the Time of king Richard the First*, p. 67.

次に見るニューバラの年代記が書かれたのは、1190年のユダヤ人虐殺で最大の被害を出したと言われるヨークの近隣の修道院である。ここでは、ユダヤ人虐殺とユダヤ人への告発と聖人崇拜はどのような関係で捉えられるのだろうか。

③ ニューバラのウィリアム

本章の冒頭でおおまかに1189-90年のユダヤ人虐殺事件の経緯を説明したが、それはおもにニューバラの修道士ウィリアムによる年代記*Historia Rerum Anglicarum*の記述に依拠している。ウィリアムの提供するユダヤ人虐殺事件の詳しさは、第一節で見たようにこの事件の記録そのものが欠如しているか、あるいは簡略な記述に留まる同時代のその他の歴史書に比して、突出している。ここでは、そのウィリアムの描く一連のユダヤ人虐殺事件と、その叙述の過程で言及される、通常はユダヤ人儀式殺人告発の範疇には含まれていない、ある聖人崇拜との関連について考察する。まずは、かれの年代記の成立状況を見ておこう。

著者であるニューバラのウィリアムWilliam of Newburghは、1135-6年頃にブリリントンに生まれ、イングランド北方に位置するニューバラのアウグスティヌス派修道院で修道士になった人物である。かれは近隣のリーヴォのシトー派修道院の院長アーナルドErnaldの依頼を受けて1196年頃から歴史書の執筆を始め、1198年には没したと推測される¹⁵¹。彼による年代記*Historia Rerum Anglicarum*は全4巻からなり、ノルマン征服から始まり、1197年に終了している。記述の内容は既存の歴史書からかなりの部分を引用していると考えられるが、その典拠について詳しくは判明していない。また、著者ウィリアムによる自筆本は、残念ながら現存していない。現存する九冊の写本のうち、自筆本から直接コピーされたと思われる写本は三冊ある¹⁵²。本論で使用したHowlett編集の刊本*Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*が依拠しているものは、そのなかで最も古いStows MSと呼ばれる写本である¹⁵³。この写本はニューバラ修道院で作成されたもので、自筆本から12世紀中にはコピーされた、最もオリジナルに忠実な写しと思われる¹⁵⁴。ユダヤ人虐殺のエピソードが述べられている第4巻は、1189年から97年を扱う42章から構成されている。まず第1章で1189年

¹⁵¹ 当時シトー派修道院では文学的な労働を禁止していたため、宗派の違う修道士に執筆を依頼したと考えられている。A. Gransden, 1974, p. 263.

¹⁵² 残り二冊は13世紀に作成されたもの。Cotton Vespasian B vi, Bodl. Raul B 192.

¹⁵³ *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, pp.ix-lvii. (A) Cotton MS Julius a xi, (B) Cotton library, Vitellius E xvii.

¹⁵⁴ *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, p. xl.

のロンドンでの出来事が述べられ、次に第7章から第11章にかけて1190年の全国各地で行われた虐殺の様子が伝えられる。このことから、著者が虐殺事件の記録に比較的長い章を割いていることが分かるだろう。こうした事情から1189—90年のユダヤ人虐殺事件の全容は、おもにウィリアムの記述を典拠に説明される傾向にある。

しかしながら一方で、ウィリアムの*Historia Rerum Anglicarum*と同じ頃に書かれたと目されるある作者不詳の年代記、通称‘Benedict of Peterborough’の年代記で語られるユダヤ人虐殺事件の経緯もまた、その詳しさに違いはあれど、ウィリアムの説明する事件の経緯と大筋ではほぼ同じなのである。ここで少し迂回して、この作者不詳の年代記について考察してみたい。

この‘Benedict of Peterborough’の年代記は、原本が現存しないばかりか、作者も作成された場所も明らかになっていない、非常に評価の難しい歴史書である。現存する写本は1169年から始まり1177年で終了するもの（以下(A)とする¹⁵⁵）と、1192年まで続くもの（以下(B)とする¹⁵⁶）の二冊がある。前者の写本(A)はピーターバラ修道院でおそらく1177年または1180年頃に作成された原本の写本と推測される。そのとき写本作成を命じたとされるピーターバラ修道院の院長ベネディクトの名前に由来して、Benedict of Peterboroughという通称が、写本群全体に冠せられているのである。ユダヤ人虐殺の記録を含む後者の写本(B)についてはさらに不明なことが多い。この写本(B)は、おそらく原本が1192年に終了した後、リチャード一世の没年（1199）前後に作成された（必ずしも原本から直接写されたとは限らない）写本であると推測される¹⁵⁷。

また、この年代記の内容は全体的に、修道院年代記の特徴でもあるローカルな事柄の記録が極端に少なく、関心の中心が国王と政府機関に偏っている。このことから、現存する‘Benedict of Peterborough’年代記の写本Aは確実に、また写本Bもおそらくは修道院で作成

¹⁵⁵ Cotton Manuscript Julius A xi.

¹⁵⁶ Cotton library, Vitellius E xvii.

¹⁵⁷ この(B)写本が作られるまでには、既に別の写本がいくつか作られていたようである。同時代の歴史家Roger of Hovedenはそのうちの一つを使用して、自身の年代記の1170年から1192年の部分を書いたと思われる。写本(B)の作成者はこのRoger of Hovedenのテキストを参照したことを示唆しているが、その参照部分はおもに手紙の引用に限られる。よって、写本(B)のユダヤ人虐殺の部分はオリジナルあるいはそのコピーに依拠していると考えられ、以後比較する場合はRoger of Hovedenのものではなく‘Benedict of Peterborough’のテキストを使用する。Roger of Howdenという人物について詳しいことは分かっていないが、聖職出身ではないRoyal Clerk（この場合は政府系の役職に就いた人を指す）であったと考えられている。A. Gransden, 1974, pp. 225-230. *The Annals of Roger de Hoveden*, ed., with translation, H. T. Riley, 1853, 2vols.

されたと推測されるが、写本A,Bの原本が作成された場所は必ずしも修道院ではなく、むしろより俗世界に近い場所、たとえばCuria Regis（王政庁）で役人によって書かれたのではないか、とも考えられている¹⁵⁸。以上から、'Benedict of Peterborough'の原本を作成した人物は、ユダヤ人虐殺の目撃証人世代であり、なおかつ1196年から叙述を開始したニューバラのウィリアムよりも早くそれを記録していたと推測される。

これまでのところ、ニューバラのウィリアムの年代記Historia Rerum Anglicarumと'Benedict of Peterborough'との二つの年代記の間に、明確な繋がりは見出されていない。ただし、イングランド北部でテキストを共有していたあるサークルのような存在はおぼろげにであるがうかがえる。

まず、この時代にホウェーデンのロジャーRoger of Howedenという、イングランド北部に強い関心を示して歴史書を作成した人物がいる。かれは自身の歴史書の典拠として、'Benedict of Peterborough'と同時におもに北方で書かれた歴史書をいくつか使用している¹⁵⁹。このことは、'Benedict of Peterborough'のオリジナルが北方由来である可能性を強めている。そして、ピーターバラ修道院でコピーされた'Benedict of Peterborough'の写本の前にはリーヴォのエアレッドAilred of Rievaulxが書いたヘンリ二世の系譜のコピーが置かれていた¹⁶⁰。ウィリアムに歴史を書かせたリーヴォの修道院長アーナルドは、1147年から1167年に同修道院の院長であり多くの歴史書を書き残したエアレッドに師事していた人物である¹⁶¹。こうして、リーヴォ修道院と'Benedict of Peterborough'の原本が結びつく可能性がうまれる。さらにウィリアムはリーヴォ修道院の肝いりで執筆を始めるにあたって、'Benedict of Peterborough'の原本を参照できる立場にいたのかもしれない。こうした'Benedict of Peterborough'とウィリアムの繋がりには推測に過ぎないが、両者の描くユダヤ人虐殺の内容が非常に似通っていることは事実である。本節ではウィリアムの叙述の特徴をより明確に浮き彫りにすることを目指しているが、そのためにも両者の提供するユダヤ人虐殺の内容の比較が有効なのである。

¹⁵⁸*The Chronicle of the Reigns of Henry II and Richard I A.D. 1169-1192 known commonly under the name of Benedict of Peterborough*, ed. W. Stubbs, RS 1876 pp.l-lxiii,A. Gransden, 1974, pp222-225.

¹⁵⁹ Roger of Howedenは年代記の1148年部分までの典拠はダラムで12世紀半ばに編纂されたHistoria post Obitum Bedae、1169年まではスコットランドのメルローズ修道院の年代記を典拠とする。

¹⁶⁰ この写本全体のタイトルはGesta Regis Henrici Secundi Benedicti Abbatisとされていた。*The Chronicle of the Reigns of Henry II and Richard I A.D. 1169-1192 known commonly under the name of Benedict of Peterborough*, pp. xxii-xxiii.

¹⁶¹A. Gransden, 1974, p. 263.

それではまずニューバラのウィリアムによる年代記に先行する記述として、'Benedict of Peterborough'の写本が語る事件の概略を示しておこう。1189年、リチャード一世の即位の日に、王の禁止に反してユダヤ人が王宮にやってきて、そこで群衆に襲われた。その暴動の最中に、ヨークのユダヤ人ベネディクトは身の安全を図ってキリスト教徒に改宗した。王宮での暴動を聞き知ったロンドン市民は、ロンドンでもユダヤ人を略奪し殺害し始めた。王はこの暴動の犯人を処罰し、ヨークのユダヤ人ベネディクトをユダヤ教に回帰させた¹⁶²。さらに翌1190年3月、ヨークのユダヤ人たちが暴動を恐れて塔に避難した。シェリフと塔の番兵が避難中のユダヤ人たちに塔を返還するように要求したが、ユダヤ人が応じなかったため、シェリフらの煽動によって市民が塔のユダヤ人を攻撃しはじめた。そのため塔の中であるユダヤ人の法学者が他のユダヤ人たちに、殺されるより法を守って殉教することを勧める演説をし、その結果ユダヤ人らは互いに殺し合って集団自殺するに至った。その後暴徒たちはユ

¹⁶² Prudentibus autem illis, principes Judaeorum contra prohibitionem regis supervenerunt. Et quia rex die praecedenti prohibuerat communi edicto, ne Judaeus vel mulier ad coronationem suam veniret, curiales injecerunt manus in Judaeos, et spoliaverunt eos et verberaverunt eos, et plagis impositis ejecerunt eos a curia regis: Unus autem ex Judaeis illis, qui Benedictus Judaeus Eboracensis vocabatur, adeo graviter verberibus et vulneribus affectus est, quod de vita illius desperatum est, et sic timore mortis perterritus suscepit baptismum a Willelmo priore ecclesiae Sanctae Mariae Eboraci; et vocatus est Willelmus. Et sic evasit mortis periculum et manus persequentium. Audiens autem plebs civitatis Lundoniae quod curiales ita saevirent in Judaeos, irruerunt in Judaeos civitatis et spoliaverunt eos, et multos interfecerunt utriusque sexus; et domos illorum succenderunt, et in cinerem et favillam redegerunt. Pauci tamen illorum evaserunt illam interfectionem, includentes se infra turrim Lundoniarum, et in domibus amicorum suorum latitabant. Insequenti die cum rex audisset haec fieri, missis servientibus suis per civitatem, fecit comprehendi quosdam malefactorum illorum et sibi praesentari. Tres vero illorum per iudicium curiae suspensi sunt in patibulo: unus quia furtum fecerat in re cujusdam Christiani; duo quia incendium fecerant in civitate, inde domus Christianorum combustae sunt. Deinde misit rex pro viro illo qui jam de Judaeo factus fuerat Christianus, praesentibus illis qui viderant baptizare eum; et interrogavit eum, si esset Christianus effectus. Ipse vero respondit "Non", sed ut mortem evaderet permisit sibi fieri a Christianis quod volebant. Tunc interrogavit rex archiepiscopum Cantuariensem, praesentibus multis archiepiscopis et episcopis, quid esset de illo faciendum. Respondit archiepiscopus minus discrete quam deberet dicens, "Si ipse homo Dei esse non vult, sit homo diaboli", et sic reversus est ille qui fuerat Christianus ad legem Judaicam. (*The Chronicle of the Reigns of Henry II and Richard I A.D. 1169-1192 known commonly under the name of Benedict of Peterborough*, pp. 83-84.

ダヤ人の家を略奪し、負債証書を焼いた。暴動を煽動したシェリフらは、復活祭後に処罰された¹⁶³。

次に、ウィリアムの語る同事件の経緯を確認しておく。1189年ロンドンでの出来事については、著者の感想が挿入される、あるいはエピソードがより詳細であるなどの違いは見られるが、出来事の継起する順序は‘Benedict of Peterborough’のそれとほぼ同じである。それに対して、1190年はヨークの塔での出来事を描写するに至るまでに、リン¹⁶⁴、スタンフォード¹⁶⁵、リンカン¹⁶⁶で起こったユダヤ人虐殺と、ヨークの塔にユダヤ人が逃げ込んだ経緯が語られている点が異なっている。しかし二者の記録の最大の相違は、‘Benedict of Peterborough’では1189年と1190年のユダヤ人虐殺の記録に内容的な繋がりが無く、二つの虐殺は別々の都市で起きた個別の出来事として記録されているのに対して、ウィリアムは、1189年のロンドンでの暴動と1190年のヨークでの暴動を繋げる作業を数力所で行っていることであろう。まず1189年の暴動についての記述の冒頭では、これから語られる暴動が神の審判であることを述べている：

その日は古い異教徒の迷信により、ユダヤ人の運命をいわば予言するかのように、悪い日あるいはエジプトの日と呼ばれていた。すなわちその日は、ユダヤ人にとって有害であると認識されていた。しかもそれはイングランドの日というよりもエジプトの日だ。イングランドでは前の王のもとで繁栄し有名であったが、そのイングランドが突然神の判決によって、彼らにとって彼らの父祖が困難を耐えたエジプトにイングランドが変え

¹⁶³ De miserabili occisione Judaeorum apud Eboracum. Eodem anno, mense Martio, xvii. kalendas Aprilis, Dominica in Ramis Palmarum, Judaei civitatis Eboraci numero quingenti, viri ac mulieres exceptis paryulis, timentes impetum Christianorum, incluserunt se infra turrim Eboraci consensu et voluntate custodis ejusdem turris et vicecomitis. Qua cum idem vicecomes et custos turris recepissent, Judaei noluerunt eis illam tradere, unde vicecomes et custos turris valde indignati sunt; et in quantum poterant hortabantur milites comitatus et homines civitatis, ut turrim liberarent a Judaeis illis. Qui cum insultum fecissent in turrim die ac nocte, Judaei obtulerunt pecuniam magnam oppido pro vita habenda; et noluit populus recipere. Tunc surrexit quidam legisperitus et ait, “Viri Israelitae, audite consilium meum. Melius est nobis nobis mori pro lege nostra, quam incidere in manus inimicorum legis nostrae; et illud idem praecepit lex nostra.” Omnes igitur Judaei, tam viri quam mulieres, assensum praebuerunt consilio illi. Et accedens unusquisque paterfamilias cum novaculo acuto inprimis inciderunt guttura uxorum et filiorum et filiarum suarum; deinde totius familiae suae. Et projecerunt mortuos suos quos sacrificaverant daemioniis extra muros turris super populum. Caeteros autem interfectos et seipsos incluserunt in domo regia; et apposito igne seipsos et domos regis combusserunt. Haec autem interfectio Judaeorum facta fuit in civitate Eboraci anno MCXC., feria sexta ante Dominicam Palmarum. Deinde cives Eboraci et milites comitatus combusserunt domos Judaeorum, et possessiones eorum diripiebant sibi, et cartas universorum debitorum combusserunt. *The Chronicle of the Reigns of Henry II and Richard I A.D. 1169-1192 known commonly under the name of Benedict of Peterborough*, p. 107.

¹⁶⁴ *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, pp. 308-310.

¹⁶⁵ *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, pp. 310-312.

¹⁶⁶ *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, p. 312.

られたからである。このことは確かに新たな記憶に属することであり、現在いる人の全てに知られたことだ。しかし、より豊かな物語によって不信心なそして冒涇する一族に対するこれほど明白な天の判決の記録を後の時代の人々に伝えることは、やるだけの価値がある。¹⁶⁷

ウィリアムはここで、聖書の古代エジプトでのユダヤ人迫害のエピソードを、このイングランドでの出来事になぞらえているのであるが、この冒頭部分の及ぶ範囲は、続いて述べられるロンドンでの事件のみならず、翌年のヨークでの虐殺までも含み、イングランド全土が神の審判の舞台とされている。ロンドンの事件の終わりには「しかし王は、災いの後、ユダヤ人のために平和を王令によって不可侵にした。しかし、然るべき箇所ですべて述べられるように、天の判決が冒涇の民族の傲慢がより厳しく罰せられることを要求していたので、彼らはそれを長く享受しなかった。」¹⁶⁸と虐殺がさらに続くことが示唆されている。1190年の虐殺の冒頭では「むろんこれらがガリアで為されている間、イングランドでのユダヤ人に対するキリスト教徒の敵意は、述べたようにロンドンにおいては少し前に火がつけられたのだが、極度に高まった」¹⁶⁹とロンドンの例に言及している。こうして、1189年のロンドンでのユダヤ人虐殺と1190年の各地方のユダヤ人虐殺は結びつけられた。この作業によって、ロンドンでの虐殺と改宗の騒動の結末も、最後のヨークの出来事に収斂されることになる。そしてウィリアムは、ヨークでの虐殺とその結果としてのユダヤ人の集団自殺について、誰よりも詳細な描写を行っている。

彼の置かれた地理的条件から、ヨークでのユダヤ人虐殺に対する関心が他の年代記作家に比べて高かったことは、十分考えられる。しかし、ここではロンドンも含む「一連の」ユダヤ人虐殺の結末としてヨークの出来事を配していることに注目したい。というのも、他の同時代の年代記作家には、ヨークの出来事の後さらにベリ・セント・エドモンズでもユダ

¹⁶⁷ qui dies ex prisca gentili superstitione malus vel Aegyptiacus dicitur, tanquam quodam Judaici eventus praesagio. Dies enim ille Judaeis exitialis fuisse dignoscitur, et Aegyptiacus magis quam Anglicus ; cum Anglia, in qua sub rege priore felices et incliti fuerant, repente illis in Aegyptum, ubi patres eorum dura perpassi sunt, Dei judicio verteretur. Res quidem recentis memoriae est, nullique ignota praesentium ; sed operae pretium est pleniori relatu transmittere ad posteros tam perspicui circa gentem perfidam et blasphemam superni judicii monumentum. *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, p. 294.

¹⁶⁸ Princeps autem post cladem Judaeis pacem edicto sancivit ; qua tamen, ut suo loco narrabitur, nondiu sunt fructi, superno utique judicio exigente blasphemae gentis superbiam severius castigari. *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, p.299.

¹⁶⁹ Sane dum haec in Galiis agerentur, Christianorum adversus Judaeos in Anglia zelus, Londoniis, ut dictum est, paulo ante accensus, vehementer excaudit ; *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, p. 308.

ヤ人虐殺が起こっていることを述べている者もいるのである¹⁷⁰。このことから、ウィリアムは、意図的にロンドン、リン、スタンフォード、リンカンを列挙し、ベリ・セント・エドモンズには言及せず、ヨークの出来事をその結末として配置している可能性がある。

それでは、ウィリアムは何を意図してヨークでの虐殺をユダヤ人虐殺全体の結末としたのだろうか。かれの修道院年代記が、神の予兆を記すという意図を持って書かれたことは以前から指摘されている¹⁷¹。つまり、彼の年代記は同時代に起こった出来事を順次記録して行くことが目的の修道院年報ではなく、様々な出来事が神の与えた予兆として理解され、配置されるような構造を持っている。ユダヤ人虐殺という出来事を詳細に記録する目的もまた、本人が冒頭で明言しているように、ユダヤ人に対する神の審判の下った記憶として後世に伝えるためである。

しかし、かれの述べる虐殺事件の内容を詳しく見てゆくと、著者は自身が設定したユダヤ人への審判という枠組みと現実としての事件のあいだで揺れていることがうかがえる。というのも、何度もウィリアムはこの虐殺事件に拒否反応を示しているのである。1190年の冒頭でロンドンの暴動について振り返る時は：

確かに虐殺は誠実に、すなわち信仰の根本によって行われたものではなく、彼らの幸福を嫉妬して、または彼らの財産をほしがったゆえであった。向こう見ずで強欲な人々は、キリストに反抗的な人間を略奪しあるいは滅ぼすことによって、自分たちは神に尽くしていると信じていた。そしてほんの少しも良心に不安を持つこと無く、心から熱狂して自分の欲望の仕事を遂行した。だが、神の正義は決してこのようなことを承認することはなく、こうしたやり方で不信実な種族の横柄を抑えるように、そして冒涇の舌を抑えることを、正しく命じている。¹⁷²

と、暴徒たちが信仰心から行動したのでは無いことを強調している。1190年のスタンフォードでの暴動では初めて十字軍兵士の関与が示されるが、その動機も先ほどのロンドンの暴徒と似通った言葉で語られる：

¹⁷⁰ ディチェトのラルフによると3月16日のヨークの事件の後、3月18日にベリ・セント・エドモンズでもユダヤ人が虐殺されたということである。 *The Historical Works of Master Ralph de Diceto*, pp.75-76. この年代記についての詳細は後述。

¹⁷¹ N. Partner, 1977, pp. 51-142.

¹⁷² non quidem sincere, id est, causa fidei tantum, sed eorum vel aemulando felicitatem vel inhiando fortunis. Arbitrabantur audaces et cupidi obsequium se praestare Deo dum spoliarent vel perderent homines Christo rebelles ; et agebant, sine ullo vel minimo conscientiae scrupulo, hilari furore propriae cupiditatis negotium : Dei quidem justitia talia minime approbante, sed decenter ordinante ut hoc modo gentis perfidae coerceret insolentiam, et linguas frenaret blasphemias. *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, pp. 308-309.

すなわち丁度四旬節で毎年の市が開かれていたとき、イェルサレムに赴くために主のエンブレムを受け取っていた若者たちが大勢、遠くの地方から来合わせていた。彼らはこれほどの旅程の費用が少ないのに、キリストの十字架の敵が同じ所で住んでいてこのように多くを所有していることに、腹を立てた。そしてあたかも不正な所有者から略奪するように、彼らから巡礼の実行に必要な用途に当てるものを奪い取るべきだと考えた。こうして、もしキリストの敵を攻撃したらキリストに従順を示すことになると思われて、彼らが財を渴望していた者に対し、向こう見ずに突進した。その地の住民も市に来ていた者も誰も、これほど向こう見ずなことをする者に対して反対せず、協力するものさえ少なからずいた。¹⁷³

このようにウィリアムはこの虐殺事件に対して批判的な見解を持ちつつも、それをキリスト教世界のための予兆として自身の歴史書に組み込まなければならなかった。ヨークの事件、なかでも塔でのユダヤ人集団自殺という話が、その目的に果たす役割は大きい。ユダヤ人は、第一回十字軍に伴って大陸でユダヤ人虐殺が行われた時にも、改宗か死を迫られ追いつめられ集団自殺を行っている。また十字軍の時だけに留まらず、このようなユダヤ人の集団自殺の事例はその後もヨーロッパ各地で報告されている¹⁷⁴。ユダヤ人の集団自殺については、古くは紀元70年代にローマのユダヤ人フラウィウス・ヨセフスの著わした『ユダヤ戦記』でも“マサダの攻防”として物語られている¹⁷⁵。ウィリアムは、ヨークでの集団自殺について述べたのちにそのヨセフスに言及していることから、この古い話をヨセフスのテキストを通じて知っていたことは確かであろう¹⁷⁶。ウィリアムの語るヨークの塔の内部でユダヤ人の法学者が行う演説の内容や自殺の様子は、マサダでのそれと似ていなくもない。

¹⁷³ Cum enim ibidem Quadragesimali tempore sollemnes nundinae agerentur, juvenum, qui signum Dominicum Ierosolymam profecturi susceperant, ex diversis provinciis multitudo supervenit, indignans quod inimici crucis Christi ibidem habitantes tam multa possiderent, cum ipsi ad tanti itineris sumptus minus haberent, et ab eis tanquam injustis possessoribus extorquendum duxerunt, quod susceptae peregrinationis necessariis usibus applicarent. Arbitrantes itaque obsequium se praestare Christo si hostes ejus impeterent, quorum bonis inhiabant, audanter irruerunt in eos, nemine vel ex loci incolis vel ex iis qui ad nundinas venerant tantis se ausibus opponente, nonnullis vero etiam cooperantibus. *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, pp. 310-311.

¹⁷⁴ カルロ・ギンズブルグ『歴史を逆なでに読む』「第四章 一人だけの証人」2003年 99-103頁。

¹⁷⁵ フラウィウス・ヨセフス『ユダヤ戦記』秦 剛平訳 ちくま学芸文庫 2004年 第3巻175-195頁。

¹⁷⁶ Verum qui Josephi de Judaico bello legit historiam satis intelligit ab antiqua Judaeorum superstitione, cum forte tristior casus incumberet, illam nostri temporis manasse vesaniam. (しかし、ユダヤ人戦争についてヨセフスの歴史を読んだ者は、古いユダヤの迷信から、もっと悲しい不幸が襲いかかった時、我々の時代の狂気が流れ出た事を十分に理解する。) *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, p. 320.

はたして、かれはこのユダヤ人集団自殺の話を創ったのだろうか。しかしこれが少なくともウィリアムの作り話でないことは、先行する‘Benedict of Peterborough’年代記にすでに同じ話が書かれていたことから証明される。ウィリアムは、現実にヨークで起きた、あるいはヨークの塔内で起きたと聞いた出来事を、古代のテキストと重ね合わせているに過ぎない。ヨセフスのユダヤ戦記が中世ヨーロッパにおいてはキリスト教のユダヤ教に対する勝利を示すテキストとなっていたことを合わせて考えると、その意図するところは明らかである。ウィリアムはそれを事件のクライマックスとして、ヨセフスのテキストの構造と重ねることで、ユダヤ人虐殺をキリスト教の勝利の審判へと読み替えようとしたのである。

では、これらのことを念頭に置きながら、この一連の虐殺話の中で言及される聖者崇拜に眼を向けてみたい。「スタンフォードでユダヤ人に対して何が行われたか、そして民衆のある迷信について」と題されている章には、1189-1190年に起こったユダヤ人に対する全国的暴動の最中に民衆の間で発生した殉教者崇拜についてのくだりがある：

そのうちの一人、道をそれてノーザンプトンに行く途中であったジョンという名の、極めて向こう見ずの若者がいた。彼は（ユダヤから略奪した）金の一部を誰かに預けたが、その人物によって、同じような金への欲望から密かに殺され、そしてその死体は市の外に夜の間に投げられた。その死体が見つかり、偶然に何人かの人が見覚えがあったので、貪欲な殺害者は密かに逃走した。まもなく、老人たちが夢を見て、かつそこで偽りの像の妄想が現れたので、単純なものたちは、荘厳な通夜をして墓を讃えながら、殉教者の利益と誉れを与えた。噂によって駆り立てられた愚かな民衆が、まず隣接した場所から、その後なお遠い地方から熱心に帰依して殺到した。そして新しい殉教者の奇跡を見たりあるいは助けを得たいと望んでその墓に来たものは、誰も損はしなかった。¹⁷⁷

1190年の虐殺の連鎖の中、スタンフォードでは、ユダヤ人がキリスト教徒に襲われた後で、ユダヤ人略奪者のうちの一人の男が略奪した金をめぐって殺されたという。そして、老人たちの夢によりその死体が殉教者とされ、民衆は噂を聞いて奇跡を見るために墓にやってくる。ここで殉教者とされている者は、ウィリアムの叙述によればユダヤ人に殺されたわけで

¹⁷⁷ quorum unus, Johannes nomine, audacissimus juvenis Hamtonam divertens, partem pecuniae suae deposuit apud quendam, a quo etiam, ejusdem pecuniae ambitu, occulte necatus est, corpusque ejus per noctem extra urbem projectum. Quo invento, et a quibusdam forte agnito, clandestinam iniit fugam avarus homicida. Mox somniantibus vetulis atque apparentibus ibidem fallacium signorum praestigiis, martyris illi meritum et gloriam simplices tribuerunt, sepulchrum ejus sollempnibus excubiis honorantes. Fama excitum vulgus insipiens, primo ex locis finitimus dehinc etiam ex diversis provinciis curiosa devotione confluebat, nullusque novi martyris cupiens vel intueri miracula vel promereri suffragia, ad sepulchrum ejus vacuus veniebat. *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I.*, vol.1, pp. 310-311

はない¹⁷⁸。だが、一連のユダヤ人への攻撃についての章の中で語られていることから、著者はこの種の崇拝がユダヤ人の周辺で起こったものと認識したうえで書いていると思われる。

おそらくこの聖人崇拝は、ユダヤ人に関連して、地域的に発生した現象だったのだろう。幻視をきっかけに殉教者が作り上げられ、噂によって民衆が騒ぎ、墓に詣でるものが近隣から遠方へと広がって行くなど、道具立てはノリッジの告発と共通するところが多い。いやむしろ、ノリッジの告発と近い時代の、1147年にドイツで報告された聖者崇拝の話に非常に似ている。その話の概要は以下のようなものである。コンラート三世の十字軍兵がヴェルツブルクでテオーデリヒという名の男性の死体を発見した。すぐにユダヤ人がその殺人犯人とされ、十字軍と住民がユダヤ人を20人以上殺した。その後テオーデリヒは教会の外に埋葬され、墓には奇跡が起こったという¹⁷⁹。既に述べたが、ウィリアムはスタンフォードの虐殺についての記述で初めて十字軍兵の関与を示している。この挿話は、ドイツで第二回十字軍とともに発生したものと同様の崇拝が、第三回十字軍中のイングランドでも発生していたことをおぼろげながら示してくれている。

しかしこの話は最後には「事件は司教へ知らされた、かれは極めて徳の高い人物だった。かれは強い気持ちでその土地へ近づき、単純な者たちの、そして嘘の殉教者を求める者たちの熱意により作り上げられた印の聖性を否定した。そして破門もありうるという司教の命令により、死人への迷信的な崇拝を抑圧した。このように良き司教の敬虔で効果的な介入により、その働きのすべてが根絶やしにされ、そして人を惑わせるような靈力の働きの消えた。」¹⁸⁰と、崇拝が教会権力により否定され抑圧されて終わっている。この結末から、ウィリアムがこの殉教話を称揚する意図で述べたので無いことは明らかである。

ウィリアムはユダヤ人虐殺という行為を、自身の年代記においてキリスト教的に正当な歴史的出来事として処理する必要に迫られていた。そのとき有効に機能したのは、ユダヤ人の集団自殺、言い換えれば殉教という出来事であった。この時代より古い聖人伝には、異教徒の殉教がすなわちキリストの勝利の証という認識がよく見られる。中世においてヨセフスの『ユダヤ戦記』はその認識に沿って読まれ、利用される傾向があった。ウィリアムにとって

¹⁷⁸ 彼らは暴動に乗じてユダヤ人から金品を奪い、その後仲間割れによって殺し合った。 *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, p. 311.

¹⁷⁹ J. McCulloh, 1997, p. 731.

¹⁸⁰ Res defertur ad episcopum, eximiae virtutis virum : qui accedens ad locum in spiritu fortitudinis, concinnata studio simplicium et cupidorum falsi martyris insignia profanavit, et superstitiosam mortui hominis venerationem pontificali auctoritate sub anathematis interpositione inhibuit. Sic pia et efficaci opera boni pastoris tota illa exstincta est atque evanuit operatio spiritus illusoris. *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, vol.1, pp. 311-312.

も、現実の出来事を古代のテキストと同一視することで、ユダヤ人虐殺に明るい予兆を付与することが可能になったのだろう。つまり、ユダヤ人が集団で殉教するという結末によって、1189-90年の混乱をキリスト教世界にとって正当なものとして歴史化できたのである。

かれのユダヤ人虐殺の叙述においては、一般的な非難の対象となるユダヤ人の高利貸し活動などについては、虐殺に値する罪としてよりも、おもにキリスト教徒のユダヤ人に対する暴動の目的として設定されている。また、ユダヤ人の周辺で発見された死体から聖人崇拝へと至る動きは、民衆の愚かな行為として否定されている。これらのことから、ウィリアムがユダヤ人虐殺の記憶を年代記において位置づけるとき、ユダヤ人金融の弊害やユダヤ人への殺害告発などは、ユダヤ人虐殺を正当化するためには機能していない。それらはむしろ、キリスト教徒の欲望あるいは無知蒙昧など、ユダヤ人虐殺の中での否定的な面として提示されていると言える。

④ 結

以上、ユダヤ人虐殺の目撃証人世代の歴史叙述において、ユダヤ人虐殺とユダヤ人への殺害告発の関係を見るため、三つの事例を検証してきた。まずベリ・セント・エドモンズのジョスリンとカンタベリのジェルヴェイスの年代記は、ベリ・セント・エドモンズで聖人として祀られた少年ロバートの記録を、ユダヤ人による殺人というのではなく、聖人のための文脈で行っている。両著者はユダヤ人虐殺を目撃したかあるいは知っていたはずであるが、自身の年代記には記録していない。それに対してウィンチェスタのリチャードは、ロンドンでの虐殺とウィンチェスタでのユダヤ人に対する殺人告発を、どちらも民衆の行動として等しく並べている。ニューバラのウィリアムは、正確に言えばユダヤ人の殺害告発を記録しているわけではないが、そのようなものから発生したと推測できるような、聖人崇拝を記録している。しかしそれは最終的に教会権力により抑圧されており、かれは民衆の行動としての聖人崇拝について、ユダヤ人虐殺の叙述のまっただ中で愚かなこととして述べている。

ウィンチェスタのリチャードも、ニューバラのウィリアムも、ユダヤ人虐殺という出来事については否定的な姿勢をとっている。しかしそれでも、彼ら目撃世代の者は虐殺を正当化して、歴史的記憶に組み入れる必要があった。たとえば、同世代の歴史家にディチェトのラルフRalph of Dicetoがいる。かれはおそらく1120年から30年の間に生まれ、1180年頃ロンドンのセント・ポールズの司祭になったのち、一続きの年代記Abbreviationes ChronicorumとYmagine Historiarumの記述を始めたと推測される。1188年から終了する1200年までの約12年間は同時代記述と看做されるので、かれはユダヤ人虐殺を同時代に記

録していることになる¹⁸¹。幸いセント・ポールズのカテドラルのアーカイブに著者の直筆本Lambeth MS 8が残っており、刊本はこの直筆本に拠っている。かれの描くユダヤ人虐殺は以下のようなものである：

イェルサレムに行こうと急いでいたイングランド中の多くのものが、サラセンに襲いかかるより先に、ユダヤ人に立ち上がることを決めた。それゆえ、2月6日ノリッジで、家で見つけられた限りのユダヤ人が殺された。若干は城に逃げた。3月7日、すなわちスタンフォードの市の日に多くのユダヤ人が殺された。3月16日ヨークでは、言われていることによれば、ほぼ500人が互いに傷つけて死に引き渡された。なぜならば、割礼を受けない者の手による死よりもむしろ自身の種族によって殺されることをとったのである。3月18日すなわち聖棕櫚の日、言われているところによると、57人がセントエドモンズで殺された。ユダヤ人はどこで発見されても、都市（役人）に助けられた者以外は、巡礼者の手により殺された。聡明な人は、ユダヤ人の不幸な恐るべき死を信じたがらなかった、なぜならあのダビデの言葉「彼らを殺すな」が我々の耳にしばしば入ってきたからだ。¹⁸²

著者ラルフは1180年頃からロンドンに居住しており、1189年の即位式に続くロンドンでのユダヤ人虐殺を近くで目撃した可能性は高い。しかしかれはロンドンでの出来事については沈黙し、1190年の一連の地方都市でのユダヤ人虐殺をのみ記録する。そこでは、ニューバラのウィリアムが金銭的欲望の持主としてしか描写しなかった十字軍兵が、宗教的動機に由来するユダヤ人虐殺の主役に据えられている。その他にもラルフがウィリアムと逆の見解を示す箇所はいくつかあるが、なかでもその対比が端的に現れているのが詩編の引用の仕方であろう。両者ともダビデの言葉を引用しているが、ウィリアムが同じ言葉を聖職者¹⁸³や都市

¹⁸¹ A. Gransden, 1974, pp.230-236.

¹⁸² Multi per Angliam, tendere Jerosoliman properantes, prius in Judaeos insurgere decreverunt quam invaderent Sarracenos. Igitur viii idus Februarii, Judaei quotquot inventi sunt in domibus propriis apud Norwicum trucidati sunt; aliqui refugium habuerunt in castellum. Nonis Martii, tempore scilicet nundinarum apud Stamford, occisi sunt multi. Septimo decimo kalendas Aprilis apud Eboracum, sicut dicitur, fere quingenti neci traditi sunt, mutuis sese vulneribus appetentes. Malebant enim a propria gente percuti, quam manibus incircumcisorum perire. Xv kalendas Aprilis, scilicet in Ramis Palmarum, sicut dicitur, quinquaginta septem jugulati sunt apud Sanctum Eadmundum. Ubicunque reperti sunt Judaei manibus peregrinantium percussi sunt, nisi qui municipalium eruebantur auxilio. Necem Judaeorum tam funestam, tam exitialem, viris prudentibus placuisse credendum non est, cum Daviticum illud auribus nostris frequenter occurrat, "Ne occidas eos" *The Historical Works of Master Ralph de Diceto*, ed. W. Stubbs, 1876, pp.75-76

¹⁸³ この部分はプレモンテ修道会の「ある隠者」の攻撃への参加を非難している文脈である。次の章でこの隠者はヨークの塔の攻撃途中に自ら準備した石に当たって死ぬ。

民、若者のユダヤ人攻撃への参加を非難するのに使用しているのに対し¹⁸⁴、ラルフは聡明な人がその行為を容認しなかったという逆の効果を得るために使っている。これらは両者の置かれた環境の差によって生じた見解の違いだろう。ウィリアムが修道士であったのに対し、ラルフは在俗聖職者であった。ラルフはユダヤ人虐殺の正当化を十字軍の宗教的動機にもとめ、その見解に従って、十字軍運動とは無関係のロンドンでの暴動を地方都市の一連の暴動に組み込まなかったのであろう。

先述したが、N. Partnerは、上記の二名、リチャードとウィリアムにハンティンドンのヘンリーを加えた三名の12世紀の代表的な歴史家を比較している。彼女は、ウィンチェスタのリチャードがユダヤ人告発を嘲笑したこと、ニューバラのウィリアムがスタンフォードでの聖人崇拜を否定したことは、12世紀後半における合理的思考の発達の証であり、歴史叙述の進展であるという¹⁸⁵。つまり、既に本論でも検討したユダヤ人をめぐる両者の言述に、（ただしN. Partnerはウィリアムのスタンフォードのエピソードについてはユダヤ人との関連では捉えていないが）、12世紀前期から後期にかけての歴史叙述の発達を認めたのである。それらが合理的思考に基づく歴史叙述か否かはここでの検証事項ではない。しかし、ユダヤ人をめぐる同じ叙述について、反ユダヤ的言述という側面から見た場合、それらとユダヤ人虐殺の言述との関連が見えてくる。ここでは、12世紀後半のユダヤ人虐殺後の歴史叙述において、ユダヤ人をめぐって起こった儀式殺人告発や殉教者崇拜は、ユダヤ人虐殺と関連して述べられる時には民衆の行動という面で捉えられ、聖人の文脈で書かれる時にはユダヤ人には新約聖書と同質のキリストを磔へと導く役割が与えられているという、二つの現象が認められるのである。

¹⁸⁴ Par omnes zelus accenderat, arbitantes grande se obsequium praestare Deo, si gentem Christo rebellem abraderent ; dum ad illud Davidicum, immo Dominicum, quod utique in persona Salvatoris dicitur, caecato animo caligarent : “ Deus ostendit mihi super inimicos meos; ne occidas eos, nequando obliviscantur populi mei”（もしキリストに反逆する種族を葬り去ったら、神に対し大きな従順を示すことになるかと信じていたので、同じような敵意が全ての者を燃え立たせた。いまやあのダビデの、いや主の、いずれにせよ救世主を通して言われたこと―「神は私に私の敵の上に示した。彼らを殺すな、彼らが私の民の事を決して忘れないように」―に対し、彼らは心を眩まされ判断力を失っていた）*Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, ed. Richard Howlett, 1884-9, vol.1 p.316 この言葉は詩編59-10~11の「我が神はわたしに敵の敗北を見させられる；どうぞ、わが民の忘れることのないために、彼らを殺さないでください。」の引用。

¹⁸⁵ N. Partner, 1977, pp. 191-193.

1.3 おわりに

従来12世紀イングランドとユダヤ人の関係は、以下のように説明されてきた。まずユダヤ人共同体の地方への拡大に伴って徐々に反ユダヤ的な社会の空気が醸成されて行くのと同時に、1144年にキリスト教徒の少年を殺害したとしてノリッジでユダヤ人が告発されたのを皮切りに、同様の告発が各地で繰り返されるようになった。さらにその反ユダヤ感情の蔓延の結果、イングランドの十字軍参加に伴なって1189年から90年にかけて全国的なユダヤ人虐殺が行われたと。そのような認識に対し、本論では視角を歴史叙述に限定して、社会の反ユダヤ的感情の発露とされるユダヤ人に対する儀式殺人の告発とユダヤ人虐殺の言述を通して、ユダヤ人に対して比較的寛容であると看做されている12世紀イングランド像を検証してきた。

まず第1節で、中世ヨーロッパで最初の儀式殺人の記録とされるモンマスのトマスが著わしたノリッジの少年ウィリアムの聖人伝が及ぼし得た影響を、先行研究群を参考に判断した。その結果、トマスが聖人伝においてユダヤ人告発の内容を創作し、それが各地で模倣されていったとする仮説に対して、本稿では以下の二つの仮説を提供した。

第一に、少年殺害の犯人がユダヤ人であることは、誰か特定の個人によって発明されたことではなく、聖人にキリストの模倣を求める傾向の一環だったということである。ブレイクロンドのジョスリンが自身の年代記で、聖人成立にユダヤ人が関わっていることを明記しなかったのは、ユダヤ人による犯行という要素がさして重要ではないと認識していた結果ではなく、むしろ少年の死を殉教としている時点でそれはすなわちユダヤ人以外には犯人はありえないという認識の通底が、極度の内容の省略を許したのだと考えられる。磔という殺害方法についても然りで、ジョスリンの年代記と異なり、カンタベリの年代記ではロバートの死はユダヤ人による殉教であることが明記してあるが、この二者の年代記記述はその殺害方法については特定していない。ユダヤ人が少年を殺害する方法が磔であることは、殉教とする限りわざわざ明記することではなかったのだろう。このことからユダヤ人が犯人であるという事実は、歴史叙述においては現実世界の事実ではなく、聖書的事実であったと言える。キリストの受難物語にあらかじめ織り込み済みの要件（ユダヤ人と磔）を省けば、この経緯で成立する聖人について特筆すべきは、どこで、どのような名の聖人が、死後起こした奇跡により聖人として認められたかということに限られる。それでは、このような少年の殉教が必然的に犯人としてのユダヤ人と磔という殺害方法を内包するという認識は、はたして

モンマスのトマスによって広められたものなのか。この問いは以下の第二の仮説に繋がって行く。

第二に、これらの年代記作家は、既に存在する地域の民衆＝非聖職者によって行われるユダヤ人告発や聖人崇拝から強い影響を受けていた。ニューバラのウィリアムが語るスタンフォードで聖人が作り上げられた一連の経緯は、聖人誕生の要件が民衆に広く認識されていたことをうかがわせる。ウィンチェスタのリチャードによる殺人告発の記述は、聖職者間におけるトマスの聖人伝テキストの伝播の例証ではなく、民衆のレベルでユダヤ人と少年殺害を結びつける要件が知られていたうえで、殺人が告発されていたことを示している。Anglo-Saxon Chronicleの聖ウィリアムについての記述も、トマスの聖人伝の短縮ではなく、地域の崇拝を掘り上げ記録した事例であるとするならば、トマスが聖人の作られ方を示し、広めた最初の人である可能性は低いと言えよう。

歴史叙述家が、これらのユダヤ人をめぐる話をどのように採り上げ、利用するかは、それぞれの置かれた環境に左右される。トマスの聖人伝では、ウィリアム崇拝の初期にはこの聖人に対して懐疑的な態度をとっていた聖職者もいたが、かれらは最終的に聖人の奇跡を体験することで崇拝へと転向したことが述べられる。このような、最初は信じていない者が奇跡により崇拝に導かれる物語は、聖人伝の書き方としてはよく見られる手法である¹⁸⁶。しかし、そのレトリックの影響を差し引いても、当時聖人を巡る聖職者の姿勢が様々だったことは確かなのだろう。そして、1189-90年のユダヤ人虐殺が、各歴史叙述家の聖人をめぐる叙述の方向性に大きく影響を与えたことは間違いない。

ユダヤ人虐殺の目撃証人世代による歴史叙述には、ユダヤ人虐殺とユダヤ人への殺害告発の関連が認められる。しかしそれは、従来の研究者が民衆の心性において想定したものとは異なっている。それらの運動に対する民衆の動機はどうあれ、歴史書においては聖人について語られる時にあらわれるユダヤ人は、キリストを磔に追い込んだ聖書の人物としての役割しか負わされていない。そのためか、ユダヤ人がキリスト教徒を儀式的に殺害したという告発は、ユダヤ人虐殺を正当化する理由としては機能しない。つまり、歴史叙述において、聖人をもたらしたユダヤ人と虐殺されるユダヤ人は、同じ次元に存在していないのである。

A. P. Baleはジョスリンが聖口バートの聖人伝を書いた理由を、1190年のユダヤ人虐殺とユダヤ人追放の結果、ベリ・セント・エドモンズからユダヤ人が消えたことを説明し、正当

¹⁸⁶ フランスのコンクでの例など。カルロ・ギンズブルグ 2001年 第三章「表象」138-139頁。

化するためではなかったかと推測している¹⁸⁷。たしかにジョスリンは自身の年代記の1190年の箇所、ユダヤ人虐殺については触れていないが、虐殺の後に修道院長が決定したユダヤ人の都市からの追放を、院長の偉業の一つとして記している。しかし年代記の内容自体には、ユダヤ人への告発を虐殺あるいは追放と直接結びつける要素は見受けられない。確かに民衆の行動のレベルでは、ベリ・セント・エドモンズでのユダヤ人に対する告発は、その後の虐殺行為と何らかの関連はあったかもしれない。しかし歴史叙述操作では、虐殺と告発は全く切り離されて存在している。他方、ニューバラのウィリアムは、ヨークでのユダヤ人の集団自殺を虐殺の意味付けに利用することによって、ユダヤ人虐殺事件の正当化を行っている。この異教徒の殉教という予兆的な出来事へ至る過程で、ユダヤ人をめぐって民衆が創り上げた聖人は否定されている。そこでは、キリストの受難物語を下敷きにした聖人崇拜という一般大衆の文化と、『ユダヤ戦記』など知識人が共有していたテキストの物語が、ユダヤ人をめぐる叙述のうちに競合している様子が認められる。ウィリアムの歴史叙述においては、古代のユダヤ人殉教物語が、キリスト教徒の殉教者を凌駕した。しかし、続く13世紀の歴史叙述において、ユダヤ人虐殺とユダヤ人儀式殺人告発はどのような関係をもちえるのだろうか。

¹⁸⁷ A.P. Bale, 2002, p.187.

2. 12世紀から13世紀へユダヤ人をめぐる言説の変容一

2.0 はじめに

イングランドのユダヤ人共同体にとって、13世紀は受難の世紀と言われている。国王による過度な課税、キリスト教教会のユダヤ人に対するいくつかの禁止事項、そしてユダヤ人は、イングランドのいくつかの都市から追放されたのち¹⁸⁸、1290年にはブリテン島そのものから追放される結果となった。政治、経済、宗教等々あらゆる方面から俯瞰的に見る限り、「13世紀を通してイングランド社会はユダヤ人に対して（以前よりも）非寛容な社会であった」という印象は拭い難いものになる。

それではこのような時代において、イングランドの歴史家たちはどのような意図のもとに「ユダヤ人」を描いたのだろうか。この問いに答えるべく本章では、13世紀初頭から14世紀初期にかけてイングランドで編纂された歴史書において「ユダヤ人についての記憶」がどのような機能を果たしていたのかについて、考察して行きたい。本論に入る前にまず前提として、当該時期のイングランド社会で、歴史書を含むさまざまな文書が書かれた背景を概観しておく必要があるだろう。そのなかで、本章で分析の対象とした歴史書群についても触れておきたい。

13世紀から14世紀初期にかけてイングランドで書かれた歴史書には、ユダヤ人についての記述が前世紀よりも格段に多く盛り込まれている。むろんそれは、この時期に作成された歴史書の母数自体が増加していることと無関係ではない。さらに言えば、歴史書だけではなく、13世紀イングランドにおいては、総じて作成／保存される文書量が増加し続けたことを指摘しうる。イングランドの文書作成／保存のシステムは12世紀末を境に大きく変化しているのである。そのシステム転換に重要な役割を果たしたのは、1193-8年にリチャード一世の最高法官長chief justiciarとして、続く1199-1205年にはジョン王の大法官chancellorとなって国王政府の文書保存体制を整えた、ヒューバート・ウォルターという人物である。彼は政府の司法改革の一環として、これまで散逸するにまかされていた様々な公文書の組織的な保存に着手した。この保存運動は、後にイングランドの行政史料を代表するチャーター、クローズ、パテント・ロールズ等を含む、公文書の膨大なアーカイブ形成へと繋がって行く、重要な政策である¹⁸⁹。

¹⁸⁸ 佐藤唯行 1995年 47頁の表2参照のこと。

¹⁸⁹ T. Clanchy, 1993, p.68

このような政府の文書保存制度の整備と歩調を合わせるように、これまで記録を残すことにあまり意欲を示さなかった大小様々の修道院が、次々と独自の歴史書を作成する動きを見せてゆく。すなわち13世紀以降、多くの修道院が歴史書の執筆活動を、様々な日常の聖務のひとつに組み込むようになったのである。この時期に修道院において歴史書作成が活発化した要因はいくつか考えられるが、そのうちのひとつには、各修道院が訴訟等の当事者になることを見据えて、自身についての独自の記録を残す必要に迫られていた社会情勢があったことが挙げられる。政府の記録保存運動と修道院での文書増産の時期が重なっているのは、もはや訴訟がこれまでのように証人の記憶を頼りにするものではなく、文書による証明が求められるようになって行ったがゆえのことである。こうして、13世紀には多くの修道院で歴史書が書かれ、編纂された。

ただし、前章でも確認したが、前世紀に書かれた歴史書は、特定の人物がほぼ全文を独自に叙述していた。しかしそれに対して、この時期の特に修道院の歴史書は、修道院内で数人で書き継いでいくという形態で書かれたため、筆者の特定が困難なものが少なくない。13世紀にイングランドで作成される歴史書のほとんどは、そのような筆者不詳の修道院年代記や年報で占められている。

むろんこの時期でも、修道院によらない歴史書も書かれてはいた。その中でも特筆すべきは、13世紀半ばから書かれ始めたロンドンの都市年代記であろう¹⁹⁰。この出来事は、14世紀以降に歴史書の担い手が聖職者から俗人へと移って行くことを告げる関の声ともなった。しかしながらやはり13世紀イングランドにおいては、修道院年代記／年報以外の歴史書が非常に少ないことは確かである。従って本章では、主に修道院で作成された歴史書群を分析の対象として行きたい。

以上のことをふまえたうえで、本章での課題を明らかにしておこう。本章では、これまでイングランドユダヤ史の概論で繰り返し言われてきた「(12世紀と比較して)13世紀にイングランド社会はユダヤ人に対して非寛容な社会へと転換した」という命題を、とくに修道院の歴史叙述に視角を限定して検証して行く。まず論考の前提として、この命題がこれまで受け入れられてきた理由を確認しておく必要がある。以下でユダヤ人共同体史の概要を、13世紀イングランドがユダヤ人に対して非寛容な社会であるとされる点に注目して述べることで、その理由説明に代えたいと思う。

¹⁹⁰ *De Antiquis Legibus Liber: Cronica Maiorum et Vicecomitum Londoniarum...cum Appendice*, ed. T. Stapleton, 1846.

ユダヤ人共同体は12世紀末の暴動を経ても、着実に各地で共同体を運営し続けた。一般に、イングランドのユダヤ人共同体は13世紀半ばまでは発展途上にあっただが、その後衰退に転じたと考えられている。ユダヤ人共同体は国王政府にとってすでに12世紀から、いついかなるときでも課税することができた集団だったが、13世紀にはますます主要な財源のひとつとなっていた。さらに、前述のヒューバート・ウォルターの司法改革によって、イングランドのユダヤ人の置かれた環境は、12世紀と比べて制度的に大きく転換している。すなわち、1189-90年の大規模なユダヤ人虐殺ののち、国王政府はユダヤ人財務府という機関を新たに設立したのである。さらに先の暴動によってユダヤ人の所有する債務証書が大量に失われたことから、その全面的な管理を目的として、イングランド各地にアルカarchaと呼ばれる債務証書を収める箱が設置された。これ以降、ユダヤ人が債務契約を結ぶ時は、ユダヤ人財務府の役人立ち会いのもとで作成した証書三部のうち一部を、アルカに納めなければならなくなったのである¹⁹¹。ユダヤ人に課せられた税¹⁹²のいくつかは、彼らの持つ資産を基準にしてその課税額が算出されていたため、これらの措置はユダヤ人の主要な財産でもある債務証書を、今後ユダヤ人に対して暴動などが起こった際に破棄されることを防ぐ方策であったと考えられる。さらに、ユダヤ人財務府は金融証券の管理のみならず、それをめぐる裁判などにも関与していた¹⁹³。すなわち、ユダヤ人共同体をめぐる案件は、その内容如何に関わらず、おもにユダヤ人財務府が中心となって取り扱うことになったのである。こうしてユダヤ人は12世紀末の虐殺以降、以前よりも緊密に政府機関と結びつき、管理されるようになって行く。とくに1240年代にユダヤ人共同体に対してより効率的な課税システムが適用されると、その頃を境にユダヤ人に対する課税額は桁違いに高額になって行き、1250年代に至ると国王がユダヤ人に課税した金額は頂点に達した¹⁹⁴。しかし、1260年代のシモン・ド・モンフォールによる内乱中には、各地のユダヤ人共同体はモンフォール派の攻撃により多数の死

¹⁹¹ A.C. Cramer, 'The Jewish Exchequer: an inquiry into its fiscal functions', *American History Review*, 1940, pp. 327-337. アルカの設置された都市については付録の地図2を参照のこと。

¹⁹² 主な税には、相続上納金(relief)、財産没収(escheat)、冥加金(fine)、恣意税(tallage)などがあった。佐藤唯行 1995年 38頁。

¹⁹³ この機関が通常の政府機構のどこに位置づけられるのか、あるいはどの程度の権限を与えられていたのかなどは明らかでないところが多い。財務関係だけでなく、ユダヤ人の通常の裁判なども扱っていたようである。

¹⁹⁴ R.C. Stacey, 1985, pp. 175-247.

者を出し、その後のユダヤ人共同体の人口および納税額は、以前の水準に達することは無かったようである¹⁹⁵。

さらにユダヤ人の活動を公私にわたって制限する内容の制定法が、13世紀半ばから、とくにエドワード一世の即位(1272年)以降に、断続的に発布されている。このこともまた、ユダヤ人の金融活動の衰退を加速させたと考えられている¹⁹⁶。しかしながら、このようなユダヤ人共同体の繁栄から衰退という認識に対して、近年では異論も出されていることをここで補足しておきたい。例えばR. Mundillは13世紀後半のユダヤ人金融活動の実態調査を行った結果、ユダヤ人金融業者らが顧客や業務内容を変化させることで乱世を生き延び、追放される直前まで高い納税額も維持していた可能性を示した¹⁹⁷。かれの一連の研究結果を考慮するならば、13世紀イングランドにおけるユダヤ人共同体を、その経済活動の発展から衰退への転換というイメージで捉えることは差し控えなければならないだろう。

それでは、13世紀イングランドのユダヤ史研究では、修道院年代記／年報における「ユダヤ人の記憶」はどのような位置を占めてきたのだろうか。12世紀末のユダヤ人財務府の設置が、その後のユダヤ人共同体の運命に及ぼした影響の甚大さと言うまでもないことだが、同じことはまた、現在進行中のイングランドのユダヤ史研究についても言えるだろう。すなわち、13世紀を通して大陸では類を見ないほどのユダヤ人に関する膨大な公文書＝ユダヤ人財務府の記録が現存しているということが、13世紀イングランドのユダヤ人共同体研究を活発化するという結果に繋がったのである。こうして研究動向が公文書を重視したものになるに伴って、歴史書叙述、とくに13世紀のユダヤ人に関する歴史書の記録は、歴史的事実の記録としてではなく、歴史的事実に対する誰かの（著者あるいは一般民衆の）認識や心情の表出として捉えられる傾向が強くなった。その方面での研究成果としては、たとえば当時多発していた貨幣を削り取る犯罪とユダヤ人とが同時代人の認識において徐々に結びつけられて行ったこと¹⁹⁸、あるいは金融市場でのユダヤ人の立場の悪化に伴ってユダヤ人の描写が悪質

¹⁹⁵ P. Elmanによる試算では1233—57年の間の課税額が最も多い。P. Elman, 1937, p. 151.

¹⁹⁶ 1254年には金融の利息率を制限、1269年、1272年にはユダヤ人の土地所有を制限、1275年にはユダヤ人の高利貸し活動を禁止している。ただこの禁止令は1284年の制定法により緩和されたとも推測されている。J. M. Rigg, ed. 1902.

¹⁹⁷ R.R. Mundill, 'Anglo-Jewry under Edward I -credit agents and their clients', *Jewish Historical Studies*, 1990, pp. 1-21.

¹⁹⁸ W. Johnson, 1997, pp. 21-32.

なものへ変化したこと等々¹⁹⁹、がこれまでに指摘されている。これらの論考は、歴史書の記述を、社会の動きに呼応した集合的記憶の現れる場とみなしている。

そのような認識自体には、何ら異論を差し挟む余地は無い。しかし、上に例示したような論考における歴史書の選択に見られる偏りには、少なからぬ問題があると言える。たしかに13世紀中、イングランドで作成される修道院年代記／年報の冊数は増えた。しかし、全体的にその記録は非常に簡潔なものに留まる傾向がある。つまりそれらの歴史書は、いかなる出来事についても前世紀のように大演説をふるうことは少なく、たとえ同時代に目撃した衝撃的とも言える出来事についても、その多くは数行程度の記録しか残していないのである。それゆえに、13世紀の歴史叙述群には、経済史あるいは法制史の側面から見た「反ユダヤ的イングランド社会」というイメージを追認する機能しか与えられていないことが多い。また当該時期の修道院は、ベネディクト派やシトー派などの宗派をも超えて書物を貸し借りし、その文章を頻繁に自身の修道院年代記に流用していた。そのため、修道院年代記の個々の特徴がそれほど際立たなくなっている。ユダヤ人についての記録も然りで、ほとんどの修道院年代記では、少数の例外を除いて、ユダヤ人を語る内容や口調に大差はないのである。これまでおもに、ユダヤ人をめぐる社会の心性を映し出している記述としてクローズアップされてきたのは、その少数の例外、とくに13世紀中頃にマシュー・パリスによって著わされた大年代記*Chronica Majora*の記述である²⁰⁰。しかし、はたしてマシュー・パリスは13世紀の一般的心性を代表している唯一の人物なのだろうか。また、この大年代記は13世紀半ばで記録を終了しているが、その前後に作成されたその他の修道院年代記／年報の有するユダヤ人認識は、はたしてこの大年代記と同じと看做しうるのだろうか。

ここで今一度本章で掲げた課題を振り返ってみよう。「13世紀イングランド社会はユダヤ人に非寛容な社会へと変貌した」という命題を、歴史叙述において検証するには、どのような問いが有効だろうか。まず、ある社会がユダヤ人に寛容であったか否かを判断するのは、非常に難しい。ここでは対象を歴史叙述に絞っているが、その叙述がはたしてユダヤ人に対して寛容な内容なのか、あるいはそうでないのかを客観的に判断できる指標は存在しない。またそこには主観的な判断が紛れ込む恐れが多分にある。よって本論では、ユダヤ人に対し寛容であるか否かの判断を、従来の論考でしばしば試みられた、一部の歴史書の叙述にのみ

¹⁹⁹ R.C. Stacey, 1988, pp. 135-150.

²⁰⁰ S. Menache, 1997, pp. 139-162, やあるいは前述のR.C. Stacey, W. Johnsonらが参考とした年代記もマシュー・パリスの大年代記である。

焦点を当てた経年比較や、使用されている反ユダヤ的な印象を与えるような単語のカタログ化等によっては、行わないようにしたい。その代わりに、このような印象による判断を回避するために有効と思われる方法を、いくつか提案したい。

まず本章では、特別な一冊の歴史書ないしは一人の歴史家に関心を集中させることなく、13世紀から14世紀初頭に修道院で作成された歴史書群全体を、ひとつの集合的記憶の場として扱うことにする。すなわち分析の対象を13世紀イングランドの修道院で作成された歴史書という領域全般とすることで、それを取り巻く社会現象と特定の言述を安易に連動させるリスクを避けつつ、「ユダヤ人の記憶」について考察できるのではないかと考えたのである。次に、このように分析の対象を13世紀の歴史叙述全般とすることによって、前章で検討済みの12世紀の歴史叙述との比較を行ったとき、本章で見いだされる「ユダヤ人」描写全体に生じている変化を見極めると同時に、それが量的なものか質的なものか否かの判断が可能となるであろう。すなわち以下では、13世紀の歴史叙述における反ユダヤ的描写のみを取り上げることでユダヤ人をめぐる社会状況の変化（そのほとんどはユダヤ人への敵意の増加傾向であるが）を跡づけるという手法は採らず、まずは歴史叙述のユダヤ人描写に12-13世紀を通して変容が見られることを確認し、次にその描写の変容が指し示す歴史的背景を考察する。

それではこれから、本章における問題の設定と分析手順を説明しよう。まずは特にユダヤ人に関する問題に限って、13世紀イングランドをヨーロッパ大陸の動きのなかに位置付けることから始めたいと思う。

一般的に、イングランド社会は大陸よりも少し遅れて、ユダヤ人に対し非寛容な方向に向かったとみなされている。イングランドでユダヤ人大虐殺が行われるのが第三回十字軍時の1190年であるのに対し、大陸ではすでに1096年の第一回十字軍のときにユダヤ人虐殺を経験している²⁰¹。また、12世紀から13世紀に開催された一連のラテラノ公会議において、反ユダヤ的な規定がいくつか示されてきたが、1215年の第四回ラテラノ公会議で決定された反ユダヤ的な規定がイングランドで追認されるのは、1222年にオクスフォードで開催された地方宗教会議においてだった。

²⁰¹A. Grossman, 'The Cultural and Social Background of Jewish Martyrdom in Germany in 1096', in *Juden und Christen zur Zeit der Kreuzzüge*, ed. Haverkamp, 1998, pp. 73-86. このときもユダヤ人の集団自殺があった。

ところでラテラノ公会議、特に第四回のそれは、最も厳しい内容を含むと言われ、ユダヤ史においても非常に注目に値するものである²⁰²。1179年の第三回ラテラノ公会議で、キリスト教徒とユダヤ人あるいはサラセン人など異教徒との分離政策は既に規定されていたが²⁰³、第四回ではそれが重ねて確認され、ユダヤ人は衣服に目印となるものを付けるべしとした規定が新たに加えられた。これは初めての公式な反ユダヤバッジの着用命令として理解されている。

またそれに加えて、カルロ・ギンズブルグは、ヨーロッパにおける表象について古代から中世に至るまでを俯瞰した論考の最後で、この第四回ラテラノ公会議において聖体（ホスチア）の全質変化の教義が確認されたことが、間接的にユダヤ人迫害と結びついたことを指摘している。聖体の定義については様々な議論があるが、ここではミサにおいて信徒の口に渡されるパンのことで、この聖体拝受の儀式をめぐって、ホスチアとキリストの存在の関係に関する議論が12世紀から活発化していた。加えて全質変化の教義すなわち聖体＝キリストの概念が、「聖体＝傷つきやすいもの」という認識を育てたことはよく言われている²⁰⁴。ユダヤ教はこの聖体の教義については常に懐疑的な姿勢をとっていた。そのことと、第四回ラテラノ公会議開催頃までに聖体にキリストが実在すると広く認識されるようになっていたことが、後の聖体侮辱の罪でのユダヤ人の告発ひいては虐殺という影の反響を生み出したとギンズブルグはいう²⁰⁵。しかしながらイングランドにおいて、第四回ラテラノ公会議の規定を契機に対ユダヤ人感情なり政策なりが劇的に変化したことは確認されていない。1222年のオク

²⁰² P. Hugh, *The Church in Crisis, A History of the General Councils 325-1870*, 1964, pp. 211-221.

²⁰³ P. Hugh, 1964, pp. 201-210.

²⁰⁴ M. Rubin, 'Desecration of the Host: the birth of an accusation', in *Christianity and Judaism*, ed. Wood. 1992, pp. 169-185.

²⁰⁵ カルロ・ギンズブルグ 2001年 第三章「表象一言葉、観念、事物」144-145頁。

スフォード地方宗教会議の報告には確かに聖体侮辱についての言及はあるが²⁰⁶、大陸と異なりイングランドでは、ユダヤ人が聖体に関して告発された事例はなかったという認識が一般的である。

もう一つ忘れてはならないのは、第四回ラテラノ公会議に象徴されるようなユダヤ人のキリスト教徒からの「分離」の動きは、そのサブシステムとして「同化」の動きも同時に伴っていたことである。それは、13世紀中にユダヤ人をキリスト教徒へと改宗させる活動が活発化して行くことに見いだされる。イングランドでは1233年に、国王主導でユダヤ人のための「改宗者の家Domus Conversorum」が設立されている。

この二つ、つまり傷つきやすい聖体すなわちキリストという観念と、ユダヤ人の「分離」と「同化」の動きは、13世紀以降のヨーロッパのユダヤ人認識に大きく関わっている。こうしたヨーロッパ社会全体の動きを13世紀イングランドのユダヤ人を取り巻く新たな社会的背景として念頭に置いておきたい。

これらのユダヤ人共同体と周辺社会の動静をふまえて、前章と同じく本章でも、13世紀イングランドにみられるさまざまなユダヤ人をめぐる事象のなかから、ユダヤ人に対する儀式殺人告発とユダヤ人虐殺という二つの出来事を考察の指標として取り上げることにしたい。儀式殺人告発は13世紀になってもイングランドの各地で報告されている。そのなかでも最大の事件となったのは、1255年にリンカンで少年ヒューが殺されたとされる事件である。このとき犯罪に荷担したとされたユダヤ人90人以上が逮捕され、うち十数人が処刑された。その記憶は後世まで伝えられ、14世紀に書かれたカンタベリ物語にもこのとき聖人となった少年ヒューについての言及があることは特に有名である²⁰⁷。他方、13世紀イングランドで

²⁰⁶ .In eodem concilio praesentatus est quidam diaconus qui pro amore cujusdam mulieris Judaeae abnegando Christianitatem diutius apostata[ta]verat, et se ritu Judaeorum fecit circumcidi ; super quo convictus, primo degradatur, saeculari judicio condemnatus, igne combustus est. Dicebatur quod idem apostata in contemptum Redemptoris nostri et fidei catholicae, corpus Dominicum de ecclesia furtive sublatum in loco ignobili proicere non abhorruit, quod postea prodente quodam Judaeo ad corroborationem fidei Christianae, inventum est inpollutum et incorruptum, in vase quodam mundissimo, angelicis manibus, ut sane credi poterit, praeparato. (同公会議 (オクスフォード宗教会議) に、ある助祭が出席した。彼はあるユダヤ人女の愛のために、キリスト教を拒絶し、ずっと以前から背教者となっていた。そしてユダヤ人の教義に従い己に割礼した。そのことに関して罪を暴かれ、先ず職を奪われ、異端審問により有罪とされ、火刑にされた。同背教者が、我々の救い主とカトリックの信仰を蔑んで、主の体 (聖体) を密かに教会から持ち出し卑しい場所へたじろぐこと無く投げ捨てた。しかし聖体は、その後あるユダヤ人がキリスト教に対する信仰を強めるために暴露したので、発見されたが、汚されることも無く、破損も無かった。それは天使の手によって準備された、と信じられるのだが、極めて清らかな壺のようなものの中にあつた、と言われている。)Chronicon Vulgo Dictum Chronicon Thomae Wykes printed in *Annales Monastici*, vol. 4, p. 63.

²⁰⁷ チョーサー 1978年 103頁。

は、12世紀末に体験したような大規模なユダヤ人虐殺は起こらなかったが、二度の国政上の内乱に伴ってユダヤ人共同体が攻撃されるという出来事がみられる。まず1215年のジョン王と諸侯の戦いのさなかに、ロンドンのユダヤ人共同体が襲われている。このときの詳しい報告は残念ながらほとんど残っていない²⁰⁸。次にシモン・ド・モンフォールの乱が勃発した1260年代に、ロンドンといくつかの地方のユダヤ人共同体が、モンフォール派の軍勢および市民によって襲われた。このときにユダヤ人共同体の受けた被害は甚大なものだったようである。

このような事情により以下では必然的に、少年殺害告発については1255年のリンカンのヒュー事件、ユダヤ人虐殺についてはシモン・ド・モンフォールの乱の最中に起きた事例を中心に考察することになる。ただし本章では、歴史家の同時代の出来事についての記述に加えて、過去の記憶の継承もまた考察の対象としたい。つまり、前章で検討した12世紀の年代記作家が記録したユダヤ人虐殺と儀式殺人告発を、13世紀の歴史家たちはどのように受け入れたのだろうかという問題にも焦点が当てられる。修道院年代記の著者は通常、自身が目撃証人となり得ない過去の出来事については、既存の歴史書を流用していた。それゆえ13世紀の歴史書の多くは、12世紀以前にイングランドで作成された歴史書群を土台にして、その上に毎年あるいは数年毎にまとめられた記録を蓄積して行くという手法をとる。従って13世紀の歴史書を理解するためには、12世紀以前に成立していた歴史書の影響は無視できないのである。

最後に、当該時期のイングランドにおける修道院とユダヤ人金融のあいだにある、いわば現実的な結びつきについて、これまでに指摘されていることを記しておく。ユダヤ人共同体は13世紀を通して国王の頻繁な課税要求に応えるため、債務者に対する取り立てを厳しくせざるを得なくなり、取り立てに困窮した債務者が譲渡というかたちで有力者に債務の肩代わりをさせる状況が多く見られた。またユダヤ人金融業者が、現金を得るために債権そのもの

²⁰⁸Ingressi vero, regios fautores quos invenerunt, ceperunt et eorum bona diripuerunt; Judaeorum domos invaserunt; apothecas et scrinia confregerunt, et exhaustas multo tempore in hac expeditione religiosa crumenas abunde refarcierunt. Inde Robertus filius Walteri, marescallus exercitus Domini et sanctae ecclesiae, et Gaufridus de Mandaville, comes Estsexiae et Gloucestriae, instaurandis muris civitatis ex lapideis domibus Judaeorum quotidie vigilanter intendunt; turrem tamen Londoniae non acceperunt, paucis licet intus viriliter resistentibus. (かれらは(ロンドンに)入ると、王の支持者を見つけ次第捉え、彼らの財産を略奪した。そしてユダヤ人の家に押し入った。倉と文書庫を破砕し、そしてこの聖なる遠征で久しく枯渇してしまった財布を、再び溢れんばかりに満たした。それから主と聖教会の軍隊の元帥であるウォルターの息子ロバートと、ダフスタとエスターの伯ゴフリッド・ド・ナンデヴィルは都市の壁をユダヤ人の石の家を使って修復する作業に、毎日心を砕いた。しかしロンドン塔には迎え入れず、少人数が勇敢にも抵抗した。) *Radulphi de Coggeshall Chronicon Anglicanum*, p. 171.

を一般キリスト教徒に売り渡すこともあったようである。そのときの債務者はおもに騎士層出身の者であり、借金の担保となっていたのは彼らの所領であった。これに対して譲渡先の有力者は、大規模な所領経営を行っていた諸侯や修道院であった。つまり、修道院の中にはユダヤ人金融業者を通して所領を効率よく広げていたところもある一方で²⁰⁹、財政的に困窮し、ユダヤ人金融を頻繁に利用している修道院もあった²¹⁰。よって、金融業者としてのユダヤ人と修道院の繋がりは、一概に協力関係とも敵対関係とも判断できないという状況が生まれていた。

それではこれから行う分析の手順を説明しよう。本章は二節に分けられる。まず第一節では第四回ラテラノ公会議あるいはオクスフォード地方宗教会議と同時代、つまり13世紀前半に書かれたとされる歴史書群を検討する。ただし、A. Gransdenも指摘しているが、ジョン王時代（1199–1216）前後は内政外交ともに混乱期であったためか、残された記録そのものが非常に乏しく、また書かれた時期も判然としない作品が多い。そのなかでも確実にこの頃に書かれたと考えられる歴史書の中からユダヤ人に言及している作品を取りあげ、指標とする二つの出来事について12世紀からの連続性を確認したい。

続く第二節では、第一節で扱った時期以降に編纂された修道院年代記を総合的に取りあげる。まずは、その叙述における12世紀のユダヤ人をめぐる記憶の取舍選択の様子を概観する。さらに先ほど指標とした同時代に経験されたユダヤ人による少年殺害とユダヤ人の虐殺の叙述内容を確認する。

最後に、それらの叙述の関係性を考察し、13世紀修道院年代記におけるユダヤ人に関する叙述が、いかなる認識から生じたのかを明らかにしたい。

2.1 ジョン王時代の歴史叙述

すでに述べたように、13世紀初期に成立した歴史書の冊数は前後の時期と比較するとやや少ない。ユダヤ史にとってのターニングポイントでもある第四回ラテラノ公会議(1215)以降では、1220年代にRalph of Coggeshalの年代記、作者および作成場所が未詳の'Barnwell'

²⁰⁹ H.G.Richardson, 1960, , D.A. Carpenter, 'Was there a crisis of the knightly class in the thirteenth century? the Oxfordshire evidence', *English Historical Review*, 1980, pp. 721-752, P.R. Coss, 'Sir Geoffrey de Langley and the crisis of the knightly class in thirteenth-century England', *Past and Present*, 1975, pp. 3-37.

²¹⁰ M. Mate, 'The Indebtedness of Canterbury Cathedral Priory 1215-95', *Economic History Review*, 1973, pp. 183-197.

chronicle²¹¹、Gerald of Walesによる一連の歴史書、ベリ・セント・エドモンズの修道院年報 *Annales Sancti Edmundi*が編纂されている。さらに下って1230年代には、セント・オールバンズ修道院でウェンドーヴァーのロジャーRoger of Wendoverが年代記を編纂している。その他、Southwark, Merton, Stanleyの修道院年報等の短いものが残されている。また、ウースターやダンスタブルの修道院ではこの頃すでに、13世紀後半まで続けられる年代記の叙述が始まっていたと推測されている。

これらの歴史書のなかで、本節で参考にできるようなものは限られてくる。たとえばGerald of Walesは、ユダヤ人に関してはその旅行記で逸話を一つ取りあげているに過ぎない²¹²。また'Barnwell' chronicleの刊行は、現時点では部分的なものに留まっている²¹³。Marganについては記録自体の総量が少なく、ユダヤ人に関しての言及はほとんどない²¹⁴。その他の短い年代記も同様の状態である。これらの状況を鑑みて本節では、ラテラノ公会議あるいはオクスフォード地方会議と同時代に書かれた歴史叙述として、コゲシャルのラルフRalph of CoggeshallとウェンドーバーのロジャーRoger of Wendoverの年代記を中心に扱うことにしたい。どちらの歴史書も編者はおそらく12世紀と13世紀をまたいで生きており、従ってそれらを見ることで12世紀の歴史書と13世紀の叙述との連続性がどのようなものであるかを確認できると考えられる。

① Ralph of Coggeshallの年代記

まずは編纂時期のより早いコゲシャルのラルフRalph of Coggeshallの年代記を取りあげよう。この年代記が作られたCoggeshall修道院は、エセックス（ロンドンから50マイルの距離）のシトー派修道院である。著者とされるラルフとは、1207年から1218年に当修道院の院長をつとめた人物である。ここで参照した刊本*Radulphi de Coggeshall Chronicon Anglicanum*が採用している原本は、大英図書館所蔵の最も古いものCotton Vespasian DX.であるが、後世に加筆ないしは訂正された跡がみられる。さらにこの写本は途中（1206年から

²¹¹ College of Arms MS. Arundel x. この写本はケンブリッジのバーンウェル修道院で書かれたものと考えられているが、そこで編纂されたという確固たる証拠は未だに無い。その内容はケンブリッジについてよりもホランド（キングスリンとリンカンの間に位置する北方の都市）について多く述べている。

²¹² *Giraldi Cambrensis Opera*, ed. J. S. Brewer and others, 1861-91, vol. 6, p. 146.

²¹³ *Memoriale Fratris Walteri de Coventria*, ed. W. Stubbs, 1872 vol. 2 pp. 196-279 に1202-1225の記録のみ収録。

²¹⁴ *Annales Monastici*, vol. 1, pp. 3-40. 1189年の虐殺、1210年の大徴税のみの記録。

1212年の部分)で筆跡の変更がみられ、ラルフ個人にどれほど記述の責任を帰せられ得るかは判断が難しいところである²¹⁵。この年代記は、おそらくラルフにより1187年から書き始められた。その記述が終了した後、冒頭に著者未詳の1066年から1186年までの簡潔な修道院年報が繋げられており、年代記と年報とが入り交じった構成となっている。とくに1199年頃から1223年までは、長くても3年以内に同時代の情報を取り入れた記述が行われている。この年代記は、ニューバラのウィリアムなど12世紀の大作家の年代記に比べれば、その後別の写本が作成された痕跡も無く、特筆すべき歴史的記録も見いだされない短い作品とみなされている。しかし、12世紀から13世紀にかけてのユダヤ人をめぐる歴史認識の連続性を考える上では、この年代記の叙述は注目すべき点を多く含んでいる。

コゲシャルのラルフの年代記は、前世紀のユダヤ人虐殺の様子を詳しく述べている。ただ、1189年の部分で、ロンドンでの虐殺についてはほとんど触れることなく、翌年に起こったヨークでのユダヤ人集団自殺の話を中心に語っている。つまり、ここでは二年に渡るユダヤ人虐殺の主眼は、ヨークの塔での事件に据えられていると言える。ただその物語の方向は、12世紀の歴史家たちが物語ったものとは大きくかけ離れている。例えば、ヨークの集団自殺はこのように描かれている：

すなわち、ヨークで400人以上のユダヤ人が、そのとき市城に集まっていたキリスト教徒の迫害を避けるために、王城の要塞に囲まれていたのだが、それにもかかわらず兵と前述の都市市民たちに包囲され、より激しく攻撃された。そして攻撃する者たちの突撃にこれ以上耐える事は出来ず、今や脱出の希望が全て奪われたので、より残酷な死に対する恐怖から、哀れな死を進んで自らに招き寄せた。すなわち、迫害者の狂気によって、より狂暴に、またより不面目なやり方で殺されるより、むしろ互いに殺しあって滅びる事を選んだのだ。しかし、彼らのなかに、ある年長で、モーセの法に精通した者がいた。彼らは彼をラビと呼び、老いも若きも、皆がかれに耳を傾けていた。このラビと呼ばれる人物は、彼らを

励まし、古い法に書かれた昔の父たちの範とすべき教えを示して、かくも恐ろしい死に様へと鼓舞した。後に主イエスを信じるふりをした少数の者を除いて、ほとんど全ての者が彼の励ます言葉に従ったので、彼は小刀をひったくり、一人一人の喉の神経を動脈もるとも切り込み、まず彼らの金を流れ落ちた汚物だらけの水の中に投げ入れたあとで、ついに自身も同じ様な死に方で自害した。かくしてキリストの名の敵どもは死体を葬らずに犬と鳥に晒した。永遠に苛まれるべく、地獄の火に魂を引き渡した。このみじめな不幸が彼らに襲いかかったのは神罰以外だとは信じられない。すなわち、その不信

²¹⁵ A. Gransden, 1974, pp. 322-331.

心な種族はヘンリ二世の治世下でイングランド王国の至る所に分散し、平和の中で長く続いた安全と時代の平安さのなかで、全ての世俗的なものにおいて豊かな生活を送っていた。しかし彼らはかくも大きな大胆さ、いや狂気に突っ走り、我々の主イエスキリストを不信仰の口により、密かな彼らの集まりの場においてのみならず、公の声で不信心に冒瀆したのだ。そして我々の信仰と教会の sacrament を公然とののしって誹謗し、そしてキリスト教徒のある者を金で得て、キリスト信仰への侮辱と軽蔑のため、また自らの断罪をより重ねるために十字架にかけた。上級貴族と中級の貴族の多くは財をもぎ取られ、ユダヤ人の高利貸しがもとでより大きな欠乏に陥った。ゆえにこのように恐るべき迫害がキリスト教徒によって彼らに加えられたのは不当なことではなかった。²¹⁶

このラルフの記述の特徴を、前章で見たニューバラのウィリアムと比較して、いくつか列挙してみたいと思う。まずラルフの記述では、ユダヤ人の集団自殺が宗教に殉じた故の選択であることを曖昧にしか示していない。そこでは「異教徒に殺されることの恥辱」のかわりに、「死に対する恐怖」が集団自殺の主な理由とされている。さらに、その自殺から生き残ったユダヤ人は「イエスを信じるふり」をしてキリスト教徒を欺き、自殺した死体は「犬と鳥に晒」されるという屈辱的な状態になる。ニューバラのウィリアムは「改宗する」意志を示したユダヤ人を、キリスト教徒が惨殺したと伝えていたのが、このテキストでは生き残ったユダヤ人は「イエスを信じるふり」をする、詐欺者にされている。そして、そのユダヤ人の悲惨な自死の描写に、ユダヤ人が非難されるべき点、高利貸し活動の描写が続けられる。つまりこのテキストでは、ユダヤ人への債務は暴動の動機となっているのではなく、そ

²¹⁶ Nam cum apud Eboracum quadringenti et eo amplius Judaei in munitione regia inclusi haberentur, ob persecutionem Christianorum, qui tunc ad comitatus convenerant, declinandam, nihilominus tamen a quibusdam militibus et praedictae urbis civibus sunt obsessi et acrius expugnati. Cumque assultus expugnantium diutius ferre non possent, et jam omnis spes evadendi sublata fuisset, miserabilem mortem dirioris mortis metu voluntarie sibi ipsimet accerisierunt, eligentes potius mutua caede deperire quam persequentium rabie truculentius atque impudentius jugulari. Erat autem quidam inter eos natu major et in lege Mosaica instructor, quem Rabi cognominabant, cui omnes auscultabant, a minimo usque ad maximum, qui eosdem ad tam horribile genus mortis exhortationibus et exemplari doctrina patrum in Veteri Lege praecedentium, animaveret. Cumque fere omnes, exceptis quibusdam paucis, qui se postmodum in Dominum Jesum credere simularunt, ejus hortatui obtemperarent, ille, arrepto cultro, incidit fibras gutturis singulorum cum arteriis, projectis prius eorum pecuniis in aqua coenulenta, quae subtus decurrebat, ac tandem semetipsum simili morte jugulans. Sicque inimici Christiani nominis cadavera inhumata canibus et avibus exposuerunt; animas vero gehennalibus flammis inperpetuum cruciandas tradentes. Quod miserabile infortunium non sine divina animadversione eis contigisse arbitrandum est. Nam cum gens illa nefaria per regnum Angliae circumquaque dispersa sub Henrico rege Secundo in diuturna pacis securitate et temporum tranquillitate vitam in omnibus temporalibus opulentissimam duxisset, in tantam prorupit audaciam, immo vesaniam, ut Dominum nostrum Jesum Christum sacrilego ore non solum in secretis suis conventiculis, sed etiam publica voce impie blasphemaret, ac fidei nostrae atque ecclesiasticis sacramentis palam conviciando derogaret, nec non et quosdam Christianorum pretio comparatos ad dedecus et improprium fidei Christianae et ad majorem suae damnationis cumulum cruci affigeret. Plures in super nobilium atque mediocrum ad summam egestatem, distractis patrimoniis et possessionibus per Judaici feneratoris occasionem pervenerant; unde non immerito tam crudelis persecutio a christianis eis illata est. *Radulphi de Coggeshall Chronicon Anglicanum*, pp. 26-28

の惨劇の妥当性につながられている。また受難の理由に新たに、「サクラメント」の侮辱が挙げられている。この「サクラメント」が、聖体受拝を意味している可能性は十分考えられる。つまり、ユダヤ人の受難の理由のひとつに、ユダヤ人による聖体侮辱の告発が挙げられていると読むことも可能である。

また一方で、この年代記の冒頭に繋がられた年報部分には、1144年にウィリアムの事件が「少年ウィリアムがノリッジでユダヤ人により磔にされた」²¹⁷、1181年に「少年ロバートがユダヤ人により残忍にセントエドモンドで殺された」²¹⁸と二つの少年殺害が明確な年号を伴って記録されている。これはイングランドの年代記において初めて二つ以上のユダヤ人による少年殺害事件が一冊の年報に記録された例といえる²¹⁹。また、後年の年代記部分では「同年（1222年）、ある黒魔術師のユダヤ人が、ある少年を金銭により雇い入れ、死んだばかりの人間の皮膚の上に少年を置いた。その黒魔術のまじないにより、未来を見るために。質問に対し、まるで眼前に現れたことのように、少年が未来について答えた。」²²⁰と、ユダヤ人による少年の利用法について述べている。12世紀のニューバラのウィリアムも、未来を見るために悪魔との取引をする占者について述べていたが、それはユダヤ人とは全く結びつけられてはいなかった²²¹。だがコゲシャルのラルフは、ユダヤ人と魔術の結びつきを、ユダヤ人が少年を殺害する理由として説明している。

このように、13世紀初期に書かれたコゲシャルのラルフの年代記では、12世紀にみられた集団自殺物語を引き継ぎつつその図式を変更し、一方ではこれまでのイングランドの歴史書では見られなかったノリッジの少年殺害の記録を加えていることが確認できる。ユダヤ人と少年を魔術行為で繋げ、また虐殺をユダヤ人の利子とサクラメントの侮辱の報いにとらえるなど、少年殺害と虐殺の両方にこれまでにない認識を示していることは、注目すべき点であると言えよう。続いて、コゲシャル修道院よりもさらに13世紀イングランドの歴史書に大き

²¹⁷ Puer Willelmus crucifixus est a Judaeis apud Norwic. *Radulphi de Coggeshall Chronicon Anglicanum*, ed. Joseph Stevenson, p.12.

²¹⁸ Puer Robertus a Judaeis crudeliter occiditur apud Sanctum Aedmundum. *Radulphi de Coggeshall Chronicon Anglicanum*, p.20.

²¹⁹ 大陸ではモンサンミッシェルのトリニのロベールが1171年のプロアの少年殺害の記述でイングランドでの先例としてノリッジとグロスタを挙げているが、年代は曖昧にしか示されていない。

²²⁰ Eodem anno, quidam Judaeus nigromanticus puerum quemdam pretio conduxit, quem in cute recenti cujusdam mortui collocavit, ut sic, per quasdam incantationes nigromantiae, futura posset prospicere; puero ad interrogata respondente de quibusdam futuris quae ei quasi praesentialiter apparebant. *Radulphi de Coggeshall Chronicon Anglicanum*, p.191.

²²¹ N. Partner, 1977, p. 133.

な影響を及ぼしたセント・オールバンズ修道院の歴史叙述活動の、その創始者と目されるウェンドーヴァーのロジャーの年代記を見てみよう。

② Roger of Wendoverの年代記

ロンドン郊外にあるセント・オールバンズ修道院は、北方へのルートの途中に位置し、国王などの有力者もたびたび訪問した主要な修道院である²²²。この修道院の歴史叙述は、13世紀初期にウェンドーヴァーのロジャーRoger of Wendoverから始まり²²³、マシュー・パリスMatthew Parisに引き継がれ、14世紀のライシャンジャーのウィリアムWilliam of Rishangerへと続いて行く。なかでも、ロジャーの後任者マシュー・パリスの作成した歴史書は他の多くの修道院の歴史書も参考にするなど、13世紀後半のイングランドの歴史書群に及ぼした影響は大きい²²⁴。以下では、R. Vaughanの研究に依拠しつつ、ウェンドーヴァーのロジャーの年代記写本について詳しく見て行きたい。

セント・オールバンズで最初に歴史書を作成したと思われるロジャーは、没年が1236年であることは分かっているが、生年は不明である。彼による年代記Florens Historiarumの記述は1234年で終了しており、彼が叙述に着手した時期は早くても1204年頃からと推測されている²²⁵。残念ながら、ロジャー本人による原本は現存しておらず、今日我々が参照できるこの歴史書の写本は、最も古いもので1300年頃に書かれたと思われるオックスフォード大学所蔵の写本Bodleian Library. Douce MS. 207と、さらに下って1350年頃に作成された大英博物館所蔵の写本Cotton MS. Otho B.V. である。R. Vaughanは、これらの写本はどちらも、今は失われたロジャーによる直筆本を直接複写したものであると考えている²²⁶。このロジャーの年代記に記述された1189年のロンドンでのユダヤ人虐殺についての挿話が、'Benedict of Peterborough'の流用であることは明らかである。以下、この新旧二つのテキストを比較して

²²² R. Vaughan, *Matthew Paris*, 1979, p. 12.

²²³ Roger of Wendover以前のテキストが存在した可能性はこれまで議論されているが定かではない。R. Vaughan, 1979 pp. 21-34.

²²⁴ A. Gransden, 1974, pp. 356-379.

²²⁵ A. Gransden, 1974, pp.359-360, *Roger of Wendover's Flowers of History*. Trans. J. A. Giles, orig. 1849, re. 1968, vol. 1, pp. v-viii. Gilesによると1202年までの部分はFlorence of Worcester, Henry of Huntingdon, William of Malmesbury, Bede など12世紀中に編纂された主要な歴史書を情報源としている。

²²⁶ R. Vaughanはロジャーの直筆本と現存する写本の間さらに古い写本が介在し、マシュー・パリスがChronica Majoraの底本にしたのはその失われた写本であると考えている。R. Vaughan, 1979, p. 29.

簡単な語句の取り替えではない、物語の図式に大きく関わる語句の変換、あるいは加筆を確認して行く。ここではH. O. Coxeが447年から1234年までを編纂した刊本*Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*²²⁷をおもに使用した。

‘Benedict of Peterborough’と比較して、内容に関してロジャーが伝えるバージョンでは1189年の宮殿での暴動の結果起こったユダヤ人有力者ベネディクトの改宗、王の示唆によるユダヤ教への復帰のエピソードが省略されている。他方、‘Benedict of Peterborough’と酷似した部分でも、このバージョンにはいくつかの箇所異なる言い回しがされている。ユダヤ人が王の戴冠式への出席を禁止された理由「王の戴冠で魔術を使う習慣があるから *propter magicas incantationes, quae fieri solent in coronationibus regum.*」、略奪物の内容「金や銀、証書²²⁸や金になる衣服を略奪した *aurum eorum et argentum, cartas et vestes preciosas rapuerunt.*」、ユダヤ人虐殺がロンドンから全国に飛び火したこと「イングランド各地のキリスト教徒はロンドンでユダヤ人に対して行われたことを聞くと、至る所で彼らを攻撃した。彼らで屍の山を築き、略奪し、大勢を無慈悲に殺した *Audientes autem Christiani per Angliam in diversis constituti quod apud Londoniam actum est de Judaeis, irruerunt in eos ubique; maximamque ex eis stragem facientes, et eorum spolia diripientes, multos immisericorditer peremerunt.*」などである²²⁹。

翌1190年の虐殺の記録は、ヨーク以外の都市でのものと、ヨークの集団自殺のエピソードに分かれている。前半部分の典拠はディチェトのラルフRalph of Diceto、後半部分は再び‘Benedict of Peterborough’に依拠している。まず、前半部分を比較すると、“*peregrinantium*”（巡礼者＝暗に十字軍兵を指す）から“*cruce signatorum*”（十字軍兵）に語句の変更があり、ヨークについての部分は次で取り上げるため、省略されている²³⁰。後半部分では、シェリフと塔の番兵が塔を明け渡さないユダヤ人に対し民衆を煽動したくたり（*Qua cum idem vicecomes et custos turris recepissent, Judaei noluerunt eis illam tradere, unde vicecomes et custos turris valde indignati sunt; et in quantum poterant hortabantur milites*

²²⁷ この刊本は創世記から447年までの叙述は収録していない。*Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*, ed. H. O. Coxe, English Historical Society, 1841-5.

²²⁸ ここでは*cartas*のみだが、翌年1190年の暴動の最後に*cartas universorum debitorum*が焼かれているので、この*cartas*も同じ負債証書を指すと思われる。*Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*, vol. 3, p. 166.

²²⁹ *Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*, vol. 3, p. 166.

²³⁰ *Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*, vol. 3, p. 176.

comitatus et homines civitatis, ut turrim liberarent a Judaeis illis) ²³¹が省略されている。そのためか、後日行われた、国王の役人に対する処罰については書かれていない²³²。

以上の比較により、ロジャーは、既存のディチェートのラルフと‘Benedict of Peterborough’の歴史書からユダヤ人虐殺についての箇所を単に書き写すのではなく、それらを組み合わせ、整合性を与えるための変更を積極的に行っていることがわかる。最も大きな変更部分は、改宗に追い込まれたヨークのユダヤ人ベネディクトが、国王の取りなしで再びユダヤ教に戻ったエピソードを削除して、1189年の出来事をユダヤ人虐殺に限定し、1190年の各地の虐殺、さらにヨークの集団自殺へと続く一連の虐殺の一部として整理しているところだろう。1189年の暴動について、‘Benedict of Peterborough’では言われていなかった「証書」を略奪物に加えたことで、この一貫性はさらに強固になっている。また、王の戴冠式への出席禁止の理由として新たに加えられたユダヤ人と魔術行為との繋がりは、先述のコゲシャルのラルフの年代記の少年を使って未来を占うユダヤ人の話とも共有されている認識である。ウェンドーヴァーのロジャーとコゲシャルのラルフはほぼ同年代の作者による歴史書であることから、13世紀初頭のイングランドで一般的にユダヤ人と魔術行為が結びつけられていた可能性を指摘しうる。

一方でウェンドーヴァーのロジャーは、12世紀に発生した少年殺害告発についてはいっさい記録していない。しかしここで、1235年にノリッジのユダヤ人が逮捕され、国王の下に連行された事件を記録している部分に注目したい。その全文を以下に引いてみよう：

キリスト教徒少年の割礼を行ったユダヤ人について

1235年、ヘンリ王治世19年の年、彼はウェストミンスターでクリスマスに、王国の司教、貴族が出席する中、会議を開いた。同じ時ウェストミンスターで七人のユダヤ人が彼の前につれてこられた。彼らは誘拐し、もはや一年もキリスト教徒の目から隠していたその少年をノリッジ市で、過ぎ越の祭りに礫にするつもりで割礼した。しかしこのことにつ

²³¹ *The Chronicle of the Reigns of Henry II and Richard I A. D. 1169-1192, known commonly under the name of Benedict of Peterborough*, ed. W. Stubbs, 1876, vol. 2 p. 107.

²³² *Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*, vol. 3, pp. 176-177.

いて実証され、王の眼前で彼らは事実を認めた。かくして王の意向で彼らの生命と体は監獄の監視の下に置かれた²³³

クローズ・ロールの記録には、ノリッジのユダヤ人が少年を誘拐、割礼したことで問責されたことは記されているが、磔の意図があったことについては明言されていない²³⁴。このユダヤ人の逮捕は、ノリッジのユダヤ人がキリスト教徒に改宗した同胞をユダヤ教に再改宗させようとしたことを理由に行われたようである。従って、ユダヤ人に過ぎ越の祭りの日に少年を磔にする意図があったという部分は、おそらくロジャーの想像に基づいていると考えられる。つまりロジャーはこの改宗者をめぐる事件を、少年殺害の要素を滑り込ませて叙述しているのである。この後次世代のマシュー・パリスによって、この事件はさらに詳述されることになる²³⁵。

③ 結

これまでの考察から、確実に言えることをまとめてみたい。まず、ラルフとロジャーのどちらの年代記にも、執筆と同時代に行われた第四回ラテラノ公会議あるいはオクスフォード地方宗教会議でのユダヤ人に関する事項についての言及はない。また、1189-1190年の一連のユダヤ人虐殺のエピソードの叙述のなかで、両者はともにヨークでのユダヤ人集団自殺の出来事を特別視している。とくにロジャーはディチェットのラルフの叙述からヨークに関する部分を削除して、そこに‘Benedict of Peterborough’のヨークについて述べた部分を繋げている。それは彼がこのユダヤ人集団自殺を、強い意図の下に特筆したことを示している。ただ、ラルフに関して言えば、そのエピソードの持つ意味は、例えばニューバラのウィリアムの意味付けなどとは全く異なっている。ユダヤ人の集団自殺をキリスト教史の一環として取り込まないばかりか、ユダヤ人の虐殺を正当化する理由をいくつか打ち出し、自殺自体も殉教の一種であるとは捉えていない。

²³³ De Judaeis, qui puerum Christianum circumciderunt. Anno Domini MCCXXXV. rex Anglorum Henricus anno regni sui decimo nono ad Natale tenuit curiam suam apud Westmonasterium, praesentibus episcopis et principibus regni; et eodem tempore septem Judaei adducti sunt coram rege apud Westmonasterium, qui apud Norwicum puerum quendam, quem furatum jam per annum a conspectu Christianorum absconderat, circumciderunt, volentes eum crucifigere in solennitate Paschali; sed super hoc facto convicti in regis praesentia confessi sunt rei veritatem, et sic de vita sua et membris in ipsius voluntate sub carcerali custodia remanserunt. *Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*, vol. 4, pp.101-102.

²³⁴ *Calendar of the Close Rolls*. vol. 5, p. 17, 39.

²³⁵ マシュー・パリスは自書三冊にこの割礼事件を記録している。 *Chronica Majora*, ed. H. E. Luard 1872-3, vol. 3 pp. 305-306, p. 543, vol. 4 pp. 30-31, *Historia Anglorum*, ed. F. Madden, 1866-9, vol. 2 p. 375 *Abbreviatio Chronicorum in Historia Anglorum*, ed. F. Madden, 1866-9, vol. 3 p. 271.

その一方でユダヤ人の少年殺害については、両者とも書き方は異なるが、何らかのかたちで記録している。また、ユダヤ人と魔術を繋げる叙述も両者に共通する。ユダヤ人と魔術の繋がり、さらに修道院の所在地以外で起こったユダヤ人による少年殺害について言及していることは、ユダヤ人をめぐる歴史叙述にある種の方向転換がもたらされたことを示している。どのような方向転換が、いかにしてもたらされたのか、以下で詳細を明らかにして行きたい。

2.2 12世紀の記憶の取捨選択

2.2-1 前世紀の受容

現在残されている13世紀中葉以降に編纂されたイングランドの歴史書の数は、以前とは比較にならないほど多い。ヘンリ三世の治世(1216-1272)が始まって以降、イングランド各地の修道院が、それぞれ独自の歴史書の作成を開始したのである。それらの歴史書は大きく次の二種類に分けられる。まず、12世紀中に既に歴史書の記録に着手していた修道院は、それに接ぎ木するような形で同時代の記録を書き加えていった。しかしながら殆どの修道院はそのような独自の記録を持っていなかったため、既存の年代記を幾つか援用し、内容をつぎはぎするような形で編集し、同時代の記録をその上に重ねて行った。ここで注目するのは、後者の修道院年代記／年報である。前章で確認したように12世紀に書かれた歴史書は、長大な文章で書かれているものが多かった。13世紀の修道院の歴史家たちは、それを当時の歴史書の目的に沿って、すなわち所属修道院の将来のための簡潔な記録へと編集し直さなければならなかった。その際、参照された過去の年代記の文言に大幅な削除あるいは加筆が施された。以下ではまず、ユダヤ人に関する12世紀の記述から、13世紀の年代記作家が何を掬い上げ、何を葬り去ったのか、その取捨選択を確認して行きたい。

① ユダヤ人虐殺事件の短縮

12世紀末にイングランドで初めて起こった全国的なユダヤ人虐殺の記憶を、13世紀の歴史家はどのように継承したのだろうか。冒頭に確認したように、13世紀に修道院年代記が作成される状況を鑑みると、12世紀の歴史家が羊皮紙数枚に渡って語り上げた事柄が、一行ないしは二行程度にまで要約されていたとしても、それはなんら不自然な現象ではない。12世紀末の歴史叙述家にとっては印象的であり、筆を尽くして記録された1189—1190年のユダヤ人虐殺もまた、13世紀の修道院年代記では大幅な短縮を免れなかった。

いくつか例を挙げると、ウースターのベネディクト派修道院の年代記では1189年のロンドンでの事件については「リチャード王の戴冠に続く夜、ロンドンでユダヤ人の殺戮が行われた。そして彼らの家は大部分が焼失した」²³⁶、1190年の全国的暴動の再燃については「イングランド中でユダヤ人がキリスト教徒に殺害された」²³⁷と簡潔に述べられるに留まっている。また、ウェイヴァリーのシトー派修道院の年報では1189年のロンドンの虐殺については記録しているが、1190年の一連の虐殺については語られていない²³⁸。ダンスタブルのアウグスティヌス派修道院の年報では、1189年に「次の夜、ユダヤ人が多く殺され、多くのものが略奪された」²³⁹とされており、1190年もそれとほぼ変わらず「同年イングランドの至る所でユダヤ人が（切り）殺された」²⁴⁰と短く要約されている。セント・ベネット・ホルムの年代記も、1189年「この戴冠式に多くのユダヤ人が王の禁止に逆らって出席した。ゆえに、大きな迫害を一年の間受けた」²⁴¹、1190年「多くのユダヤ人がイングランドで殺された」²⁴²となっており、どの年代記をみてもリチャード一世戴冠に伴った一連のユダヤ人虐殺の記録内容に大きな差は無いことが分かるだろう。

上に挙げた年代記はそのほとんどが13世紀後半から14世紀初期に編纂された修道院年代記である。前節で見たように、13世紀初期に書かれた年代記の中には、ユダヤ人虐殺およびユダヤ人のヨークでの集団自殺を特筆したものもあった。それではどの時点で、年代記作家たちはこの二年に渡るユダヤ人虐殺を、その事件の内容が分からなくなるほどに要約していったのだろうか。以下では、年代記作成に伴う短縮の経過が明らかに分かる、セント・オールバンズ修道院とオスニー修道院の事例をそれぞれ見て行くことにする。

²³⁶ ベネディクト派修道院。1281年から1307年にNicholas of Nortonによって書かれた。In nocte sequenti coronationis regis Ricardi facta est strages Judaeorum in Londoniis, et domus eorum ex magna parte igne consumptae sunt. *Annales de Wigornia*, n *Annales Monastici*, vol.4, p.386.

²³⁷ Judaei per Angliam a Christianis interfecti sunt. *Annales de Wigornia*, n *Annales Monastici*, vol.4, p.386.

²³⁸ 1219年まではディチェットのラルフを含む複数の著作を参考に編纂されている。1291年まで記録されており、未完の作品である。 *Annales de Waverleia*, in *Annales Monastici*, vol. 2, pp. xxxi-xxxvi, 246.

²³⁹ 1210年から複数人による同時代記述。 et nocte sequenti plures Judaeorum occisi sunt, et plures rebus spoliati. *Annales de Dunstaplia* in *Annales Monastici*, vol.3, p.25

²⁴⁰ Eodem anno Judaei passim per Angliam jugulantur. *Annales de Dunstaplia* in *Annales Monastici*, vol.iii, p.25

²⁴¹ 別名 John of Oxenedesの年代記。1293年に未完のまま終了。A. Gransden, 1974, pp. 402-403 Huic coronationi multi Judaeorum interfuerunt, contra prohibitem regis, unde magnam persecutionem passi sunt per totum annum. *Johannis de Oxenedes*, ed. H. Ellis, ori. 1859, re. 1969, p. 72.

²⁴² Multi Judaei per Angliam interfecti sunt. *Johannis de Oxenedes*, ed. H. Ellis, ori. 1859, re. 1969 p. 73.

前節でセント・オールバンズ修道院のウェンドーヴァーのロジャーが、12世紀の記録を組み合わせてユダヤ人虐殺の様子を、1189年のロンドン、1190年ヨーク以外の都市、1190年ヨークの出来事、の三部に渡って記録したことは確認した。そのロジャーから年代記作成の任を受け継いだマシュー・パリスは、有名な大年代記*Chronica Majora*他、*Historia Anglorum*, *Abbreviatio Chronicorum*, *Gesta Abbatum*, *Liber Additamentorum*等多くの歴史書を執筆している。これらの歴史書はみなマシュー本人あるいは彼が指揮して書かれたと看做されている。ここで13世紀イングランドの歴史家を代表するマシュー・パリスという人物について少し詳しく述べておきたい。

マシュー・パリスというその名前から、かつては彼がフランス系ではないかという推測もされた。しかし彼がブリテン島外へ何度か出た事実は認められるが、パリにいた、あるいはパリで学んだという確実な記録は皆無である。従って、この人物はおそらく1200年頃にイングランドで生まれ、生涯のほとんどをイングランドで過ごしたと推測される。かれは1217年にセント・オールバンズで修道士となった後、1236年に没したロジャーの跡を継いで1245年頃から歴史書の編纂に携わっている。没年は諸説あるが、おそらく1259年と考えるのが妥当であろう²⁴³。

その大部分がマシュー・パリス自身あるいは彼の監修によって作成されたと考えられる大年代記*Chronica Majora*は、前節で検討した前任者ウェンドーヴァーのロジャーの作成した年代記*Flores Historiarum*の改訂版として書かれたものである。幸いなことに、*Chronica Majora*は原本が現存している。それは三部からなり、ユダヤ人虐殺の起こった1189年—1190年を含む部分が書かれたのは、おそらく1245年頃であると推測される²⁴⁴。1189年と1190年のユダヤ人虐殺に関して、マシューは*Chronica Majora*ではロジャーの*Flores Historiarum*をほぼそのまま複写している。すなわち、この時点ではまだ12世紀末のユダヤ人虐殺の記録に手は加えられていない。

さらにマシュー・パリスは*Chronica Majora*をもとにして歴史書を多数作成しているが、その歴史書群のうちの一つに、*Flores Historiarum*（ロジャーによるものと題名は同じだがテキストは全く別物である）という歴史書がある。*Flores Historiarum*の直筆本Chetam MS

²⁴³ R. Vaughan, 1979, pp. 1-20.

²⁴⁴ [A] (-1188) Corpus Christi College, Cambridge, MS. 26, [B] (1189-1253) Corpus Christi College, Cambridge, MS.16, [R] (1254-59, *Historia Anglorum*) British Museum Royal MS. 14 c vii, AとBはもともと一冊であったものを完成時にMatthew Paris自身が分けたようである。R. Vaughan, 1979, pp. 35-77.

は、1265年まではセント・オールバンズで書かれ、1265年からはウェストミンスターに場所を移して書き継がれ、全体の編纂は14世紀に行われている²⁴⁵。Vaughanはこの事実から、Chetam MSはマシューがウェストミンスターに渡すために、彼自身の監修のもとChronica Majoraを短縮したものだと考えている。このテキストは1066年までの前半部分と、1066年以降の後半部分とに明確に分けられる。前半はほとんどChronica Majoraが正確にコピーされているのだが、後半には省略や加筆が多く見られる²⁴⁶。Flores Historiarumの1189年、1190年の暴動の記録は「しかし次の夜、ロンドンでユダヤ人に虐殺が行われた」²⁴⁷「恐ろしいユダヤ人の虐殺がヨークで起こった。」²⁴⁸と、ウェンドーヴァーのロジャーおよびChronica Majoraの記述よりも大幅に短くなっている。こうしてChronica MajoraからFlores Historiarumへ編集する時に、ユダヤ人虐殺の記録は一行程度に要約されたことが分かる。すなわちセント・オールバンズ修道院の写字室では、ウェストミンスターに譲渡する目的に沿って年報が編まれた1245年頃から1250年代にかけて、ユダヤ人虐殺の記録が短縮されたのである²⁴⁹。

次に、オスニー修道院の事例を見て行こう。この修道院はオクスフォードの近郊にあるアウグスティヌス派修道院である。この修道院が13世紀初期に、著者の草稿からコピーされた、非常に原本に忠実なニューバラのウィリアムの年代記の写本を所有していたことは確実である²⁵⁰。このことを念頭に置いて、この修道院の13世紀における年報の作成過程を追ってみよう。まず、12世紀までの初期の部分は、ニューバラのウィリアムの歴史書を含む、いくつかの既存の年代記を引用したとおぼしきある写本からとられている。この初期の写本は残念ながら断片的にしか現存していない²⁵¹。一般的には、おそらく1233年頃にそれまでの初

²⁴⁵ *Flores Historiarum*, pp. ix-xii MS. Chetam (Manchester) 6,712. pp. xii-xiii.

²⁴⁶ R. Vaughan, 1979, pp. 92-103.

²⁴⁷ Nocte vero sequente facta est strages Judaeorum Londoniis. *Flores Historiarum*, p.102, *The Flowers of History*, vol. 2, p. 78.

²⁴⁸ Apud Eboracum occisio Judaeorum facta est miserabilis. *Flores Historiarum*, p.104, *The Flowers of History*, vol. 2, p. 81.

²⁴⁹ *Flores Historiarum*の1241年までの部分を書いたのは、1250年頃にセント・オールバンズの、マシュー以外の人物によると推測されている。1241-9年の部分については、19世紀の刊本編集者H. Luardは作者不明としているが、R. Vaughanは手書き本の筆跡からマシューの自筆であると断定している。

²⁵⁰ BM MS. Cotton Vespasian B 6 ff. 111-82.

²⁵¹ BM MS. Cotton Vitellius E XV. ff1-2. 大部分は焼失し、1066-1179年部分のみ現存。

期の部分がまとめて書かれ、その後1277年までは年毎に記録が蓄積されて行ったと推測されている。よって、1278年以降ワイクスのトマス（後述）が記録を引き継ぐまで、オスニーの修道院年報は何人かの無名の年報作家によって書き継がれていたということになる。このオスニー修道院の年報では、1189年「イングランド中でキリスト教徒がユダヤ人に対して立ち上がり始めた」²⁵²とだけ書かれ、1190年の事件についての言及はない。

次に、同オスニー修道院で独自に年代記を著した人物、ワイクスのトマスThomas of Wykesによる記述を見てみたい。作者トマスは1222年に生まれ、1282年にオスニー修道院の修道士となるまでは、ロンドンに居住する世俗有力者だったと推測されている。ワイクスのトマスは、13世紀の修道院の書き手には珍しく、年報作家というよりもむしろ、年代記作家により近い記述を行った人物だった²⁵³。彼が年代記を作成する時に、先述のオスニー修道院が所蔵していたニューバラのウィリアムの写本を典拠としたのは間違いのないところである。

ワイクスのトマスの年代記が描く1189年のユダヤ人虐殺は、以下のようなものである：

同日、国王が、戴冠の儀式を終えた後、貴族たちと宴会に着いていた時のことだ。宮殿の入り口前でキリスト教徒とユダヤ人の間で争いが起こり、そこである有名なヨシアと言う名のヨークのユダヤ人が殺され、もう一人ベネディクトという名のユダヤ人は、大いに傷つけられ、教会に逃げ込んだ。彼はそこでキリスト教徒により洗礼された。ほどなくして、ロンドン市でユダヤ人の家が放火され、無数のユダヤ人が殺された。そしてあるものは火で焼き尽くされ、全ての財産は略奪され、直ちに地獄に落ちた。洗礼を受けていたベネディクトは王の前に引っ張ってこられ、キリスト教徒であることを欲するかどうか問われた。彼は否と答え、意に反して洗礼を強いられたと付け加えた。国王の

²⁵² Per Angliam Christiani adversum Judaeos insurgere incipiunt. Annales de Oseneia, in *Annales Monastici*, vol.4, p.42.

²⁵³ この点はLuardも指摘している。W. Luard, Annales de Oseneia, in *Annales Monastici*, vol.4, pp. xi-xv.

命令により彼はユダヤ人に戻ったが、傷が悪化して、三日も生きながらえなかった、より悪いことに彼は、ユダヤ人としてのみならず、背教者としても死んだのであった。²⁵⁴

この記述は、戴冠式、ユダヤ人とキリスト教徒の争い、ベネディクトの洗礼、王による問答、背教者の死と続いており、ニューバラのウィリアムの述べた経緯²⁵⁵と大差はない。従って、比較的典拠を尊重した要約とみなすことができる。一方で、1190年の全国的なユダヤ虐殺については、ニューバラのウィリアムの示した文脈とは非常に異なる話を提供している：

その間、イングランドの自由民の青年が数えられないほど、同じような十字の旗を携えて、ヨーク、リンカン、スタンフォード、イングランドのその他の都市と王城市のユダヤ人に雪崩うって突進した。彼らは非常に多くの者を殺害し、全ての財産を略奪した。自分たちの力でキリストの十字架の敵を根絶し、その宝物で聖地への出発に必要な費用を準備すれば、自分たちは神に対して仕えていると信じていたのだ。²⁵⁶

この文章は、ニューバラのウィリアムの年代記にある二つの箇所を参考に書かれたと思われる。まずひとつは1190年の冒頭の部分である：

non quidem sincere, id est, causa fidei tantum, sed eorum vel aemulando felicitatem vel inhiando fortunis. Arbitrabantur audaces et cupidi obsequium se praestare Deo dum spoliarent vel perderent homines Christo rebelles ; et agebant, sine ullo vel minimo conscientiae scrupulo, hilari furore propriae cupiditatis negotium : Dei quidem justitia talia minime approbante, sed decenter ordinante ut hoc modo gentis perfidae coerceret insolentiam, et linguas frenaret blasphemias. ²⁵⁷

次に、スタンフォードでの虐殺のくだりである：

Cum enim ibidem Quadragesimali tempore sollemnes nundinae agerentur, juvenum, qui signum Dominicum Ierosolymam profecturi susceperant, ex diversis provinciis multitudo

²⁵⁴ Eodem die dum rex, expleto coronationis suae solemnium, cum proceribus sederet in convivio, orta est contentio inter Christianos et Judaeos ante fores palatii, ibique interfectus est quidam Judaeus Eboracensis famosissimus, nomine Josias, alter nomine Benedictus graviter vulneratus confugit ad ecclesiam, et a Christianis baptizatus est: nec mora, incenduntur domus Judaeorum in civitate Londoniae: et innumerabilis Judaeorum interfectus est numerus: quidam vero flammis exusti et bonis omnibus spoliati descenderunt ad inferos in momento. Benedictus ille qui baptizatus fuerat ductus est ante regem, et interrogatus an vellet [esse] Christianus, respondit quod non, asserens quod invitus coactus est baptizari, quique rege jubente redditus est Judaeis, sed invalescente angustia vulnerum, vix per triduum supervixit, pejor factus, ut non solum Judaeus sed et apostata moreretur. Chronicon Thomae Wykes, in *Annales Monastici*, vol.4 pp. 42-43.

²⁵⁵ 64-66頁参照。

²⁵⁶ Interim Anglicorum juvenus ingenua quae dinumerari non poterat, vexillo crucis similiter insignita, in Judaeos Eboraci, Lincolniae, Stanfordiae, caeterarumque civitatum et oppidorum regni Angliae proclivius irruentes, inaestimabilem multitudinem trucidantes, bonis omnibus spoliarent, arbitantes obsequium se praestare Deo, dum inimicos crucis Christi suis viribus exterminarent, et de thesauris eorum ad proficiscendum in Terram [Sanctam] expensas sibi necessarias praepararent. Chronicon Thomae Wykes, in *Annales Monastici*, vol.4, pp.43-44.

²⁵⁷ Historia Rerum Anglicarum, in *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II and Richard I*, vol. 2, p. 308.

supervenit, indignans quod inimici crucis Chrsti ibidem habitantes tam multa possiderent, cum ipsi ad tanti itineris sumptus minus haberent, et ab eis tanquam injustis possessoribus extorquendum duxerunt, quod susceptae peregrinationis necessariis usibus applicarent. Arbitrantes itaque obsequium se praestare Christo si hostes ejus impeterent, quorum bonis inhiabant, audanter irruerunt in eos, nemine vel ex loci incolis vel ex iis qui ad nundinas venerant tantis se ausibus opponente, nonnullis vero etiam cooperantibus.²⁵⁸

前章でも述べたが、このスタンフォードの事件で初めて、ニューバラのウィリアムは暴徒のなかに十字軍兵士の存在を認めていた²⁵⁹。しかし彼は、批判的な意味を込めて、十字軍兵士の信仰に由来しない暴徒の欲望を常に暗示している。それに対し、ワイクスのトマスはニューバラのウィリアムの文章から十字軍兵士のユダヤ人攻撃の自己弁護の部分のみを抽出することによって、意図的に批判の矛先を鈍らせている。さらには、暴動の目的に宗教的な意味合いを帯びさせることに成功している。

既に見たように、ニューバラのウィリアムは1189年のロンドンでの暴動と1190年の各地での暴動では、後者の方、なかでもヨークでの出来事の描写に力を入れていた。彼の世界観においては、ヨークのユダヤ人ベネディクトの改宗と再改宗の経緯は、補足的なエピソードでしかなかった。それに対してトマスは、ベネディクトの改宗についての記録は、内容をほぼ正確に要約して残している一方、ヨークについてはユダヤ人虐殺のあった都市の一例として滑り込ませるに留まっている。

これらの事例から確実に分かることは、13世紀のなかばから後半にかけて、12世紀末のユダヤ人虐殺についての記録が短縮されて行ったということである。それは自然な風化現象とも考えられる部分も多い。ただ、一つの傾向として、12世紀の目撃証人世代にとって最大の出来事であった1190年のヨークの塔でのユダヤ人の集団自殺についてとくに欠落が顕著である、ということが言えるだろう。それはワイクスのトマスの1189年と1190年のユダヤ人虐殺の記述においてされた、ニューバラのウィリアムのテキストの要約の極端さに象徴される。このトマスの事例は後で特別に考察する必要があるだろう。ここでは、12世紀末の二年に渡るユダヤ人虐殺の記憶を、13世紀なかばから後半の年代記作家は、おもに1189年に絞って短縮し、特にヨークでの出来事に関心が払われることは無かったということを確認しておきたい。

²⁵⁸ *Historia Rerum Anglicarum, in Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II and Richard I*, vol. 2, p. 310.

²⁵⁹ 61頁参照。

② ノリッジの事件の加筆

J. McCullohは、モンマスのトマスが著わしたノリッジの少年聖人伝の伝播を論考する過程で、1144年のノリッジでの少年殺害の記録の有無について、12-13世紀の歴史叙述を対象として調査を行った²⁶⁰。そこで彼は、多くの年代記ではノリッジの少年殺害については、たとえ記録されていても一行程度の簡潔な文章に留まっていることを指摘している。かれは、この一文のみの記録という現象を、12世紀中に作成されたモンマスのトマスによる聖人伝の長文が、複写の課程で削られた結果とみなしている²⁶¹。

しかし筆者は、これらの記録の多くは、聖人伝とは別の経路から取り込まれた加筆であると考えている。例えば、先述したセント・オールバンズ修道院の系譜や、オスニー修道院の系譜でも、ノリッジの少年殺害についての一文は明らかに加筆であると考えられる。まず先述のマシュー・パリスが監修したFlores Historiarumの写本では、1144年の箇所に大年代記には無かった「この年、ある少年がノリッジで磔にされた」という一文が記載されている²⁶²。また、オスニー修道院で作成された二つの年報のうち、13世紀初期から作成されていた年報には少年殺害の記録が無いが、それより後に同じ修道院でおそらく同じ写本を典拠として書かれたワイクスのトマスの年報には1144年に「あるキリスト教徒の少年がノリッジ市でユダヤ人に磔にされた」という記述がある²⁶³。つまり、1233年頃までに12世紀部分が作成されていた年報に無い一文が、それを参考にして13世紀後半にワイクスのトマスによって書かれた年代記には記載されているということである。これらの二つの事例は、1144年のノリッジについての記録が、時代が下ってから加えられたことを示唆している。

さらに、ウィンチェスタに端を発する歴史書の系譜について見て行きたい。まず、ウィンチェスタの修道院年報の現存する写本は13世紀末あるいは14世紀初期に作成されたものであり、もともと修道院が所有していたが今は失われた写本（おそらく直筆原本だったのである

²⁶⁰ J. McCullohによるとノリッジについての記録があるもの; Anglo-Saxon chronicle. ルーアン年代記の南英での続編、Annales Sancti Edmунndi, Ralph of Coggeshall, Waverley, Wocester, "John Brompton", John of Oxnead, Thomas Wykes, Bermondsey, Bartholomaei Cotton, Flores Historiarum, ないもの; Gervase of Canterbury, Henry of Huntingdon, Hugh Candidus, John of Hexham, Ralph of Diceto, Ralph Niger, Roger of Howden, William of Newborgh, Abingdon, Evesham, Battle. J. McCulloh, 1997, p. 713, note 59, 60.

²⁶¹ J. McCulloh, 1997, p.714.

²⁶² Eo anno quidam puer apud Norwicum crucifixus est. *Flores Historiarum*, p.65. この一文は"Matthew of Westminster"版では1145年に起こったとされている。またさらにa Judaeis (ユダヤ人により)と加筆されている。*The Flowers of History*, vol. 2, p. 49.

²⁶³ Puer quidam Christianus crucifixus est a Judaeis in civitate Norwici. *Chronicon Thomae Wykes*, in *Annales Monastici*, vol. 4, p.25.

う)のコピーと考えられる²⁶⁴。この失われた写本の12世紀の部分については、おそらく1202年頃にセント・スウィシンズ修道院の修道士ディヴァイズィズのリチャードRichard of Devizesが作成し、そこからさらに継続して書かれたものと推測されている。前章で、このリチャードという人物が1144年のノリッジの事件に何の関心も示さなかつただけではなく、当地ウィンチェスタでの少年殺害告発にすら、その信憑性に疑いを持っていたことを確認した²⁶⁵。この状況から推測するに、リチャードが手がけたウィンチェスタの失われた写本には、1144年のノリッジの告発については記載されていなかった可能性が高いだろう。実際、現存するウィンチェスタの修道院年報は、写本の配置状況からその失われた写本をほぼ忠実にコピーしたと思われるが、ノリッジの少年殺害については記録されていない²⁶⁶。

しかしウィンチェスタ修道院の失われた写本は、当該修道院のみならず、多方面に影響を及ぼした。まず、サリー州ウェイヴァリーにあるシトー派修道院で、この写本が二通りに転写されている。そのうちの一つは、13世紀末に書かれた1285年までの年報MS Cotton Vespasian E4である。この写本はノリッジの少年殺害については記録していない²⁶⁷。この写本がさらに、14世紀初期にウースターのベネディクト派修道院の年報にコピーされた²⁶⁸。そして注目すべきことに、このウースターの修道院年報には1144年部分に「あるキリスト教徒の少年がノリッジ市でユダヤ人に磔にされた」との記録がある²⁶⁹。これもまた、13世紀末以降になってからノリッジに関する記録が加筆されたとの推測が可能な事例である。

ウィンチェスタの失われた写本を転写したとされるもう一つの写本は、一般にウェイヴァリー修道院年報と呼ばれる、1291年まで記録のある未完の写本である²⁷⁰。このウェイヴァリーの修道院年報には1144年に「ウィリアム少年がノリッジでユダヤ人に磔にされた」²⁷¹という一文が記録されている。この一文の由来を出来る限り追ってみたい。

²⁶⁴ Cotton Domitian A xiii.

²⁶⁵ 53頁参照。

²⁶⁶ Cotton MS. Domit. A xiii.同じ巻にリチャードの年代記De Rebus gestis Ricardi primiが収められている。Annales Monastici, Vol. 2, pp. ix-xxix.

²⁶⁷ ed. Liebermann, *Ungedruckte anglo-normannische Geshihihtsquellen*, 1966, pp. 182-202 .

²⁶⁸ Cotton Caligula A 10.

²⁶⁹ Puer Willelmus crucifixus est a Judaeis apud Norham. Annales de Wigornia, in *Annales Monastici*, vol. 4, p.379.

²⁷⁰ Cotton, Vespasian A xvi.

²⁷¹ Puer Willelmus crucifixus est a Judaeis apud Norviez. Annales de Waverleia, in *Annales Monastici*, vol. 2, p.230.

この修道院年報は何人かの著者によって書き継がれており、なかでも問題の1144年の一文を含む999年–1201年の部分は、1157年までの内容をトリニのロベールの年代記をおもな典拠とし、13世紀初期に書かれたものと思われる²⁷²。前章で確認したが、トリニのロベールは1144年ではないが、1171年のフランスのブロアでの少年殺害告発についての文中に、イングランドでの例としてノリッジとグロスタの同様の事件について言及していた。この事実は、ウェイヴァリー年報のノリッジについての情報がトリニのロベールに由来するのではないかとの推測を呼ぶだろう。しかしながら、ウェイヴァリーの修道院年報の作者が参照できたのは、トリニのロベールの年代記の数ある写本の中でも、1157年に記録を終了している最初の版のみであることが分かっている。すなわち、トリニのロベールがイングランドでの少年殺害告発について言及した1171年の記述を、ウェイヴァリー年報の作者は目にすることは無かったのである。ウェイヴァリーでは少なくとも、トリニのロベールの年代記を通しては、ノリッジでの少年殺害についての情報を得ることは出来なかった。従って、おそらくこのウェイヴァリー年報にあるノリッジについての記録も、13世紀の年報作者による加筆である可能性が高い。

以上は13世紀に修道院が歴史書を作成する際に、12世紀に書かれたテキストを典拠としながらも、ノリッジでの少年殺害について加筆したことが比較的明らかな例である。一文に過ぎないこの記録のルーツを辿るのは、J. McCullohが述べたように、非常に困難な作業である。ここで確実に言えることは、1144年のノリッジでの少年殺害の記録は、おもに13世紀以降の歴史書に多く見られること、さらには時代が下ってからの加筆と思われる事例がいくつか見られることである²⁷³。

続いて、この13世紀に入ってから加筆されたと考えられるノリッジの事件について、当地あるいは近隣の記録と、その他の地方の記録を比較してみたい。すると、そこにはわずかであるが、明らかな差異が認められる。まず近隣の記録の例として、ピーターバラ修道院で作成された年代記を見てみよう。前章でも確認したが、この修道院はAnglo-Saxon Chronicleの

²⁷² この年報が失われたウィンチェスタの年報からコピーしたと考えられる箇所は1266年–1275年の部分のみである。従ってウェイヴァリーの修道院年報の1144年の箇所に関しては、ウィンチェスタの失われた写本の影響は考慮する必要は無いだろう。

²⁷³ この他にも、St. Benet Holme修道院の年代記の1144年の少年殺害の記録は13世紀初期に書かれた *Annales Sancti Edmundi* の記述 *Puer Willelmus crucifixus a Judaeis apud Norewicum* (ed. Liebermann, *Ungedruckte anglo-normannische Geshihihtsquellen*, 1966, p. 133) を援用、加筆したものである。 *Puer Willelmus crucifixus est a Judaeis apud Norwycum, ix. kalendas Martii; pro quo facto Judaei districti sunt.* *Chronica Johannis de Oxnedes*, ed. H. Ellis, p. 53.

Eテキストで、ノリッジの少年殺害について「スティーブン王の治世」に起こった事柄として年号を特定せずに記録していた。同修道院は13世紀後期にピーターバラ年代記*Chronicon Petroburgense*を作成したが、そこでは1144年に“Sanctus Willelmus puer crucifixus est apud Norwicum a Judeis”（聖なる少年ウィリアムがノリッジでユダヤ人によって磔になった）と記録されている²⁷⁴。更には、事件の当地ノリッジで13世紀末に作成された年報*Barthromew Cotton*では、“Eodem anno sanctus Willelmus puer apud Norwycum martyrizatus est a Judaeis”（この年少年聖ウィリアムがノリッジでユダヤ人に殉教させられた）と1144年の少年殺害を記録すると同時に、さらに1152年に行われた聖人ウィリアムの墓の移動も記録している²⁷⁵。

これらのノリッジ近郊の修道院年代記では12世紀と同様に「聖ウィリアムsanctus Willelmus」と記述しているのに対し、これまで挙げた例を見れば分かるが、その他の地方ではユダヤ人に殺されたとされる人物はただの「少年Puer」と書かれているに過ぎない。確かに転写の過程で“Sanctus”という語が欠落した可能性もある。だとしてもそれは、“Sanctus”（聖人）が生まれたという記憶がもはや重要ではなくなって、少年が殺害された記録でしかなくなっていたからだろう。既に確認したが、12世紀の歴史書の記録では、聖人誕生の現場から遠く離れた地域でも「聖人」をめぐる出来事としてこの種の事件が記録されていた²⁷⁶。しかし13世紀の修道院年報／年代記を見ると、ノリッジ周辺で書かれた記録にしか「聖人」の文言は見つけれられないのである。

③ 結

1190年のヨークのユダヤ人の集団自殺について、13世紀の年代記作家はどのように捉えていたのだろうか。その考察の一助として、ワイクススのトマスと同じようにニューバラのウィリアムの年代記から12世紀の記録を援用している13世紀後期の年代記作家、ギズバラの

²⁷⁴ さらに1161年のグロスタの事件も記録しているが、それはユダヤ人によるとは明記されていない: In hoc Pascha quidam puer crucifixus est apud Gloucestriam.(過ぎ越の祭りの日にある少年がグロースターで磔にされた) *Chronicon Petroburgense*, ed. Thomas Stapleton, 1849, p.2, 3. Hillabyは、このピーターバラクロニクルのグロスタの記述は、編者が1255年のリンカンのヒュー事件あるいはユダヤ人追放の決定に触発されて書き加えたものだとして推測している。しかし、そのリンカンの事件もユダヤ人の追放もこの年代記には記録されていない。Hillaby, 1994, p. 79.

²⁷⁵ 現存する唯一の写本Cotton MSS. BM Nero C vは、14世紀初期に一人の写字生によって書かれており、ノリッジの修道院が所有していたより古い写本をコピーしたものと思われる。*Bartholomaei de Cotton Monachi Norwicensis Historia Anglicana*, ed. Luard, 1859.

²⁷⁶ 47頁参照。

ウォルターWalter of Guisboroughがどのように12世紀末のユダヤ人虐殺を記録しているのかを見てみよう。前節で述べたように、ワイクスのトマスはヨークのユダヤ人集団自殺については一言も述べていない。しかし、ギズバラのウォルターはそれとは対照的な姿勢を見せている。

ギズバラ修道院は、ニューバラの近郊に位置する北方のアウグスティヌス派修道院である²⁷⁷。同修道院の修道士ウォルターが13世紀後半から14世紀初期にかけて書いた修道院年代記には、土台としたニューバラのウィリアムによるユダヤ人虐殺の記録から、スタンフォードで発生した殉教者崇拜の話や、著者ウィリアム本人の感想などをすべて省略し、ウィリアムが提示した予兆としての枠組みを崩しているなど、かなり大幅に編集しなおしている。しかしながら、ユダヤ人虐殺事件の内容や経緯は、ウィリアムのそれにほぼ沿って物語られている。むろんそこでは、ヨークの塔でのユダヤ人集団自殺という出来事もウィリアムとほぼ同じ詳しさを記述されている²⁷⁸。

さらに、13世紀中頃から後半に書かれた歴史書でユダヤ人虐殺の結果として起こったヨークの塔でのユダヤ人の集団自殺の逸話を記録しているのは、このギズバラのウォルターの年代記のみなのである。このことは、12世紀のユダヤ人虐殺のなかでも最も印象強く、特筆に値したエピソードが、13世紀後半には北方のローカルな逸話としてしか残らなかったことを示している。

一方でノリッジでの少年殺害告発については、13世紀になっても、ピーターバラや、ノリッジなど聖ウィリアム崇拜の地元あるいは近郊で作成された修道院年報に記録されている。このことは自然な現象であろう。しかし他方で、12世紀の歴史書においては地方の聖人の記録でしかなかったものが、地元近隣以外の年報にも広く記録されるようになっていくこと、さらにそこにはウィリアムの聖性についての言及が欠けていることが明らかになった。

以上のような13世紀の修道院年報に見られる傾向、すなわちヨークの出来事を含むユダヤ人虐殺の記録とウィリアムが聖人であるという記録の欠如は、より後続の歴史書にも明確に現れている。まず、13世紀後半のイングランドにおいて新しく登場した托鉢修道会の年代記の一つ、ニコラス・トレヴェットNicholas Trevetによる年報*Annales sex regum Angliae*で二つの出来事がどのように記録されているのかを見てみよう。これは1320年頃に書かれ、エド

²⁷⁷ *The chronicle of Walter of Guisborough*, ed. Rothwell, 1957.

²⁷⁸ *The chronicle of Walter of Guisborough*, pp. 89-95. ヨークについては「リンカンについて」と題された章で述べられている。

ワード一世の治世をおもに扱っている歴史書である。本来托鉢修道会の歴史書は啓蒙的な性質を帯びる傾向があるが、この歴史書はほとんど従来の修道院年代記と変わるところがない。この托鉢修道会の年代記もまた、12世紀の記録についてはニューバラのウィリアム、トリニのロベール、ディチェトのラルフなど、13世紀イングランドの修道院年代記の多くが使用したものと同様の著作を情報源として使用している²⁷⁹。

このニコラスの年代記では、12世紀のユダヤ人虐殺については1189年の箇所で「あの日は多くのものにとって喜びと歓呼の日であったが、しかしユダヤ人には悪くそして大変苦しい日であった。なぜならば、王の戴冠に彼らが入り込み、追い払うよう命じられたので、全ての者は彼らに対して恐ろしい判決が下されたと考えた。このため同日ロンドンで彼らは滅ぼされ、その後イングランド中で多くの迫害を被った。」²⁸⁰と、最後の一行で同時に1190年のことも暗示するに過ぎない。一方でノリッジの少年殺害については、「ノリッジでユダヤ人により法外な悪行が果たされた。彼らはキリスト教徒の信仰を侮辱し、そして我々の救世主を冒瀆するため、あるカトリック教徒の少年を恐るべき残忍さで十字架に張り付けた」²⁸¹と、それまでにイングランドで書かれたどの修道院年代記よりもより詳しく述べられている。

さらに下って1433年頃に編纂されたバーモンドジーBermondseyの修道院年報は、セント・オールバンズ修道院が13世紀に作成した前述の年代記Flores Historiarumをおもな情報源として作成されたものであるが、ノリッジの少年殺害の記録はあっても、1189—1190年のユダヤ人虐殺は全く記録されていない²⁸²。

わずかな事例ではあるが、この14世紀以降に編纂された二つの年代記では、12世紀のユダヤ人虐殺についてのエピソードや記録は省略あるいは削除され、その一方で、12世紀に告発された少年殺害のなかでもとくにノリッジの事件が、その内容をむしろ増幅させながら記録され続けている。これらの現象は、13世紀に過去の年代記を年報に転写する過程で起こって

²⁷⁹ A. Gransden, p.504.

²⁸⁰ Et cum multis esset dies ista dies laetitiae et exultationis, Judaeis tamen erat mala et amara valde. Cum enim coronationi regis se ingererent, et repelli juberentur, putabatur ab omnibus judicium exitiale latam in eos; propter quod Londoniis eodem die destructi sunt, et multa postea per Angliam sunt perpassi. *Nicholai Trivetii Annales*, ed. Thomas Hog, 1845, p.116.

²⁸¹ Apud Norwicum immensum perpetratum est facinus a Judaeis, qui in opprobrium Christianae fidei, et salvatoris nostri blasphemiam, puerum cujusdam Catholici, immani crudelitate, crucis affixerunt patibulo. *Nicholai Trivetii Annales*, p.18.

²⁸² Et hoc anno quidam puer apud Norwich crucifixus est a Judaeis. *Annales Monasterii de Bermundeseia*, in *Annales Monastici*, vol III, p. 437.

いる。14世紀以降の年代記は、この二つの出来事の記録に関して、13世紀の年報が持っていた傾向を受け継いでいるのである。さらに言えばこの現象には、後世まで続くイングランドのユダヤ史における記憶の過剰と忘却の端緒を見いだせるのである。それでは、どのような社会的背景のなかで、この傾向は生み出されていったのだろうか。

2.2-2 目撃証言

以下では、13世紀の歴史書の著者たちが、目撃証人となりえたユダヤ人に関する出来事を、どのように描いているのか見て行く。それによって、前節で確認した叙述の傾向を生んだ社会的背景を探って行きたい。

① 1255年リンカンの少年殺害告発

ユダヤ人による少年殺害の告発は、13世紀にも幾度か記録されており、その数は前世紀に勝るとも劣らないものであった。例えば1232年にはウィンチェスタ、1244年にはロンドン、1279年にはノーザンプトンで、少年殺害が報告されている。だが最も有名な事例は、1255年にリンカンで起こったものであろう。このリンカンの事件では、1144年のノリッジの事例と同様、殺されたとされる少年ヒューが教会によって聖人と認められ、長きにわたって人々の記憶に残ることになる。先述したように、14世紀後半に書かれたカンタベリ物語にも、この聖ヒューへの言及は見られる²⁸³。

同時代の歴史書もまた、このリンカンの事件については比較的詳細な記録を残している。1255年のリンカンの少年殺害事件が他の13世紀に発生した少年殺害告発と決定的に異なる点は、じつに多くのユダヤ人が国王の命令によって逮捕、処刑されていることにある。複数の歴史書がこのリンカンの事件を記録したのは、おそらく当時それが大勢のユダヤ人の逮捕・処刑を伴った大事件であったという要因にもよるだろう。

前章では、12世紀の歴史家にとってユダヤ人の少年殺害告発を記録する意図が、聖人の成立を記憶に留めることにあったことを確認した。それでは、13世紀の歴史家は何を意図して少年殺害告発を、特にこのリンカンの少年殺害告発を記録したのだろうか。かつてG. Langmuirは、マシュー・パリスの大年代記の記述を中心的な史料に据えて、どのような経緯あるいは動機で少年ヒューが聖人として創り上げられて行ったのかを詳細に調査した。しかしながらかれは、大年代記以外の歴史書の記述については、大年代記ほどには事件の経緯を

²⁸³ 77頁参照。

詳細に伝えていないと考え、特に注意を払わなかった²⁸⁴。本節ではこの問いに答えるために、大年代記のみならず、このリンカンの事件に言及している年代記を網羅的に考察して行くことにする。

まずはG. Langmuirも注目した大年代記について見て行きたい。1255年にユダヤ人に殺されたとされる少年ヒューは、紆余曲折を経て聖人として認められている。だがマシュー・パリスのこのリンカンの事件をめぐる記録の中心に据えられているのは、聖人の成立ではないのである。マシュー・パリスは、このリンカンの告発が行われる以前の1244年に、ロンドンで少年の死体が発見され、犯人がユダヤ人であると目されたことも記録している。この少年はその後カテドラルに埋葬され、聖人として崇拜されたことが、その他の年代記の叙述内容からも判断できる²⁸⁵。この時にはユダヤ人が逮捕されることも無く、この少年殺害あるいは聖人について詳しく述べている歴史書もほとんどない。マシュー・パリスはこのロンドンでの事例について、いまだ少年の死体が奇跡を起こしておらず、聖人とはされていない時点

²⁸⁴ G. Langmuir, 1972, pp. 459-482.彼はレキシントンのジョンなる人物に注目し、その人物がヒューが祀られたカテドラルの関係者の親戚筋であったことから、ヒューの聖人化に潜むレキシントンのジョンの政治的経済的利害を見出した。このジョンなる人物が告発に関与したことを記録したのは、マシュー・パリスのみである。

²⁸⁵ カンタベリの年代記の1245年に *Quidam puer a Judaeis lundoniis crucifigitur, cujus passionem miracula secuta sunt.* (ある少年がロンドンでユダヤ人に磔にされ、彼の受難に続いて奇跡が起こった)との記録がある。 *The Historical Works of Gervase of Canterbury*, ed. W. Stubbs RS 1879-80, vol.2 p. 202.

で、少年の死体発見の事件として伝えている²⁸⁶。さらにリンカンの事件についてもマシュー・パリスは、「殉教者のように」少年が埋葬された、とその聖性を留保するような記述をしているのである²⁸⁷。

また、大年代記と同時代あるいはそれ以降の歴史書でこのリンカンの事件がどのように描かれているのかを見て行くと、大年代記のリンカンについての記述のなかでもG. Langmuirが注目しなかった部分に、むしろ彼ら同時代人が共有していた認識が凝縮されていることがわかる。まず、マシュー・パリス自身はこのリンカンの事件について最後に要約するときには、事件の詳述部分で中心的な役割を担っていた役人（レキシントンのジョン）の関与については全く触れず、母から王への直訴（「少年の母が殺人について王に訴える。神があがないにふさわしい応報を返した」）、そして処刑の様子（「リンカンのユダヤ人、金

²⁸⁶ De cujusdam pueri corpusculo Londoniis invento Eodem vero anno, kalendis Augusti inventum est corpusculum cujusdam pueri masculi inhumatum in cimiterio Sancti Benedicti, in civitate Londoniarum, in cujus cruribus et brachiis et sub mamillis literis Hebraicis regulariter fuit inscriptum. Ad quod spectaculum cum plures convenierunt admirantes, et nescirent literas legere, scientes quia literae Hebraicae fuerunt, advocabant conversos Judaeos, qui domum, quam dominus rex Londoniis fundaverat, inhabitabant; ut ipsi, sicut vitam aut membra diligebant, pro honore, amore, et timore domini regis, sine figmento falsitatis scripturam illam aperirent. Erant enim praesentes ballivi regii, pacis conservatores. Credebant etiam, nec sine causa, quod Judaei ipsum puerulum in Jesu Christi improprium et contumeliam, quod frequenter relatum est accidisse, vel crucifixerant vel crucifigendum variis tormentis exagitaverant, et cum jam exspirasset, eum cruci indignum illuc projecisse. Porro apparuerunt in corpore illo livores et scissurae virgarum, et quorundam aliorum tormentorum signa et vestigia manifesta. Et cum adducerentur dicti conversi ad legendum quae inscripta erant, et studerent ut perlegerent, (erant enim literae propter extensionem et contractionem cutis et carnis huc illucque projectae et multipliciter exagitatae deformatae, et jam non legibiles,) verum nomen patris et matris pueruli, suppressis cognominibus, inscriptum reperierunt, et quod venditus fuit puer Judaeis, sed quibus vel ad quid, non poterant investigare. Interim quidam Judaeorum Londoniensium clandestinam et repentinam fugam inierunt irredituri, qui eo ipso se suspectos merito reddiderunt. Asserebantque nonnulli, Dominum miracula pro puero operatum fuisse. Et quia compertum est, aliquando Judaeos talia facinora perpetrasse, et corpora sancta crucifixa in ecclesia celebriter fuisse recepta, et etiam miraculis choruscasse, licet quinque vulnerum manibus et pedibus et latere stigmata non apparuerunt in memorato corpusculo, illud tamen canonici Sancti Pauli rapuerunt, et in ecclesia sua non procul a magno altari sollempniter sepelierunt. (そうこうするうちに数人のロンドンのユダヤ人が突如人目を忍んで逃亡し、二度と戻ってこなかった。彼らはこのことで当然疑いをかけられた。そして少なからぬ者たちが、主が少年のために奇跡を起こすだろうと断言した。そしてユダヤ人がかつてこのような犯罪を犯したこと、磔にされた聖なる体がしばしば教会に引き取られたこと、そして奇跡によって煌いたことが発見されたので、この少年の体には脇にも、手にも、足にも五つの傷跡は現れなかったが、セントポールの聖堂参事会員はその体を持ち去り、適切な儀式でもって教会の大祭壇の近くに埋葬した) *Chronica Majora*, vol. 4, pp. 377-378.

²⁸⁷ Et cum haec canonicis ecclesiae Lincolniensis cathedralis innotuissent, petierunt corpusculum sibi dari. Et concessum est illis. Et cum ab infinitis satis consideraretur, honorifice in ecclesia Lincolniensi, tanquam pretiosi martiris, corpus humabatur. (これらの状況はリンカンカドラル教会の聖堂参事会員の知るところとなったので、彼らは子供の体を求め、それは彼らに与えられた。そしてそれが数限りない人々によって十分に精査された後、立派にリンカンの教会に埋葬された、まるでありがたい殉教者の体のように。) *Chronica Majora*, vol. 4, pp. 516-519.

持ち、高位の18人が新しい絞首門（このために建てられたもの）に連れて行かれて首つり、さらし者になった」、あるいは処刑されるべきものが釈放されたこと、を述べている²⁸⁸。そして、大年代記とほぼ同じ頃に書かれたと考えられる、バートンの修道院年報によるリンカンの告発の記述の主眼も、母から王への直訴、それによるユダヤ人逮捕と処刑にあり、役人の介在は示されていない²⁸⁹。さらに、このリンカンでの告発について直接マシュー・パリスの大年代記を参照したとされる、セント・ベネット・ホルムの修道院年代記とノリッジで書かれたBartholomew Cottonの年代記はどちらも、「（犯罪に荷担したユダヤ人は）リンカン市で馬の尾に引きずられ、その肉体は四部分に裂かれ、そして都市の四つの門につり下げられた。彼と同じくその他の大勢の者を全ての聖なる教会が永久の記憶として十分に語るこ

²⁸⁸ De iudicio reliquorum Iudaeorum. Postea vero, per inquisitionem iusticiariorum domini regis perceptum fuit et inventum, quod Iudaei Angliae communi consilio puerum innocentem, pluribus diebus flagellatum, interemerunt crucifixum. Sed postea pro iniquitate sua, matre dicti pueri contra ipsos de tali morte appellationem suam coram rege constanter prosequente, Deus ultionem Dominus dignam pro meritis reddidit retributionem. Nam in die sancti Clementis, octodecim de ditioribus et majoribus civitatis Lincolniensis fuerunt tracti, et ad furcas novas, ad hoc specialiter praeparatas, vento praesentati. Et in turri Londoniarum plus quam ter viginti ad simile iudicium in carcere sunt reservati. *Chronica Majora*, vol. 4, p. 519, 釈放の記録は翌年 Per idem tempus, cum quidam Iudaei, infames de morte mirabili pueri

Lincolniae crucifixi, per iuramentum xxv. militum [carceri] et morti adjudicandi in carcere Londoniarum videlicet lx. et xi. reservarentur ad suspendium, secretos nuntios, prout aemuli eorum affirmant, ad fratres Minores [miserunt], ut intercederent pro eisdem, ut a morte et carcere liberarentur, qui tamen morte signi erant turpissima. Ipsi vero, ut perhibet mundus, si mundo in tali casu credendum est, mediante pecunia, ipsos suis precibus et intercessione et a carcere et a morte, quam meruerant, Iudaeos liberarunt; ut pie credendum arbitror, spiritu ducti pietatis, quia quamdiu quis in via est in hoc mundo, quia liberum habet arbitrium, salvari potest, et sperandum est de eo. Pro diabolo autem aut manifeste dampnatis non est sperandum nec orandum, quia non est spes de ipsis. Mors enim et diffinitiva sententia ipsos semel irrevocabiliter illaqueavit. Nec potuit eos haec ratio excusare, quin, licet inculpabiles, scandalum eos denigraret. Populus autem plebeius, ne ipsis, ut prius, in elemosinis suis beneficerent, manum retraxerunt. Et sicut Londoniensium tepuit devotio penes Minores, ita et Parisiensium refriguit caritas versus fratres Praedicatorum, qui universitatis antiquas et approbatas consuetudines conati sunt infirmare. p. 546.

²⁸⁹ Sed facti veritate jam per dies paulatim clarescente, praedicta mulier, mater praefati pueri, cum fletu et gemitu in labore et vultus sui sudore, in Scotiam ad dominum regem ubi tunc agebat profecta est, et ad pedes ejus provoluta, clamans et eulans suam super hoc deposuit querimoniam. *Annales monasterii Burtonensis in Annales Monastici*, vol. 1, pp. 340-348. 「しかし既に数日で行為の事実はおもむろに明らかになった。前述の女（前述の少年の母）は、苦悩して嘆きうめき顔に汗して、スコットランドでそのとき行軍していた国王の元に赴き、足下にひれ伏した。そして叫び嘆きながらこのことで訴えた。」と、母から直接国王に告訴した様が描かれている。

とができるように。」と新たな挿話を加えている²⁹⁰。その内容から、彼らがリンカンの事件の叙述に求めたものは、ユダヤ人の（少年を傷つけたことによる）処刑とその記憶化であったと言える。その他ニコラス・トレヴェット²⁹¹、ギズバラのウォルター²⁹²、ウェイヴァリーの修道院年代記も²⁹³、少年ヒューの聖人化にはほとんど関心を払っていない。

このような年代記作家の聖人に対する無関心、あるいはその聖性に対する留保的な態度を見れば、リンカンに関する修道院年代記／年報の叙述が、モンマスのトマスの聖人伝のような12世紀の聖人の記録の延長線上には位置していないことが分かるだろう。そこには、この出来事に付与された意味の前世紀との差異が認められるのである。ただし、これは聖人崇拜そのものに12世紀と13世紀では違いがあることを意味しない²⁹⁴。ただこの少年殺害の告発の歴史的認識に、連続性が認められないということなのである。マシュー・パリスに関して言うならばこのリンカンの事件は、モンマスのトマスの聖人のための文脈よりはむしろ

²⁹⁰ Eodem tempore Judaei Lincolnienses puerum unum viij. annorum forma elegantissimum clam et furtive rapuerunt in opprobrium Christi crucifixi diu flagellaverunt postea crucifixerunt. Sed postea, pro iniquitate sua, matre [contra] ipsos de morte pueri appellationem suam coram rege prosequente, Deus ultionum Dominus dignam pro meritis reddidit retributionem. Nam, die sancti Clementis ipsis iratus non clemens permisit quod xvij. de ditioribus et majoribus civitatis Lincolniae vilissime per civitatem Londoniae fuerunt ad caudas wquorum attracti et postea suspensi, et in turri Londoniae fuerunt detenti usque ad lx octo, simile iudicium pro causa simili expectantes. Unus autem, qui malefactorum fuit principalis per quem omnes alii fuerunt accusati, in civitate Lincolniae ad caudam equinam est detractus, membra cuius in iij partes sunt divisa et ad iij portas ejusdem civitatis sunt appensa, ut tam ejus quam caeterorum enormitatem ad memoriam sempiternam enarrare possit omnis ecclesia sanctorum. *Chronica Johannis de Oxnedes*, p. 202. Bartholomew Cottonの年代記の記述もほぼ同じである。 *Bartholomaei de Cotton Monachi Norwicensis Historia Anglicana*, p. 133.

²⁹¹ Hoc anno puer quidam Christianus, nomine Hugo, a Judaeis Lincolniae captus est, et in improperium Christiani nominis crudeliter crucifixus. (この年あるキリスト教徒のヒューという名の少年がリンカンのユダヤ人に捕まえられ、そしてキリストの名を軽蔑するために残忍に磔にされた。) *Nicholai Triveti Annales*, p. 245.

²⁹² Eodem anno Judaei crucifixerunt Hugonem puerum nouennem Lincolniae kalendis Augusti.

(同年ユダヤ人は8月1日にリンカンのヒュー少年を磔にした。) *The chironicle of Walter of Guiborough*, ed. H. Rothwell, p. 183

²⁹³ ウェイヴァリーとバートンの修道院年代記は、少年が埋葬されるまでに起こした奇跡については報告している。 *Annales Monastici*, vol. 2, pp. 346-348.

²⁹⁴ 12世紀に見られたような目的の明確な告発の記録は、修道院の聖人伝からより一般的な場へ移動したのではないだろうか。14世紀以降には少年でなく聖体が傷つけられる物語が、ドラマとして演じられ、記憶として定着して行く様子が認められる。M. Rubin, 1992, R. C. Staceyは俗人小教区のテキストへと告発が場を移動した可能性を指摘している。R. C. Stacey, 1998, pp. 23-24.

る、1235年のユダヤ人の改宗をめぐる逮捕と処刑の事件と同じ文脈上に位置づけるのが適当であろう²⁹⁵。

以上のことから、13世紀の修道院年代記にこのリンカンの事例の記述が多く、また詳しいのは、ただそれが大事件であったがゆえにだけでなく、この事件が歴史叙述家たちが求めていた物語を内包していたがゆえに記録され、また長く記憶されるようになっていったのだと考えられる。ここにもまた、歴史叙述家が叙述の焦点を聖人の記憶から、ユダヤ人による少年殺害の記憶へと変化させている様子が認められるのである。

²⁹⁵ マシュー・パリスのノリッジの告発の記録では、ユダヤ人の処刑あるいは逮捕の事実が起点となって物語が整えられていく経緯が段階的に示される。まず1235年の箇所は前任者ウェンドーヴァーのロジャーの記述をそのまま流用している。その後1239年に国王の課税についての記録の最後にユダヤ人の処刑が行われたことが述べられ *Hujus autem destructionis seminarium suscitavit quoddam homicidium in civitate a Judaeis clanculo perpetratum. Nec diu post haec, propter quendam puerum, quem Judaei circumciderunt, quatuor Judaei, quibus non erant ditiores in civitate, apud Norwicum, convicti manifeste, suspendio perierunt.*(この不幸の原因は、都市でユダヤ人が密かに犯した殺人にあった。このあとすぐ、ユダヤ人に割礼された少年のために、ノリッジ市で最も金持ちの四人が罪を暴かれ、絞首刑にされた) (*Chronica Majora*, vol. vol. 3, p. 543)、1240年に事件の経緯があらためてまとめ述べられる。 *De quodam puero quem Judaei circumciderant apud Norwicum et reservabant ad crucifigendum. Circa illa tempora, apud Norwicum circumciderant Judaei unum puerum Christianum, et eum circumcismum vocaverunt Jurninum. Reservabant autem illum ad crucifigendum in contumeliam Jesu Christi crucifixi. Pater autem pueri, a quo Judaei puerum furto subtraxerant, puerum filium suum diligenter quaestium tandem invenit in custodia Judaeorum inclusum. Et clamoribus exaltatis indicavit filium suum, quem credidit amisisse, in Judaei cujusdam conclavi nequiter reservatum. Cum autem ad notitiam episcopi Willelmi, scilicet de Raele, viri prudentis et circumspecti, et aliorum magnatum pervenisset tantum scelus excogitatum, ne per ignaviam Christianorum tanta Christi injuria pertransiret inulta, capti sunt Judaei omnes ipsius civitatis. Et cum se vellent auctoritate regali contueri, ait episcopus ; "Haec ad ecclesiam spectant, non ad regalem curiam pertractanda, cum de circumcissione et de fidei laesione quaestio ventiletur." Judaeorum igitur quatuor super praedicto scelere convicti, prius ad caudas equorum distracti, tandem in patibulo suspensi, vitae reliquias flebiliter exhalarunt.* (ユダヤ人がノリッジで割礼し磔のために保持していたある少年について その頃ユダヤ人がノリッジでキリスト教徒の少年を割礼し、割礼の後かれをJurninと呼んだ。彼らはイエスキリストの磔を侮辱するため磔にする目的で彼を留めおいた。しかし、ユダヤ人が密かに連れ去った少年の父が、熱心な搜索の後、ついに彼がユダヤ人に捕われているのを発見した。彼は大声を上げ、失ったと思っていた息子が、あるユダヤ人の部屋に閉じ込められている、と訴えた。考え抜かれたこれほどの罪が、賢明な司教William de Releと他の貴族が知るところとなった後、キリスト教徒の無為無策によって、そのようなキリストへの侮辱が罰せられないでいることが無いように、この都市のユダヤ人は全て捕えられた。そして彼らは王権の管理の下に自分たちが扱われることを望んだとき、司教は言った。「このような事は教会に属し、王の法廷で裁かれるべきではない。訴因が割礼と宗教への侮辱に関するものであるのだから」ユダヤ人のうち四人は前述の罪で有罪とされ、まず馬の尻尾に引きずられて、その後絞首門に吊るされ、あわれな人生の残りの息を吐いた) かれがこの事件の詳細を語るのは、最も遅い記述においてであり、物語の全体像は事件発生時点よりずれて提供されている。 *Chronica Majora*, vol. 4, pp. 30-31.

② シモン・ド・モンフォールの乱におけるユダヤ人虐殺

1250年代から60年代にかけて、イングランドではレスタ伯シモン・ド・モンフォールによる内紛が勃発した。このレスタ伯勢の各都市への攻撃の最中に、ロンドンをはじめ各地のユダヤ人共同体が襲撃されている。ユダヤ人のなかには財産を携えて、あるいはそれを隣人のキリスト教徒に託した上で、一時的に塔へ避難をした者もいたが、財産を略奪され殺された者も多かった。このときのユダヤ人への攻撃は政治的混乱に付随して起こった出来事ではあるが、その結果ユダヤ人共同体が置かれた状況は1189-90年のそれとよく似ている。しかし12世紀末と全く同じ経過はたどらず、この時に塔に避難したユダヤ人が集団自殺を執行することは無かった。

ただ、この時のユダヤ人共同体への攻撃においても同様に、ユダヤ人の大量虐殺とユダヤ人の財産の略奪が行われている。内紛中にユダヤ人共同体を攻撃したのは、シモン・ド・モンフォール派の軍勢と、各都市市民であった。彼らのなかにはユダヤ人に債務を負っていた者も少なくなかったと見られる。特にシモン・ド・モンフォールの一派を支えた社会層がユダヤ人負債と深く関わっていた可能性は、これまでも指摘されている²⁹⁶。内紛直前の1258年に国王に出された諸侯の請願でも、ユダヤ人負債による封土移譲の問題が挙げられているが²⁹⁷、実際にレスタ伯側の軍勢は各都市に侵攻すると、そこの債権書保管庫アルカを破壊しており、またモンフォールは政策としてユダヤ人負債の無効を言い渡した²⁹⁸。一般的な国政史研究では、モンフォールによるこのようなユダヤ人共同体の攻撃は、支持者である騎士層に対するプロパガンダの意味も持っていたとも推測されている。すなわち、騎士層の債

²⁹⁶S. T. Liebermanは改革派の中で1258年以前からユダヤ負債を有していた者は少数であり、彼らの負債の多くはこの内乱闘争のための借入であったことを明らかにしている。S. T. Lieberman, 'English Royal policy towards the Jews' debtors, 1227-1290', University of London PhD thesis, 1983, p. 125. また、金融業界の変動もあった。レスタ伯による暴動の後、「相続権を奪われたもの」による反乱でもユダヤ人が虐殺されたことが年代記でも述べられている。一般的にこの「相続権を奪われたもの」はユダヤ金融と深く関わっていたと認識されている。13世紀中頃から、国王ヘンリ三世によるユダヤ人への課税が徐々に重くなる。とくに金での納税が命じられて以降、ユダヤ人金融業者は現金捻出のため、手持ちの負債証書を大規模領主や大規模な所領を持つ修道院に譲渡する方法を取るようになる。このようにして、土地を担保にした債務証書がこの大規模課税時期を通じて大量に大土地所有者に流れた。「相続権を奪われたもの」の中にはそうした経緯で土地を失った者が含まれると推測される。このように、ユダヤ金融の業態が12世紀に比べて複雑化しており、以前のように暴徒すなわちユダヤ人金融の債務者であるとは言いきれない状況であったとも考えられる。

²⁹⁷*Select Charters and other illustrations of English Constitutional History*, ed. Stubbs, 1921, p. 377.

²⁹⁸C. Roth, 1941, pp. 61-62.

務による苦境と、国王の収入の源をユダヤ人の存在に見出し、ユダヤ人共同体をスケープゴートにしたのである。

13世紀の修道院年代記は、ほぼモンフォール側に感情移入した記述を行っているが、オスニー修道院の修道士ワイクス・トマスだけは例外的に、明らかに王党派に肩入れした立場でこの内紛を叙述している²⁹⁹。したがって、彼のモンフォール派によるユダヤ人虐殺の記述には、その残虐さをことさら強調する傾向が見られる。しかしその他の歴史家たちも、ユダヤ人共同体に対する攻撃については多かれ少なかれ批判的である。すなわち、内紛中のユダヤ人虐殺についての記述については、トーンの強弱はあれど、作家の立場による評価の違いはほとんど見られないと言える。それでは、13世紀の年代記作家達はこのユダヤ人虐殺に何を見出したのだろうか。

12世紀末のユダヤ人虐殺について語るとき、同時代の年代記作家たちはこそって負債破棄を虐殺の目的に挙げていた。また、モンフォールの内紛中にも実際に、多くのユダヤ人負債が破棄されている。しかしながら13世紀の年代記記述では、この内紛時にユダヤ人が攻撃された理由について、ユダヤ人金融に伴う利子の問題、負債の破棄という事実が述べられることはない。その代わりに、ユダヤ人が攻撃され虐殺された理由として、いくつかの年代記が共通して挙げていることがある。それは、ユダヤ人が「市民に対して反乱を企てている」ということがモンフォール側に知らされたため、という理由である。たとえばセント・オールバンズ修道院の年代記*Flores Historiarum*の1264年の記述では、ロンドンのユダヤ人が攻撃された様子をこのように述べる「我々の主の受難週にロンドンのユダヤ人が、バロンと市民に対して実行しようとしていた反逆的な陰謀を見つけられ、ほとんど全員が死に追い込まれ、大量の財宝がユダヤ人共同体から得られた。」³⁰⁰。またダンスタブルの修道院年報では、さらにその企みは「ギリシア火」という、当時ではその詳細を知る者も無い伝説となっていた古典期的手段によって行われる予定だったと述べられている「丁度シモン伯がロンドンに現れ、ノーザンプトンへ攻撃の準備をしていた。そしてセント・オールバンズへ来た時、彼はロンドンのユダヤ人が市民たちに反逆を目論んでいることを知らされた。このため直ちに彼は戻り、彼らの間でギリシア火を探し当てた。彼らはそれで聖棕櫚の日の夜に都市を燃え上

²⁹⁹ N. Denholm-Young, 'Thomas Wykes and his chronicle', *English Historical Review*, 1946, pp. 157-179.

³⁰⁰ *Ac in ipsa Passione Dominica Judaei apud londonias, de quadam prodicione baronibus simul et civibus inferenda deprehensi, omnes fere trucidati sunt, thesauro incomparabili assumpto in Judaeiso. Flores Historiarum*, p. 489.

がらせんとしていたのだ。」³⁰¹。カンタベリの修道院年報では「伯が帰還すると、ロンドンにおいて致命的な不和が、キリスト教徒とユダヤ人の間に生じた。そこではほとんど200人のユダヤ人が切られた」³⁰²と、ユダヤ人虐殺をキリスト教徒とユダヤ人の争いに置き換えている。

当時ロンドンにおいてユダヤ人は、市場に近い都市の中心部に、ゲッターのような隔離された状態ではなく、各所に幾つか緩やかな共同体を形成し、または単独で家を所有し、キリスト教徒と混じり合うような形で居住していた³⁰³。このように、自らのうちに共生させているユダヤ人がキリスト教徒に対して「反逆」、あるいは「反目」とすると言述は、何を意味しているのだろうか。またなにゆえ、この「反逆」の噂が虐殺の理由として選択されたのだろうか。

上記の問いに答えるためには、このユダヤ人虐殺記録の結末部分に注目しなければならない。シモン・ド・モンフォールによる内紛中に起こったユダヤ人虐殺の記述には、ユダヤ人の「反逆の意図」と同時に、ユダヤ人の「同化」も示されているのである。すなわち、ユダヤ人のキリスト教への改宗である。たとえば、ウースターの修道院年報では「そして教会の外で見つけることが出来たものは何であろうと、全てのユダヤ人共同体と一緒に彼らは略奪し尽くした」³⁰⁴と「教会の外」という言葉で逆に、教会の内側にいるもの＝改宗したユダヤ人がいたことを暗示している。また、ダンスタブルの修道院年報では「そしてこのような状況だったので、尋問するために老人数名を除いて、さらに洗礼を受けることを望んだ者を除いて、子供から大人に至るまで、ユダヤ人殺しを実行した。」³⁰⁵、カンタベリの修道院年代記では「その他の者はキリスト教徒になるか牢屋に押し込まれた。」³⁰⁶、ワイクス

³⁰¹ Comes quidem Simon apud Londoniam existens, paravit se et suos versus Norhamtone ; et cum venisset ad Sanctum Albanum, nuntiatum fuit ei, quod Judaei Londonienses paraverant seditionem civitati ; ex qua causa incontinenti rediit, et invenit ignem Graecum apud eos, quo in vigilia Palmarum civitatem incenderent. *Annales de Dunstaplia*, in *Annales Monasterii* vol. 3 p. 230.

³⁰² In reditu vero comitis Londonias quaedam mortalis dissensio orta est in civitate, inter Christianos et Judaeos, ita quod fere ducenti Judaei truncabantur ; *The Historical Works of Gervase of Canterbury*, ed. W. Stubbs RS 1879-80, vol.2 p. 235.

³⁰³ J, Hillaby, 1993, b, pp. 90-96.

³⁰⁴ et quicquid extra ecclesiam poterant invenire, depraedaverunt una cum toto Judaismo ; *Annales Monasterii*, vol. 4 pp. 448-449.

³⁰⁵ Et cum res ita se haberet, fecit occidi Judaeos a minimo usque ad maximum, praeter quosdam de senioribus, de quibus magis voluit inquirere, et praeter eos qui baptismum recipere volebant. *Annales Monastici*, vol. 3, p. 230.

³⁰⁶ ceteri vel facti sunt Christiani vel in carcerem detrusi *The Historical Works of Gervase of Canterbury*, ed. W. Stubbs RS 1879-80, vol.2, p. 235.

マスは「しかし、自らの命を大金で買ったものや、見せかけだけではあったが神聖な洗礼の聖水を受けようと思った者を除いては、彼らの中の誰も危険を免れることは出来なかった。」³⁰⁷と、明確にこのユダヤ人虐殺中に強制的な改宗が行われたことを述べている。これら同時代人の目撃証言に加え、14世紀初頭に書かれた托鉢修道士ニコラス・トレヴェットによる1264年の内乱の総括「シモン伯側についたダービー伯ロバートは、ウースターの都市を包囲し、古い城塞に侵入すると、市民の財産を略奪し、そしてユダヤ人に洗礼を強制した。」³⁰⁸をみても、改宗はユダヤ人攻撃の結果として重要な意味を持ったことがうかがえる。

実際に、ユダヤ人改宗者の人数がピークに達したのは、この内乱の直前頃であった。国王により1240-50年代にユダヤ人共同体に重税が課せられたことは既に述べたが、その結果貧困化したユダヤ人が雪崩れうって改宗者の家に逃げ込んだと考えられている³⁰⁹。13世紀を通じて、ユダヤ人の改宗すなわち「同化」は、喜ぶべきこととして認知されていた。そして、モンフォール派によるユダヤ人虐殺の結果ユダヤ人が改宗したという歴史叙述は、この世相を少なからず反映している。すなわち「同化」を結末とすることによって、ユダヤ人虐殺の正当化がある程度担保されるのである。それは、ユダヤ人虐殺をキリスト教史上有意な出来事に読み替えることをも意味していた。

しかしながら、「同化」は「分離」と表裏一体のものである。すなわち、「同化」をユダヤ人虐殺の結末とするには、まずそのユダヤ人自体が「分離」されていることが必須となる。すなわち、結末を導くための原因として「ユダヤ人＝敵対するもの」の概念が必要になったのである。この場合の「ユダヤ人＝敵」の概念は、従来慣習的に使用されていた決まり文句「キリストの敵」などとは異なり、リアリティを持った「敵」、「我々（キリスト教徒）」に対峙する「社会の敵」となる。「反逆＝反社会」的なユダヤ人の姿は、「分離されたユダヤ人」の認識を示しているのである。ここには、「同化」という結末が「敵による反逆」の物語を導き、社会に与せず害を及ぼす者としての異なる者、という新しい「敵対者」の役割を帯びたユダヤ人認識を生じせしめたロジックが見て取れるのである。

³⁰⁷ nec aliquis eorum poterat evitare periculum, nisi qui vitam suam pecunia redimeret infinita, vel hi qui vel ficte sacri baptismatis tinctionem recipere voluerunt, *Annales Monastici*, vol. 4 pp. 141-143.

³⁰⁸ Robertus comes Derbeiae, qui comiti Symoni adhaesit, civitatem Wigorniae obsedit, et per vetus castrum ingressus, bona civium diripuit, Judaeosque baptizari coegit. ³⁰⁸ *Nicholai Trivetii Annales*, p. 254.

³⁰⁹R.C. Stacey, 'The Conversion of the Jews to Christianity in Thirteenth-Century England', *Speculum*, 1992, pp. 263-283.

③ 結

第四回ラテラノ公会議に象徴されるように、ユダヤ人の「分離」政策と、改宗奨励によるユダヤ人の「同化」政策の同時進行、さらには聖体拝受の教義の強化を背景に、13世紀の歴史書は叙述された。そのうえで歴史家たちは、ユダヤ人をめぐる物語から何を得たのだろうか。

まず、少年殺害のエピソードにおいては「ユダヤ人の処刑」とその記憶化であった。この時、少年＝聖人に焦点は当てられていない。「記憶のために」リンカンで処刑されたユダヤ人をさらし者にしたと歴史叙述家らは述べたが、それは同時に歴史叙述上でもまた、このユダヤ人処刑を含めた物語が記憶されるべきこととしての地位を確立したことをも示している。このリンカンでの事件は、聖人が祀られた修道院周辺の年代記ではなくむしろ、リンカンから遠く離れたロンドンの托鉢修道会士ニコラス・トレヴェットの年代記や、ロンドン郊外のセント・オールバンズ修道院、イングランド中部に位置するバートン、東部のセント・ベネット・ホルム修道院など、イングランド各地において記録されている。このことは、ユダヤ人が少年を傷つけたことがユダヤ人の処刑によって広く確信され、さらにそれが記憶化され、その記憶は地方、局地的なものではなく、全国的なものへと変化していたことを示している。ここに至って、少年殺害告発の地方性はほとんど無くなっていることが見て取れる。

このような13世紀のユダヤ人をめぐる文脈に沿って内乱中のユダヤ人虐殺の言述を考えると、ユダヤ人のキリスト教徒に対する「反逆」は、そのキリスト教社会内における反社会性を指示していると考えられる。これは12世紀の叙述における「キリスト教の勝利の証人としてユダヤ人を内包するキリスト教社会」という視点から導き出されるキリスト教徒／ユダヤ人の関係ではない。「ユダヤ人」をキリスト教社会から分離した結果発生した、新たな「敵」概念を帯びたユダヤ人の姿なのである。

13世紀にはユダヤ人に対して改宗という「同化」運動が奨励された。このような公的な「同化」運動の反作用として、修道院年代記の歴史認識上におけるユダヤ人は、以前のようにキリスト教社会に内包され得ない、次元の違う「異なる者」と看做されることになった。セント・オールバンズ修道院の年代記群を例に、この「同化」と「異なる者」の認識の表出を見てみたい。まずマシュー・パリスは大年代記に、同時代人のウェンドーヴァーのロジャーがFlores Historiarumに記録しなかった、1233年に行われたユダヤ人改宗者の家

Domus Conversorumの設立を、絶賛をもって加筆している³¹⁰。その一方でかれは、大陸でキリスト教徒が戦っているイスラム教徒側にユダヤ人が荷担して、キリスト教徒を騙そうとした逸話を提供している³¹¹。これは「キリスト教徒に反逆するユダヤ人」の物語である。また、1250年代にフランス王がユダヤ人を追放した理由としてかれが好んだ逸話は、サラセン人に「キリストを殺したユダヤ人をキリスト教社会内に共生させていることの矛盾」を指摘され、それを妥当な指摘であると受け入れた故に、というものであった。マシュー・パリスは自身関わった歴史書の多くにこのエピソードを記録している³¹²。このエピソードが指示しているのは、フランスからのユダヤ人追放という事実ではなく、新たにユダヤ人がサラセン人とほぼ同等の「異物性」を帯びているという事実である。これらのことから、マシュー・パリスの執筆期である13世紀半ば頃にはすでに、12世紀まで機能してきた「ユダヤ人を共生させることにより（逆に）キリスト教の勝利が証明される」というロジックが、イングランドの歴史叙述においては崩壊していたことが分かるだろう。

2.3 おわりに

これまでに述べたことを確認しておこう。まず、13世紀前半の歴史家ウェンドーヴァーのロジャーRoger of WendoverとコゲシャルのラルフRalph of Coggeshallの二者は、それぞれのかたちでユダヤ人と魔術の繋がりを表現している。それはロジャーの後継者であるマシュー・パリスMatthew Parisにも受け継がれている。マシュー・パリスは1255年のリンカンでの少年殺害告発の箇所、ユダヤ人の少年の磔と魔術との関連について言及している。まずは少年の遺体の発見時に、「その少年が息を引き取った後、彼らは彼の体を十字架から下ろし、そして何故かは分からないが、その腹を割いた。しかしそれは魔術的な作業を行う目的のためと言われている。」³¹³と述べている。その後犯人と目されるあるユダヤ人が以下のように自白する。「しかしこの少年ヒューを、我々ユダヤ人は無情に磔にした。そして彼が死んだ後、彼の体を隠したいと思ったが、土に埋めて隠したりすることが出来なかった。無罪

³¹⁰ *Chronica Majora*, vol. 3, pp. 262-263.

³¹¹ *Chronica Majora*, vol. 4, pp. 131-133.

³¹² *Chronica Majora*, vol. 4 pp. 361-362, *Historia Anglorum*, vol. 3 p. 133, *Flores Historiarum*, vol.2 p. 381.

³¹³ Et cum expirasset puer, deposuerunt corpus de cruce, et nescitur qua ratione eviscerarunt corpusculum ; dicitur autem, quod ad magicas artes exercendas. *Chronica Majora*, vol. vol. 3, p. 517.

の人体は占いの役に立たないと判断された。この目的でユダヤ人は彼（少年）をずたずたに割いたのだが。」³¹⁴この自白によって、前述の人々の推測は裏付けられることになる。

ユダヤ人が少年を殺害する目的が魔術や占いのためであるという理由は、コゲシャルのラルフがすでに1222年の箇所で言及している。マシュー・パリスは大年代記*Chronica Majora*を先人口ジャーの歴史書を土台として書いたが、コゲシャルのラルフの年代記もまた援用している。従って彼が、このユダヤ人と魔術を結びつける発想を一世代前の者たちから受け継いでいることは確実である。R. C. Staceyは、マシュー・パリスのこの発想を、13世紀中頃に反ユダヤ的感情が高まっていたことの例証の一つに挙げている³¹⁵。確かに、13世紀イングランドの人々の間でユダヤ人と魔術が結びつけられていた可能性、またマシュー・パリス自身が、その社会の空気を感じ取った可能性は十分あるだろう。しかし、マシュー・パリスはこの1255年の事件を語る時、ユダヤ人と魔術のつながりをそこに集った人々のやり取りのなかで間接的に言及するのみで、自らの見解とはしていない。また修道院年代記に限って言えば、このようなユダヤ人と魔術の繋がりについては、この後このセント・オールバンズの系譜以外には見受けられない。このことから、ユダヤ人と魔術を繋げる描写は、13世紀の歴史叙述においては普遍的な現象ではなかったと言えるだろう³¹⁶。

次に、ウェンドーヴァーのロジャー、コゲシャルのラルフ両者とも何らかの形で言及しているいくつかのユダヤ人の少年殺害と、1189-1190年のユダヤ人虐殺の記録に注目した。まず少年殺害については、ラルフの年代記が1144年のノリッジ、1181年のベリ・セント・エドモンズでの事件を冒頭の作者未詳の年報部分で記録し、さらに別の箇所で先に述べた魔術的理由を説明している。またロジャーは1235年のノリッジでの少年割礼事件に、少年殺害の時に言われる「過ぎ越の時の礫」という要因を滑り込ませている。またユダヤ人虐殺については、13世紀前半にはまだ生々しく叙述されており、なかでも1190年のヨークでの出来事は特筆すべきことであると認識されていたことがうかがえる。

しかし、13世紀中頃から後半にかけて、12世紀に起こったユダヤ人虐殺の記述は簡略化されて行く。これが自然な記憶の風化なのか否かを検証したところ、時間経過によるあるいは手法の変化による文章の省略や要約以外に、他の要因も文章の短縮に作用しているのではな

³¹⁴ Hunc autem puerum, quem Hugonem vocant, immisericoraiter nostri Judaei crucifixerunt, et cum obisset et mortuum vellent abscondere, non potuit obirui in yerra vel abscondi. Inutile enim reputabatur corpus insontis augurio ; ad hoc enim eviscerababur. *Chronica Majora*, vol. vol. 3, p. 518.

³¹⁵ R. C. Stacey, 1988, p. 149.

³¹⁶ R. C. Staceyはノルマン征服以降イングランドではヘブライ語が占星術や魔術に役立つ言語として一部の知識層に学ばれていたことを指摘している。R. C. Stacey, 2001, p. 344.

いかと推測された。ことにワイクススのトマスThomas of Wykesの年代記における1189年と1190年の文章短縮の程度の差異は、ヨークの出来事の位置付けが変化していることをうかがわせた。

さらに、1144年のノリッジの事件についての一文がいくつかの歴史書に確認できるが、それが何かからの短縮の結果ではなく、新たな加筆であることはほぼ明らかである。事件の起こった当地周辺ではなく、他地方でもわざわざ加筆が施されており、さらには他地方の記録の内容は、聖人に焦点を当てないなどの違いが見られた。このことは、12世紀には土着の聖人の記録として意味を持っていたものが、13世紀にはその意味を失っていることを示している。更に言えば、12世紀には聖人の記憶であったものが、13世紀に加筆される時には少年殺害の記憶へと変貌しているのを見て取れるのである。

また、13世紀の年代記作家が目撃証人たり得た出来事に目を向けてみると、1255年のリンカンでの少年殺害事件の記述では、ユダヤ人の逮捕と処刑の記憶化が重要であるという認識が共有されていたことが分かった。すなわち、聖人ヒュー誕生の記憶ではなく、ユダヤ人の犯罪とそれに対する罰が広範囲にわたってキリスト教史上に記憶されているのである。また、シモン・ド・モンフォールの内乱時のユダヤ人虐殺の理由は、ユダヤ人負債ではなく、ユダヤ人の反逆の意図に求められている。それは、ユダヤ人の改宗という虐殺の結末が生んだ「社会の敵」としてのユダヤ人認識に由来している。これらのことから、13世紀を通じてユダヤ人に対する新たな異物性の認識が生じていることが確認できた。

以上が「13世紀はユダヤ人に非寛容な社会へと変貌した」か否かを歴史叙述において検証してきた結果である。12世紀イングランドの歴史叙述においては、ユダヤ人は聖人を誕生させるために、キリストを殺害するという聖書の中の役割を再び割り当てられ、また集団自殺をユダヤ人側の殉教行為とすることにより、歴史叙述家たちはキリスト教史にユダヤ人虐殺を組み込むことが出来た。しかし13世紀に入ってから歴史叙述において、同様の出来事の描写の中でユダヤ人に与えられた役割はおそらく変化している。このときユダヤ人に課せられた役割はどのようなものだったのだろうか。また、どのような社会的背景がその役割を要請したのだろうか。最後にこの点について考察してみたい。

この問いに答えるために、少し迂回することになるが、まず聖体の概念について考えてい。1215年の第四回ラテラノ公会議で全質変化の教義が確認されたと先に述べたが、むろんこの年以降にこの概念が確立したのではなく、「聖体＝キリスト」の認識はすでに一般に受

け入れられていた。この公会議の内容はこの認識を追認したに過ぎない。聖体はどこにでもあり、そのどれもにキリストが宿っていると考えられていた³¹⁷。そして聖人少年の誕生と異なり、「聖体＝キリスト」の侮辱は特別な場所と結びつかないということが重要な意味を持つ。すなわち、この種の告発は至る所で発生可能であり、且つユダヤ人を加害者としてクロースアップする機能を備えている。なぜなら聖体侮辱の告発は、聖人崇拜のように特定の者の利害に絡めとられることなく、より広汎な宗教性を帯びているからである。

イングランドでは、聖体侮辱のとがでユダヤ人が告発された例はないとされている³¹⁸。しかしながら13世紀イングランドの歴史叙述には、特定の地域に属さず、至る所で発生可能なユダヤ人告発が存在した。それが、1144年にまで遡るノリッジでのユダヤ人の少年殺害の告発なのである。13世紀の特に中頃から後半にかけて、1144年のノリッジでの出来事は、ノリッジ地方以外で、「聖人崇拜」の話ではなく、「少年殺害」の話として各地の修道院年報に加えられた。その加筆された一行においてユダヤ人に与えられた役割は、12世紀の歴史叙述が課した「聖人＝キリストの模倣者」を成立させる聖書的役割ではなく、イングランドにおいて初めてキリスト教徒を傷つけた敵、あるいは攻撃した敵としての役割である。こうして13世紀イングランドの歴史書は「かつてユダヤ人によってもたらされた傷の記憶」を見事に獲得した。イングランドの歴史叙述において1144年のノリッジの少年殺害事件は、13世紀の歴史叙述家によって初めて発見されたものなのである。ではなぜ、過去に遡ってまで、ユダヤ人の犯罪が再発見されなければならなかったのだろうか。

現実社会では、聖体侮辱はユダヤ人のキリスト教侮辱の噂あるいは物語に留まる一方で、少年殺害は明らかに犯罪と看做される。しかし13世紀イングランドの歴史叙述は、かつては聖人の記録であったものを、ユダヤ人の宗教的な罪の記録に意図的に読み替えた。1255年のリンカンの事件が、リンカンよりもむしろ他の地方の歴史書に記されている現象も、本来地方性の強かった少年殺害に宗教的公汎性を付与した歴史認識の延長線上にあると言え

³¹⁷ M. Rubin, 1992, pp. 169-185.

³¹⁸ 一般的に、ユダヤ人の聖体侮辱に関する告発は、1290年のパリのものが最初だと言われている。しかし、それ以前からイングランドでも、それらしき告発の痕跡は認められる。たとえば1222年のオクスフォード公会議では、聖体の侮辱が行われたことが問題となっている。また、1280年代に何度かユダヤ人が教会に対する窃盗で告訴されている。どちらの事例もユダヤ人と聖体侮辱を直接に結びつけるものではない。だが、オクスフォード公会議では改宗ユダヤ人の助祭が背教したことで火刑になっており、またZ. Rokeahはユダヤ人が教会から盗んだとされるものの中に聖体が含まれていたことを重視し、この告訴が純粋に窃盗に対するものではなく、イングランドにおけるユダヤ人の聖体侮辱の告発の側面も持っていたと推測している。Z. Rokeah, 'The Jewish Church-robbers and the Host Desecrators of Norwich (ca. 1285)', *Revue des Etudes juives*, 1982.

る。1255年のリンカンの事件についてユダヤ人の処刑と記憶化を語ったセント・ベネット・ホルムの修道院年代記は、1144年のノリッジの事件をこう語っている「少年ウィリアムが2月21日ノリッジでユダヤ人に磔にされた。この行為によりユダヤ人は拷問された」³¹⁹。しかし、1144年の少年殺害の廉でユダヤ人が公的に問責されることは無かったと、同時代の聖人伝の作者モンマスのトマスははっきりと述べている。すなわちセント・ベネット・ホルムの年代記作者は、1144年のノリッジの事件に、1255年に行われたユダヤ人の処刑を重ねているのである。この例から、13世紀の少年殺害告発の記述においてユダヤ人の担った役割は加害者としてキリスト教社会に対峙することにあつたと考えられる。

そうであれば、それと同時にユダヤ人の「殉教」は意味を失うだろう。なぜなら、ユダヤ人は既に有責であるのだから、特別な「受難」は許されず、ユダヤ人がユダヤ人のままで死ぬ時、それは無駄死にでなければならないのである。従つて内乱中の虐殺についても、ユダヤ人に「受難」させることなく、ユダヤ人虐殺の渦中での反逆と改宗の物語、すなわち「異なる者」と「同化する者」の物語が同時に提供されることになった。

以上を考慮すると、歴史叙述上に限っては、「12世紀に比して13世紀は反ユダヤ的か否か」といった問いかけ自体が意味を持たなくなってくるだろう。それは、ユダヤ人をどのようにしてキリスト教的な歴史叙述に組み込むか、その仕方の差でしかなくなるからである。本章の冒頭で、12世紀末から13世紀にかけて活発化したユダヤ人の「分離」政策と「同化」政策の同時進行について述べた。13世紀イングランドでは現実的にユダヤ人が大量に改宗し、またキリスト教徒との分離を促す政策も、効力のほどは知れていたとしても、多く施行された。このような社会状況を背景として、ユダヤ人が「同化／分離」可能な存在であるという認識が浸透し、その認識に拠って立つて初めて、キリスト教史上「ユダヤ人」が異物性を伴って存在し始めたのである。

前章では、12世紀の歴史叙述におけるユダヤ人は聖書的役割あるいはキリスト教勝利の証人としての役割を負つたことを確認した。前世紀の歴史叙述ではユダヤ人に対する攻撃の理由をユダヤ人負債に求めたり、ニューバラのウィリアムのようにユダヤ人の集団自殺をキリスト教の勝利に読み替えるなど、ユダヤ人の存在がキリスト教社会ないしはキリスト教史に組み込まれていた。換言すれば、それはユダヤ人をも含む大いなるキリスト教史であつた。それに対して13世紀の修道院年代記／年報は、ユダヤ人を疎外したキリスト教史を紡いだ。ユダヤ人が12-13世紀を通して常に歴史叙述上「異なる者」であつたことは疑いない。しか

³¹⁹Puer Willelmus crucifixus est a Judaeis apud Norwycum, ix. kalendas Martii; pro quo facto Judaei districti sunt. *Chronica Johannis de Oxnedes*, p. 53.

しながら、イングランド社会のユダヤ人同化／分離政策を受けて、13世紀の半ば以降の歴史叙述上のユダヤ人はその「異なり方」を変化させているのである。これは必ずしもユダヤ人に対する感情の変化（反ユダヤ的感情の悪化等）を意味しているのではない。叙述形式の変化を伴った、歴史叙述におけるユダヤ人認識の可変性を示しているのである。

3. 1290年のユダヤ人追放再考

3.0 はじめに

本章ではこれまでの論考をふまえて、「1290年のユダヤ人追放」について考察して行きたい。まず、この「ユダヤ人追放」が具体的にどのような出来事であったのかを述べておく必要があるだろう。

ユダヤ人追放が決定されたのは1290年7月に開かれたパーラメントにおいてであり、それが実行されたのは同年11月であった。しかしながらユダヤ人を追放するためにときの国王エドワード一世が制定した法ないしは発布した文書などは、現在のところ発見されていない。ただ追放令の一端は、追放実施後にエドワード一世から出納係へ送られた文書からうかがえる。その全文は以下のようなものであった：

国王は、治世三年の年にウェストミンスターのパーラメントで、国王のユダヤ人は今後土地・地代その他を担保にしてキリスト教に金を貸してはならない、しかし商売や労働で生計を立てても良いと命じたが、ユダヤ人たちはその後自分達の間で悪意を持って討議し、高利貸しをいっそう悪化させた。彼らはそれを“礼金”と呼んで、臣民たちを悪に染ませた。それゆえ国王は彼らの誤りにより、そしてキリストの名誉のために、ユダヤ人を不実なものとして国を去らせるのである。³²⁰

国王はこのユダヤ人追放と引き換えに、貴族や聖職者からの助成金供出の約束を取り付けた³²¹。このユダヤ人追放が11月に実行されて以後、ブリテン島に点在していたユダヤ人共同体はすべてなくなった。その後、単独でのユダヤ人の渡英は見られたが、結果的にまとまったユダヤ人共同体の形成は17世紀までみられなかった。

一国からのユダヤ人追放は、イングランドでの実施以前に、大陸でも行われていた。たとえばフランスでは、1182年と1253年にユダヤ人追放令が出されている。しかし数年後に再びユダヤ人はフランスでの居住を許されている³²²。その後もフランスでは数回に渡ってユダヤ人追放令が出されているが、ユダヤ人が完全に領地内に居住しなくなるようなことは無かったと思われる。また、スペインでも1492年にユダヤ人追放が実施されたが、この追放の

³²⁰ *Calendar of Close Rolls*, vol. 17, p. 109.

³²¹ R. C. Staceyはパーラメントでユダヤ人追放が決定される前後の状況を仔細に分析し、助成金をめぐる国王と有力貴族との駆け引きがあったことを示した。R. C. Stacey, 'Parliamentary negotiation' in *Thirteenth-Century England* vol. VI, 1997, pp. 79-101.

³²² 安齋和雄「フランスにおけるユダヤ人追放—1394年の「最終的追放」をめぐって—」『社会学討究』1995年 919—947頁。

結果、マラーノ（豚の意）と呼ばれた隠れユダヤ教徒の存在がその後社会的な問題となっている³²³。しかし、ブリテン島では1290年以降、ユダヤ人の存在が目立つことはなかった。すなわち、この追放は「ユダヤ人追放の未曾有の成功例」とみなされている。大陸ではどの国と地域もユダヤ人追放をたった一度の命令で完遂することはできなかった。

したがって、このイングランドにおける一度きりのユダヤ人追放の成功例は、多くの研究者の興味をひきつけた。しかし、先行研究を概観するかぎり、だれもこのイングランドの「ユダヤ人追放」に対して有効で決定的な結論、さらにはいけば有効な問いかけすら立てることが出来なかったように思える。これまで研究者たちは、ユダヤ人追放はなぜ決定されたのか、なぜこの時に行われたのか、なぜ成功し得たのか等々の問題に答えようとして来た。たとえばP. Elmanは、ユダヤ人の国王に対する担税能力が低下していたため、かれらの存在意義（レーゾンデートル）が失われていたことを追放の理由と結論づけた³²⁴。それに対しR. Mundillは、決してユダヤ人の担税能力が相対的に低下していないことを立証し、P. Elmanの結論に異議を申し立てたが³²⁵、当のR. Mundillもユダヤ人の追放という出来事については、最終的に「国王の信心」の結果であるという、はなはだ心もとない結論を導かざるを得なかった³²⁶。このように、この「ユダヤ人追放」をめぐるのは、これまで終わりの無い問いかけと答えが繰り返された来たのである。中世イングランドのユダヤ人について考察する者にとって、この1290年のユダヤ人追放は、まるで飲み込むことの出来ない棘のように、常にひっかかりを覚える出来事であり続けている。

本論文は、歴史叙述においてユダヤ人がどのように描写されたのかについて考察して来た。しかし、「ユダヤ人が追放された時期の歴史叙述はこの出来事について何を語っているのだろうか」と問うなら、「大部分の歴史書はユダヤ人追放についてはほとんど何も語っていない」と答えざるを得ない。ユダヤ人追放の理由を説明している年代記もいくつか見受けられるが、その理由は様々である。

たとえばオスニーの修道院年報などは「王は（中略）王国全土に以下のように宣告した。すなわち、すべてのユダヤ人、つまりはキリストの敵でありキリスト教の冒涜者は、地位、年齢、性別如何にかかわらず、イングランド王国の都市や城市に散らばって滞在している

³²³ シーセル・ロス 1966年 158—163頁。

³²⁴ P. Elman, 1937, p. 152.

³²⁵ R. Mundill, 1990, pp. 1-21.

³²⁶ R. Mundill, 1998, pp. 249-285.

が、一般の民衆をウスラのための金の利子により貧しくしたゆえに、（中略）永遠に帰還する希望の無い追放を宣告されて、この国の家を空にするべし。」³²⁷と、上記の出納係への手紙と同じ高利貸しという理由でユダヤ人追放を説明している。またダNSTAPルの年報記録は、「キリスト教信仰に対して、ユダヤ人がしばしば冒瀆を行なったゆえに、国王は、すべてのユダヤ人は、子供たちと資産とともに、イングランドから追い出されるべし、そうでなければ首を切ると定めた。」³²⁸と追放の理由をユダヤ人のキリスト教信仰に対する冒瀆行為であるとしている。ただ、このように理由が述べられている例は少数であり、同時代の歴史書の多くは詳しい理由を挙げずに、追放の事実を伝えるに留めているに過ぎない³²⁹。我々がユダヤ人追放の目撃証人世代の歴史書群を概観して言えることは、当該時期のほとんどの歴史家たちは「ユダヤ人追放」について、その事実の記録以外に何も語っていないということだけなのである。

こうしてみると「ユダヤ人追放」に重要な意味を付与している我々と、追放の目撃証人世代の歴史家たちの間には認識に大きな隔たりがあることが分かる。以下ではそのことを端的に示すS. Menacheのある論考を取りあげたい。彼女はおそらく初めて1290年のユダヤ人追放に関する歴史書の記述に注目した人物である。しかしその論考「信仰、神話、政治—ユダヤ人のステレオタイプとイングランドおよびフランスからの追放('Faith, myth and politics—the stereotype of the Jews and their Expulsion from England and France')」で歴史叙述におけるユダヤ人追放についての描写を追求する過程で、彼女がある戸惑いを感じているのが分かる。13世紀中葉には反ユダヤ的言説を繰り返していたイングランドの歴史書群が、ユダヤ人追放についてはほとんど無関心な姿勢を見せているからである。このことは「反ユダヤ感情

³²⁷Rex itaque circa Nativitatem Sancti Johannis Baptistae aestate proxima nunc praeterita, procerum suorum sicut sane credi poterit salubri fretus consilio, publice per totum regnum proclamari fecit, ut omnes Judaei, ut puta inimici crucis Christi et blasphematores fidei Christianae, sparsim per civitates et oppida regni Angliae commorantes, cujuscunque forent conditionis, aetatis, aut sexus, qui populum catholicum foeneratione pecuniarum suarum ad usuram sic depauperaverant, ut nonnulli terras et possessiones suas vendere cogentur, hostiatim victualia mendicantes, circa festum Omnium Sanctorum regni sui limina vacuarent, absque spe reversionis perpetua relogatione damnati. Et si quis eorum post terminum supradictum in Anglia fuisset inventus, capitis amputatione vel suspendio plecteretur. *Annales Monasterii de Oseneia*, in *Annales Monastici*, vol. 4, p. 326.

³²⁸Eisdem anno et tempore, propter blasphemias quas Judaei saepe faciebant fidei Christianae, statuit rex ut omnes Judaei cum semine suo et substantia ab Anglia pellerentur, circa festum Omnium Sanctorum, alioquin capite plecterentur; *Annales de Dunstaplia*, in *Annales Monastici*, vol. 3, pp. 361-362.

³²⁹たとえば、"Judaei ab Anglia expelluntur. Circa tempus istud, rex Angliae, de Wasconia reversus, Londoniis solemniter recipitur a clero, totaque plebe. Qui Judaeos omnes eodem anno expellens de Anglia, datis expensis in Gallias, bona eorum reliqua confiscavit."(同年、(国王は)すべてのユダヤ人をイングランドから追放し、フランスに払い渡し、その残った財産を国庫に納めた)など。Willelmi Rishanger, *chronica et Annales*, ed. H. T. Riley, p. 118.

の高まりがユダヤ人追放の背景にあった」という定説を揺るがした。彼女はそれでも一応、この叙述のトーンの落差の説明を、修道院年代記がユダヤ人の追放を積極的に評価しなかったのは多くの修道院がユダヤ人負債を媒介とした土地取引で利益を得ていたため、という経済的な理由に着地させている³³⁰。しかし、「無関心」な叙述を行った修道院と、ユダヤ人金融によって利益あるいは損益を被った修道院の突き合わせも行われておらず、この理由が H.G. Richardson などによるユダヤ人金融を媒介とした有力者への土地集積についての先行研究の成果から無理矢理ひねり出したものであり、あまり説得力を持っていないことは明らかである。

われわれは、この「当該時期の歴史書はユダヤ人追放についてほとんど何も語っていない」という事実から出発しなければならない。まず、それでもなお同時代の歴史叙述においてこのユダヤ人追放という出来事にかかるうじて付与されているものがあるとすれば、それは何かを問う。次に、もしほとんど付与できるものがなかったというならば、我々がこれほどに引っかかりを覚える「ユダヤ人追放」と、彼ら目撃証人にとっての「ユダヤ人追放」の認識の隔たりは何に由来しているのか、またどのような事態を引き起こしているのか、について考察して行く。

3.1 「ユダヤ人追放」の同時代叙述

そもそも「ユダヤ人追放」は誰にとって何を意味しているのだろうか。12世紀末にペリ・セント・エドモンズで、ユダヤ人が都市から追放されたとき、そのことは修道院長の業績の一つに挙げられていた³³¹。しかしそれは、この修道院がユダヤ人負債によってがんじがらめになっていたという状況が大きく影響していると考えられる。13世紀になると、他の都市からのユダヤ人追放も相次いで起こっている。グロスタでは、ロバート・グロセステなど都市支配層の思想が大きくユダヤ人追放に影響したと考えられる³³²。また1275年に王母の所有する四都市からユダヤ人が追放されていることは、当時の彼女の信仰への傾倒ぶりによっ

³³⁰S. Menache, 1985, pp. 351-360.

³³¹ *Chronicle of Jocelin of Brakelond Concerning the Acts of Samson Abbot of the Monastery of St. Edmund*, ed., with an English translation, H. E. Butler, pp. 45-46.

³³² D. J. Wasserstein, 'Grosseteste, the Jews and medieval Christian Hebraism', in McEvoy ed. *Robert Grosseteste: New Perspectives on his Thought and Scholarship*, 1995, pp. 357-376.

て説明される³³³。このように、都市からのユダヤ人追放は、その都市を統治する有力者にとって、それぞれ何らかの意味を持って為されたことは疑いえない。

それでは、歴史叙述家にとって「ユダヤ人追放」の記録はどのような意味を持ったのだろうか。まず、彼らはその歴史叙述において「ユダヤ人追放」に、これまでに明らかにしてきたような聖史的な意味付け、あるいは靈的使命上の意味付けはできないと思われる。なぜなら、ユダヤ人がユダヤ人のままで「移動」することは、キリスト教の勝利の文脈にも、ユダヤ人異化/同化の文脈にもそぐわないからである。それでもたとえばウースターの修道院年代記のように、イングランドからの追放についての記述にユダヤ人の異物性を絡めようとしている例もある。その手法は以下のようなものである：

あるパリ人の女が、復活祭の前に、ユダが裏切りを行ったように、気怠そうに見せかけて、受け取った聖体を口の中に入れてままたし、そして謝礼を受け取ってそれをユダヤ人に手渡した。彼（ユダヤ人）がその聖体を釘で壁に打ち付けると、すぐに血が流れた。その後、沸騰している湯殿に投げ入れた。しかしその時、他の女がそこに座っていたが、聖体が自ら飛び出て彼女の懐に入った。彼女はそれを直ちに司祭に告げ、そして司祭は司教と聖職者に告げた。そして彼らは血だらけの湯殿を探し当てた。しかし、ユダヤ人はこれをすべて認め、そして悔いることも無く焼かれた。しかしどのような罰を強いても、ユダをまねた女（の名前を）を、明らかにしようとはしなかった。王エドワードは、すべてのユダヤ人をイングランド王国から追い出すよう命じた。³³⁴

このように、まず1290年にフランスで発生したユダヤ人の聖体侮辱の告発について詳述し、それに付随するようにイングランドからのユダヤ人追放を記録している。これは一見フランスとイギリスで同年に起こったことを連続して記載しているだけのようであるが、ユダヤ人の異物性とイングランドのユダヤ人追放とを絡めさせる試みとみることも出来るだろう。

他方、ユダヤ人追放の理由ではなく、それに伴って起こった水夫によるユダヤ人虐殺を記録している修道院年代記がある。この出来事については以下の二冊の歴史書が特に詳しく述

³³³ M. Prestwich, 'The Piety of Edward I', in *England in the Thirteenth Century*, 1985, pp. 120-128.

³³⁴ Quaedam mulier Parisius ante Pascha, more Judae traditoris, languore simulato, Corpus Domini quod accepit in ore tenuit, et accepto praemio Judaeo tradidit, quod ille clavis parieti affixit, et statim sanguis exivit; et post in caldarium bulliens projecit; sed alia tunc mulier ibi sedit, in cujus gremium corpus per se exilivit; quod illa statim sacerdoti nunciavit, et ille episcopo et clero. At illi invenerunt caldarium sanguinolentum. Sed et Judaeus totum hoc fatebatur, et impenitens comburebatur; sed mulierem imitatricem Jude nulla poena cogente voluit manifestare. Jussit rex E[dwardus] omnes Judaeos a regno Angliae emigrare. *Annales de Wigornia*, in *Annales Monastici*, vol. 4, p. 503.

べている³³⁵。まずオスニーの修道院年報では、出国しようとしたあるユダヤ人たちが、略奪のすえに殺されたことを以下のように伝えている：

ゆえに皆このような恐ろしい命令に恐怖を抱き、どんな者も例外無く、海の道無き道を越えて、集められただけの荷物とともに外国の地を渡った。そして多くの者によって一般に語られるところでは、彼らは五港から船で出帆したが、海の真中に至った時、船員に金を略奪され、非道極まりないことに、殺害されて海に放り込まれた。あるものは、小船から海の潮が引いて現れた砂地の様な所に投げ出されたが、再び潮が満ちて溺れてしまった。これを聞いて王は少なからぬ数の殺人者と海賊に絞首刑の判決を言い渡した。³³⁶

ギズバラのウォルターの修道院年代記では、さらに詳しい説明がされている：

ある日全てのユダヤ人は逮捕され、決められたある日以降追放された。そして彼らの証書(Starr)と負債とともに、不動産は全て没収され、残った動産は金銀とともに運び去ることを王は許した。しかし、多くのものはそれが気に入らなかった。彼らの中でも、ロンドンのある高い身分のそしてロンドン中でも裕福なユダヤ人が、巨万の富を持っていたので、港から大きくて優れた船を雇い入れた。かれらは荷を積んで、船に乗り込み立ち去った。そしてテムズ川下流の、海の近くにいたとき、船長は水流の中心に勝手にいかりをおろした。すなわち、おそらく彼は心の中で考え、これほど多くの富が国から略奪されるのを苦痛に思ったのだろう。とうとう潮が引いて、その船は乾いた場所に残った。そして船長はユダヤ人にこう言った「ご主人、今や海の真ん中で重荷を負わされて、あなた方は大きな面倒に見舞われるだろう。良い方法は、私と一緒に上って、海の砂の上の乾いたところを進むことだ。なぜなら、しばらくは水がやってこないからだ。」そして、これに彼ら(ユダヤ人)は喜んで休み、そして(船の)外に出た。水夫は彼らを先導し、海が再びあふれかえって来るに違いないと気付くまで、船から遠くへ引っ張って行った。とうとう、波が到達すると、水夫自身は走って紐で船にのぼっ

³³⁵ダNSTAPLの修道院年報でもそれは記録されたが「(海を)渡る際に、彼らの多くは水夫に騙されて無理矢理に沈められた。ゆえにその水夫のうち数名は首つりになった。」と簡潔なものに留まっている。 In ipso eorum passagio plurimi ex eis sunt submersi per vim et fraudem nautarum : propter quod quidam ex ipsis nautis sunt suspensi. Annales de Dunstaplia, in *Annales Monastici*, vol. 3, pp. 361-362.

³³⁶Omnes igitur edicto tam terribili comminatione perterriti, qualibet personarum exceptione diducta, maris devia transmeantes ad exteras se regiones cum sarcinulis quas congregare poterant transtulerunt. Quique, sicut a plerisque vulgariter dicebatur, a Quinque Portuensibus deducti navigio, cum essent in medio pelagi, per navigeros suos pecuniis spoliati et inhumanissime trucidati, in mare projecti sunt, nonnulli vero de scaphis ejecti super quoddam sabulum, quod maris alluvione se retrahente discoopertum apparuit, eadem alluvione iterum refluyente submersi sunt. Quo audito rex quamplures homicidarum et praedonum suspendo condemnavit. Annales Monasterii de Oseneia, in *Annales Monastici*, vol. 4, p. 326.

た。ユダヤ人はとぼとぼした歩みで続き、彼に対し自分たちを救うように声高に叫んだ。しかし彼は言った「私ではなく、お前たちの予言者モーセに強く叫べ。なぜなら彼はお前たちの祖先を紅海の真ん中から連れ出した。そしてもし欲するならその流れからお前たちを助けることができるだろうから」と。彼らは主とモーセに叫んだが、聞き分けられなかった。なぜなら海が彼らをのみこみ、流れの中に沈められたからだ。水夫は引き返して王にすべてを報告した、そして寵愛と報酬を獲得した。³³⁷

このユダヤ人虐殺は実際に行われ、犯人である水夫の絞首刑も国王によって命じられている³³⁸。しかし、オスニーの修道年代記はその顛末を正確に伝えているが、ギズバラのウォルターの語るユダヤ人虐殺の結末では、逆に水夫は称賛されている。

それでは、なぜオスニーとギズバラ修道院によるこの二冊の歴史書が追放時のユダヤ人虐殺について特に詳述しているのだろうか。そしてギズバラのウォルターによる結末の逆転はどのようにして起こったのだろうか。

まず最初の問いについては、これらの歴史書の成立過程を探ることで、説明が可能であると思われる。この事件を詳述している二つの年代記はどちらも、12世紀にニューバラのウィリアムが書いた年代記と非常に関わりが深い。まず、オスニーの修道院がこのニューバラのウィリアムの年代記の正確なコピーを所有していたことは前章でも述べた通りである³³⁹。また、ユダヤ人が追放された1290年を含む時期にオスニーの修道院年報を書いていた人物は、1280年代に修道士となった前述のワイクスのトマスであった。前章でシモン・ド・モンフォールの内乱中のユダヤ人虐殺についていくつかの歴史叙述を検討したが、ワイクスのトマスによるその叙述には、ニューバラのウィリアムによる1189年のユダヤ人虐殺についての

³³⁷ Factumque est ita, quoniam omnes in vna die capti sunt et infra diem alium certum expulsi. Confiscataque sunt omnia bona eorum immobilia cum starris et obligacionibus suis. Reliqua vero mobilia cum argento et auro eos asportare permisit rex. Quod tamen displicuit multis. Inter quos quidam iudei Londonienses nobiliores et diciores tocuis ciuitatis cum inmensos haberent thesauros conduxerunt nauem de portubus magnam et excelsam. Qua onerata ascenderunt eam et abierunt. Cumque essent in descensu Themisie iuxta mare gratis anchorauit eam magister nauis in mediis fluctibus. Cogitauit enim intra se et condoluit ne tantis forte diuiciis spoliaretur terra. Decrescentibus tandem aquis remansit ipsa nauis super aridam. Et ait Judeis, "Domini mei, iam grauati estis in aquis et superuentura sunt multo maiora grauamina ; bonum est quod mecum ascendatis spaciaturi in arida super arenam maris. Non enim venient aque magno spacio." Adquieuerunt ergo ei gaudentes et exierunt. Ipse vero adduxit eos et a nauis longius attraxit quousque cognosceret mare iterum redundare debere. Aduenientibus tandem fluctibus precucurrit ipse nauta et nauem cum corda ascendit. Judei vero lento pede sequentes clamauerunt ad eum vt salui fierent. At ille, "Non", inquit, "ad me sed ad prophetam vestrum Moysen clamate fortiter. Ipse enim eduxit patres vestros per medium maris rubri, et potens est vos eripere si velit a fluctibus istis." Clamauerunt ergo ad Dominum et Moysen, nec exauditi sunt, quoniam absorbit eos mare et submersi sunt in mediis fluctibus. Ipse vero nauta reuersus ad regem narrauit ei omnia et gratiam promeruit et premium. *The chironicle of Walter of Guiborough*, ed. H. Rothwell, pp. 226-227.

³³⁸ *Calendar of Close Roll*, vol.,17., p. 295.

³³⁹ 92頁参照。

叙述を一部借用したと思える箇所があるのである。かれは「しかし、見せかけだけ洗礼を受けた者はほとんどすべて、狂気が去るとキリスト教を棄ててかつての不信仰に戻った。彼らはまさに、罪の中で生き、背教者として死んだことで一層邪悪になったのだ。」³⁴⁰と、ニューバラのウィリアムが1189年にヨークのユダヤ人ベネディクトがキリスト教に改宗してから後国王の取りなしで再びユダヤ教に戻った時に使用した言葉とよく似た言い回しで、1263年に起こったユダヤ人虐殺に伴う強制改宗を記録している。トマスは1189年のこの改宗騒動について、ニューバラのウィリアムのテキストをほぼ正確に要約していた。すなわち、ワイクスのトマスは12世紀のテキストを換骨奪胎して、同時代の記録を行っていたのである。このような例からも、ワイクスのトマスの記憶の根底にウィリアムのニューバラが詳述した12世紀末のユダヤ人虐殺の記述が横たわっていたことは明らかであろう³⁴¹。

またギズバラのウォルターは、ニューバラのウィリアムの年代記の姿勢をほぼ踏襲しており、12世紀末のユダヤ人虐殺についても、13世紀の年代記の中で唯一ヨークの集団自殺まで含むかたちで詳しく伝えていることも既に述べた³⁴²。このことから、この二人の年代記の作者がとりわけニューバラのウィリアムが語るユダヤ人虐殺のエピソードに通じていた状況が見えてくる。特にギズバラのウォルターのユダヤ人追放の記述には、「すなわち、皆は、もしキリストに反抗的な民族をキリスト教徒から葬り去るなら、神に大いなる従順を示すことだと信じて、全員が熱狂に刺激された。」³⁴³と、ニューバラのウィリアムのユダヤ人虐殺の記述と非常に似通った文言が認められる³⁴⁴。つまり、ユダヤ人の追放にともなう虐殺事件は、12世紀のユダヤ人虐殺の記憶を他より持つ者によって詳述されている。少なくともオスニー修道院とギズバラのウォルターの追放時のユダヤ人虐殺の詳述は、1290年に行われたユ

³⁴⁰ qui paene omnes postea cessante vesania ad pristinam redierunt incredulitatem, abnegando Christianitatem, eo ipso pejores effecti, ut et in peccatis viverent, et apostatae morerentur. *Annales Monastici*, vol. 4 pp. 141-143. ニューバラのウィリアムの1189年のヨークのベネディクトの死についての記述“Ejectus ergo a facie principis, Judaeis est redditus apostata Christianus, factusque filius Gehennae duplo quam prius, post dies paucos ddefecit, ad hoc tantum Christianus factus, ut apostata moreretur.”(*Historia Rerum Anglicarum, Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II and Richard I*, vol. 2 p. 299)を参照のこと。

³⁴¹ 92頁参照。

³⁴² 99頁参照。

³⁴³ Et enim omnes par zelus accenderat arbitantes se grande obsequium prestare Deo si gentem Christo rebellem a Christi fidelibus abraderent. *The chironicle of Walter of Guiborough*, ed. H. Rothwell, p. 226.

³⁴⁴ 61頁参照。

ダヤ人虐殺の事実が、一世紀前の虐殺の記憶を呼び起こし、自身が目撃したユダヤ人虐殺を所有する記憶になぞらえて記述せしめた事例であると考えられるのではないだろうか。

次に、ギズバラのウォルターがこの虐殺事件の結末を改ざんした理由を、その叙述内容を手掛かりに考察しよう。ウォルターの語る水夫は、海の中のユダヤ人に向かって「モーセに叫べ」と言う。すなわち、他にもないユダヤ人が海で溺れ死ぬということは、ユダヤ人らが彼らの神に見捨てられたことを示唆している。聖書においては本来受難すべきではない場所でユダヤ人が死ぬことが、この話のテーマなのである。それゆえに、ユダヤ人を虐殺した者の末路は、書き手のモチベーションによって変わり得たのであろう。すなわち、ギズバラのウォルターは、これまでに確認してきた13世紀の歴史叙述におけるユダヤ人の役割を完遂するために、事実を歪曲してこのユダヤ人虐殺を一つの「物語」として創り上げているのである。

13世紀の歴史叙述家がユダヤ人に与えた歴史的使命は、「ユダヤ人=異物」として死ぬことであった。従って、水夫によるユダヤ人虐殺事件を叙述することにより、同時代の歴史家は、ユダヤ人追放を異物としてのユダヤ人の死の物語として歴史書に組み込むことを可能にしたのである。ギズバラのウォルターに見られる事実の歪曲は、前章で見たセント・ベネット・ホルムの歴史叙述家が、1144年の少年殺害告発を13世紀の少年殺害告発に重ねて見た結果、事実ではないことを記録した例と同質のものであろう³⁴⁵。

3.2 「ユダヤ人追放」の現在

まず、われわれはこれまで、同時代の歴史家の叙述においてはユダヤ人「追放」の記録の重要度が低いことを見逃して来たと言わざるを得ない。前節で見たように彼らは、水夫の虐殺やパリでの聖体侮辱事件など他の物語を接続することでしか、「ユダヤ人追放」を単なる事実以外のものとして彼らの歴史に組み込むことは出来なかった。このことは、ユダヤ人「追放」の事実自体には、ユダヤ人に歴史的役割を割り振る要件が含まれていなかったことを意味している。仮に修道院を取り巻く社会に反ユダヤ的感情が高まっていたとしても、このことと歴史叙述においてユダヤ人に課せられた役割とを直結させるべきではないだろう。

また近代以降、このイングランドのユダヤ人追放は「人道的追放」であるとの評価を受けている。ユダヤ人は追放される時に国王から交通の安全を保証され、動産の携帯も許可された。19世紀にロシアのユダヤ人虐殺に触発されて書かれたエッセイで、G. H. Leonardはこ

³⁴⁵ 116頁参照。

のこともってこのイングランドの追放を積極的に評価している³⁴⁶。この露骨な見解がその後完全に継承されることはないが、20世紀の為政者による暴虐と比較する展望によって、エドワード一世によるユダヤ人追放は人道的行為であるとする見方には根強いものがある。

国王はユダヤ人追放により少なからぬ経済的利益を得たが、確かにユダヤ人の出立に対して安全を保証し、動産の携帯を許している。しかしこの国王の安全保障を、ユダヤ人保護の単純な事実としてみることは危うさが伴うだろう。この安全保障については、ユダヤ人の身体と王の法の関係の文脈で語られるべきである。本論ではその問題については追求しないが、たとえば近年になってP. Brandは、これまで国王の不寛容の頂点あるいは経済的理由から決定に至ったと考えられていたユダヤ人追放が、王とユダヤ人の法的関係のなかで読まれる可能性を示している³⁴⁷。なにより、歴史書にはユダヤ人の追放に伴って虐殺が行われたことがはっきりと明記されており、公文書の処刑命令もそれを裏付けているのである。われわれは「人道的追放」というものが何を意味するのかを今後再考しなければならないだろう。

3.3 おわりに

ユダヤ人が追放されたとき、同時代の歴史家たちは別の物語を伴ってのみユダヤ人追放を物語る事が出来た。そしてわれわれは、彼らがそのようにユダヤ人「追放」に重要性を付与していないということを見過ごして来た。そしてこのユダヤ人追放を「人道的」追放であるとし、時代を区切る出来事とみなしてきた。

しかし、「追放」という言葉により喚起されるもの、意味されるものが、我々と13世紀の歴史叙述家、あるいは国王など、それぞれによって異なる可能性が示された。そうであるならば、歴史叙述の幻想の位置にある「ユダヤ人」は、1290年の追放によってブリテン島から姿を消したとしても、動き続けることができる。すなわち歴史叙述においては、1290年という年がユダヤ人を語るうえで何の区切りとしても機能していないと言える。本論では1290年までの歴史叙述を考察の対象としたためその可能性をこれ以上突き詰めることはしないが、幻想としてのユダヤ人の機能については、更なる追求が今後の課題となるであろう。

³⁴⁶ G. H. Leonard, 1891, pp. 137-143.

³⁴⁷ P. Brand, 2000, pp. 1138-1158.

4. 結論

本論文では、「記憶と忘却」という視点から、中世イングランドのユダヤ人について、12-13世紀に書かれた歴史叙述を対象に考察して来た。ここまでに明らかになったことを確認してみよう。

まず、12世紀イングランドのユダヤ人に関しては、「ユダヤ人への少年殺害告発とユダヤ人虐殺には相関関係がある」という命題を、歴史叙述において検討した。その結果、少年殺害告発の物語において、ユダヤ人に与えられた役割は、聖人を誕生させるための道具立てにすぎず、聖書の物語の枠を越えるものではなく、またいち地域の聖人崇拜の記録以上の意味を持たなかった。対してユダヤ人虐殺は、ヨークでのユダヤ人集団自殺をもって基督教の勝利の物語に読み替えられるなど、広い範囲で記録され、さまざまに意味付けられた。また、歴史叙述上では、これらの二つのユダヤ人をめぐる出来事が、従来の研究者が想定したような因果関係で結ばれることは無かった。

次に、「13世紀のイングランドは前世紀に比してユダヤ人に対して非寛容な社会へと変貌した」という命題を、13世紀の歴史叙述を12世紀の歴史叙述と比較することで検討した。その結果、13世紀のイングランドの歴史書の多くは、イングランドで最初に報告された1144年のノリッジでの少年殺害告発を記録し、その一方で12世紀末のユダヤ人虐殺事件については、とくにヨークでのユダヤ人集団自殺という出来事を排除した省略した形で受け継いでいた。さらに、このように記述が変質した要因を、1255年のリンカンでの少年殺害告発と、1260年代のシモン・ド・モンフォールの乱におけるユダヤ人虐殺の歴史書の記録と合わせて考えると、ノリッジの告発の記録が過去に既にユダヤ人が有責であったという記憶となり得たこと、またユダヤ人虐殺の原因がユダヤ人の未だキリスト教徒に同化されていない異物性に求められるようになったことが明らかになった。こうして、ユダヤ人のキリスト教徒からの分離と改宗による同化の政策が推し進められる風潮を背景に、13世紀の歴史書が過去の記憶を時代に要請される記憶へと変化させて行った過程が浮かび上がってきたのである。

以上の結果を受けて最後に、1290年のユダヤ人追放に関する歴史叙述を取り上げ、目撃証人世代の歴史家たちと我々の間にある認識の隔たりについて考察した。その結果、我々がターニングポイントとして認識しているユダヤ人追放について、同時代の歴史家たちはそのような認識はもとより、それほど深い関心も抱かなかったようである。このことは、ユダヤ人が追放されブリテン島住民の視界から消えてもなお、歴史叙述の幻想の上でユダヤ人はシ

ンボルとしての機能を与えられ続けた可能性を示唆している。この問題は次の課題へと繋がって行くだろう。

以上、本論では、「ユダヤ人に対して寛容から非寛容への転換」という問題を軸にして、12-13世紀イングランドの歴史叙述において、いつどのように記憶が強制され、忘却が強制されるのかを示して来た。しかしこの問題は中世にとどまらず、現在へも続く問題となる。1978年10月31日、ヨークでは市長、大司教、ラビの立ち会いのもと、英国ユダヤ歴史協会 (Jewish Historical Society of England)の会長が、集団自殺のあったとされるクリフォードタワーの下で記念碑を除幕した。さらに1990年の3月15日から18日にかけては「クリフォードタワー記念祭」の800年祭のイベントが行われた³⁴⁸。ここにおいて、1190年のユダヤ人の虐殺から集団自殺の歴史は公認され、記念された。たしかに、過去の犠牲者を弔うことは、非常に意義のあることである。しかし、このイベントの当否は別として、序論でも言及した、いわば「過剰な」記憶の危険性について、ここで述べておかななくてはならないだろう。

ポール・リクールは想起作用と記憶化と記念顕彰が結びつく危険性を指摘している。このように記念顕彰によって公認された歴史に教えられる記憶は、強制される記憶となりうる³⁴⁹。トドロフは「犠牲者であったことが、嘆いたり、抗議したり、要求したりする権利を人に与える」と、犠牲者を自称するものが際限なく償いを要求する傾向を警戒している³⁵⁰。D. Nirenbergは、1096年の第一回十字軍でのユダヤ人虐殺のテキストが近代になってから脚光を浴びたことを立証した論考の最後に、現在の傷を過去に送り込むことの危険性がまさにイスラエルの現状にあらわれていると述べている³⁵¹。

むろん一方では、序章でも述べたように、ユダヤ人の存在がイングランド中世史で扱われない現実がある。先に見たように、ユダヤ人追放にはユダヤ人虐殺が付随して起こったが、この虐殺を軽視したのは、同時代の年代記作家よりもむしろ近代以降の歴史家である。追放の際にユダヤ人の移動の安全が保障されたり、ユダヤ人が動産の携帯を赦されたことなど、王の行為のみを取りあげて評価することで、ユダヤ人追放および虐殺事件は国王のユダヤ人

³⁴⁸ R.B. Dobson, 2003, p. 145.

³⁴⁹ ポール・リクール 2004年 143頁。「(略) 情念に駆られた記憶、傷ついた記憶のある種の要求は、記憶の義務を声高に叫ぶ声に脅迫するような調子をおびさせる。その調子の最も明瞭な表現は、時宜のよしあしは問わず、記念顕彰しようという勧めに見いだされる」148頁。

³⁵⁰ ポール・リクール 2004年 133-144頁。

³⁵¹ D. Nirenberg, 2002, p.309.

追放の評価、すなわち「人道的追放」の影に隠れてしまった。当時イングランドを支配していたキリスト教王権あるいは有力者は、ユダヤ人を追放した勝者という位置に立っている。勝者の残した記録文書あるいはそれに基づく叙述において敗者や弱者の記憶が欠落していることが、記憶を抑圧した結果として起こった忘却である可能性は排除しきれないであろう³⁵²。

このような被害者の過剰な記憶と、暴力行為の正当化がもたらす敗者の忘却が孕む危険性はどのように回避されるべきだろうか。それについては、たとえばD. Nirenbergの姿勢が多くの示唆を与えてくれる。かれは論考「ユダヤ人に対する世俗的暴力行為の二側面（'The Two Faces of Secular Violence against Jews'）」において、スペインにおける受難週（Holy Week）の聖職者によるユダヤ人への暴力を再構成した。そして14世紀のスペインで起こった受難週のユダヤ人への攻撃の内容を正確に読み解いた結果、それが突発的な感情の発露として起こった暴動ではなく、慣習的で地域的な儀式としての暴力であったと結論づけた。かれはそれによって、このときのユダヤ人に対する暴力の頻発は、近代においてのように非寛容のサインとして捉えるべきではないとした³⁵³。すなわちD. Nirenbergはこの論考において、このくり返されるユダヤ人に対する暴力を、従来のように1391年の来るべきユダヤ人大虐殺の予震としては位置づけておらず、これまで支持されてきたカタストロフ的な出来事に収斂するようなユダヤ史のモデルに対する異議申し立てをしているのである。

かれのこの試みでは、ルーツ探しとなりかねない歴史観に対して、ユダヤ人に対する寛容さと非寛容さで時代を区分する行為の見直しが有効であることが示されている。つまり、ここで言われているのは、「正しく思い出すこと」の重要性なのである。この認識に沿って本論では、ユダヤ史に対しては傷を反復しないこと、イングランド史に対しては想起することを求めてきた。そしてリクールは、『記憶・歴史・忘却』の日本語版への序文で以下のように述べている。

（略）記憶の義務は忘れない義務を意味します。しかしその義務とは、たえず傷を、苦痛を、屈辱を、欲求不満を想起することではなく、（略）それらを考慮することであり、それらを考慮することであって、反芻することではありません。

³⁵² ポール・リクール 2004年 139頁。

³⁵³ D. Nirenberg, "The Two Faces of Secular Violence against Jews", 1996. in *Medieval Religion New Approaches*, ed. Berman, Chapter 15.

(略) 喪の作業とは、愛と憎悪の対象から、段階を追って離脱して、そのイメージを内面化することです。この点では喪はメランコリーの反対です。³⁵⁴あらゆる事象に対して「喪の作業」を終えた後に初めて、我々には「忘却」が許されるのである。

³⁵⁴ ポール・リクール 2004年 29-30頁。

5. 参考文献

PUBLISHED PRIMARY SOURCES: EDITIONS AND TRANSLATIONS

- Abbreviatio Chronicarum*, printed in *Historia Anglorum* Vol. 3.
- The Anglo-Saxon Chronicle*, a revised translation ed. D. Whitelock with D. C. Douglas and S. I. Tucker, London, 1961.
- Annales de Dunstaplia*, printed in *Annales Monastici*, vol. 3. pp. 3-408
- Annales de Margan*, printed in *Annales Monastici*, vol. 1, pp. 3-40.
- Annales de Wigornia*, printed in *Annales Monastici*, vol. 4 pp. 355-562.
- Annales de Waverleia*, printed in *Annales Monastici*, vol. 2, pp. 129-411.
- Annales Monastici*, ed. H. R. Luard, Rolls Series, 1864-9, 5vols.
- Annales monasterii Burtonensis*, printed in *Annales Monastici*, vol. 1, pp. 183-500.
- Annales monasterii de Theokesberia*, printed in *Annales Monastici*, vol. 1, pp. 43-180.
- Annales Monasterii de Oseneia*, printed in *Annales Monastici*, vol. 4, pp. 3-352.
- Annales monasterii de Wintonia*, printed in *Annales Monastici*, vol. 2, pp. 3-125.
- Chronicon Vulgo Dictum Chronicon Thomae Wykes* printed in *Annales Monastici*, vol. 4, pp. 3-352.
- The Annals of Roger de Hoveden*, ed. and translation., H. T. Riley, 1853, 2vols.
- Bartholomaei de Cotton Monachi Norwicensis Historia Anglicana*, ed. . H. R. Luard, Rolls Series, 1859.
- Calendar of the Close Rolls of the Reign of Edward I, 1272-9, London, 1900; 1279-88, London, 1902; 1288-96, London, 1904.*
- Calendar of the Plea Rolls of the Exchequer of the Jews, I:1218-1272*, ed. J.M. Rigg, London, 1905, II: *Edward I, 1273-5*, ed. J.M. Rigg, Edinburgh, 1910, III: *Edward I, 1275-77*, ed. H. Jenkinson, London, 1929, IV: *Henry III, 1272 and Edward I, 1275-7*, ed. H.G. Richardson, London, 1972, V: *Edward I, 1277-9*, ed. S. Cohen, rev. P. Brand, London, 1992, VI: *Edward I, 1279-81*, ed. P. Brand, London, 2005.
- Chronica Johannis de Oxenedes*, ed. H. Ellis, Rolls Series, 1859.
- Chronica Magistri Rogeri de Houedene*, ed. W. Stubbs, Rolls Series, 1868-71, 4 vols.
- The Chronicle of Bury St. Edmunds 1212-1301*, ed., with translation, A. Gransden, Nelson's Medieval Texts, 1964.
- The Chronicle of Florence of Worcester with the two continuations*, ed. and translation. T. Forester, 1854.
- The chronicle of Henry of Huntingdon*, ed. and translation. by T. Forester, 1853.
- Chronicle of Jocelin of Brakelond Concerning the Acts of Samson Abbot of the Monastery of St. Edmund*, ed., with translation, H. E. Butler, Nelson's Medieval Classics, 1949.

- Chronicles of the Mayors and Sheriffs of London, A.D 1188 to 1274*, ed. and translation, H. T. Riley, 1863.
- Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, and Richard I*, ed. Richard Howlett, Rolls Series, 1884-9, 4 vols.
- The Chronicle of the Reigns of Henry II and Richard I A.D. 1169-1192, known commonly under the name of Benedict of Peterborough*, ed. W. Stubbs, Rolls Series, 1876, 2 vols.
- The Chronicle of Richard of Devizes of the Time of King Richard the First*, ed. with translation, Appleby, Nelson's Medieval Texts, 1963.
- The chronicle of Walter of Guisborough*, ed. Harry Rothwell, Camden Society, 1957.
- Chronicon Petroburgense*, ed. Thomas Stapleton, Camden Society, 1849.
- Chronicon Vulgo Dictum Chronicon Thomae Wykes*, printed in *Annales Monastici*, vol. 4, pp. 3-352.
- Chronique de Robert de Torigni*, in *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, Richard I*, vol. 4, pp. 3-315.
- Close Rolls of the Reign of Henry III*, 1227-31, London, 1902; 1231-4, London, 1905; 1234-7, London, 1908; 1237-42, London, 1911; 1242-7, London, 1916; 1247-51, London, 1922; 1251-3, London, 1927; 1253-4, London, 1929; 1254-6, London, 1931; 1256-9, London, 1932; 1259-61, London, 1934; 1261-4, London, 1936; 1264-8, London, 1937; 1268-72, London, 1938.
- Continuatio Chronici Willelmi de Novoburgo ad annum 1298*, A continuation of the "Historia Rerum Anglicum" to the year 1298, compiled by a Monk of Furem Abbey, printed in *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II and Richard I*, vol. 2, pp. 503-558.
- The continuation of Roger of Howden commonly called the 'Barnwell' chronicle*, printed in *Memorirale Fratris Walteri de Coventris*, ed. N. K. Chadwick, Rolls Series, 1872-3, 2 vols.
- De Antiquis Legibus Liber: Cronica Maiorum et Vicecomitum Londoniarum...cum Appendice*, ed. T. Stapleton, 1846.
- Eadmeri Historia Novorum in Anglia*, ed. Rule, 1884.
- English Historical Documents III 1189-1327*, ed. Rothwell, London, 1975.
- Florentii Wigorniensis Monarchi Chronicon ex CHronicis*, ed. Thorpe, 1848-9, 2 vols,
- Flores Historiarum*, ed. H. R. Luard, Rolls Series, 1890, 3 vols.
- The flowers of history: from the year of our Lord 1154 and the first year of Henry the Second*, ed. H.G.Hewlett, Rolls Series, 1886-9, 3 vols.
- The Furness chronicle*, printed in *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II, Richard I*, vol. 2.
- Gesta Abbatum, Matthaei Pareisiensis, Monasterii Sancti Albani*, 3 vols.
- Gesta Regum Anglorum*, ed. and trans. R. A. B. Mynors and completed by R. M. Thomson and M. Winter botton II, 2 vols.
- Giraldi Cambrensis Opera*, ed. J. S. Brewer and others, Rolls Series, 1861-91, 8 vols.

- Historia Anglorum*, ed. Madden, Rolls Series, 1866-9, 3 vols.
- Historia Rerum Anglicarum*, printed in *Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry II and Richard I*, vol. 1-2.
- The Historical Works of Gervase of Canterbury*, ed. W. Stubbs, Rolls Series, 1879-80, 2 vols.
- The Historical Works of Giraldus Cambrensis*, ed. with translation. T. Wright, 1905.
- The Historical Works of Master Ralph de Diceto, Dean of London*, ed. W. Stubbs, Rolls Series, 1876, 2 vols.
- The Jews of Angevin England: Documents and Records from Latin and Hebrew Sources*, J. Jacobs, 1893.
- Matthaei Parisiensis, Monachi Sancti Albani, Chronica Majora*, ed. H. R. Luard, Rolls Series, 1872-83, 7 vols.
- Matthew Paris's English History*, ed. and translation, J. A. Giles, 1852-4, 3 vols.
- Matthew of Westminster's Flowers of History*, ed. and translation, C. D. Yonge, 1853, 2 vols.
- Memoriale Fratris Walteri de Coventria*, ed. Stubbs, Rolls Series, 1872-3, 2 vols.
- Nicholai Triveti Annales*, ed. Thomas Hog, English Historical Society, 1845.
- Radulphi de Coggeshall Chronicon Anglicanum*, ed. Joseph Stevenson, Rolls Series, 1875.
- Rogeri de Wendover Chronica sive Flores Historiarum*, ed. H. O. Coxe, English Historical Society, 1841-5.
- Roger of Wendover's Flowers of History*, Translation by J. A. Giles, 1849.
- Select Charters and other illustrations of English Constitutional History*, ed. Stubbs, 1921.
- Select Pleas, Stairs and other Records from the Rolls of the Exchequer of the Jews A.D. 1220-1284*, ed., Rigg, 1902.
- Statutes of the Realm I*, Dawsons of Pall Mall, London, 1810.
- Ungedruckte anglo-normannische, Geschichtsquellen*, hrsgg. von Liebermann, 1879.
- Willelmi Malmesbiriensis Monachi de Gestis Regum Anglorum Libri Quinque*, ed. W. Stubbs, 1887-9, 2 vols.
- Willelmi Rishanger, chronica et Annales*, ed. H. T. Riley, Rolls Series, 1865.

SECONDARY READING

- Adler, M., *Jews of Medieval England*, London, 1939.
- ed. Althoff, Fried and Geary, P.J., *Medieval Concepts of the Past: Ritual, Memory, Historiography*, 2002.
- Bale, A., 'Richard of Devizes and fictions of Judaism', *Jewish Culture and History*, 2000, pp. 55-72.
- Bale, A., 'Framing anti-semitic exempla: Locating the Jew of Tewkesbury', *Medievalia*, 2001, pp. 19-47.
- Bale, A., 'House devil, town saint; antisemitism and hagiography in medieval Suffolk', in Sheila Delany ed., *Chaucer and the Jews: Sources, contexts, meanings*, 2002, pp. 185-210.

- Bale, A., 'Fictions of Judaism in England before 1290', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 129-144.
- ed. Berman, C.H., *Medieval Religion New Approaches*, 2005.
- Blair, I., Hillaby, J., Howell, I., Sermon, R., and Watson, B., 'The discovery of two medieval 'mikva'ot' in London and a reinterpretation of the Bristol mikveh' , *Jewish Historical Studies*, 2002, pp. 15-39.
- Bowers, R.H., 'From Rolls to Riches : King's Clerks and Moneylending in Thirteenth-Century England', *Speculum*, 1983.
- Brand, P., 'Jews and the Law in England 1275-90', *English Historical Review*, 2000, pp. 1138-1158.
- Brand, P., 'The Jewish Community of England in the Records of English Royal Government', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 73-84.
- ed. Britnell, R.H., and Campbell, B.M.S., *A Commercialising economy England 1086 to c. 1300*, Manchester, 1995.
- Brown, R. B. and McCartney, S., 'David of Oxford and Licoricia of Winchester: glimpses into a Jewish family in thirteenth-century England', *Jewish Historical Studies*, 2004, pp. 1-34.
- Carpenter, D.A., 'Was there a crisis of the knightly class in the thirteenth century? the Oxfordshire evidence', *English Historical Review*, 1980, pp. 721-752.
- Chazan, R., 'The deteriorating image of the Jews- twelfth and thirteenth centuries', in *Christianism and Its Discontents*, 1996.
- Clanchy, M.T., *From memory to written record: England 1066-1307*, Oxford, 1993,
- Cluse, C., 'Fabula Ineptissima: Die Ritualmordlegende und Adam von Bristol nach der Handschrift London, British Library, Harley 957', *Aschkenas: Zeitschrift fuer Geschichte und Kultur de Juden*, 1995, pp. 293-330.
- Cohen, S., 'The Oxford Jewry in the Thirteenth Century', *Transactions of Jewish Historical Society of England*, 1932, pp. 293-322.
- Corcos, A., 'Extracts from the Close Roll 1279-1288', *Transactions of Jewish Historical Society of England*, 1903, pp. 202-219.
- Coss, P.R., 'Sir Geoffrey de Langley and the crisis of the knightly class in thirteenth-century England', *Past and Present*, 1975, pp. 3-37.
- ed. Coss, P.R., and Lloyd, S.D., *Thirteenth-Century England : Proceedings of the Newcastle upon Tyne Conference 1*, Woodbridge, 1985.
- Cramer, A.C., 'The Jewish Exchequer: an inquiry into its fiscal functions', *American History Review*, 1940.
- Denholm-Young, N., 'Thomas Wykes and his chronicle', *English Historical Review*, 1946, pp. 157-179.
- Davies, M.D., 'The Memoranda Rolls of the Exchequer to 1307', in *Studies presented to Sir Hilary Jenkinson*, ed. Davies, 1957, pp. 95-154.

- Dobson, B., 'The decline and expulsion of the Medieval Jews of York', *Transactions of Jewish Historical Society of England*, 1979, pp. 34-52.
- Dobson, B., 'The Jews of medieval Cambridge', *Jewish Historical Studies*, 1990, pp. 1-24.
- Dobson, B., 'The Medieval York Jewry Reconsidered', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 145-156.
- Edwards, J., 'The Church and the Jews in Medieval England' in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 85-96.
- Einbinder, S., 'Meir b. Elijah of Norwich: persecution and poetry among medieval English Jews', *Journal of Medieval History*, 2000, pp. 145-162.
- Elman, P., 'The Economic Causes of the Expulsion of the Jews in 1290', *Economic History Review*, 1937, pp. 145-154.
- Elman, P., 'Jewish Trade in 13th Century England', *Historia Judaica*, 1939, pp. 91-104.
- Elman, P., 'Jewish Finance in 13th Century England', *Transactions of Jewish Historical Society of England*, 1952, pp. 97-89.
- Fogle, L., 'The *Domus Conversorum*: the personal interest of Henry III', *Jewish Historical Studies*, 2007, pp. 1-7.
- Fuss, A.M., 'Inter-Jewish loans in pre-Expulsion England', 1975, pp. 227-245.
- Gear, P.J., *Phantoms of Remembrance*, Princeton, 1994.
- Gransden, A., *Historical Writing in England* ; 1. c. 550 to c. 1307 ; 2. c. 1307 to the early sixteenth century, London, 1974.
- Gregg, J.Y., *Devils, Women, and Jews: Reflections of the Other in Medieval Sermon Stories*, New York, 1997.
- Grossman, A., 'The Cultural and Social Background of Jewish Martyrdom in Germany in 1096', in *Juden und Christen zur Zeit der Kreuzzüge*, ed. Haverkamp, 1998, pp. 73-86.
- Hillaby, J., 'Hereford gold: Irish, Welsh and English land- the Jewish Community at Hereford and its clients 1179-1253 Part2', *Woolhope Naturalist Fields Club*, 1985, pp. 193-270.
- Hillaby, J., 'A magnate among the marchers: Hamo of Hereford, his family and clients 1218-1253', *Jewish Historical Studies*, 1990 a, pp. 23-82.
- Hillaby, J., 'The Hereford Jewry 1179-1290- Aaron le Blund and the last decades of Hereford Jewry 1253-1290', *Woolhope Naturalist Fields Club*, 1990 b, pp. 432-487.
- Hillaby, J., 'Beth miqdash me'at: the synagogues of medieval England', *Journal of Ecclesiastical History*, 1993 a, pp. 182-198.
- Hillaby, J., 'London: the 13th-century Jewry revisited', *Jewish Historical Studies*, 1993 b, pp. 89-158.
- Hillaby, J., 'The ritual child murder accusation: its dissemination and Harold of Gloucester', *Jewish Historical Studies*, 1994, pp.69-106.
- Hillaby, J., 'Testimony from the margin: the Gloucester Jewry and its neighbours', c1159-1290', *Jewish Historical Studies*, 2002, pp. 41-112.

- Hillaby, J., 'Jewish Colonisation in the Twelfth Century', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 15-40.
- Hillaby, J., 'A *Domus Conversorum* at Bristol?', *Jewish Historical Studies*, 2009, pp. 1-5.
- Hilton, C., 'St. Bartholomew's Hospital and its Jewish connections', *Jewish Historical Studies*, 1987, pp. 21-50.
- Hinton, D.A., 'Medieval Anglo-Jewry: The Archaeological Evidence' in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 97-112.
- Hugh, P., *The Church in Crisis: A History of the General Councils 325-1870*, New York, 1964.
- Hyams, P.R., 'The Jewish Minority in Medieval England 1066-1290', *Journal of Jewish Studies*, 1974, pp. 270-293.
- Hyams, P.R., 'The Jews in Medieval England, 1066-1290', in Haverkamp and Wollrath eds. *England and Germany in the High Middle Ages*, 1986, pp. 173-192.
- Johnson, W., 'Textual Sources for the Study of Jewish Currency Crimes in Thirteenth-Century England', *British Numismatic Journal*, 1997, pp. 21-32.
- Johnson, W., 'The myth of Jewish male menses', *Journal of Medieval History*, 1998, pp. 273-295.
- Kaeuper, R.W., *Bankers to the Crown: The Riccardi of Lucca and Edward I*, Princeton, 1973.
- King, E., 'Large and small landowners in the thirteenth-Century England the case of Peterborough Abbey', *Past and Present*, 1970, pp. 26-50.
- Kirschenbaum, A., 'Jewish and Christian theories of usury in the middle ages', *Jewish Quarterly Review*, 1985, pp. 270-289.
- Kruger, S.F., 'The Bodies of Jews in the Late Middle Ages', in *The Ides of Medieval Literature: New essays on Medieval culture in Honor of Donald R. Howard*, eds. J. M. Dean and C. Zacher, 1992, pp. 301-323.
- Langmuir, G., 'The Jews and the archives of Angevin England- reflections on medieval anti-semitism', *Traditio*, 1963, pp. 183-244.
- Langmuir, G., 'The Knight's Tale of young Hugh of Lincoln', *Speculum*, 1972, pp. 459-482.
- Langmuir, G., 'Thomas of Monmouth: detector of ritual murder', *Speculum*, 1984, pp. 822-846.
- Langmuir, G., *Toward the Definition of Antisemitism*, Oxford and Berkeley, 1990.
- Langmuir, G., 'The tortures of the body of Christ', in *Christendom and Its Discontents*, a cura di S. Waugh-P.D. Diehl, 1996.
- Leonard, G.H., 'The Expulsion of the Jews by Edward Ist- an essay in explanation of the Exodus A.D.1290', *Transactions of the Royal Historical Society*, 1891, pp. 103-146.
- Lieberman, S.T., 'English Royal policy towards the Jews' debtors, 1227-1290', University of London PhD thesis, 1983.
- Lipman, V.D., *The Jews of Medieval Norwich*, The Jewish Historical Society of England, 1967.
- Loewe, R., 'The medieval Christian Hebraists of England', *Hebrew Union Collage Annual*, 1957, pp. 205-252.
- Logan, F.D., 'Thirteen London Jews and Conversion to Christianity: Problems of Apostasy in the 1280s', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 1972, pp. 214-229.

- Mate, M., 'The Indebtedness of Canterbury Cathedral Priory 1215-95', *Economic History Review*, 1973, pp. 183-197.
- McCulloh, J., 'Jewish Ritual Murder: William of Norwich, Thomas of Monmouth, and the Early Dissemination of the Myth', *Speculum*, 1997, pp. 698-740.
- Menache, S., 'Faith myth and politics- the stereotype of the Jews and their Expulsion from England and France', *Jewish Quarterly Review*, 1985, pp. 351-374.
- Menache, S., 'The king the Church and the Jews: some considerations on the expulsion from England and France', *Journal of Medieval History*, 1987, pp. 223-236.
- Menache, S., 'Matthew Pariss' attitude toward Anglo-Jewry', *Journal of Medieval History*, 1997, pp. 139-162.
- Mundill, R.R., 'Anglo-Jewry under Edward I -credit agents and their clients', *Jewish Historical Studies*, 1990, pp. 1-21.
- Mundill, R.R., 'Lumbard and son: the Businesses and Debtors of Two Jewish Moneylenders in Late Thirteenth-Century England', *Jewish Quarterly Review*, 1991, pp. 137-170.
- Mundill, R.R., 'The Jewish entries from the Patent Rolls 1270-1292', *Jewish Historical Studies*, 1993, pp. -88.
- Mundill, R.R., 'Rabbi Elias Menahem: a late-13th-century English entrepreneur', *Jewish Historical Studies*, 1997, pp. 161- 181
- Mundill, R.R., *England's Jewish Solution: Experiment and Expulsion, 1262-1290*, Cambridge, 1998.
- Mundill, R.R., 'Edward I and the Final Phase of Anglo-Jewry', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 55-70.
- Nirenberg, D., 'The Two Faces of Secular Violence against Jews', in *Communities of Violence: Persecution of Minorities in the Middle Ages*, 1996, (or in *Medieval Religion New Approaches*, ed. Berman, Chapter 15)
- Nirenberg, D., 'The Rhineland Massacres of Jews in the First Crusade: Memories Medieval and Modern', in *Medieval Concepts of the Past , ritual, memory, historiography*, ed. G. Althoff, J. Fried, P. J. Geary, 2002, pp. 279-309.
- Ovrut, B.D., 'Edward I and the Expulsion of the Jews', *Jewish Quarterly Review*, 1977, pp. 224-235.
- Partner, N.F., *Serious Entertainments: The Writing of History in Twelfth-century England*, Chicago and London, 1977.
- Pepper, G., 'An archaeology of the Jewry in medieval London', *London Archaeologist*, 1992, pp. 3-6.
- Picciotto, C.M., 'The legal position of the Jews in pre-Expulsion England as shown by the Plea Rolls of the Jewish Exchequer', *Transactions of Jewish Historical Society of England*, 1922, pp. 67-84.
- Postan, M.M., *The Medieval Economy and Society*, London, 1972.
- Powicke, F.M., *The Thirteenth Century 1216-1307*, Oxford, 1962.
- Prestwich, M., 'The Piety of Edward I', in *England in the Thirteenth Century*, 1985, pp. 120-128.

- Richardson, H.G., *The English Jewry under the Angevin Kings*, London, 1960.
- Richmond, C., 'Englishness and medieval Anglo-Jewry', in Kushner ed. *The Heritage in British History: Englishness and Jewishness*, 1992, pp. 42-59.
- Rigg, J.M., 'The Jews of England in the Thirteenth Century', *Jewish Quarterly Review*, 1903, pp. 5-22.
- Rokeah, Z.E., 'Drawings of Jewish Interest in some Thirteenth-Century English Public Records', *Scriptorium*, 1972, pp. 55-62.
- Rokeah, Z.E., 'The Jewish Church-robbers and the Host Desecrators of Norwich (ca. 1285)', *Revue des Etudes juives*, 1982, pp. 331-362.
- Rokeah, Z.E., 'Crime and the Jews in late thirteenth century England: some cases and comments', *Hebrew Union College Annual*, 1984, pp. 95-157.
- Rokeah, Z.E., 'Money and the hangman in late 13th-century England: Jews, christians and coinage offences alleged and real Part 1', *Jewish Historical Studies*, 1990, pp. 83-109.
- Rokeah, Z.E., 'Money and the hangman in late 13th-century England: Jews, christians and coinage offences alleged and real Part 2', *Jewish Historical Studies*, 1994, pp. 159-218.
- Roth, C., 'The Feast of Purim and Origins of the Blood Accusation', *Speculum*, 1933, pp. 520-527.
- Roth, C., *Anglo-Jewish Letters (1158-1917)*, London, 1938.
- Roth, C., *History of the Jews in England*, Oxford, 1941.
- Roth, C., *Essays and Portraits in Anglo-Jewish History*, Philadelphia, 1962.
- Rubin, M., 'Desecration of the Host: the birth of an accusation', in *Christianity and Judaism*, ed. Wood, 1992, pp. 169-185(or in *Medieval Religion- New Approaches*, ed. Berman)
- Rubin, M., 'The person in the form: medieval challenges to bodily 'order'', in *Framing Medieval Bodies*, eds. M. Rubin and S. Kay, 1994, pp. 100-122.
- Schechter, F.I., 'The rightlessness of medieval English Jewry', *Jewish Quarterly Review*, 1914, pp. 121-151.
- Schulz, M., 'The blood libel: a motif in the history of childhood', *Journal of Psychohistory*, 1986, pp. 1-24.
- Sinanoglow, L., 'The Christ child as sacrifice: a medieval tradition and the corpus christi play', *Speculum*, 1973, pp. 491-509.
- Singer, S.A., 'The Expulsion of the Jews from England in 1290', *Jewish Quarterly Review*, 1964, pp. 115-136.
- Skemer, D.C., 'King Edward I's Articles of Inquest on the Jews and Coin- Clipping 1279', *Historical Research*, 1999, pp. 1-26.
- Skinner, P., ed. *The Jews in Medieval Britain- Historical, Literary and Archaeological Perspectives*, London, 2003.
- Stacey, R.C., 'Royal taxation and the Social Structure of Medieval Anglo-Jewry: the tallages of 1239-1242', *Hebrew Union College Annual*, 1985, pp. 175-247.

- Stacey, R.C., '1240-1260: a watershed in Anglo-Jewish relations?', *Historical Research*, 1988, pp. 135-150.
- Stacey, R.C., 'The Conversion of the Jews to Christianity in Thirteenth-Century England', *Speculum*, 1992, pp. 263-283.
- Stacey, R.C., 'Jewish lending and the medieval English economy', in *A commercialising economy England 1086 to c.1300*, 1995.
- Stacey, R.C., 'Parliamentary negotiation and the Expulsion of the Jews from England', in *Thirteenth-Century England vol. VI*, 1997, pp. 79-101.
- Stacey, R.C., 'From Ritual Crucifixion to Host Desecration: Jews and the Body of Christ', *Jewish History*, 1998 a, pp. 11-28.
- Stacey, R.C., 'Crusades, Martyrdoms and the Jews of Northern England 1096-1190', in Haverkamp ed. *Juden und Christen zur Zeit der Kreuzzüge*, 1998 b, pp. 233-251.
- Stacey, R.C., 'Anti-Semitism and the Medieval English State', in *The Medieval State: Essays presented to James Campbell*, Maddicott and Palliser eds., 2000, pp. 163-177.
- Stacey, R. C., 'Jews and Christians in Twelfth-Century England: some Dynamics of a Changing Relationship', in M. A. Signer and J. Van Engen eds. *Jews and Christians in Twelfth Century Europe*, 2001, pp. 340-354.
- Stacey, R.C., 'The English Jews under Henry III', in P. Skinner eds. *Jews in Medieval Britain*, 2003, pp. 41-54.
- Stokes, H.P., 'Extracts from the Close Rolls 1289-1368', *Miscellanies of the Jewish Historical Society of England*, 1925.
- Stow, K.R., 'Papal and Royal Attitudes toward Jewish Lending in the Thirteenth Century', *Association for Jewish Studies Review*, 1981, pp. 161-184.
- Vaughan, R., *Matthew Paris*, Cambridge, 1979.
- Vincent, N., 'Jews Poitevins, and bishop of Winchester', in Wood ed. *Christianity and Judaism*, 1992, pp. 119-132.
- Vincent, N., 'Two papal letters on the wearing of the Jewish badge, 1221 and 1229', *Jewish Historical Studies*, 1994, pp. 209-224.
- Wasserstein, D.J., 'Grosseteste, the Jews and medieval Christian Hebraism', in McEvoy ed. *Robert Grosseteste: New Perspectives on his Thought and Scholarship*, 1995, pp. 357-376.
- Watt, J.A., 'The English episcopate, the state and the Jews : the evidence of the thirteenth century conciliar decrees', in Coss and Lloyd, 1987, pp. 137-147.
- Weiler, B., 'Matthew Paris, Richard of Cornwall's candidacy for the German throne, and the Sicilian Business', *Journal of Medieval History*, 2000, pp. 71-92.

邦語文献

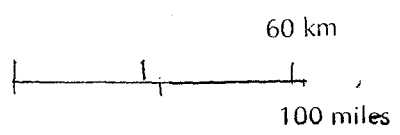
イェルシャルミ 『ユダヤ人の記憶 ユダヤ人の歴史』 木村光二 訳 晶文社 1996

- パトリック・ギアリ 『死者と生きる中世—ヨーロッパ封建社会における死生観の変遷』
杉崎泰一郎訳 1999
- カルロ・ギンズブルグ 『歴史を逆なでに読む』 上村忠男訳 みすず書房 2003
- カルロ・ギンズブルグ 『ピノッキオの眼—距離についての九つの省察』 竹山博英訳 せり
か書房 2001
- チャーサー 『カンタベリ物語』 西脇順三郎 訳 ちくま文庫 1978
- ナタリー・ゼーモン・デーヴィス 『愚者の王国・異端の都市』 第6章「暴力儀礼」
201-242頁 1965
- アイリーン・パウア 『イギリス中世史における羊毛貿易』 社会科学ゼミナール35 未来社
1966
- フロイト 「想起、反復、徹底操作」 49-58頁 「悲哀とメランコリー」 137-149頁 『フロ
イト著作集 第六巻』 人文書院 1970
- ポール・リクール 『記憶・歴史・忘却』 久米 博 訳 上2004/下2005
- ジャック・ル・ゴフ編 『中世の人間—ヨーロッパ人の精神構造と想像力』 第9章「聖
者」 363-400頁、アンドレ・ヴォシェ著、鎌田博夫訳 1999
- ジャック・ル・ゴフ 『中世の高利貸し—金も命も—』 叢書ユニベルシタス 279 法政大
学出版局 1989
- シーセル・ロス 『ユダヤ人の歴史』 長谷川 眞 安曇 鋭二 訳 みすず書房 1966
- フラウィウス・ヨセフス 『ユダヤ戦記』 秦 剛平訳 ちくま学芸文庫 2004
- 青谷秀記 「君主の記憶、都市の記憶—中世後期フランドルにおける歴史叙述と記憶文
化—」 『中世ヨーロッパにおける「過去」の表象と「記憶」の伝承—歴史叙述・
モミュメント・儀礼—』 京都大学大学院文学研究科21世紀COEプログラム
47-66頁 2007
- 安齋和雄 「フランスにおけるユダヤ人追放—1394年の「最終的追放」をめぐって—」
『社会学討究』 919-947頁 1995
- 菊池智子 「中世イングランドのユダヤ研究史」 『神戸大学史学年報』 25-35頁 2006
- 佐々木博光 「変容するベスト・ポグロム—ドミニコ修道士の世界年代記の場合—」 『西洋史
学』 18-38頁 2006
- 佐藤唯行 「中世英国のユダヤ人金融」 『西洋史学』 43-61頁 1978
- 佐藤唯行 『英国ユダヤ人—共生を目指した流転の民の苦闘』 講談社選書メチエ 1995

鈴木利章 「秘儀的少年殺害 (Ritual Murder)信仰の成立とユダヤ人」 『神戸大学文学部紀要』 75-110頁 1983

中村敦子 「バトル修道院年代記にみられる証書の利用」 『史林』 122-140頁 2003

松尾佳代子 「カルチュレールを読むー12世紀初におけるサン・メクサン修道院とリュージニャン城主ー」 『史林』 115-137頁 2005



Guilsborough

Newburgh

York

Lincoln

Nottingham

Lyhn

Rising

St Benet at Hulme

Burton upon Trent

Norwich

Coventry

Stamford

Peterborough

Thetford

Bunga

Warwick

Bury St Edmunds

Worcester

Huntingdon

Hereford

Northampton

Bedford

Cambridge

Colchester

Tewkesbury

Oxford

Dunstable

Coggeshall

Margam

Gloucester

Osney

Wallingford

St Albans

Hertford

Malmesbury

London

Bristol

Devizes

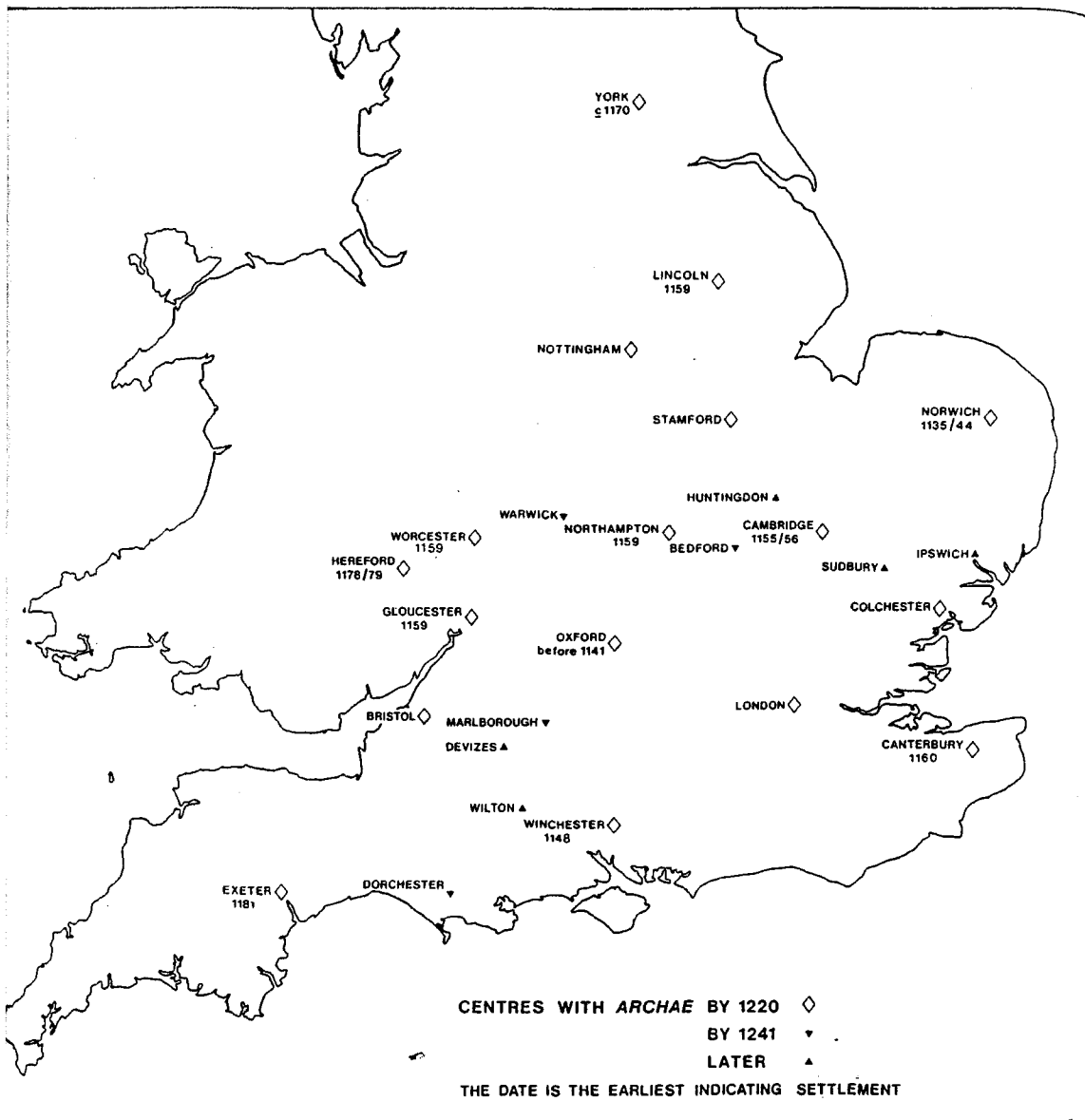
Waverley

Canterbury


Winchester

Exeter

Chichester



Jewish communities in England, late-12th and 13th centuries.

ユダヤ人共同体の分布図  J. Hillaby, 'A magnate among the marchers: Hamo of family and clients 1218-1253', *Jewish Historical Studies*, 1990 a, p. 24.